

保 健 福 祉 委 員 会

令和7年9月12日

【庶務報告】

1 議案関係

- (1) 令和7年度葛飾区一般会計補正予算（第2号）について
(福祉管理課長・地域保健課長・子育て政策課長・児童相談課長)
- (2) 令和7年度葛飾区国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
(国保年金課長)
- (3) 令和7年度葛飾区後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
(国保年金課長)
- (4) 令和7年度葛飾区介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
(介護保険課長)
- (5) (仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事請負契約締結について
(福祉管理課長)

2 一般

〔福祉部・健康部・子育て支援部共通〕

- (1) 心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当及び児童育成手当の所得制限額の改正について
(子育て応援課長)

〔健康部・児童相談部共通〕

- (1) かつしかハッピーお届け隊事業の実施について (子ども家庭支援課長)

〔福祉部〕

- (1) 区内特別養護老人ホームの大規模改修工事延伸に伴う施設整備費補助の工事期間変更について (福祉管理課長)
- (2) 東四つ木在宅サービスセンター運営事業者に係る適格性の審査について (福祉管理課長)
- (3) 認知症に関する意識・意向調査等の実施結果、(仮称) 葛飾区認知症施策推進計画（骨子案）及び(仮称) 葛飾区認知症への理解促進に向けた条例（骨子案）について (高齢者支援課長)
- (4) 障害福祉サービス事業の拡充（ヘルプシール作成案）について (障害福祉課長)

- (5) 特別障害者手当認定処分取消請求事件の判決について (障害福祉課長)
- (6) 健診結果及びレセプト等データの利用について (国保年金課長)
- (7) 生活保護法による保護の基準の一部改正について (東生活課長)
- (8) 葛飾区保有個人情報開示取消処分取消請求事件について (東生活課長)
- (9) 裁決取消請求控訴事件の判決について (東生活課長)

〔健康部〕

- (1) (仮称) 葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例等の素案について (生活衛生課長)
- (2) 不作為の違法確認請求事件について (保健予防課長)
- (3) 専決処分(損害賠償額の決定)の報告について (青戸保健センター所長)

〔子育て支援部〕

- (1) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について (子育て政策課長)
- (2) 子育て家庭家事サポーター派遣事業の拡充について (子育て応援課長)
- (3) 私立幼稚園等における弁当食材料費補助について (子育て施設支援課長)
- (4) 令和7年度私立幼稚園等在籍状況について (子育て施設支援課長)
- (5) 私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について (子育て施設支援課長)
- (6) 保育所の運営費助成額算定相違に係る返還金等について (子育て施設支援課長)
- (7) 令和8年度保育施設利用案内について (保育課長)

議案関係庶務報告N o . 5		
福	祉	部
令	和	7 年 9 月 1 2 日

(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設
建築工事請負契約締結について

福祉管理課

1 工事の目的

(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設について、建築工事を行うもの

2 契約の概要

- (1) 工事件名
(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事
- (2) 工事箇所
葛飾区南水元三丁目 1646 番 5 号
- (3) 契約の方法
施工能力審査型総合評価一般競争入札による契約
- (4) 予定価格
32 億 9,890 万円
- (5) 契約金額
32 億 9,450 万円
- (6) 契約の相手
東京都葛飾区立石六丁目 14 番 10 号
金子・田辺建設共同企業体
構成員（代表者）東京都葛飾区立石六丁目 14 番 10 号
株式会社金子工務店
代表取締役 鈴木 潤 美
構成員 東京都葛飾区新小岩三丁目 11 番 7 号
株式会社田辺工務店
代表取締役 田 邊 哲 也
- (7) 工期
契約締結の日の翌日から令和 9 年 11 月 30 日まで

3 工事の概要

(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

(1) 敷地面積

2,330.67 平方メートル

(2) 建築

ア 構造

鉄骨構造地上5階建

イ 建築面積

1,217.07 平方メートル

ウ 延べ面積

4,809.53 平方メートル

エ 高さ

20.68 メートル

オ 主要諸室等

- 1階 面談室、事務室、医務室兼看護職員室、静養室、会議室、調理室、配膳室、職員更衣室
- 2階 居室、脱衣室、浴室、機械浴室、介護職員室、職員休憩室
- 3階 居室、脱衣室、浴室、機械浴室、介護職員室、職員休憩室
- 4階 居室、脱衣室、浴室、機械浴室、介護職員室、職員休憩室
- 5階 機能訓練室、防災拠点型地域交流スペース、脱衣室、浴室、備蓄倉庫、設備室

4 参考資料

(1) 案内図

別紙1のとおり

(2) 配置図及び各階平面図等

別紙2のとおり

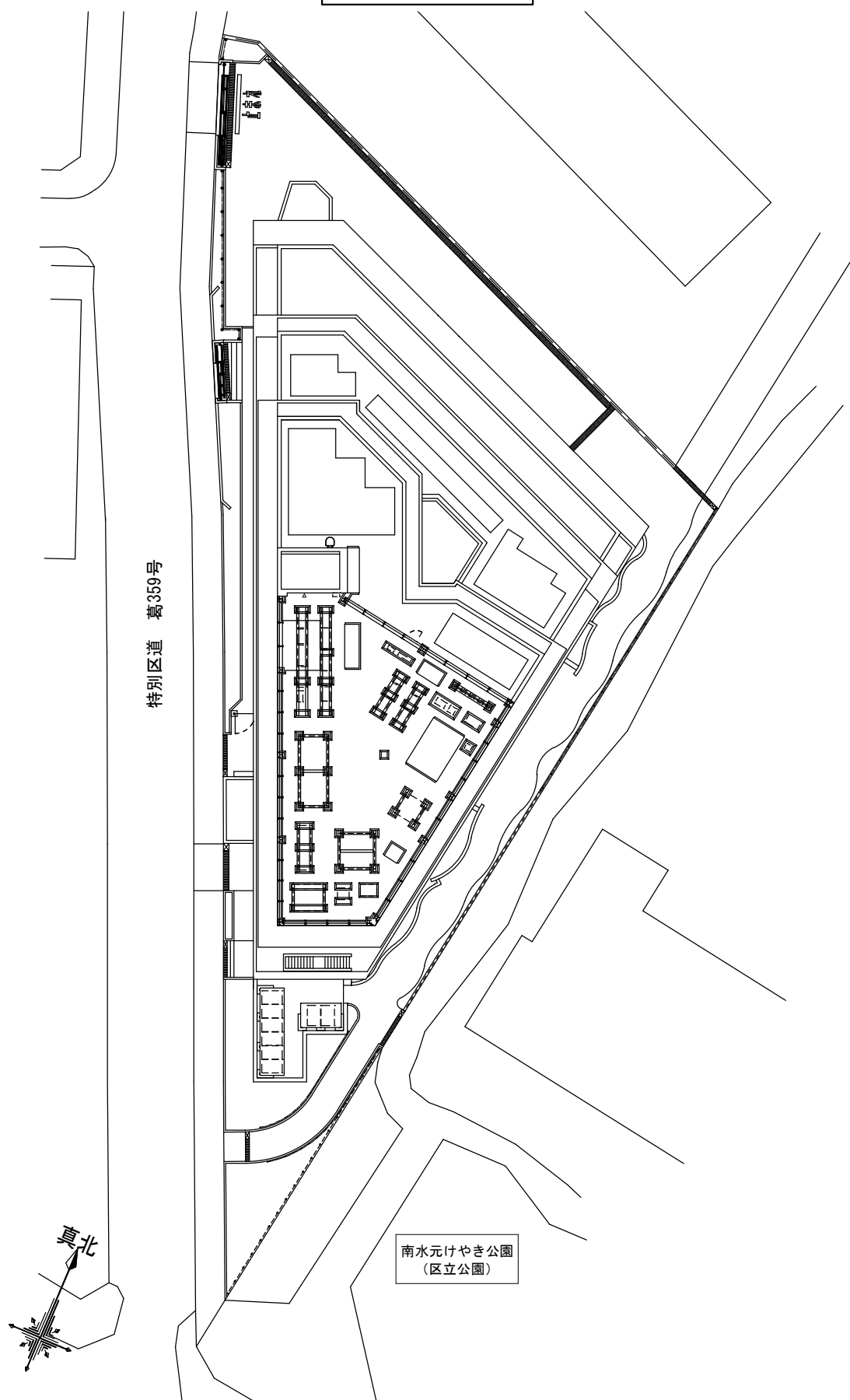
案 内 図

別紙 1



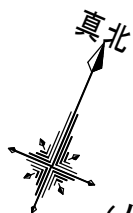
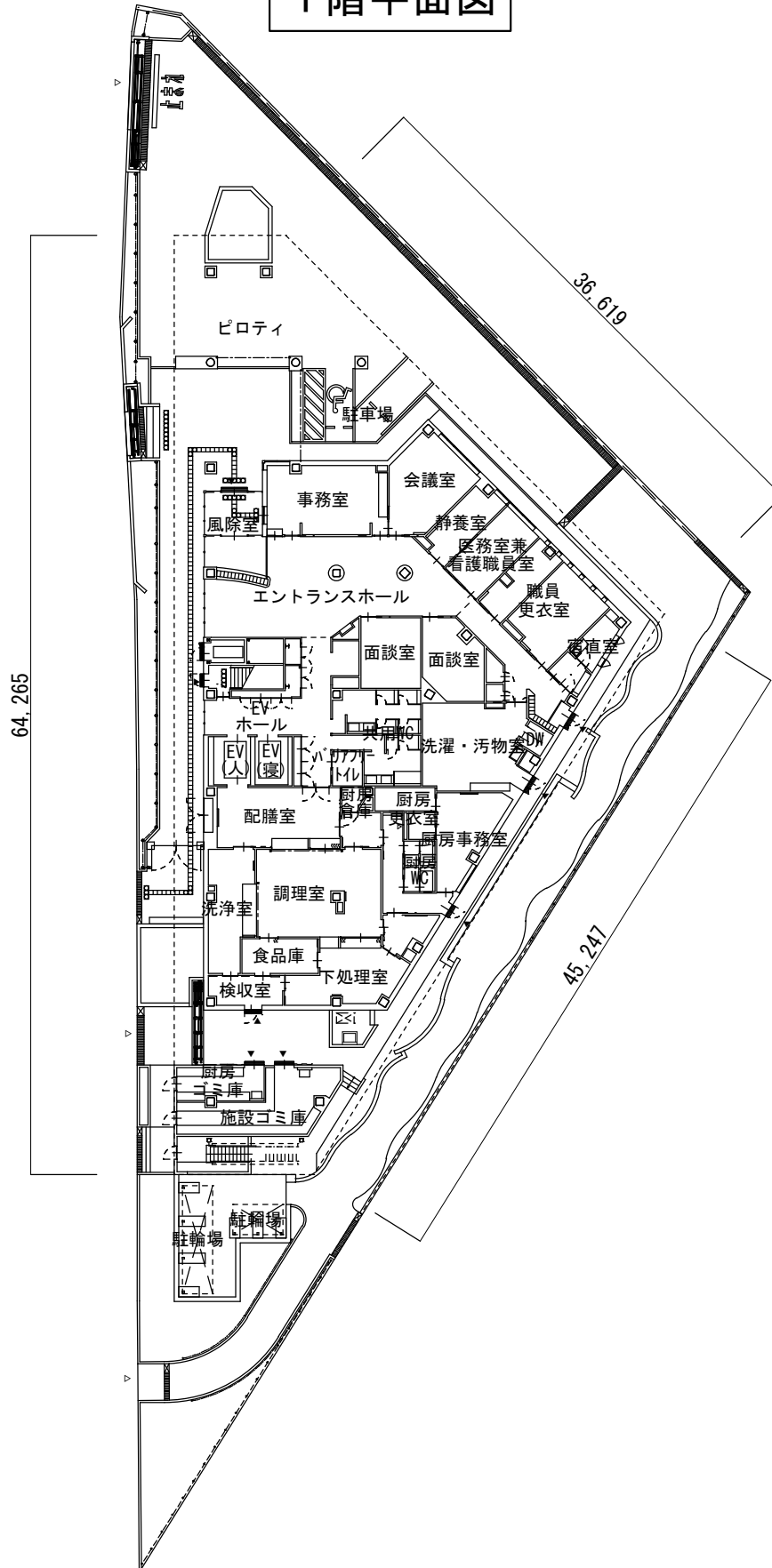
(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

配置図



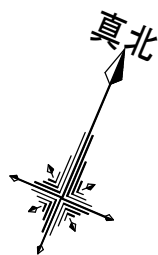
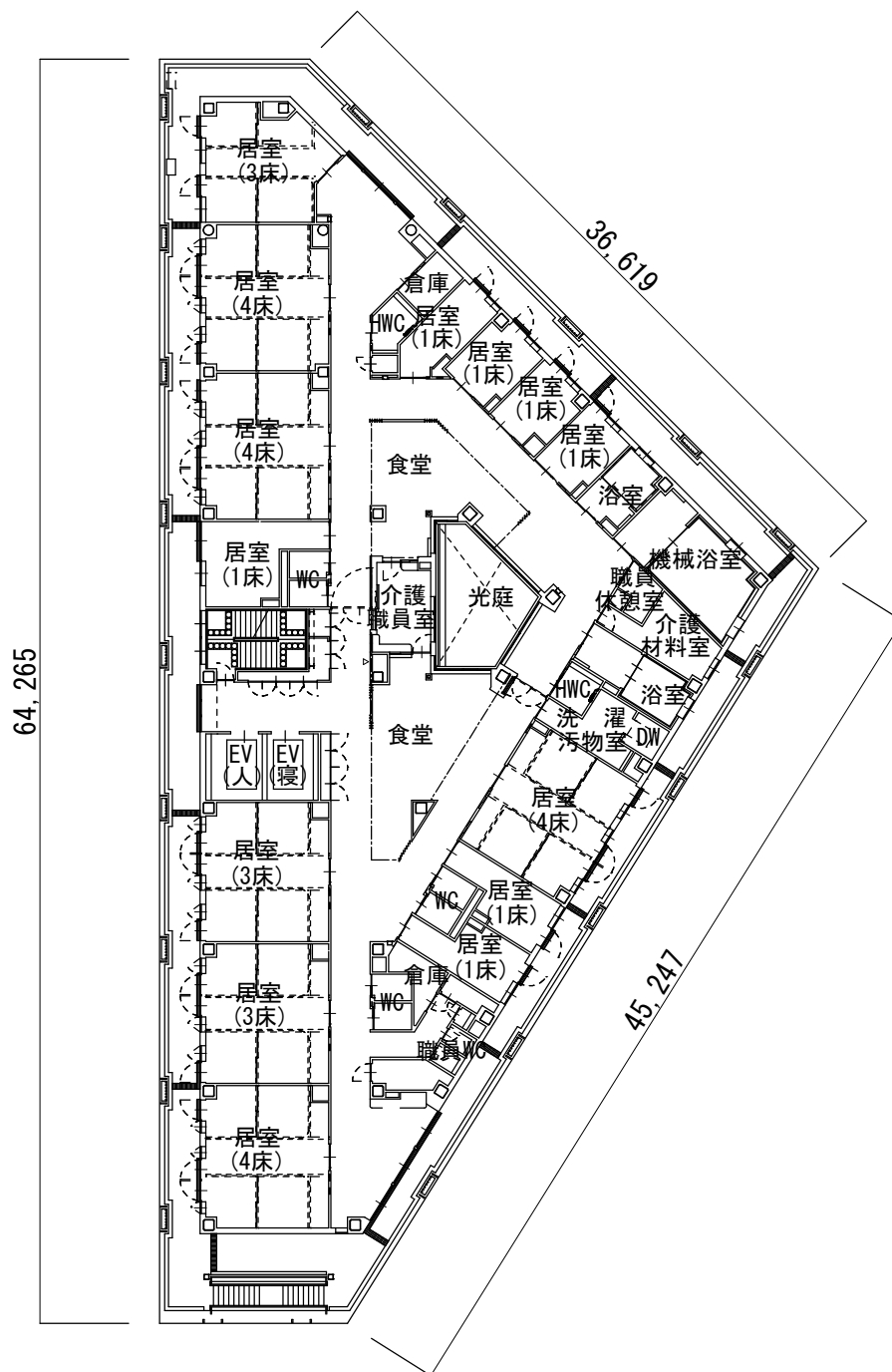
(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

1 階平面図



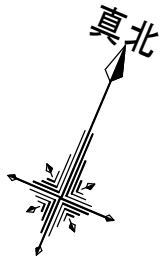
(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

2階・3階平面図



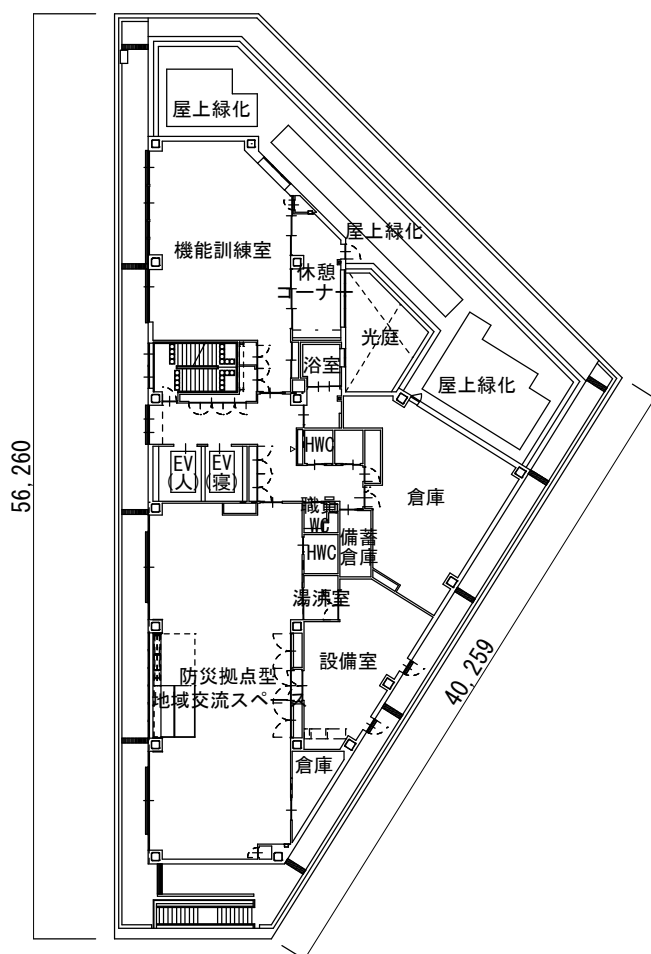
(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

4 階平面図

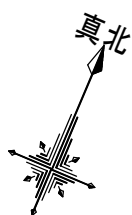
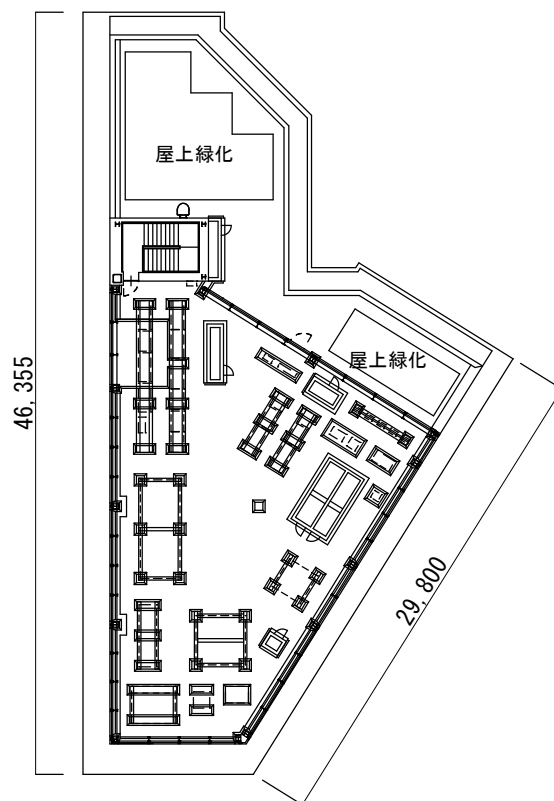


(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

5 階平面図



屋根伏図



(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事



64, 265

西側立面図

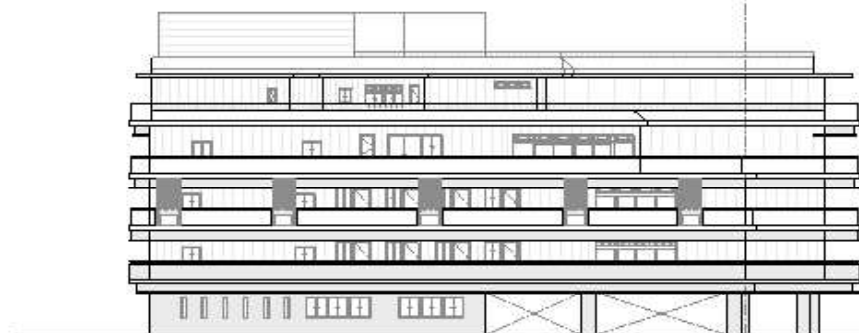


南側立面図



45, 247

東側立面図



36, 619

北側立面図

(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

外観パース



(仮称) 葛飾区特別養護老人ホーム等代替施設建築工事

心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当及び児童育成手当の 所得制限額の改正について

障害福祉課
保健予防課
子育て応援課

1 概要

心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当及び児童育成手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）の改正に準じて所得制限額の改正を行うため、報告するもの

2 改正内容

扶養親族 等の数	所得額	
	改正前	改正後
0 人	3,604,000円	3,661,000円
1 人	3,984,000円	4,041,000円
2 人	4,364,000円	4,421,000円
3 人	4,744,000円	4,801,000円

以降、1人につき380,000円を加算

3 適用年月日

- (1) 心身障害者福祉手当及び難病患者福祉手当
令和7年8月1日
- (2) 児童育成手当
令和7年6月1日

4 改正に伴う影響見込対象者数等（令和7年7月末時点）

- (1) 心身障害者福祉手当

	改正前	改正後	影響見込
対象者数	6,505人	6,510人	+5人
令和7年度 執行見込額	989,822,000円	990,132,000円	+310,000円

12月（8・9・10・11月）支給分

(2) 難病患者福祉手当

	改正前	改正後	影響見込
対象者数	2,449人	2,451人	+2人
令和7年度 執行見込額	453,867,000円	453,991,000円	+124,000円

12月(8・9・10・11月)支給分

(3) 児童育成手当

	改正前	改正後	影響見込
世帯数	4,149世帯	4,159世帯	+10世帯
対象者数	5,908人	5,928人	+20人
令和7年度 執行見込額	993,050,000円	995,306,000円	+2,256,000円

10月(6・7・8・9月)及び2月(10・11・12・1月)支給分

5 予算措置

いずれも令和7年度当初予算の範囲内で対応し、支給額が予算額を超過する見込みとなった場合は、必要な措置を講ずる。

6 対象者への周知

広報かつしか、区公式ホームページや各種SNSを活用し、周知する。

<参考>

(1) 心身障害者福祉手当

身体障害者手帳(1～3級)、愛の手帳(1～4度)又は精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方に対し、支給する(新規申請時65歳未満)。

(2) 難病患者福祉手当

難病医療費助成制度の医療受給者証又はマル都医療券をお持ちの方、これらの疾病と同種の疾病名で小児慢性特定疾病医療費助成制度を受けている方に対し、支給する(新規申請時65歳未満)。

(3) 児童育成手当

ひとり親家庭等の児童(育成手当・18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子)、又は障害のある児童(障害手当・20歳未満の子)を養育している方に対し、支給する。

なお、心身障害者福祉手当、難病患者福祉手当及び児童育成手当(障害手当)は併給できない。

かつしかハッピーお届け隊事業の実施について

青戸保健センター
金町保健センター
子ども家庭支援課

1 趣旨

子育て家庭の孤立・孤独化解消、児童虐待予防や早期発見を目的に新たな子育て支援策として、乳児期の全世帯への見守り訪問を行い、育児支援品をお渡しする「かつしかハッピーお届け隊事業」を令和 7 年 10 月より開始するため、本事業の実施方法等について報告するもの

2 事業の概要

(1) 対象

葛飾区に住所を有する生後 5 か月～11 か月の乳児がいる世帯
(令和 7 年度のみ遡及措置あり)

(2) 実施内容

- ア 見守り訪問 毎月 1 回 (1 世帯最大 7 回利用可能)
- イ 育児支援品 1 回の訪問につきデジタルギフト 3,000 円相当

(3) 委託事業者

- ア 事業者名 株式会社パソナライフケア
- イ 所在地 東京都港区南青山三丁目 1 番 30 号

(4) 契約額

- ア 業務委託（債務負担行為）417,566 千円
 - 令和 7 年度 115,166 千円
 - 令和 8 年度 151,200 千円
 - 令和 9 年度 151,200 千円
- イ デジタルギフトの購入（単価契約・債務負担行為）138,600 千円
 - 令和 7 年度 37,800 千円（単価 3,000 円×12,600 件）
 - 令和 8 年度 50,400 千円（単価 3,000 円×16,800 件）
 - 令和 9 年度 50,400 千円（単価 3,000 円×16,800 件）

(5) 区民への周知

- ア 対象家庭への利用登録案内を個別送付
- イ 区公式ホームページ、広報かつしか、区公式 SNS への掲載
- ウ 事業 PR 用 SNS（インスタグラム）による周知

区内特別養護老人ホームの大規模改修工事延伸に伴う 施設整備費補助の工事期間変更について

福祉管理課

1 趣旨

区内特別養護老人ホーム「バタフライヒル細田」は、東京都の施設整備費補助制度を活用した大規模改修工事を令和 6 年度から令和 7 年度にかけて計画し、令和 6 年 6 月に東京都の補助内示を受けた。

これに伴い、区による当該工事への補助についても、令和 6 年 9 月の保健福祉委員会で庶務報告を行い、令和 6 年度第三次補正予算において債務負担行為を設定したところであるが、その後、運営法人による設計作業の遅延に伴い、工事期間を変更する必要が生じた。

この変更について、運営法人と東京都の協議において工事期間の延伸が認められ、令和 7 年 7 月に運営法人が東京都から改めて変更後の補助内示を受けたため、区の補助においても工事期間の延伸に伴う所要の変更を行うもの

2 補助対象施設概要

- (1) 施設名 バタフライヒル細田
- (2) 所在地 葛飾区細田四丁目 20 番 14 号
- (3) 運営法人 社会福祉法人 善光会
- (4) 改修内容 屋上防水・外壁の更新等

3 工事期間延伸に伴う変更内容

	変更前	変更後
工事期間	令和 7 年 3 月～令和 7 年 8 月	令和 7 年 11 月～令和 8 年 4 月
区補助額	令和 6 年度 3,939 千円 (工事進捗率 10%) 令和 7 年度 35,443 千円 (工事進捗率 90%)	令和 6 年度 0 千円 (工事進捗率 0%) 令和 7 年度 35,443 千円 (工事進捗率 90%) 令和 8 年度 3,939 千円 (工事進捗率 10%)
	区補助総額 39,382 千円	

4 予算措置（令和7年度第二次補正予算案に計上）

工事期間の延伸に係る変更に伴い、令和6年度第三次補正予算において設定した令和6年度から令和7年度までの債務負担行為に替えて、令和7年度から令和8年度までの債務負担行為を設定する。

なお、区による補助の総額に変更はない。

東四つ木在宅サービスセンター運営事業者に係る適格性の審査について

福祉管理課

1 概要

東四つ木在宅サービスセンターについては、都有地を 30 年契約で区が借り受け、土地及び建物（区所有）を運営事業者へ無償で貸し付けて事業を実施している。

今般、令和 8 年 6 月 28 日からの東京都と区の土地貸付契約の更新に当たり、東京都から運営事業者の適格性に係る審査を求められたため、審査を実施するもの

2 施設概要

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 施設名 | 東四つ木在宅サービスセンター |
| (2) 所在地 | 葛飾区東四つ木四丁目 44 番 2 - 101 号 |
| (3) 運営事業者 | 社会福祉法人 厚生福社会 |
| (4) 実施サービス | 通所介護（定員 50 名）
認知症対応型通所介護（定員 12 名）等 |

3 審査方法

- (1) 書類審査、実地審査
運営事業者の運営方針、施設の管理運営体制、財務状況、サービス内容等を評価する。審査は、区職員 4 名に加え、学識経験者 1 名、会計の専門家 1 名により行う。
- (2) 審査結果の決定
事務局が作成した審査結果（案）に基づき、審査委員会で運営事業者の適格性を審査する。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|----------------------|
| 令和 7 年 11 月下旬 | 書類審査・実地審査 |
| 12 月中旬 | 審査委員会 |
| 令和 8 年 1 月 | 保健福祉委員会報告
審査結果の公表 |
| 3 月 | 東京都に契約更新の申請書を提出 |
| 6 月 | 契約更新 |

5 その他

当該所有地の更新後の貸付契約は有償となるため、契約更新に必要な経費並びに賃料については令和 8 年度当初予算に計上する予定である。

認知症に関する意識・意向調査等の実施結果、（仮称）葛飾区認知症
施策推進計画（骨子案）及び（仮称）葛飾区認知症への理解促進に
向けた条例（骨子案）について

高齢者支援課

1 概要

認知症に関する意識・意向調査等を実施し、その結果を踏まえ、（仮称）
葛飾区認知症施策推進計画（骨子案）及び（仮称）葛飾区認知症への理
解促進に向けた条例（骨子案）を作成したため、報告するもの

2 認知症に関する意識・意向調査等の実施結果

（１）認知症に関する意識・意向調査

ア 目的

認知症に関する認識や理解、社会参加の機会、施策として望むこ
と等について、調査を実施して計画策定等の基礎資料とする。

イ 調査概要

（ア）調査対象者数

- a 18 歳以上の区民 2,900 人（無作為抽出）
- b 認知症のある方やその家族 100 人
（高齢者総合相談センターを通して調査を依頼）

（イ）調査期間

令和 7 年 3 月 25 日（火） ～ 4 月 14 日（月）

（ウ）調査方法

上記 a は郵送で質問紙を配布し、上記 b は個別に配布した。上
記 a b とともに郵送により回収したほか、インターネット経由でも
回答できるよう専用サイトを設けた。

調査配布数		有効回答数	有効回答率
全 体	3,000 件	1,395 件	46.5%
18 歳以上の区民	2,900 件	1,325 件	45.7%
認知症のある方やその家族	100 件	70 件	70.0%

(エ) 主な調査項目

- a 回答者が認知症の診断を受けている場合
 - (a) 現在楽しみにしていること
 - (b) 今後やってみたいと思うこと
 - (c) 今後の生活
 - (d) 介護保険サービスの利用
 - (e) 現在の不安
 - (f) 認知症に関する相談窓口
- b 回答者が認知症の診断を受けていない場合
 - (a) 認知症に関する知識と認識
 - (b) 認知症の方との関わり
 - (c) 認知症への不安や生活
 - (d) 認知症の症状がある方の支援
 - (e) 地域や周囲の理解
 - (f) 区の実取組

ウ 調査報告書

別紙1のとおり

(2) 認知症高齢者家族会等ヒアリング

ア 目的

認知症高齢者の介護の実情等について、ヒアリング形式で調査を実施して計画策定等の基礎資料とする。

イ ヒアリング概要

(ア) 対象団体

- a 認知症高齢者家族会（3か所）
- b 介護事業者（5か所：特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、訪問看護、訪問介護、通所介護）

(イ) 実施期間

令和7年4月16日（水） ～ 5月22日（木）

(ウ) ヒアリング項目

- a 認知症のある家族（利用者）が楽しみにしていることやチャレンジしていること
- b 認知症のある家族（利用者）を介護・支援する上での困りごと
- c 認知症のある家族（利用者）を介護・支援する上で工夫していること
- d 地域や行政に対する期待や要望

ウ ヒアリング結果

別紙2のとおり

- (3) 認知症に関する意識・意向調査及び認知症高齢者家族会等ヒアリング結果を踏まえた今後の課題
- ア 認知症に対するネガティブなイメージの払拭
 - イ 地域における認知症のある方と家族の孤立解消・支え合い体制の必要性
 - ウ 認知症のある方の意思決定支援と権利擁護の必要性
 - エ 認知症のある方及び家族等の社会参加機会の創出と意思表示支援の必要性
 - オ 相談支援体制の充実と情報周知・多機関連携の必要性
 - カ 保健医療・福祉サービスの質の向上と提供体制の向上
 - キ 認知症の早期発見・早期支援の推進と健診受診の気運醸成
 - ク 認知機能低下予防に向けた行動変容促進と効果的な啓発

3 (仮称) 葛飾区認知症施策推進計画 (骨子案)

別紙3のとおり

4 (仮称) 葛飾区認知症への理解促進に向けた条例 (骨子案)

別紙4のとおり

5 今後のスケジュール (予定)

令和7年12月	保健福祉委員会に、計画(素案)及び 条例(素案)を報告
令和7年12月～令和8年1月	パブリック・コメントの実施
令和8年2月	保健福祉委員会に、パブリック・ コメントの実施結果を踏まえた計画(案) 及び条例(案)を報告
令和8年4月	計画・条例の施行

葛飾区
認知症に関する意識・意向調査
報告書

令和 7 年 5 月

目次

I. 調査概要	1
(1) 調査目的	1
(2) 調査の実施について	1
(3) 調査票の回収状況	1
(4) 報告書の見方	1
(5) 圏域について	2
II. 調査結果	3
1. 回答者の属性	3
(1) 年齢、性別、世帯の状況	3
(2) 就業の状況	9
(3) 認知症の診断について	11
2. 認知症の診断を受けている方の状況	13
(1) 生活について	13
(2) 認知症に関する相談窓口について	23
3. 認知症に関する知識と認識について	32
(1) 認知症に対するイメージ、知識について	32
(2) 認知症に関する相談窓口について	47
(3) 認知症の予防について	60
(4) 若年性認知症について	65
4. 認知症の方との関わりについて	75
5. 認知症への不安や生活について	81
6. 認知症の症状がある方の支援について	89
7. 地域や周囲の理解について	100
8. 区の実践について	118

I. 調査概要

(1) 調査目的

葛飾区では、認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現に向けて、認知症に関する取組を総合的に推進するため、「(仮称) 葛飾区認知症施策推進計画」を策定し、あわせて、認知症への理解促進に向けた条例を制定していくこととしています。

この計画の策定及び条例の制定にあたり、区民から幅広くご意見を伺うため、「葛飾区認知症に関する意識・意向調査」を実施しました。

(2) 調査の実施について

住民基本台帳から無作為に抽出した満 18 歳以上の 2,900 人の方と、認知症の方やそのご家族 100 人の方に、郵送とインターネット上での回答による調査を実施しました。

調査期間
2025 年 3 月 25 日 (火) ～ 2025 年 4 月 14 日 (月)

(3) 調査票の回収状況

配布数		有効回答数	有効回答率
全 体	3,000 件	1,395 件	46.5%
18 歳以上の区民	2,900 件	1,325 件	45.7%
認知症の方やそのご家族	100 件	70 件	70.0%

(4) 報告書の見方

- ① 「n」は「number」の略で、比率算出の母数を表します。
- ② 単数回答（○は 1 つだけ）の場合、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位までを表記しています。このため、百分率の合計が 100.0%とならない場合があります。
- ③ 複数回答の場合、図中に MA (Multiple Answer = ○はいくつでも) と記載しています。また、不明（無回答）はグラフ・表から除いている場合があります。
- ④ 表内において、**上位 1 位**、**上位 2 位**には色付けをしています。また、全体と比べて 10 ポイント以上高い場合には△、10 ポイント以上低い場合には▼の記号を付けています。
- ⑤ クロス集計では、分析軸の「無回答」を掲載していないため、分析軸における各項目の合計値と全体の数値とが合わない場合があります。
- ⑥ クロス集計時に、n が小さい数字になる場合は統計的誤差が生じる可能性が高いので注意が必要であり、n が 50 に満たないものについては、図示するに留め、コメントしていない場合があります。

(5) 圏域について

調査の際の I D から、以下の 7 つの圏域に分類しています。

圏域名	高齢者総合相談センター
水元・水元公園	高齢者総合相談センター水元・高齢者総合相談センター水元公園
新宿・金町	高齢者総合相談センター新宿・高齢者総合相談センター金町
高砂・柴又	高齢者総合相談センター高砂・高齢者総合相談センター柴又
青戸・亀有	高齢者総合相談センター青戸・高齢者総合相談センター亀有
堀切・お花茶屋	高齢者総合相談センター堀切・高齢者総合相談センターお花茶屋
東四つ木・立石	高齢者総合相談センター東四つ木・高齢者総合相談センター立石
奥戸・新小岩	高齢者総合相談センター奥戸・高齢者総合相談センター新小岩

Ⅱ. 調査結果

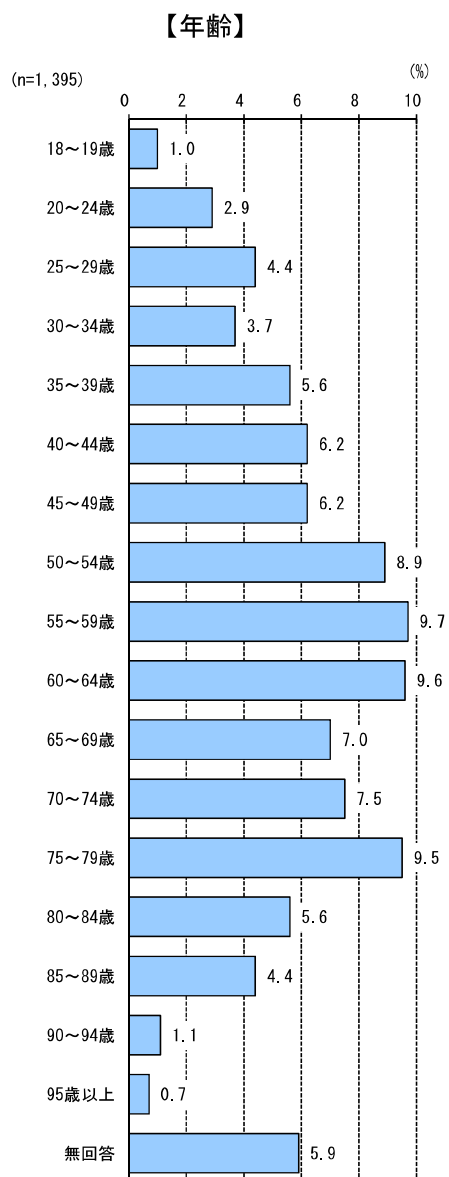
1. 回答者の属性

(1) 年齢、性別、世帯の状況

問1 あなたの年齢を教えてください。(令和7年3月1日現在)

【全体】

○ 回答者の年齢は、「55～59歳」が9.7%で最も多く、次いで「60～64歳」が9.6%、「75～79歳」が9.5%となっています。



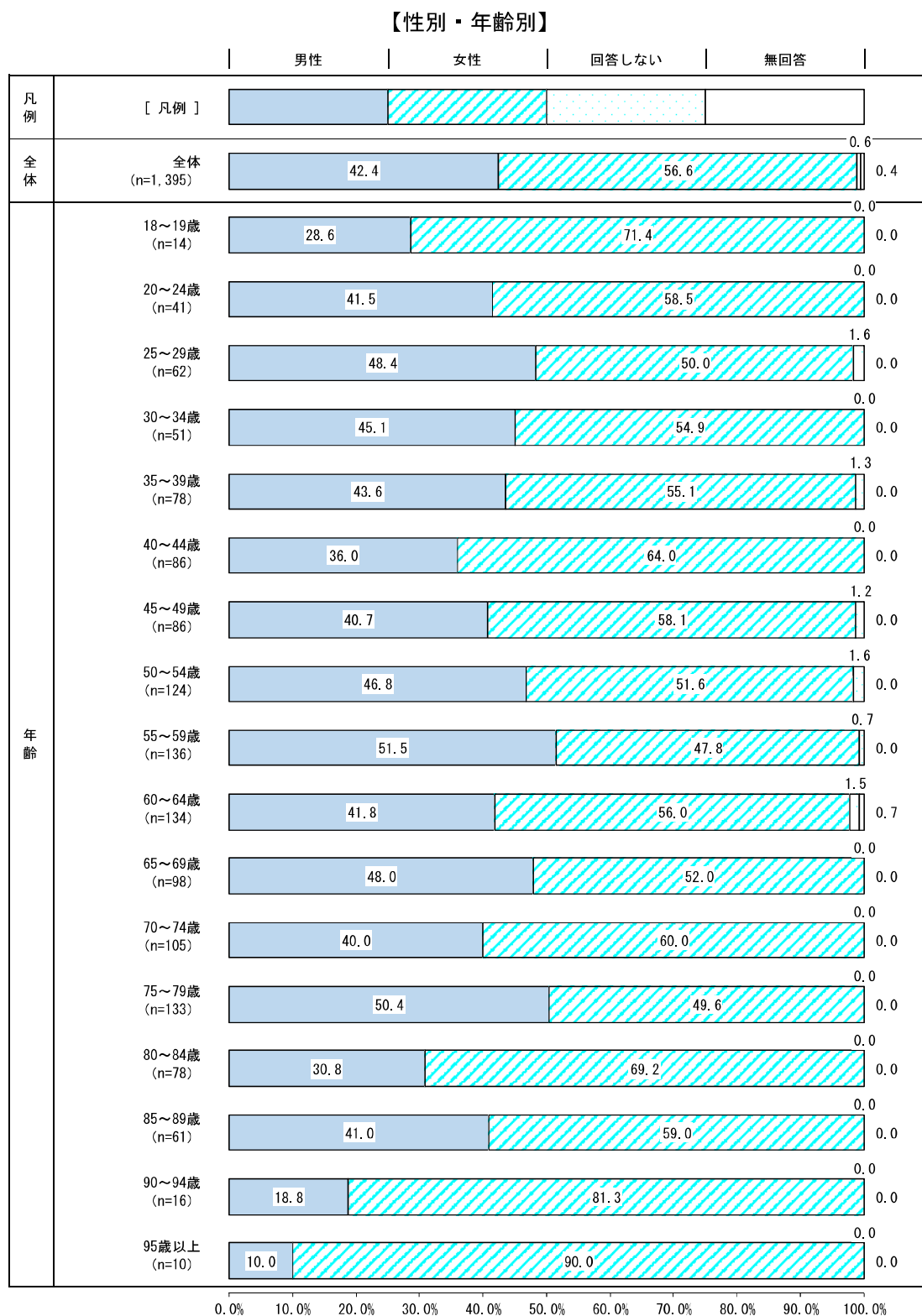
問2 あなたの性別を教えてください。

【全体】

○ 回答者の性別は、「男性」が 42.4%、「女性」が 56.6%、「回答しない」が 0.6%となっています。

【年齢別】

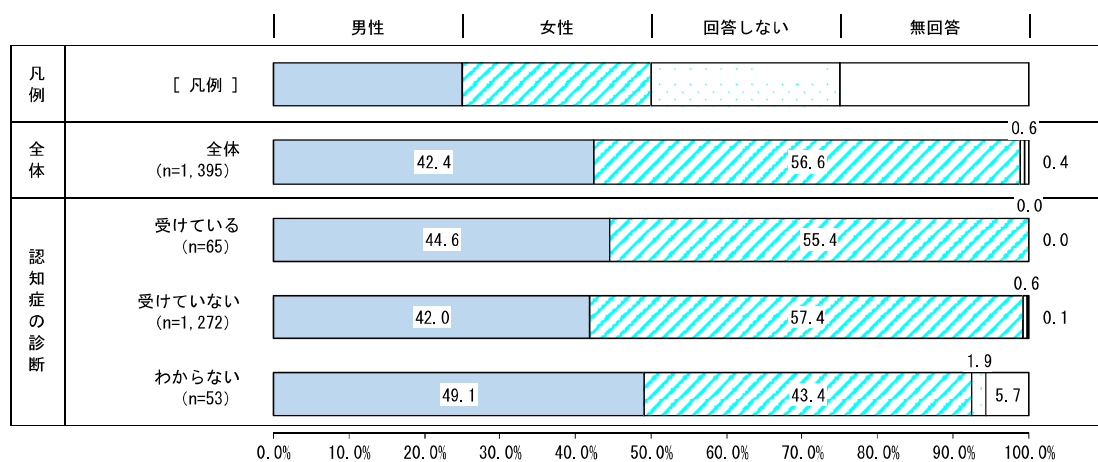
○ 55～59歳、75～79歳を除いて、「女性」のほうが多くなっています。



【認知症の診断別】

○ 認知症の診断を『受けている』方の性別は、「男性」が 44.6% 「女性」が 55.4% となっています。

【性別・認知症の診断別】



問3 あなたの世帯は、あなたを含めて何人ですか。(〇は1つだけ)

【全体】

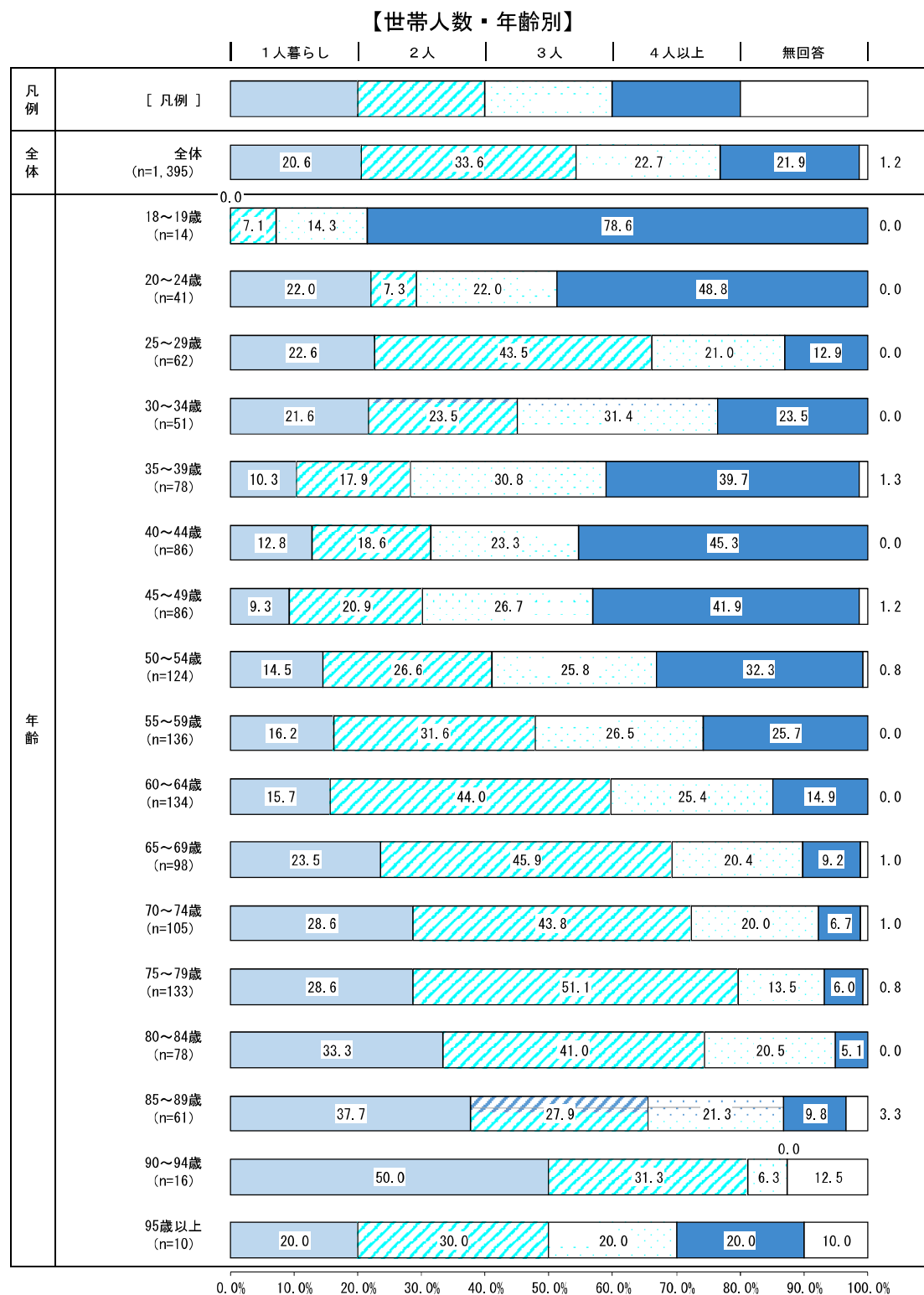
○ 「2人」が33.6%で最も多く、次いで「3人」が22.7%、「4人以上」が21.9%となっています。

【年齢別】

○ 25～29歳では、「2人」が4割を超えています。

○ 35～39歳、40～44歳、45～49歳では、「4人以上」が、それぞれ39.7%、45.3%、41.9%と最も多くなっています。

○ 「1人暮らし」は、70～74歳、75～79歳、80～84歳で約3割、85～89歳で約4割となっています。



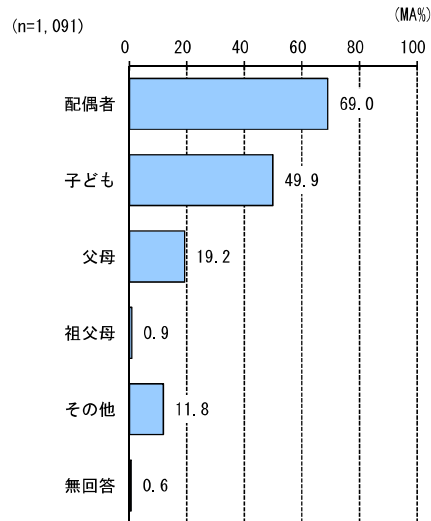
【問3で「2人」「3人」「4人以上」を選択した方のみ】

問4 現在、あなたと同居している人を選んでください。(〇はいくつでも)

【全体】

○ 「配偶者」が 69.0%で最も多く、次いで「子ども」が 49.9%、「父母」が 19.2%となっています。

【同居している人（複数回答）】



【同居している人（複数回答）・年齢別・性別・世帯人数別】

単位：％

		母数 (n)	同居している人（MA）					
			配偶者	子ども	父母	祖父母	その他	無回答
全体		1,091	69.0	49.9	19.2	0.9	11.8	0.6
年齢	18～19歳	14	-	-	△100.0	-	64.3	-
	20～24歳	32	▼12.5	▼6.3	△87.5	△12.5	37.5	-
	25～29歳	48	▼50.0	▼18.8	△39.6	2.1	20.8	-
	30～34歳	40	▼52.5	45.0	△42.5	5.0	10.0	-
	35～39歳	69	71.0	△63.8	24.6	-	7.2	-
	40～44歳	75	△80.0	△72.0	16.0	-	4.0	-
	45～49歳	77	72.7	△66.2	24.7	-	13.0	-
	50～54歳	105	78.1	△64.8	16.2	-	3.8	-
	55～59歳	114	75.4	58.8	19.3	-	13.2	-
	60～64歳	113	75.2	▼39.8	18.6	0.9	10.6	2.7
	65～69歳	74	△81.1	▼37.8	13.5	-	10.8	-
	70～74歳	74	74.3	43.2	▼2.7	1.4	12.2	-
	75～79歳	94	73.4	▼28.7	▼2.1	-	12.8	3.2
	80～84歳	52	61.5	59.6	-	-	11.5	-
	85～89歳	36	66.7	△66.7	-	-	11.1	-
90～94歳	6	▼16.7	△83.3	-	-	16.7	-	
95歳以上	7	-	△85.7	-	-	28.6	14.3	
性別	男性	468	73.1	41.5	21.6	1.1	12.2	0.6
	女性	618	66.0	56.3	17.5	0.8	11.7	0.6
	回答しない	4	▼50.0	50.0	25.0	-	-	-
世帯人数	1人暮らし	-	-	-	-	-	-	-
	2人	469	66.3	▼14.5	10.4	0.2	9.4	0.6
	3人	317	68.5	△73.8	22.1	0.6	7.9	1.3
	4人以上	305	73.8	△79.3	△29.8	2.3	19.7	-

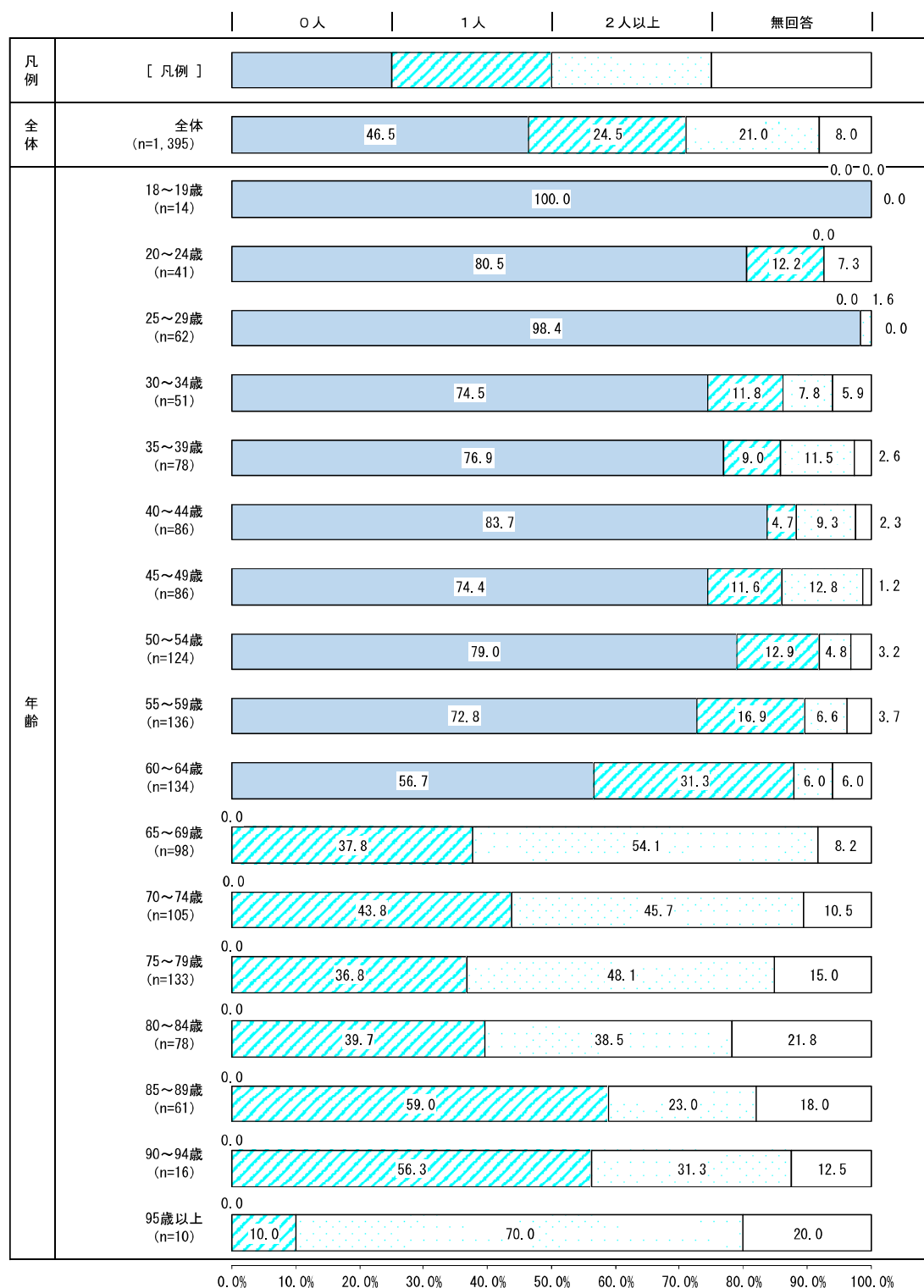
問5 そのうち、あなた自身を含めた65歳以上の人数を教えてください。

(○は1つだけ)

【全体】

○ 「0人」が46.5%で最も多く、次いで「1人」が24.5%、「2人以上」が21.0%となっています。

【世帯の65歳以上の人数・年齢別】



(2) 就業の状況

問6 あなたは現在、仕事をしていますか。

【全体】

○ 「している」が62.4%、「していない」が36.7%となっています。

【年齢別】

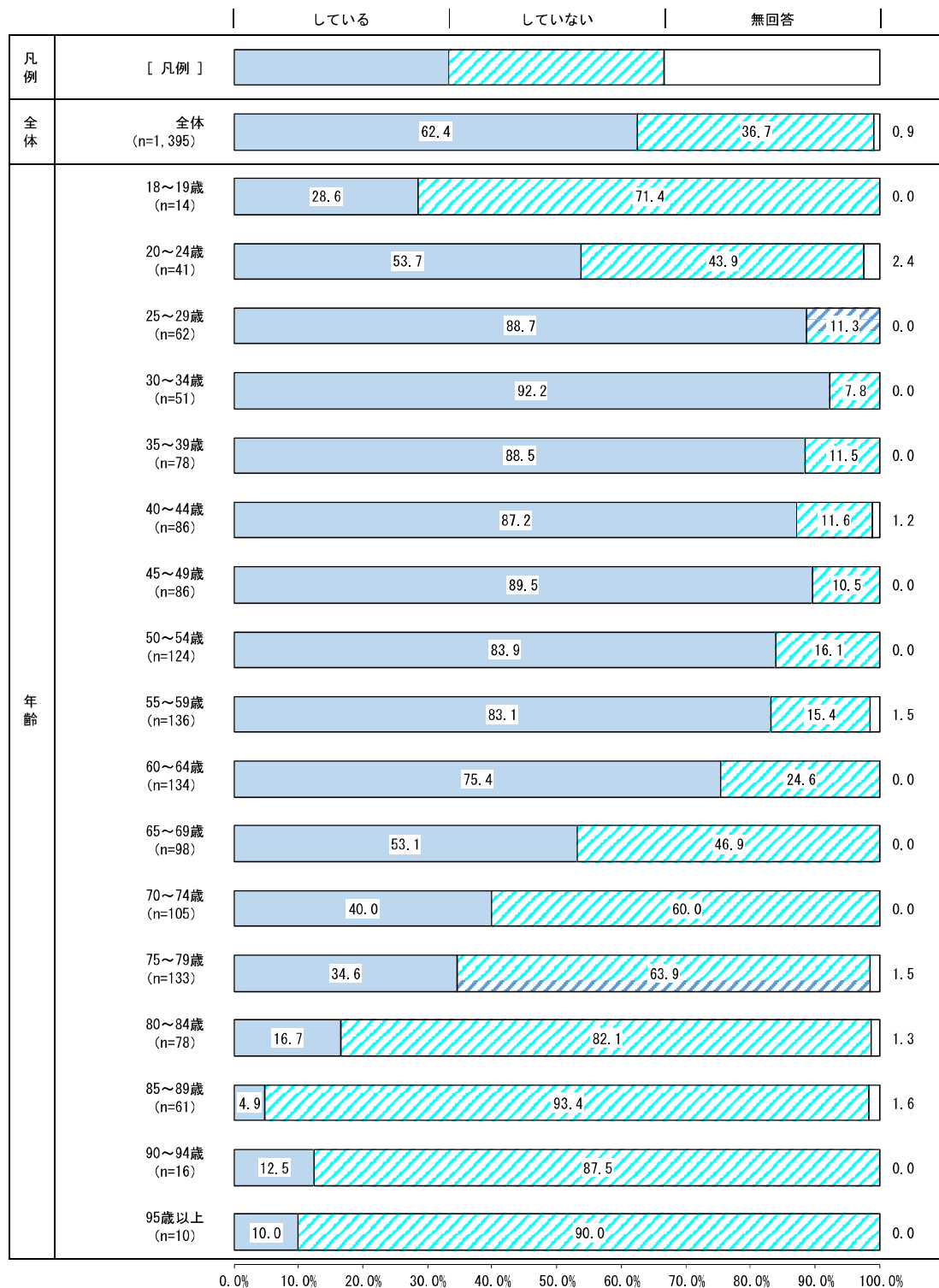
○ 60～64歳では、「している」が75.4%、「していない」が24.6%となっています。

○ 65～69歳では、「している」が53.1%、「していない」が46.9%となっています。

○ 70～74歳では、「している」が40.0%、「していない」が60.0%となっています。

○ 75～79歳では、「している」が34.6%、「していない」が63.9%となっています。

【現在、仕事をしているか・年齢別】



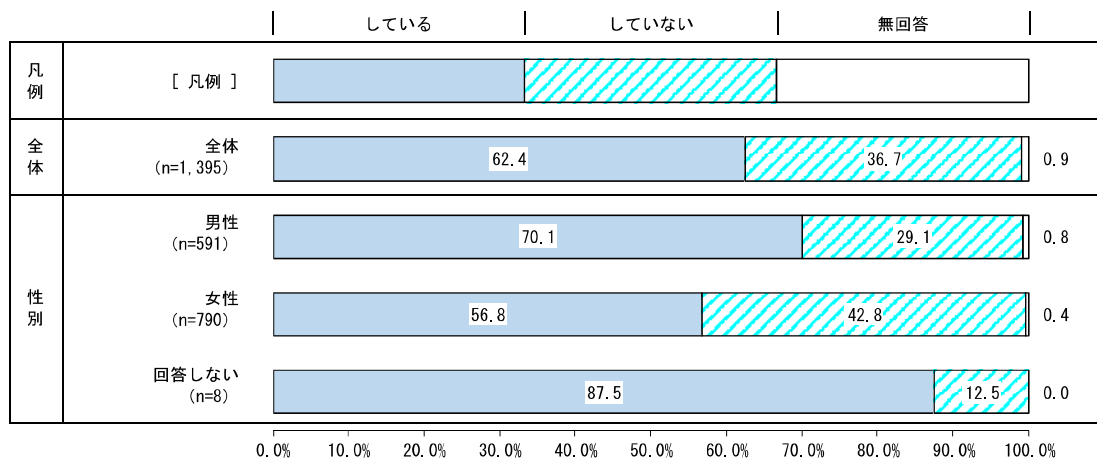
【性別】

- 男性では、「している」が70.1%、「していない」が29.1%となっています。
- 女性では、「している」が56.8%、「していない」が42.8%となっています。

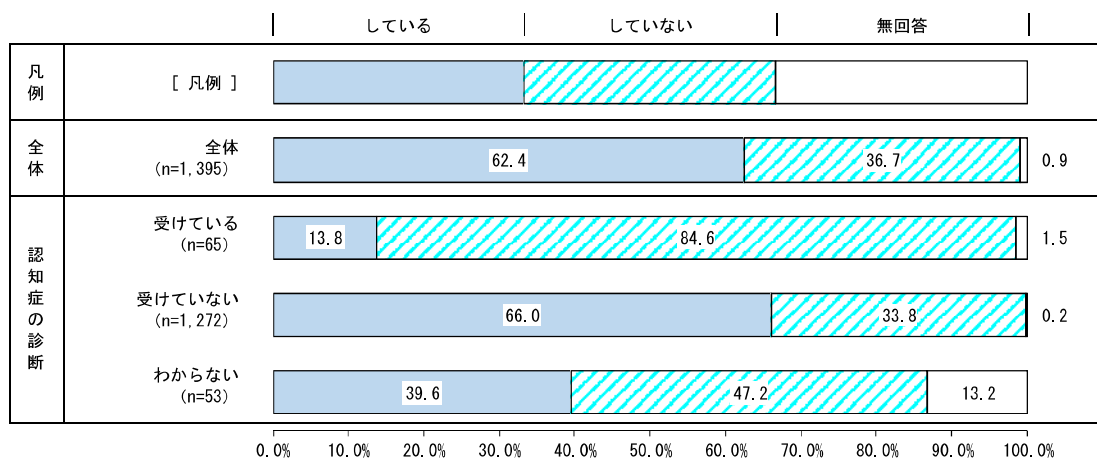
【認知症の診断別】

- 認知症の診断を『受けている』方では、「している」が13.8%、「していない」が84.6%となっています。
- 認知症の診断を『受けていない』方では、「している」が66.0%、「していない」が33.8%となっています。
- 『わからない』方では、「している」が39.6%、「していない」が47.2%となっています。

【現在、仕事をしているか・性別】



【現在、仕事をしているか・認知症の診断別】



(3) 認知症の診断について

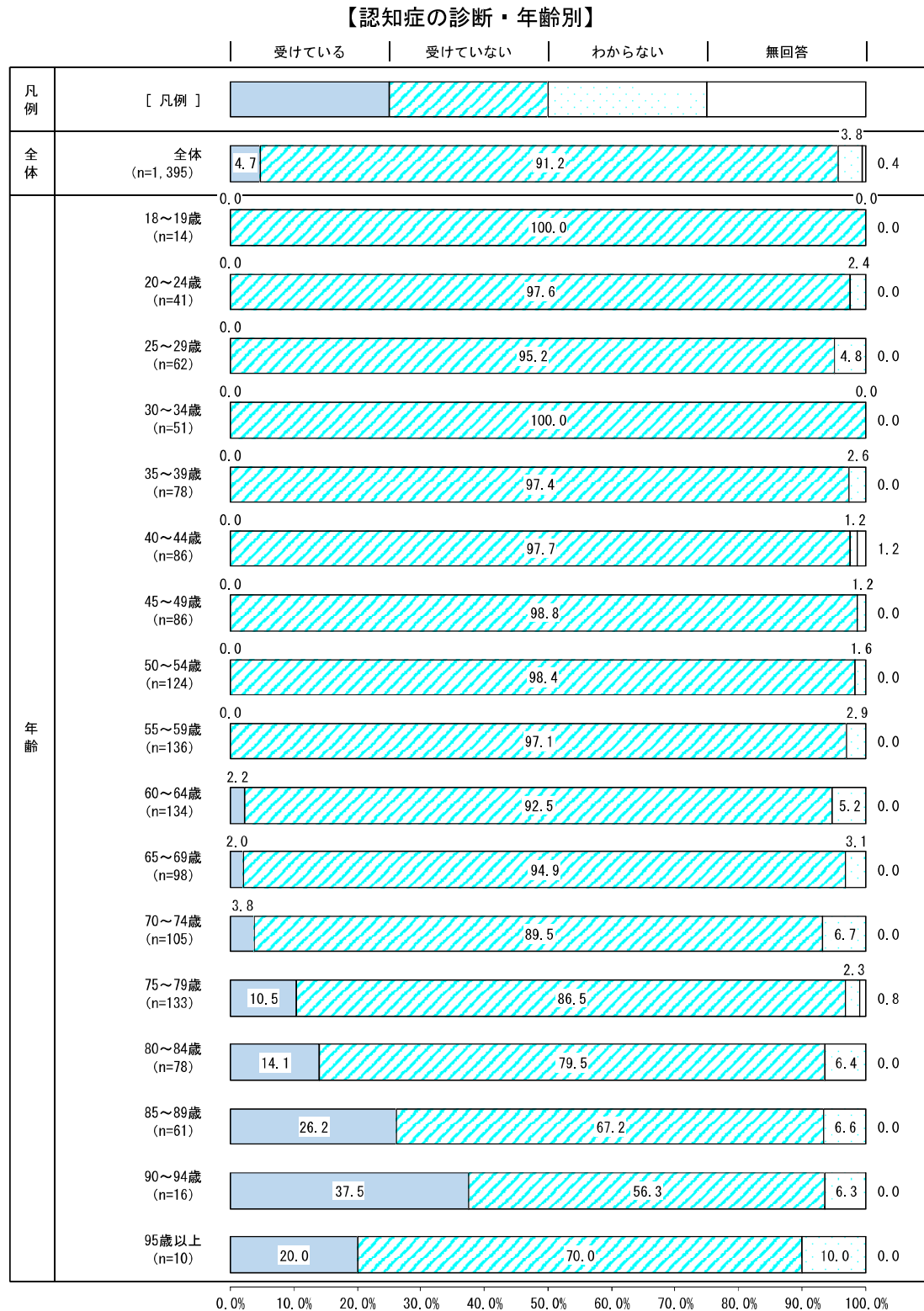
問7 あなたは認知症との診断を受けていますか。(○は1つだけ)

【全体】

○ 認知症の診断を「受けている」が 4.7%、「受けていない」が 91.2%、「わからない」が 3.8%となっています。

【年齢別】

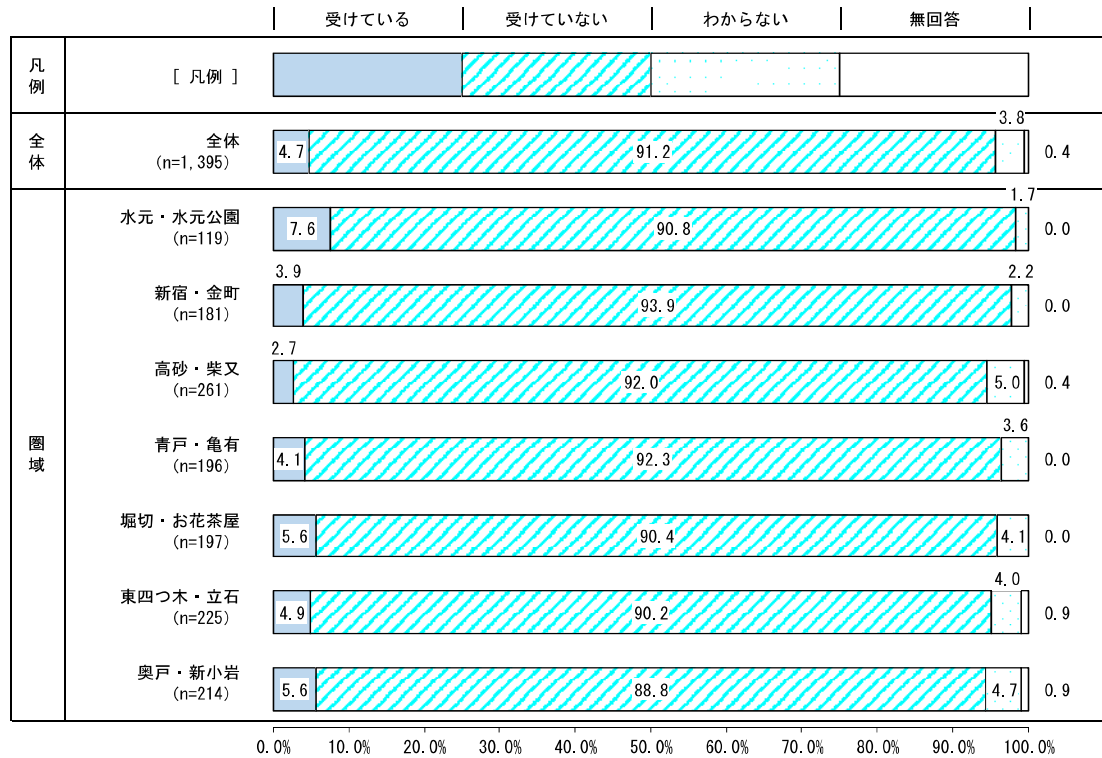
○ 「受けている」は、85～89 歳が 26.2%、80～84 歳が 14.1%、75～79 歳が 10.5%となっています。



【圏域別】

- 「受けている」は水元・水元公園が7.6%と最も多くなっています。
- 「受けていない」は新宿・金町が93.9%と最も多くなっています。

【認知症の診断・圏域別】



2. 認知症の診断を受けている方の状況

(1) 生活について

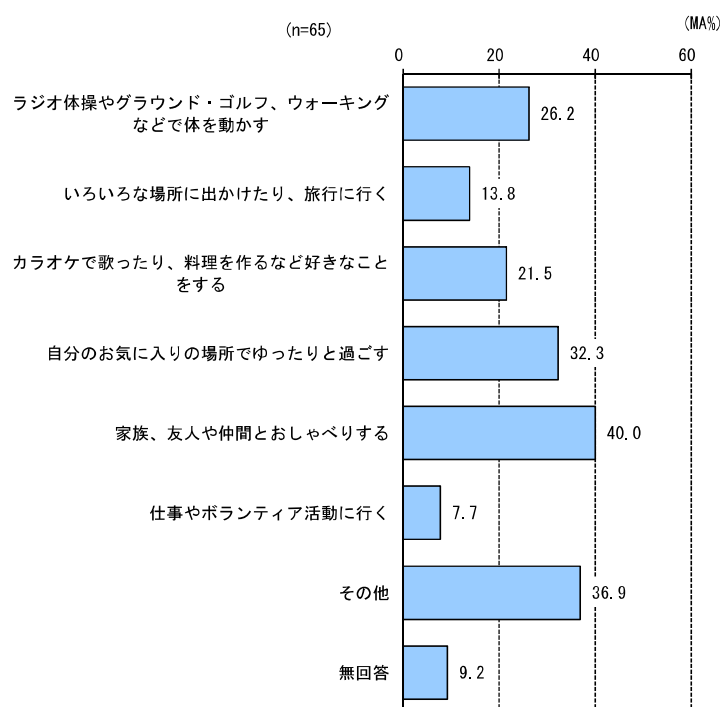
問8 現在、あなたが楽しみにしている（続けている）ことを教えてください。

（〇はいくつでも）

【全体】

○ 「家族、友人や仲間とおしゃべりする」が40.0%で最も多く、次いで「自分のお気に入りの場所でゆったりと過ごす」が32.3%、「ラジオ体操やグラウンド・ゴルフ、ウォーキングなどで体を動かす」が26.2%となっています。

【現在、楽しみにしていること（複数回答）】



【現在、楽しみにしていること（複数回答）・年齢別・性別・世帯人数別・現在の仕事別】

単位：％

		母数 (n)	現在、楽しみにしていること（MA）								無回答
			ウォーキングなど体を動かす	いろいろな場所に出かけたり、旅行に行く	カラオケで歌ったり、料理を作るなど好きなことをする	自分のお気に入りの場所ですつたりと過ごす	家族、友人や仲間とおしゃべりする	仕事やボランティア活動に行く	その他		
全体		65	26.2	13.8	21.5	32.3	40.0	7.7	36.9	9.2	
年齢	60～64歳	3	-	△ 33.3	-	33.3	33.3	△ 33.3	33.3	33.3	
	65～69歳	2	△ 50.0	△ 100.0	-	△ 50.0	-	-	-	-	
	70～74歳	4	25.0	-	25.0	25.0	△ 50.0	-	75.0	-	
	75～79歳	14	28.6	-	28.6	▼ 14.3	42.9	7.1	57.1	7.1	
	80～84歳	11	△ 36.4	△ 27.3	27.3	27.3	45.5	△ 27.3	18.2	-	
	85～89歳	16	31.3	6.3	25.0	△ 43.8	43.8	-	37.5	6.3	
	90～94歳	6	-	16.7	16.7	△ 50.0	△ 50.0	-	33.3	16.7	
	95歳以上	2	-	-	-	△ 100.0	△ 50.0	-	-	-	
性別	男性	29	34.5	20.7	20.7	34.5	41.4	10.3	31.0	17.2	
	女性	36	19.4	8.3	22.2	30.6	38.9	5.6	41.7	2.8	
世帯人数	1人暮らし	21	33.3	9.5	19.0	38.1	38.1	4.8	38.1	4.8	
	2人	29	17.2	17.2	24.1	27.6	41.4	10.3	37.9	10.3	
	3人	8	△ 50.0	12.5	25.0	37.5	△ 62.5	12.5	37.5	12.5	
	4人以上	5	20.0	20.0	20.0	▼ 20.0	-	-	20.0	20.0	
現在の仕事	している	9	22.2	△ 33.3	△ 33.3	33.3	44.4	△ 44.4	22.2	11.1	
	していない	55	27.3	10.9	20.0	32.7	40.0	1.8	38.2	9.1	

【現在、楽しみにしていること（複数回答）・圏域別】

単位：％

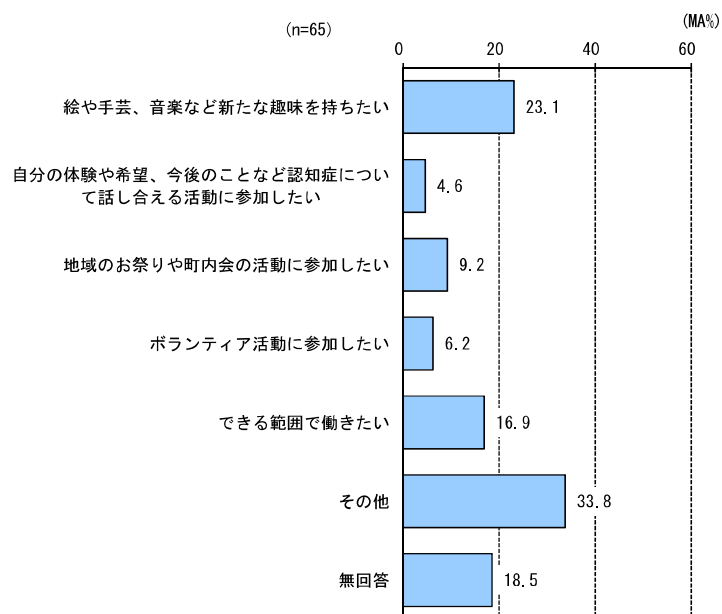
		母数 (n)	現在、楽しみにしていること（MA）							
			ラジオ体操やグラウンド・ゴルフ、ウォーキングなどで体を動かす	いろいろな場所に出かけたり、旅行に行く	カラオケで歌ったり、料理を作るなど好きなことをする	自分のお気に入りの場所ですつたりと過ごす	家族、友人や仲間とおしゃべりする	仕事やボランティア活動に行く	その他	無回答
全体		65	26.2	13.8	21.5	32.3	40.0	7.7	36.9	9.2
圏域	水元・水元公園	9	22.2	—	—	△ 55.6	△ 55.6	—	22.2	11.1
	新宿・金町	7	▼ 14.3	14.3	14.3	28.6	△ 57.1	14.3	57.1	—
	高砂・柴又	7	▼ 14.3	△ 42.9	△ 57.1	28.6	42.9	14.3	28.6	—
	青戸・亀有	8	△ 37.5	12.5	25.0	37.5	▼ 25.0	12.5	37.5	12.5
	堀切・お花茶屋	11	27.3	18.2	18.2	▼ 9.1	▼ 18.2	—	54.5	18.2
	東四つ木・立石	11	△ 36.4	18.2	27.3	27.3	36.4	—	36.4	9.1
	奥戸・新小岩	12	25.0	—	16.7	41.7	△ 50.0	16.7	25.0	8.3

問9 今後、あなたがやってみたいと思うことを教えてください。(〇はいくつでも)

【全体】

○ 「絵や手芸、音楽など新たな趣味を持ちたい」が23.1%で最も多く、次いで「できる範囲で働きたい」が16.9%、「地域のお祭りや町内会の活動に参加したい」が9.2%となっています。

【今後、やってみたいこと（複数回答）】



【今後、やってみたいこと（複数回答）・年齢別・性別・世帯人数別・現在の仕事別】

単位：％

		母数 (n)	今後、やってみたいこと (MA)						
			絵や手芸、音楽など新たな趣味を持ちたい	自分の体験や希望、今後のことなど認知症について話し合える活動に参加したい	地域のお祭りや町内会の活動に参加したい	ボランティア活動に参加したい	できる範囲で働きたい	その他	無回答
全体		65	23.1	4.6	9.2	6.2	16.9	33.8	18.5
年齢	60～64歳	3	△ 33.3	-	-	-	△ 33.3	-	33.3
	65～69歳	2	△ 100.0	-	-	-	-	-	-
	70～74歳	4	△ 50.0	-	-	-	-	50.0	-
	75～79歳	14	21.4	-	14.3	7.1	21.4	42.9	14.3
	80～84歳	11	△ 36.4	-	18.2	△ 18.2	△ 27.3	18.2	9.1
	85～89歳	16	▼ 12.5	△ 18.8	6.3	6.3	12.5	37.5	18.8
	90～94歳	6	-	-	16.7	-	△ 33.3	33.3	16.7
	95歳以上	2	-	-	-	-	-	50.0	50.0
性別	男性	29	27.6	3.4	10.3	3.4	17.2	27.6	27.6
	女性	36	19.4	5.6	8.3	8.3	16.7	38.9	11.1
世帯人数	1人暮らし	21	19.0	9.5	9.5	4.8	14.3	33.3	14.3
	2人	29	17.2	3.4	10.3	10.3	17.2	37.9	24.1
	3人	8	△ 50.0	-	12.5	-	25.0	25.0	-
	4人以上	5	△ 40.0	-	-	-	20.0	20.0	20.0
現在の仕事	している	9	△ 33.3	-	△ 22.2	-	△ 55.6	-	11.1
	していない	55	20.0	5.5	7.3	7.3	10.9	40.0	20.0

【今後、やってみたいこと（複数回答）・圏域別】

単位：％

		母数 (n)	今後、やってみたいこと (MA)						
			絵や手芸、音楽など新たな趣味を持ちたい	自分の体験や希望、今後のことなど認知症について話し合える活動に参加したい	地域のお祭りや町内会の活動に参加したい	ボランティア活動に参加したい	できる範囲で働きたい	その他	無回答
全体		65	23.1	4.6	9.2	6.2	16.9	33.8	18.5
圏域	水元・水元公園	9	▼ 11.1	11.1	-	-	22.2	22.2	33.3
	新宿・金町	7	28.6	-	△ 28.6	-	14.3	28.6	-
	高砂・柴又	7	14.3	-	14.3	14.3	△ 28.6	42.9	14.3
	青戸・亀有	8	▼ 12.5	-	12.5	12.5	12.5	50.0	12.5
	堀切・お花茶屋	11	27.3	9.1	9.1	-	9.1	54.5	18.2
	東四つ木・立石	11	△ 45.5	-	-	-	9.1	27.3	18.2
	奥戸・新小岩	12	16.7	8.3	8.3	△ 16.7	25.0	16.7	25.0

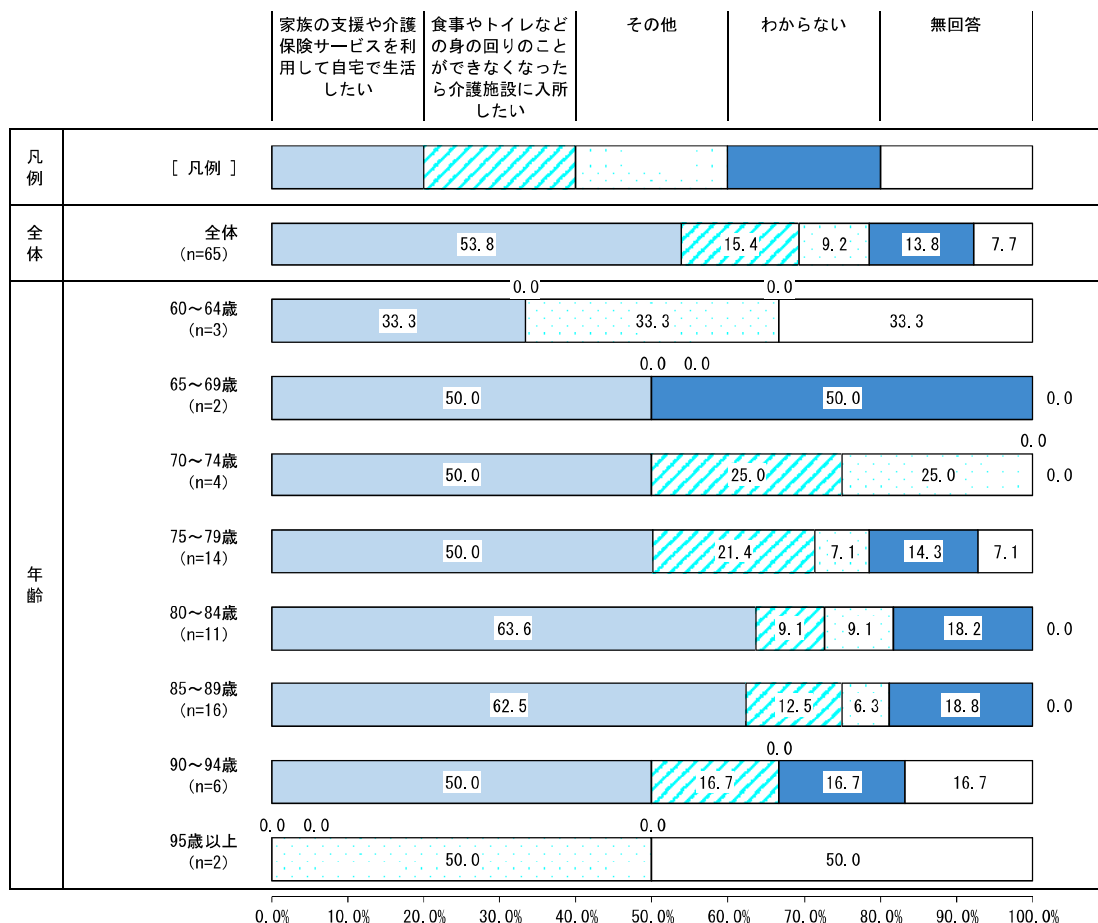
問10 あなたの今後の生活についてお考えに近いものをお選びください。

(○は1つだけ)

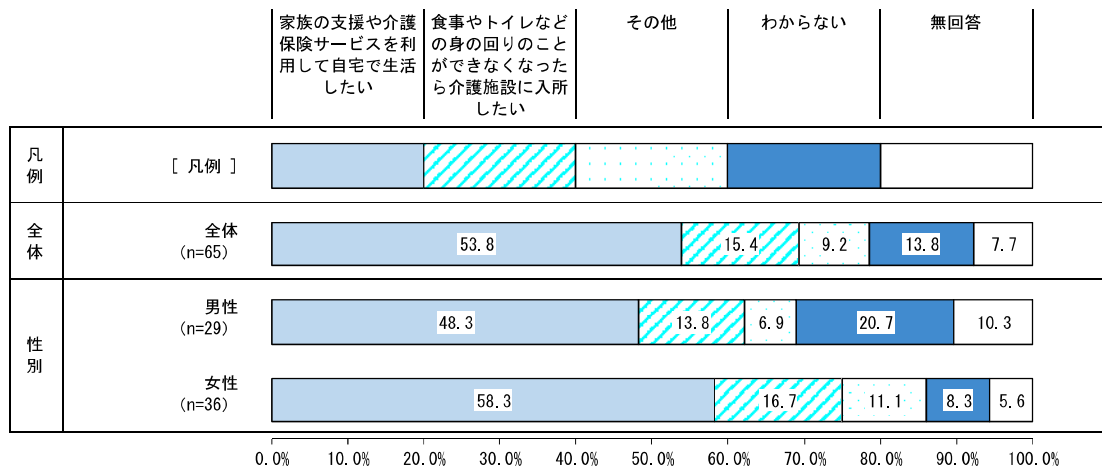
【全体】

○ 「家族の支援や介護保険サービスを利用して自宅で生活したい」が 53.8%で最も多く、次いで「食事やトイレなどの身の回りのことができなくなったら介護施設に入所したい」が 15.4%、「わからない」が 13.8%となっています。

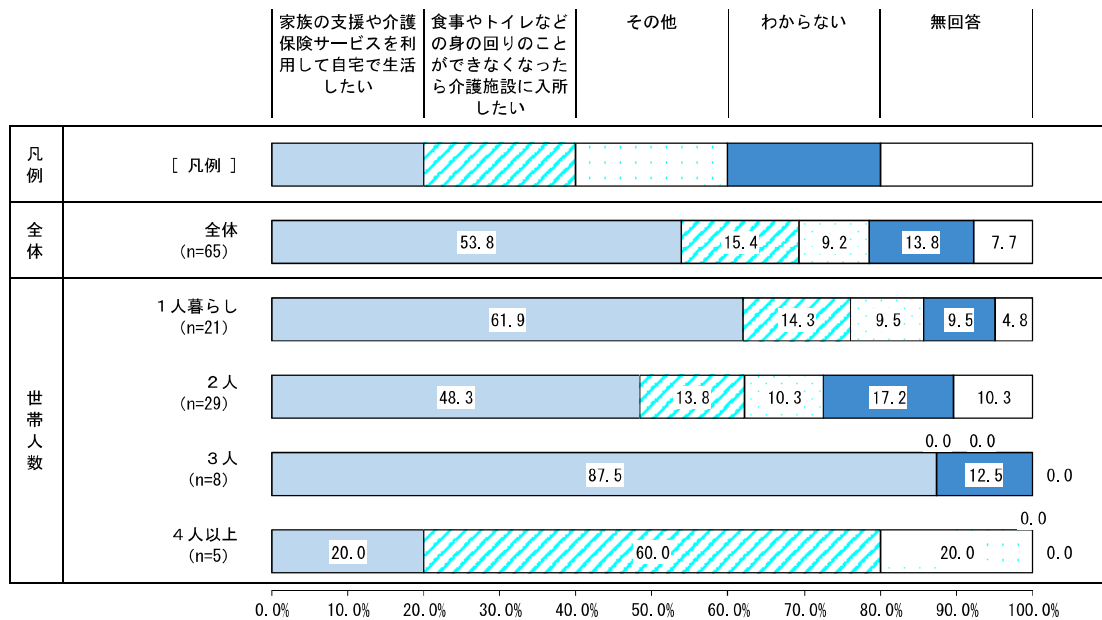
【今後の生活についての考え・年齢別】



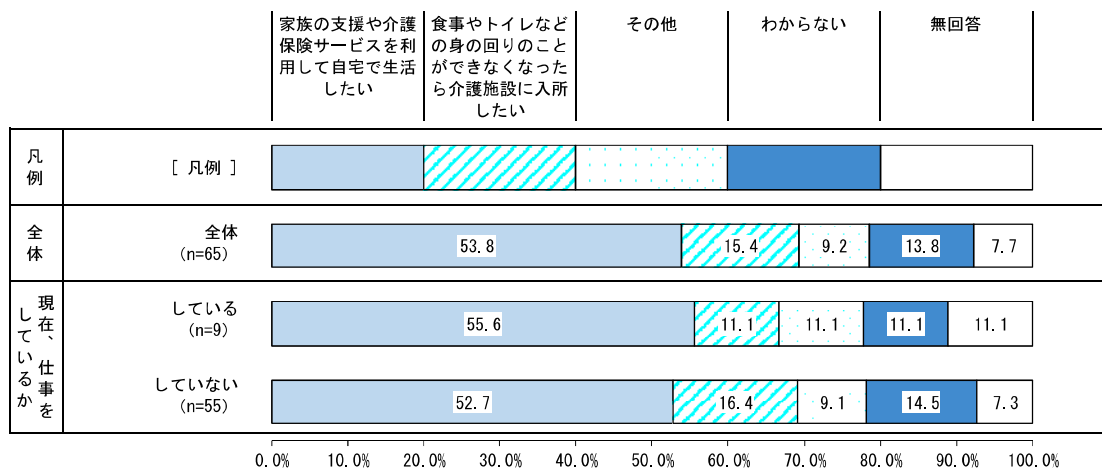
【今後の生活についての考え・性別】



【今後の生活についての考え・世帯人数別】



【今後の生活についての考え・現在の仕事別】

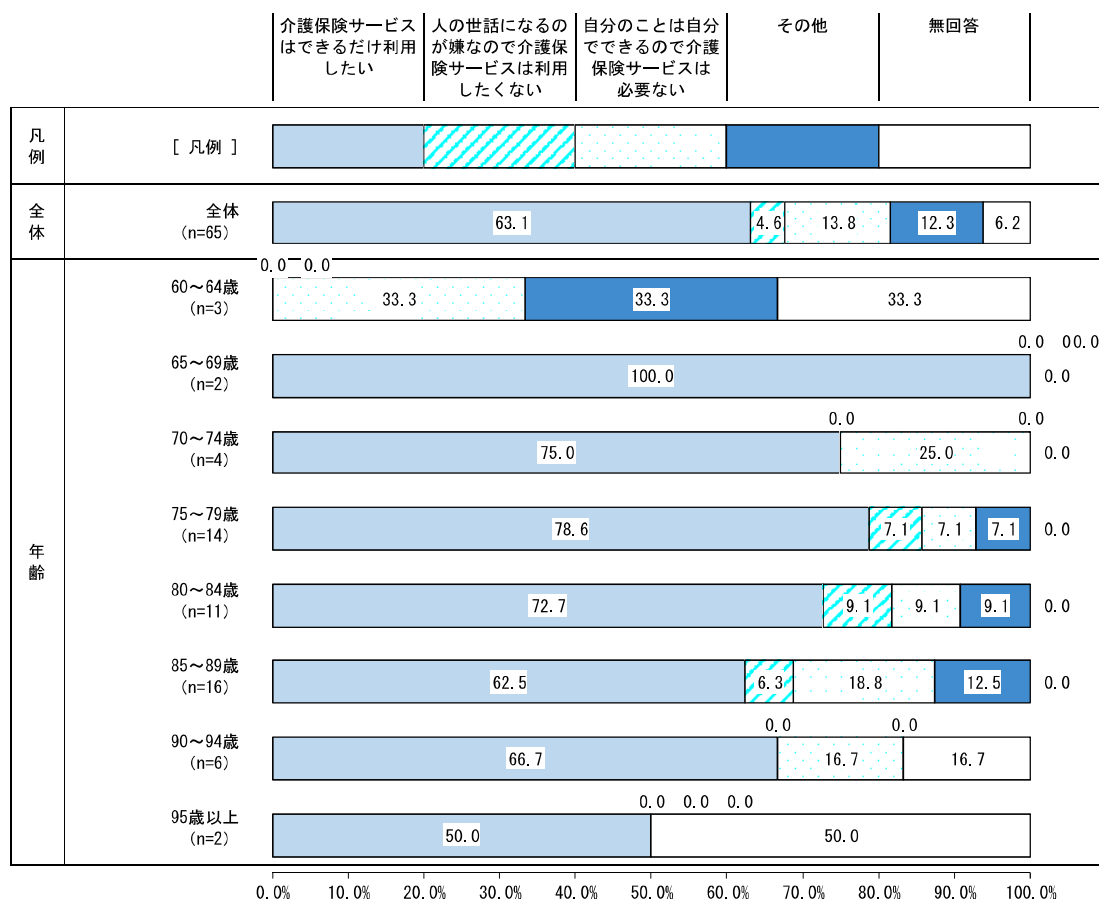


問11 介護保険サービスの利用について、あなたのお考えに近いものはどちらですか。
(○は1つだけ)

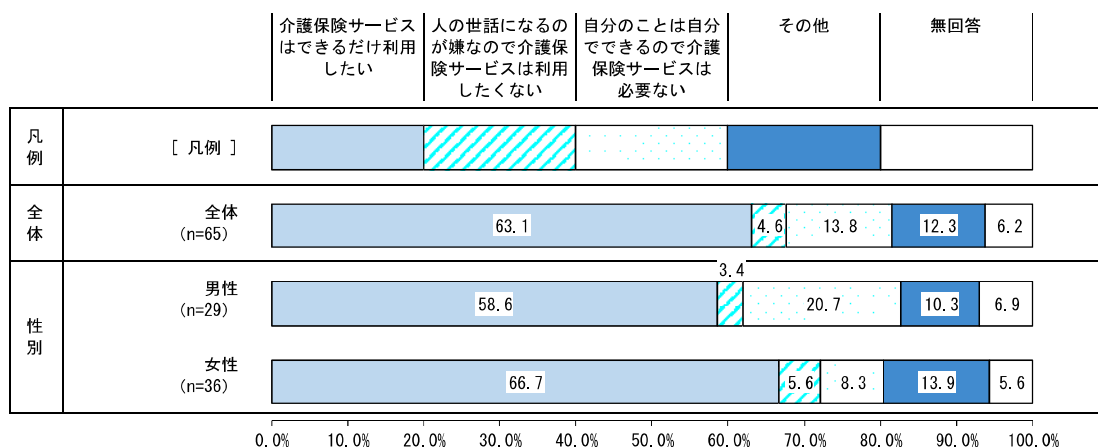
【全体】

○ 「介護保険サービスはできるだけ利用したい」が63.1%で最も多く、次いで「自分のことは自分でできるので介護保険サービスは必要ない」が13.8%、「人の世話になるのが嫌なので介護保険サービスは利用したくない」が4.6%となっています。

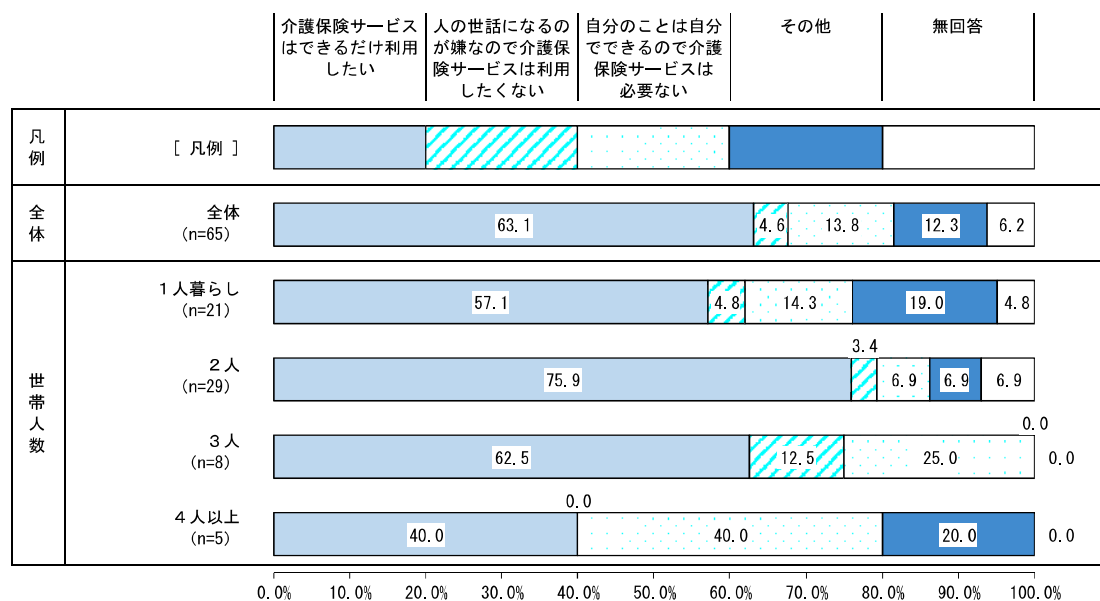
【介護保険サービスの利用についての考え・年齢別】



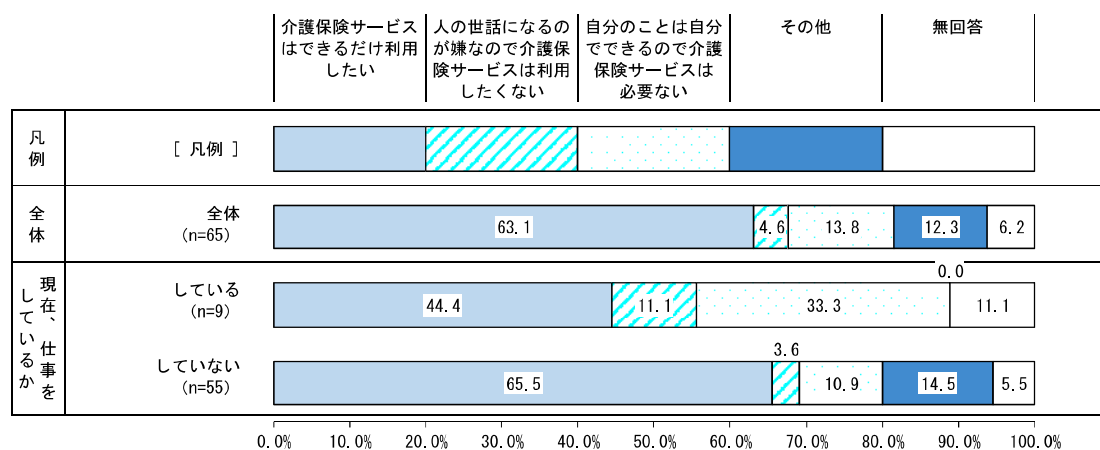
【介護保険サービスの利用についての考え・性別】



【介護保険サービスの利用についての考え・世帯人数別】



【介護保険サービスの利用についての考え・現在の仕事別】

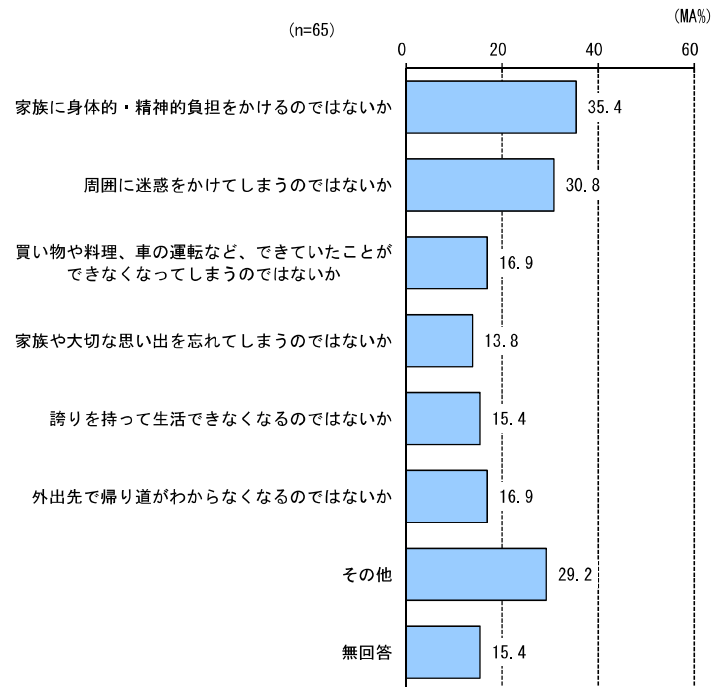


問12 あなたの現在の不安は、次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

【全体】

- 「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないかと」が 35.4%で最も多く、次いで「周囲に迷惑をかけてしまうのではないかと」が 30.8%、「買い物や料理、車の運転など、できていたことができなくなってしまうのではないかと」「外出先で帰り道がわからなくなるのではないかと」が 16.9%となっています。

【現在の不安（複数回答）】



【現在の不安（複数回答）・年齢別・性別・世帯人数別・現在の仕事別】

単位：％

		母数 (n)	現在の不安 (MA)							
			家族に身体的・精神的負担をかけるのではない	周囲に迷惑をかけてしまうのではない	買い物や料理、車の運転など、できていないか	家族や大切な思い出を忘れてしまうのではない	誇りを持って生活できなくなるのではない	外出先で帰り道がわからなくなるのではない	その他	無回答
全体		65	35.4	30.8	16.9	13.8	15.4	16.9	29.2	15.4
年齢	60～64歳	3	33.3	-	-	△ 33.3	△ 66.7	△ 33.3	33.3	33.3
	65～69歳	2	△ 50.0	△ 50.0	-	△ 50.0	-	-	-	-
	70～74歳	4	▼ 25.0	25.0	25.0	-	25.0	-	25.0	-
	75～79歳	14	35.7	35.7	△ 28.6	14.3	7.1	△ 28.6	14.3	7.1
	80～84歳	11	△ 54.5	27.3	9.1	9.1	18.2	9.1	27.3	9.1
	85～89歳	16	43.8	△ 43.8	25.0	△ 25.0	25.0	25.0	31.3	6.3
	90～94歳	6	33.3	△ 50.0	16.7	-	-	16.7	33.3	33.3
	95歳以上	2	-	-	-	-	-	-	50.0	50.0
性別	男性	29	31.0	24.1	13.8	10.3	13.8	13.8	34.5	17.2
	女性	36	38.9	36.1	19.4	16.7	16.7	19.4	25.0	13.9
世帯人数	1人暮らし	21	28.6	28.6	19.0	14.3	14.3	19.0	28.6	23.8
	2人	29	41.4	37.9	17.2	17.2	10.3	20.7	31.0	6.9
	3人	8	△ 50.0	37.5	25.0	12.5	△ 50.0	12.5	12.5	-
	4人以上	5	▼ 20.0	-	-	-	-	-	40.0	40.0
現在の仕事	している	9	33.3	▼ 11.1	11.1	11.1	△ 33.3	-	22.2	33.3
	していない	55	36.4	34.5	18.2	14.5	12.7	20.0	29.1	12.7

(2) 認知症に関する相談窓口について

問13 認知症に関する相談窓口について、知っているものをご回答ください。

【高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）】

○ 「知っている」が47.7%、「知らない」が47.7%となっています。

【高齢者見守り相談窓口の認知度】

○ 「知っている」が20.0%、「知らない」が75.4%となっています。

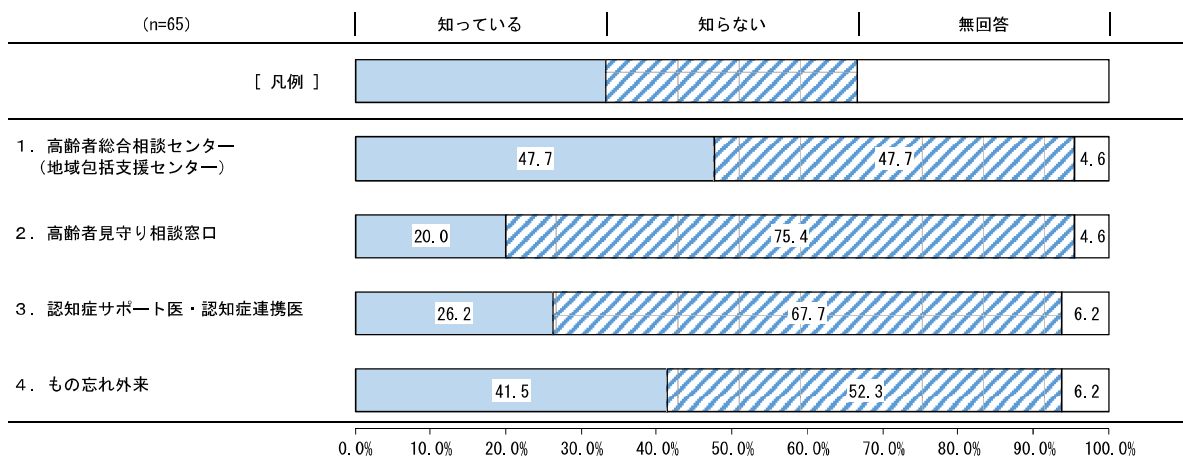
【認知症サポート医・認知症連携医の認知度】

○ 「知っている」が26.2%、「知らない」が67.7%となっています。

【もの忘れ外来の認知度】

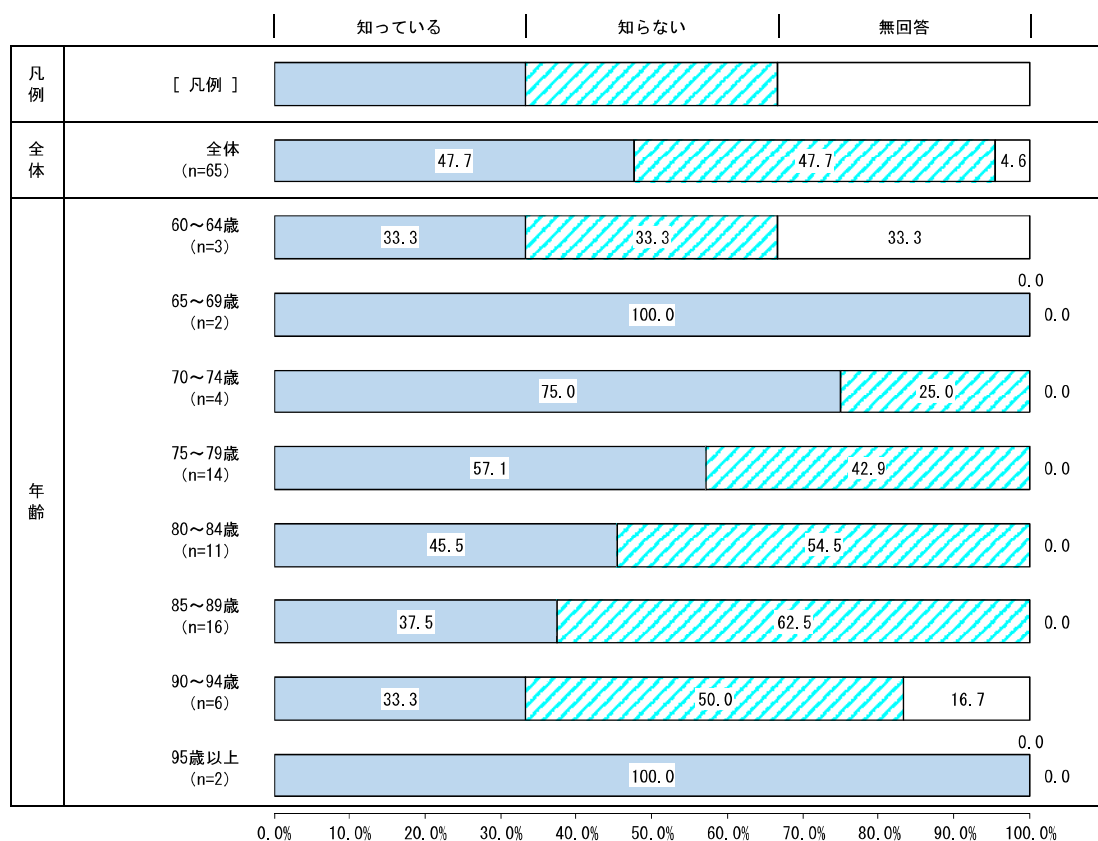
○ 「知っている」が41.5%、「知らない」が52.3%となっています。

【認知症に関する相談窓口の認知度】

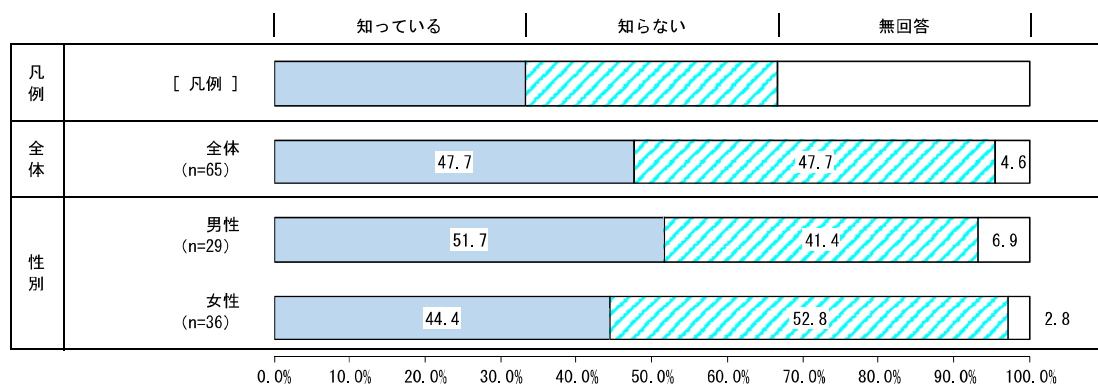


問13- 1 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

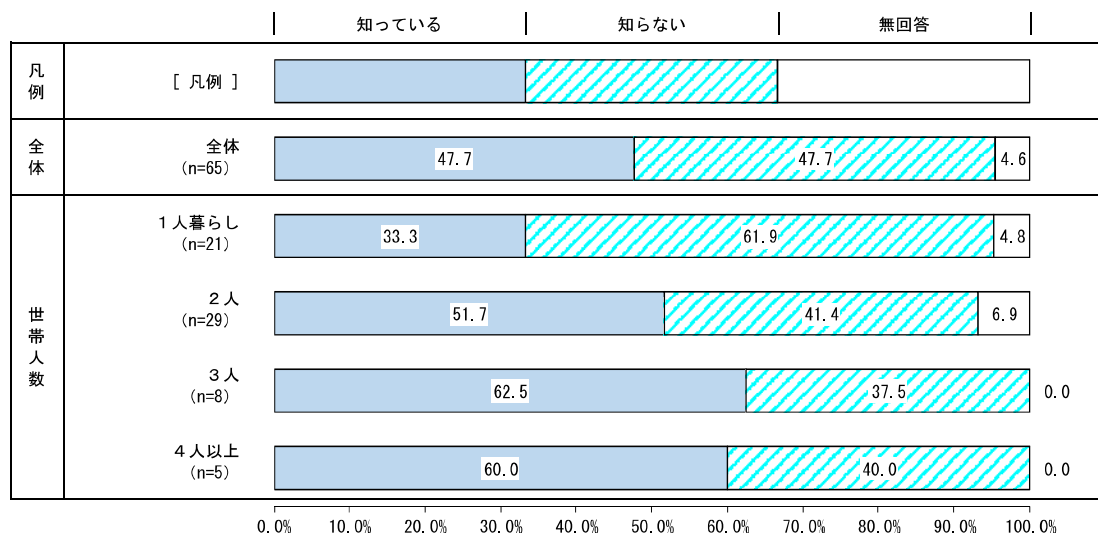
【高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の認知度・年齢別】



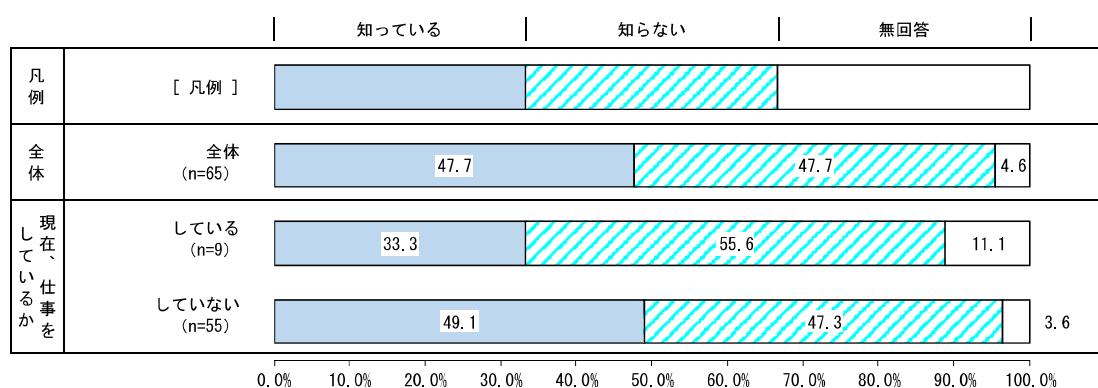
【高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の認知度・性別】



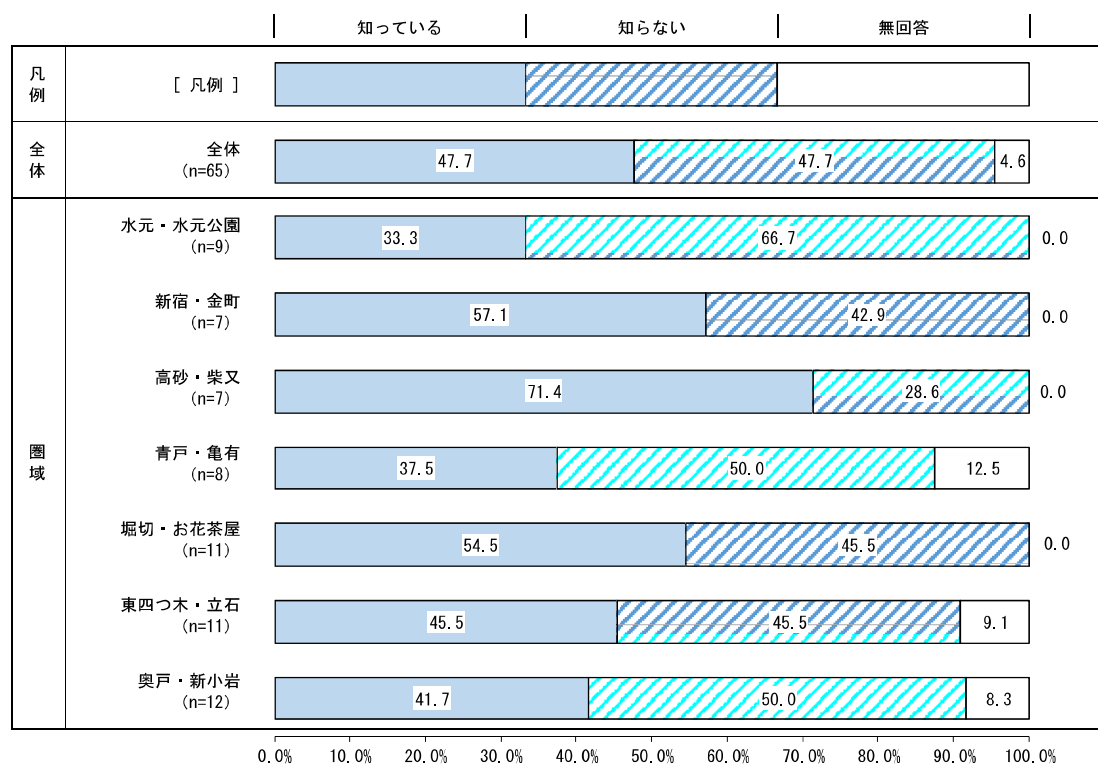
【高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の認知度・世帯人数別】



【高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の認知度・現在の仕事別】

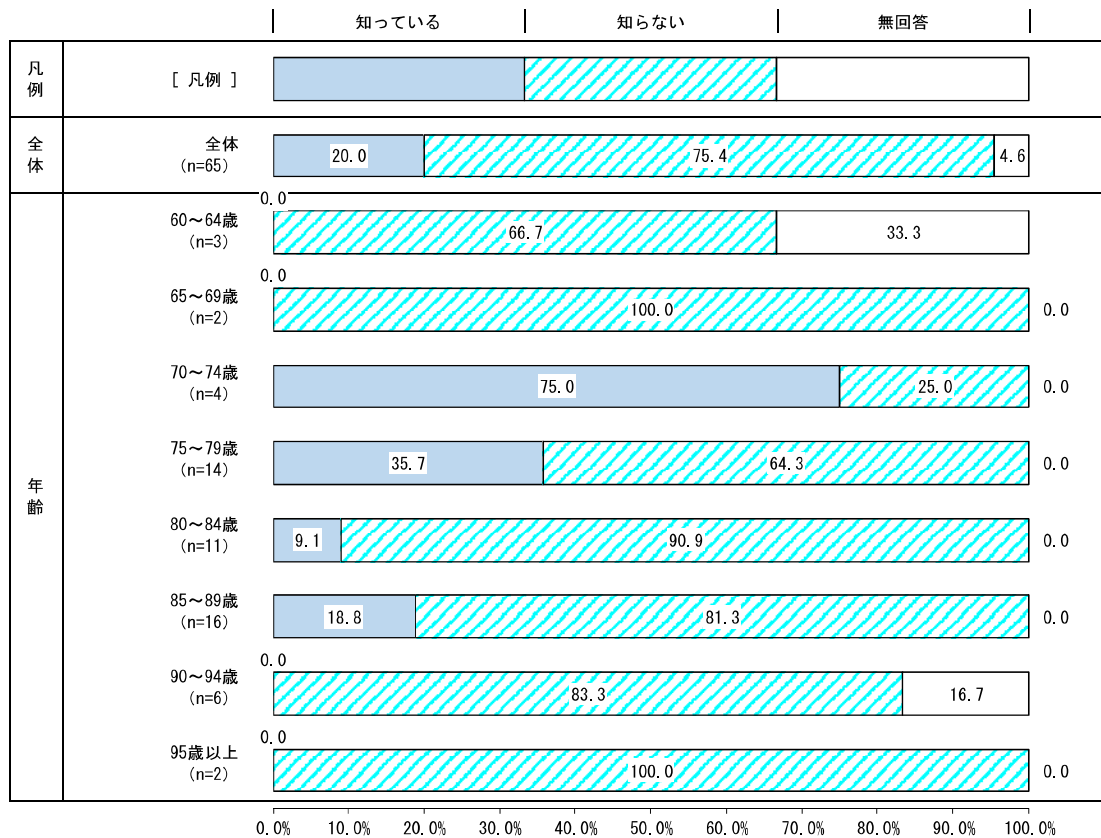


【高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の認知度・圏域別】

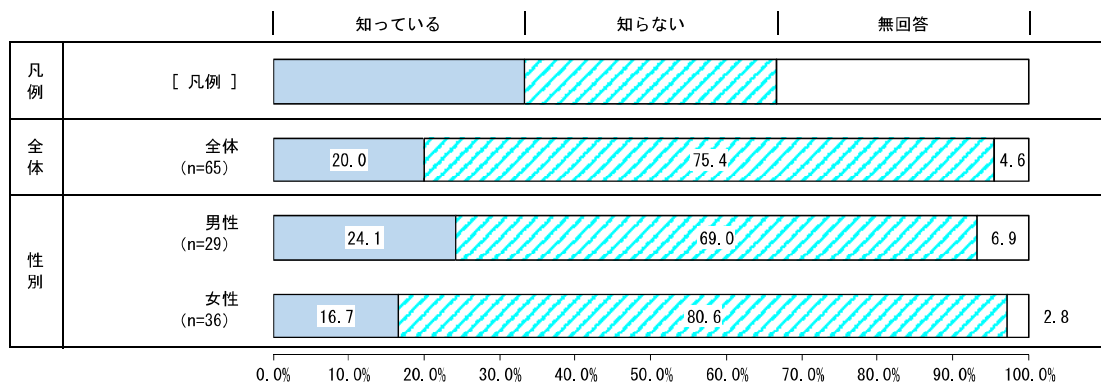


問13-2 高齢者見守り相談窓口

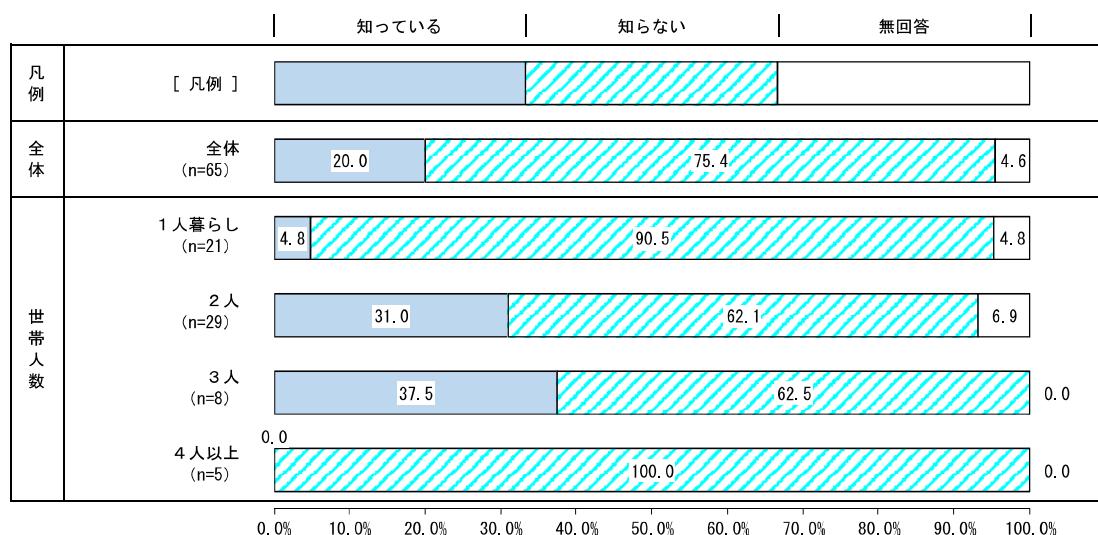
【高齢者見守り相談窓口の認知度・年齢別】



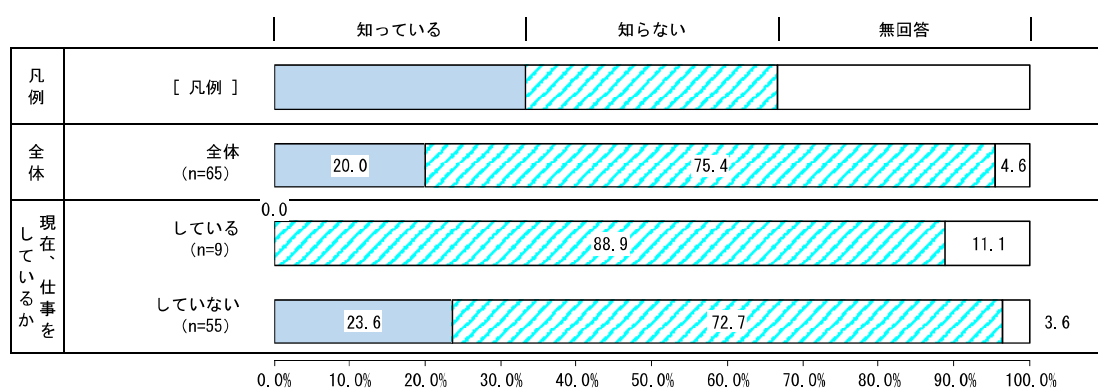
【高齢者見守り相談窓口の認知度・性別】



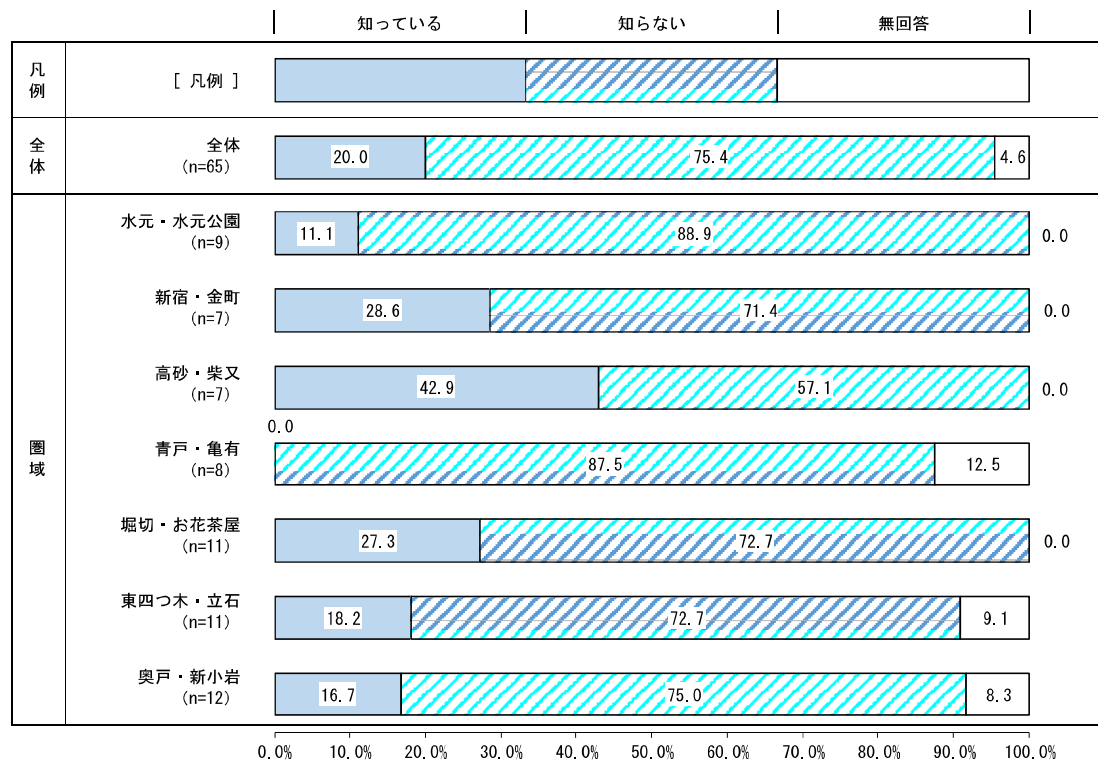
【高齢者見守り相談窓口の認知度・世帯人数別】



【高齢者見守り相談窓口の認知度・現在の仕事別】

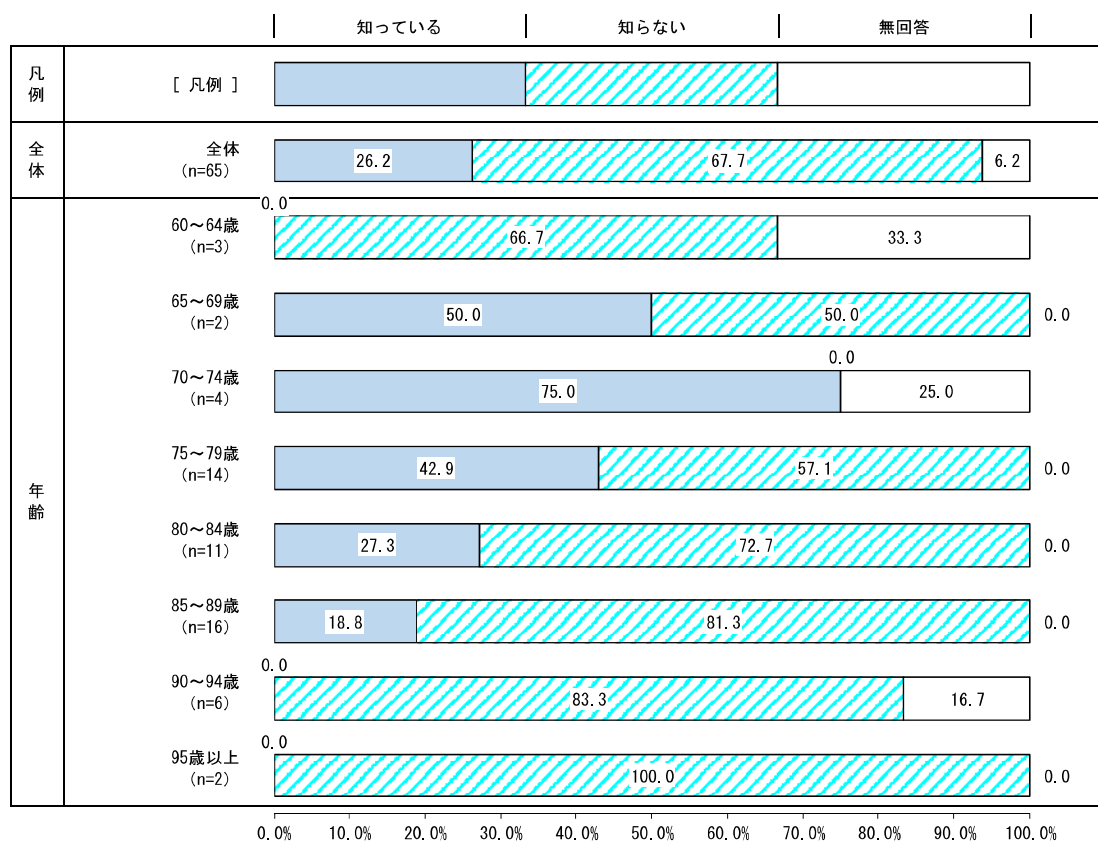


【高齢者見守り相談窓口の認知度・圏域別】

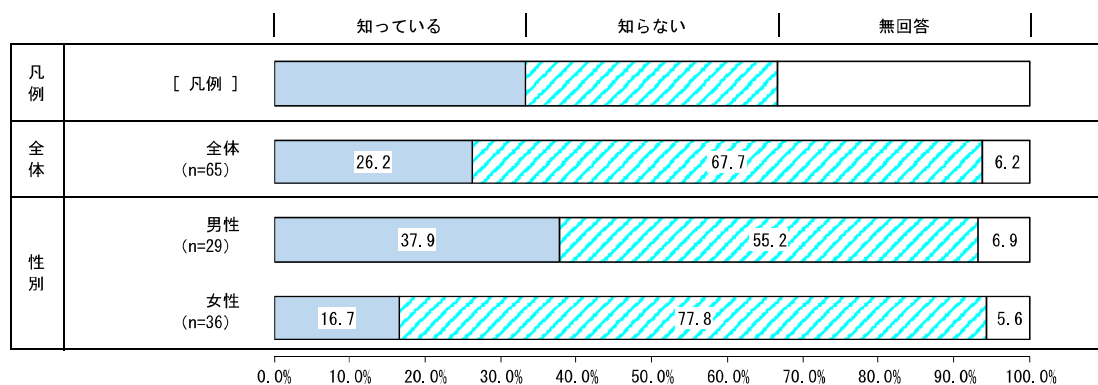


問13-3 認知症サポート医・認知症連携医

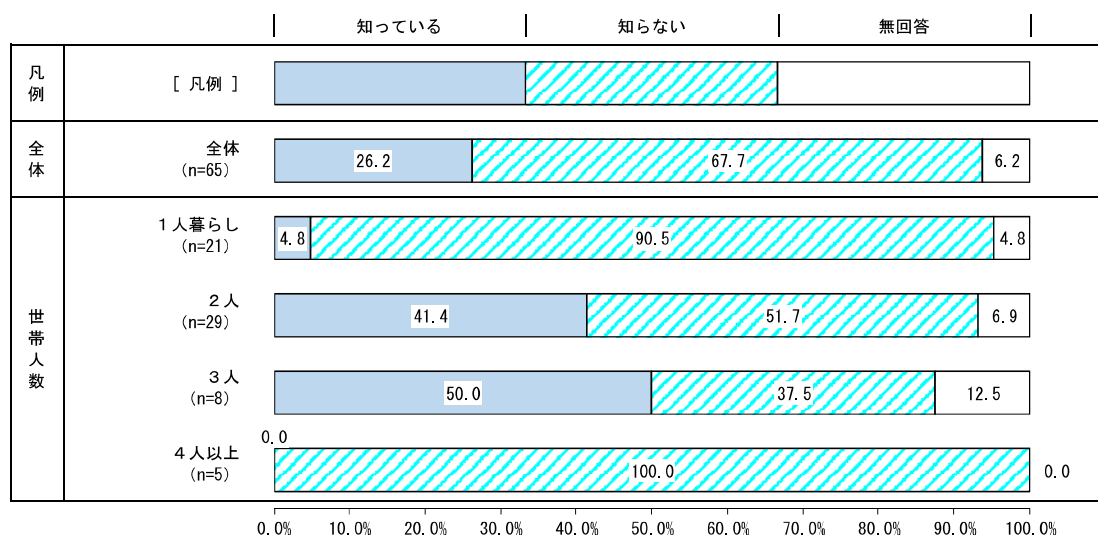
【認知症サポート医・認知症連携医の認知度・年齢別】



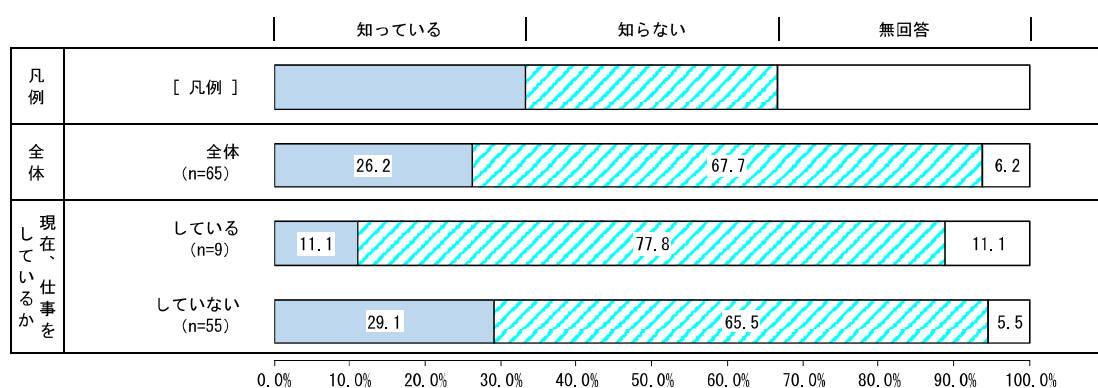
【認知症サポート医・認知症連携医の認知度・性別】



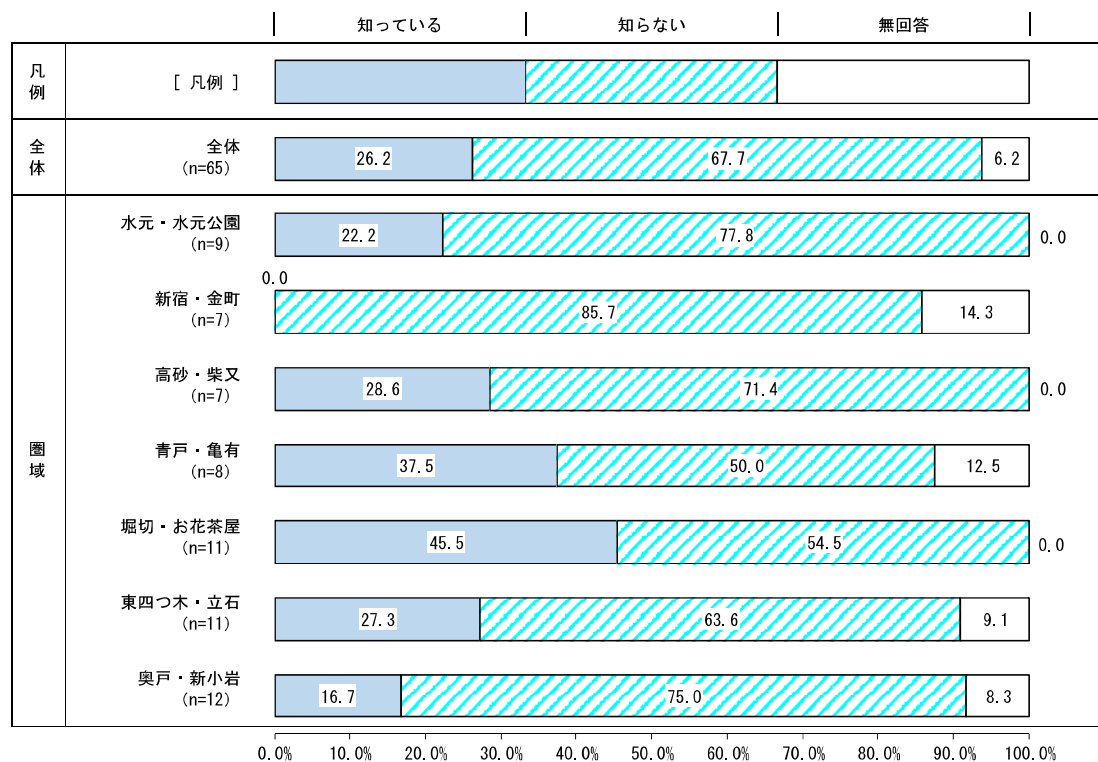
【認知症サポート医・認知症連携医の認知度・世帯人数別】



【認知症サポート医・認知症連携医の認知度・現在の仕事別】

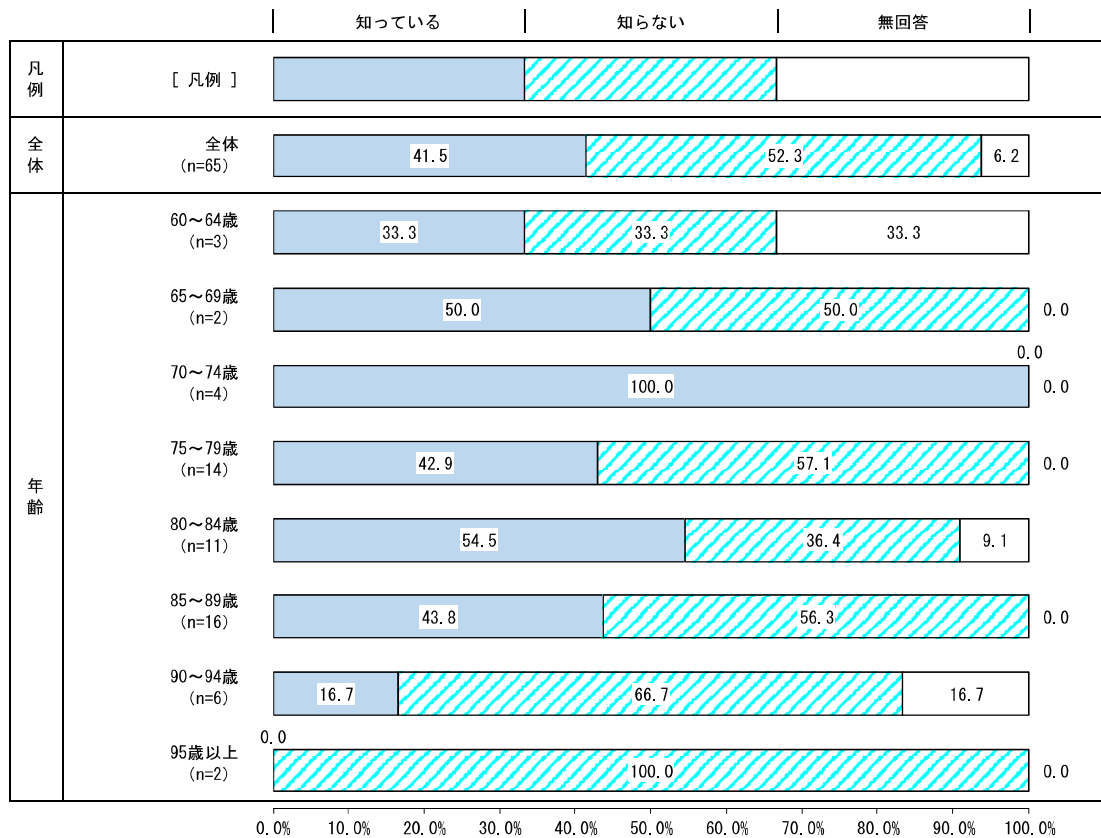


【認知症サポート医・認知症連携医の認知度・圏域別】

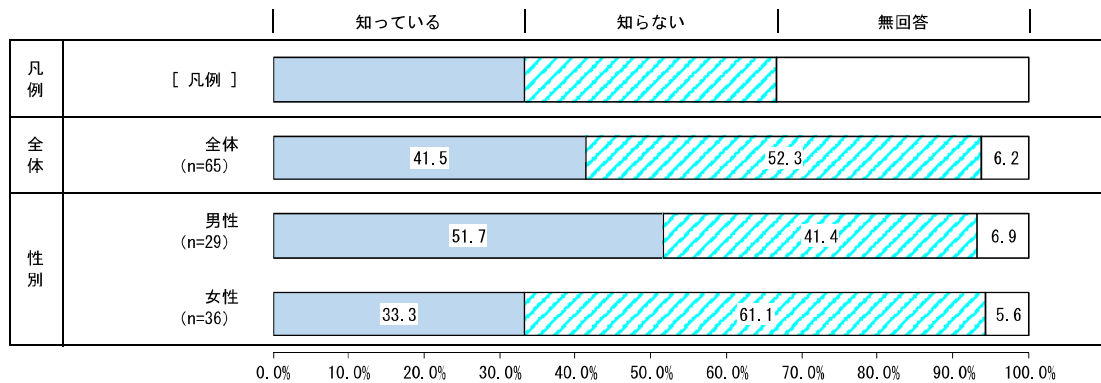


問13-4 もの忘れ外来

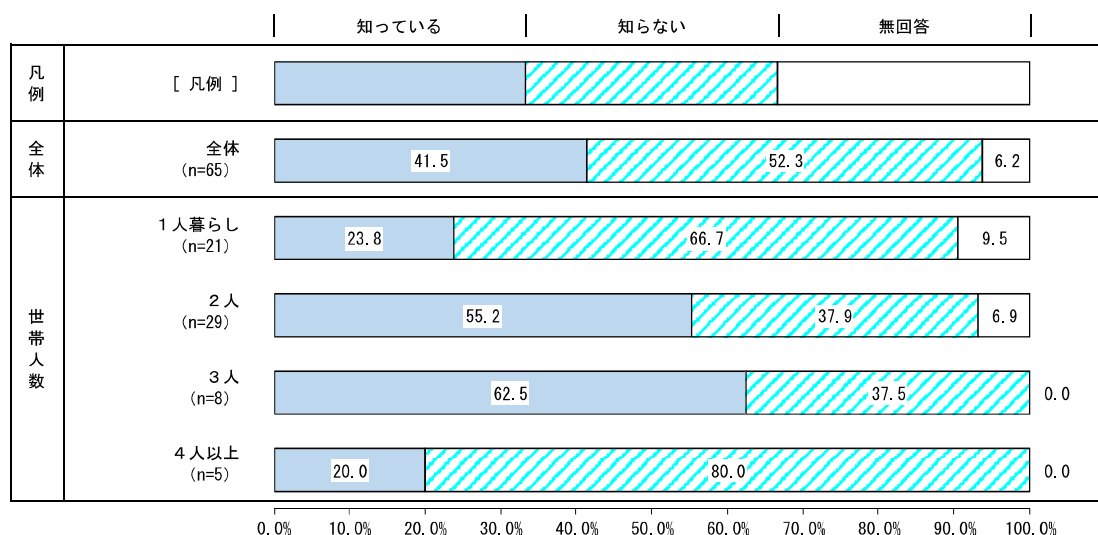
【もの忘れ外来の認知度・年齢別】



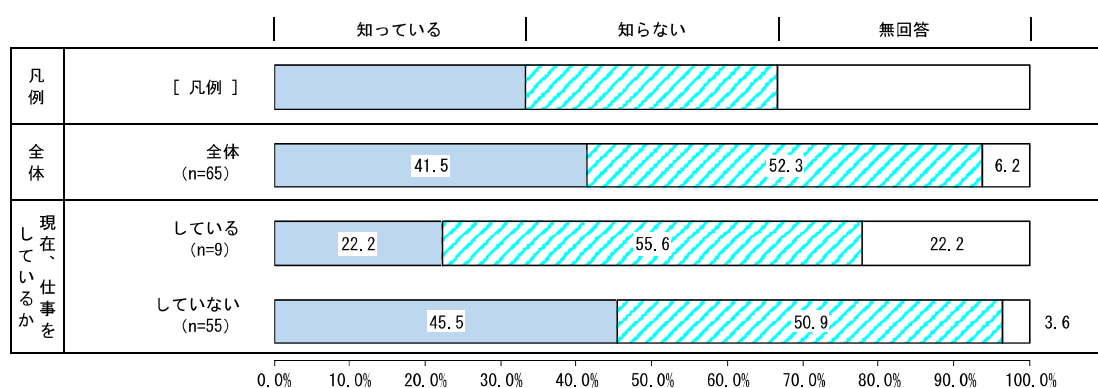
【もの忘れ外来の認知度・性別】



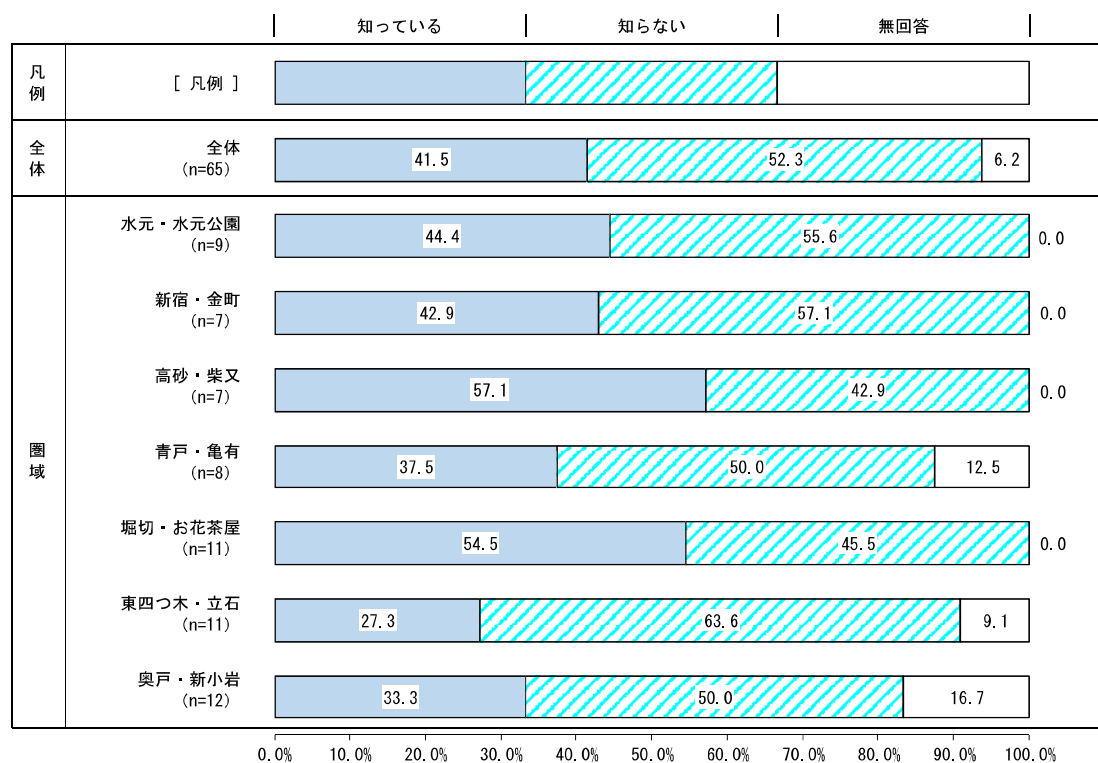
【もの忘れ外来の認知度・世帯人数別】



【もの忘れ外来の認知度・現在の仕事別】



【もの忘れ外来の認知度・圏域別】



3. 認知症に関する知識と認識について

【認知症の診断を受けていない方】

(1) 認知症に対するイメージ、知識について

問14 あなたの認知症に対するイメージは、次のうちどれですか。

(○はそれぞれ1つだけ)

【1. 難しいことでも工夫していきいきと生活することができる】

○ 「あまりそう思わない」が 35.1%で最も多く、次いで「まあそう思う」が 32.3%、「そう思わない」が 15.4%となっています。「そう思う」「まあそう思う」を合わせた“そう思う方”は 44.6%となっています。「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は 50.5%となっています。

【2. 家族や医療・介護などのサポートを利用すれば自立した生活を送ることができる】

○ 「まあそう思う」が 44.3%で最も多く、次いで「あまりそう思わない」が 25.8%、「そう思う」が 17.3%となっています。「そう思う」「まあそう思う」を合わせた“そう思う方”は 61.6%となっています。「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は 33.8%となっています。

【3. 身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる】

○ 「まあそう思う」が 45.2%で最も多く、次いで「そう思う」が 24.2%、「あまりそう思わない」が 20.2%となっています。「そう思う」「まあそう思う」を合わせた“そう思う方”は 69.4%となっています。「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は 25.9%となっています。

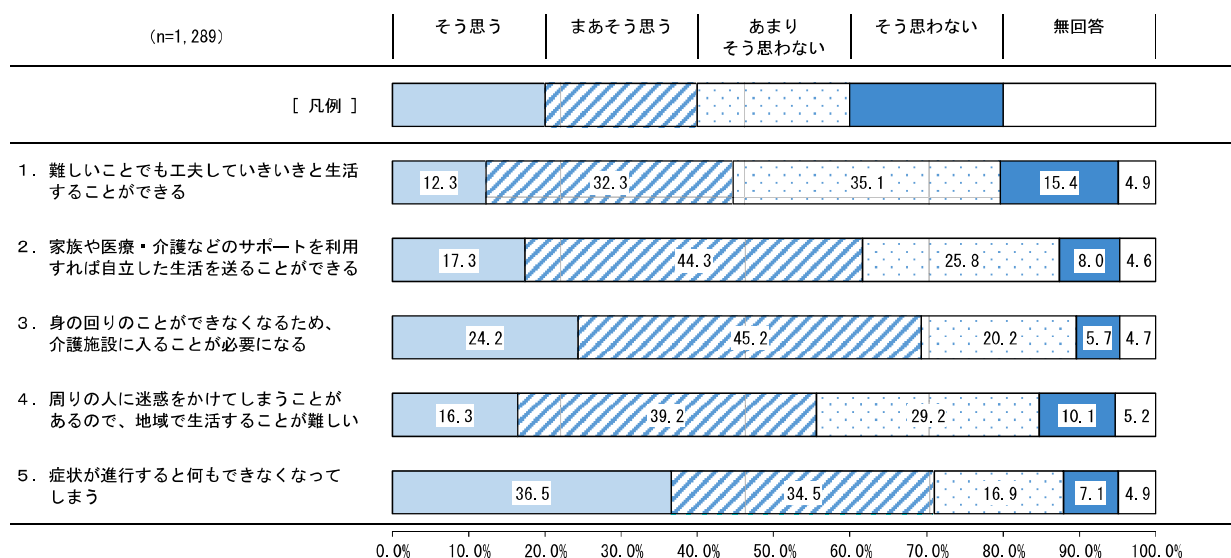
【4. 周りの人に迷惑をかけてしまうことがあるので、地域で生活することが難しい】

○ 「まあそう思う」が 39.2%で最も多く、次いで「あまりそう思わない」が 29.2%、「そう思う」が 16.3%となっています。「そう思う」「まあそう思う」を合わせた“そう思う方”は 55.5%となっています。「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は 39.3%となっています。

【5. 症状が進行すると何もできなくなってしまう】

○ 「そう思う」が 36.5%で最も多く、次いで「まあそう思う」が 34.5%、「あまりそう思わない」が 16.9%となっています。「そう思う」「まあそう思う」を合わせた“そう思う方”は 71.0%となっています。「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は 24.0%となっています。

【認知症に対するイメージ】

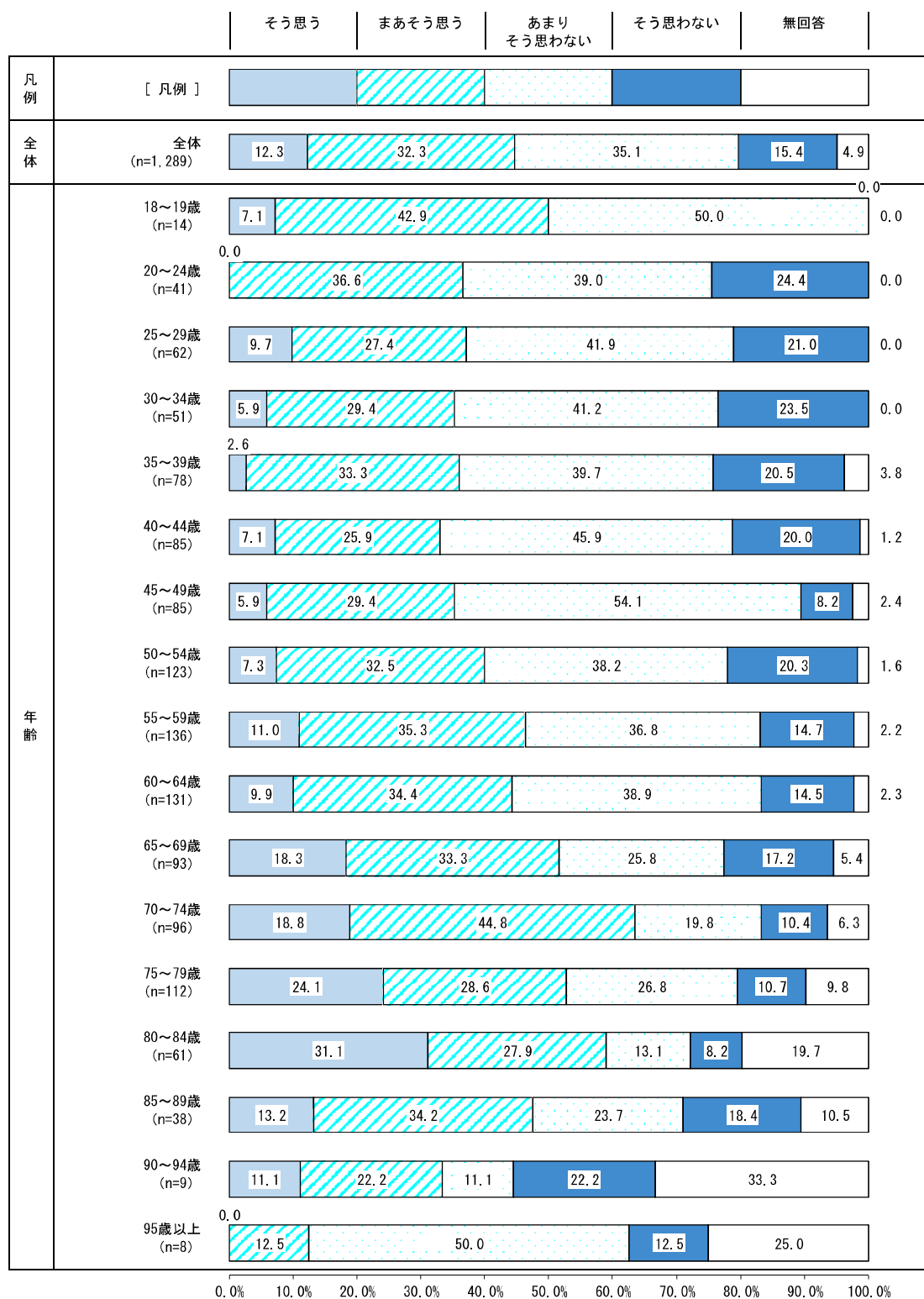


問14-1 難しいことでも工夫していきいきと生活することができる

【年齢別】

- 「そう思う」「まあそう思う」を合わせた“そう思う方”は 70～74 歳が 63.6%と最も多くなっています。
- 「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は 80～84 歳が 21.3%と他の区分に比べて少なくなっています。

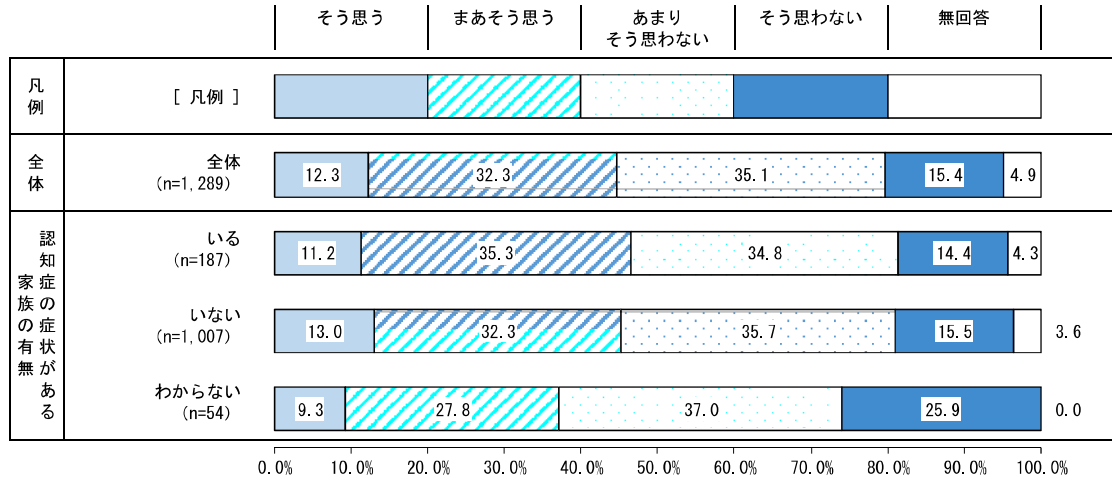
【難しいことでも工夫していきいきと生活することができる・年齢別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「まあそう思う」が 35.3%で最も多く、次いで「あまりそう思わない」が 34.8%、「そう思わない」が 14.4%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方、『わからない』方では、「あまりそう思わない」が最も多く、次いで「まあそう思う」「そう思わない」の順となっています。

【難しいことでも工夫していきいきと生活することができる・認知症の症状がある家族の有無別】

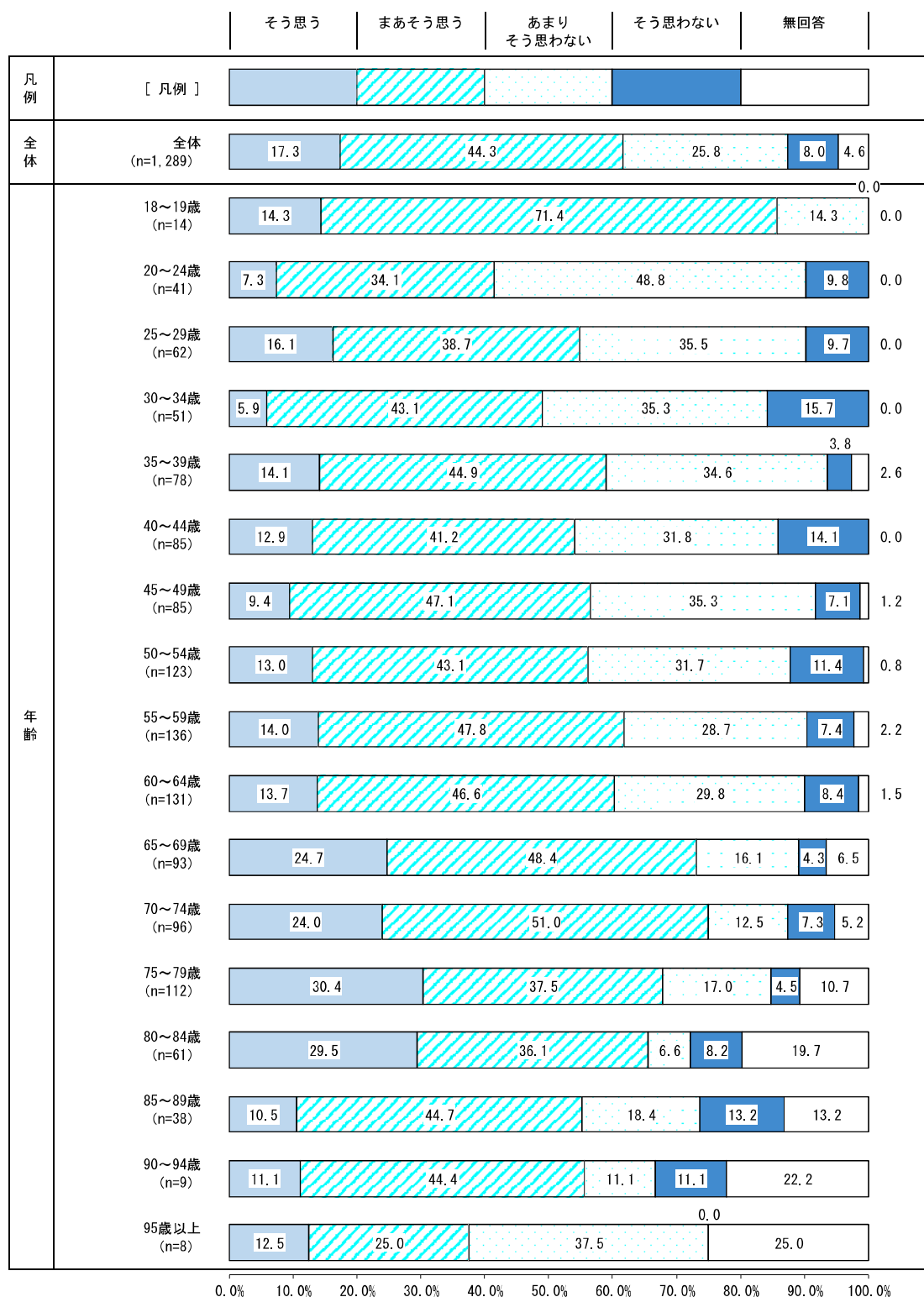


問14-2 家族や医療・介護などのサポートを利用すれば自立した生活を送ることができる

【年齢別】

○ 「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は 65～69 歳が 20.4%、70～74 歳が 19.8%、75～79 歳が 21.5%、80～84 歳が 14.8%と他の区分に比べて少なくなっています。

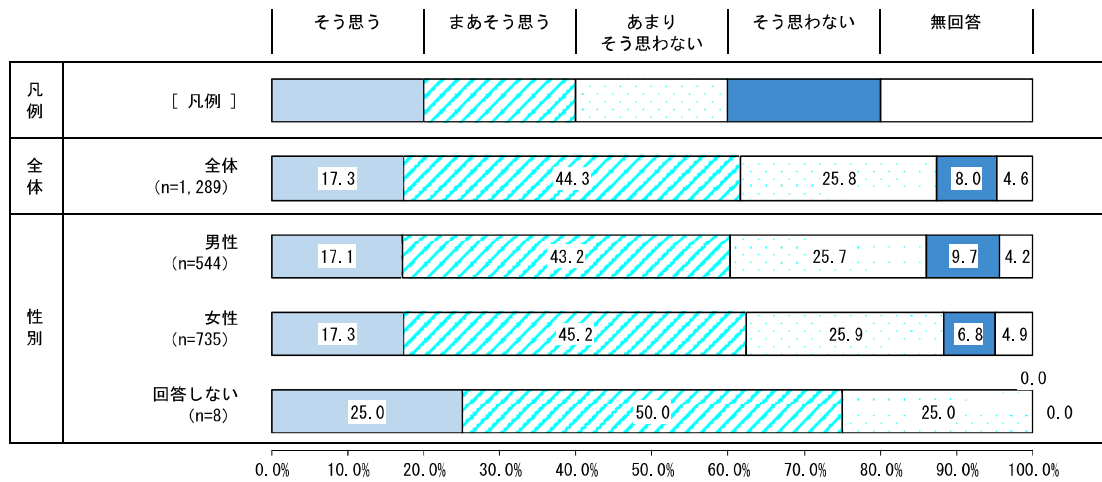
【家族や医療・介護などのサポートを利用すれば自立した生活を送ることができる・年齢別】



【性別】

○ 男女ともに、「まあそう思う」が最も多く、次いで「あまりそう思わない」「そう思う」の順となっています。

【家族や医療・介護などのサポートを利用すれば自立した生活を送ることができる・性別】

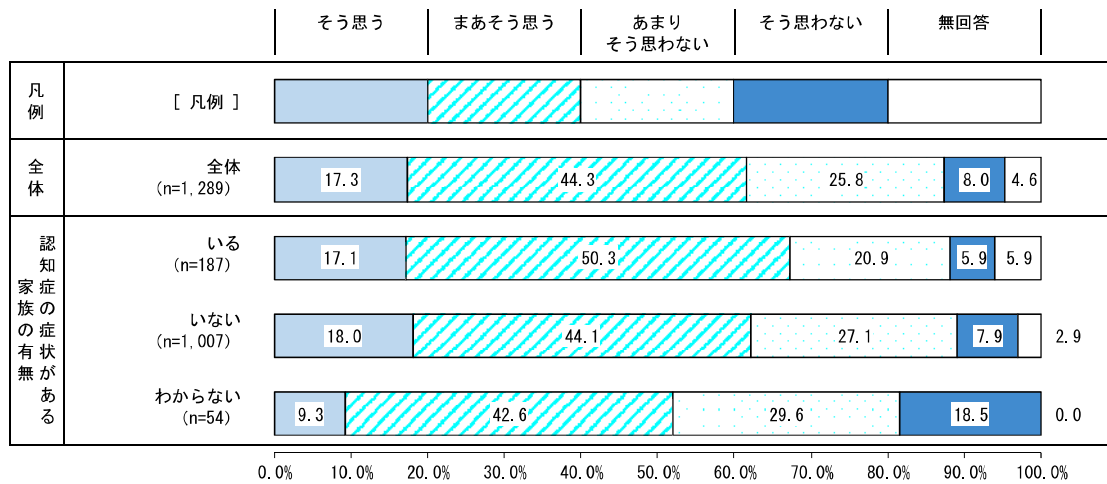


【認知症の症状がある家族の有無別】

○ 認知症の症状がある家族の有無によらず、「まあそう思う」が最も多く、次いで「あまりそう思わない」「そう思う」の順となっています。

【家族や医療・介護などのサポートを利用すれば自立した生活を送ることができる

・認知症の症状がある家族の有無別】

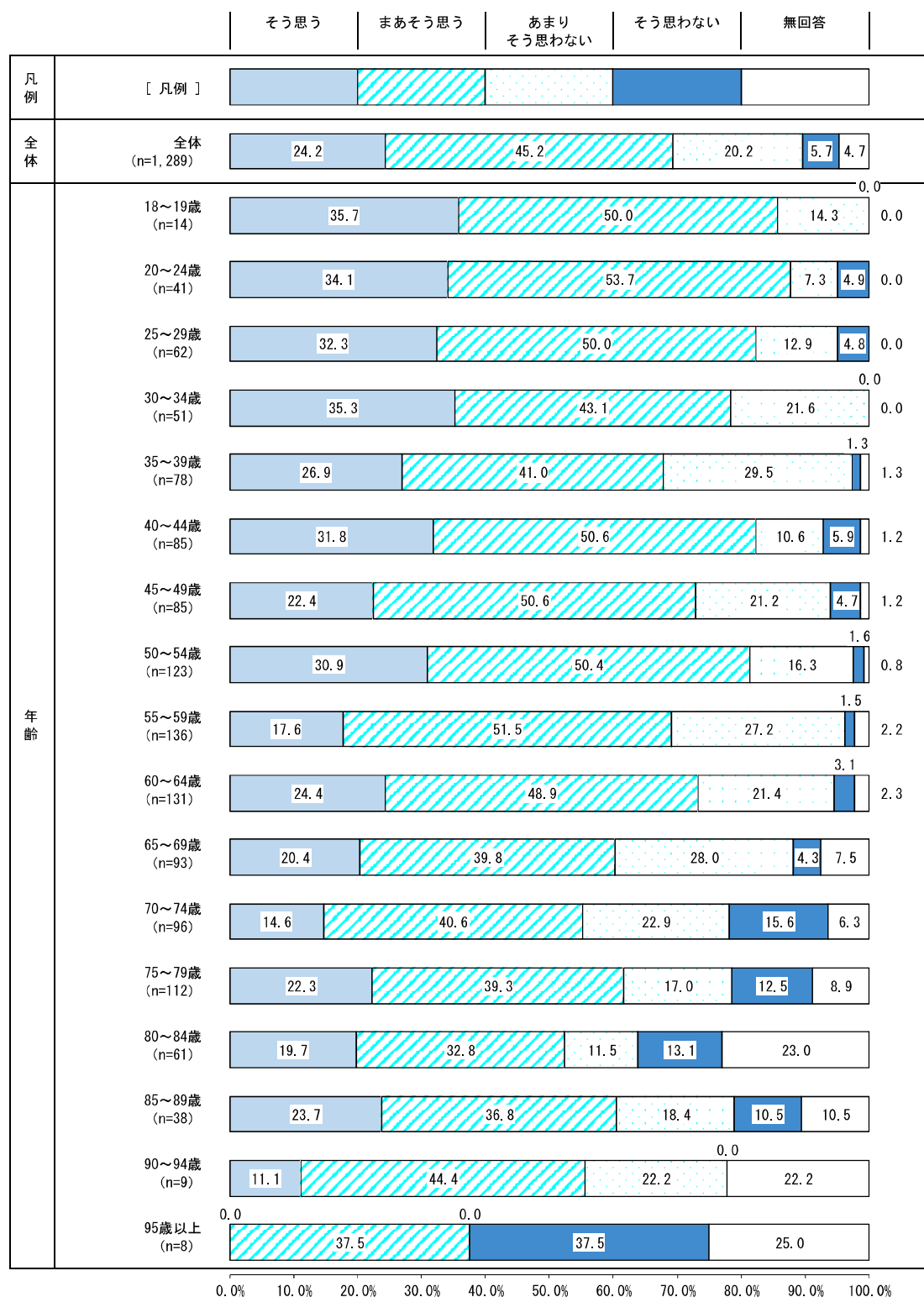


問14-3 身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる

【年齢別】

○ 「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は70～74歳が38.5%と他の区分に比べて多くなっています。

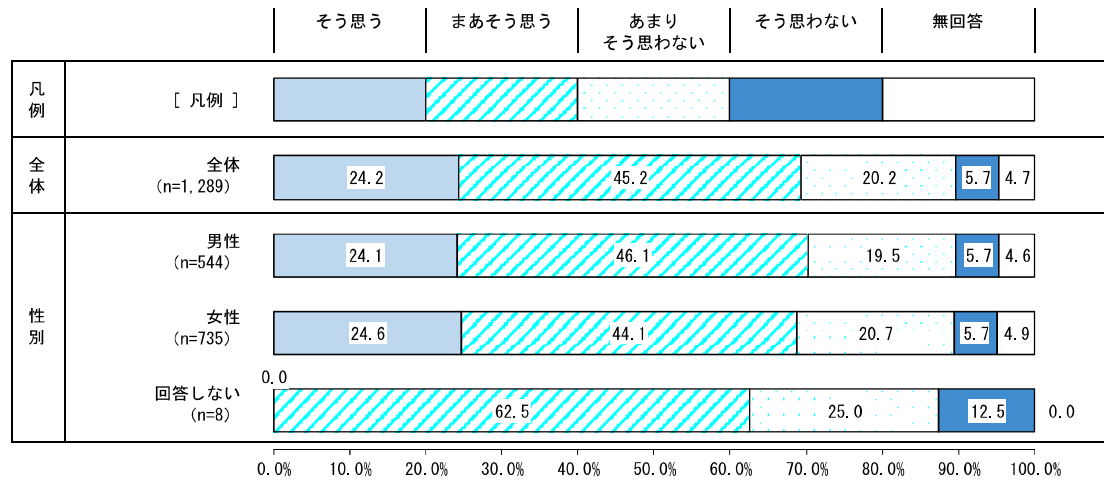
【身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる・年齢別】



【性別】

○ 男女ともに、「まあそう思う」が最も多く、次いで「そう思う」「あまりそう思わない」の順となっています。

【身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる・性別】

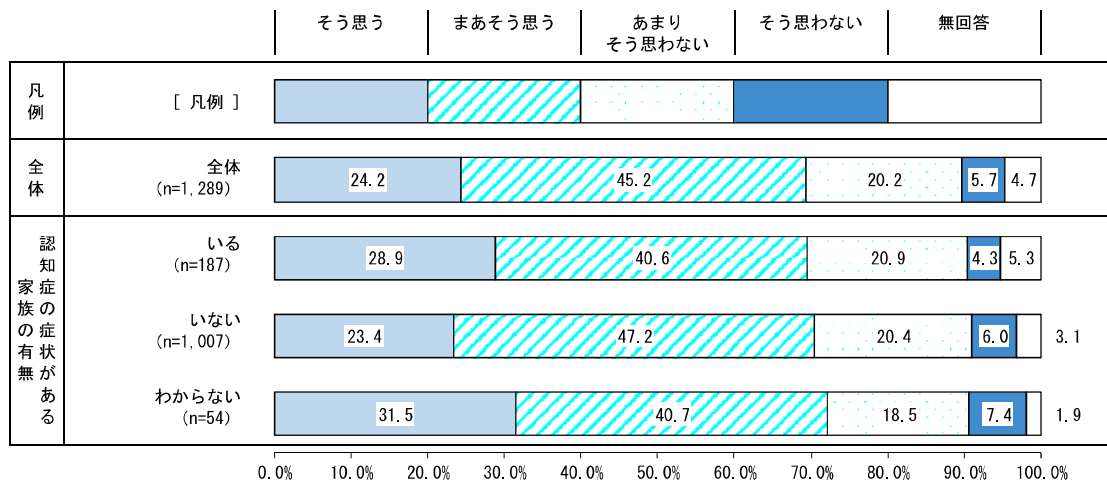


【認知症の症状がある家族の有無別】

○ 認知症の症状がある家族の有無によらず、「まあそう思う」が最も多く、次いで「そう思う」「あまりそう思わない」の順となっています。

【身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる

・認知症の症状がある家族の有無別】

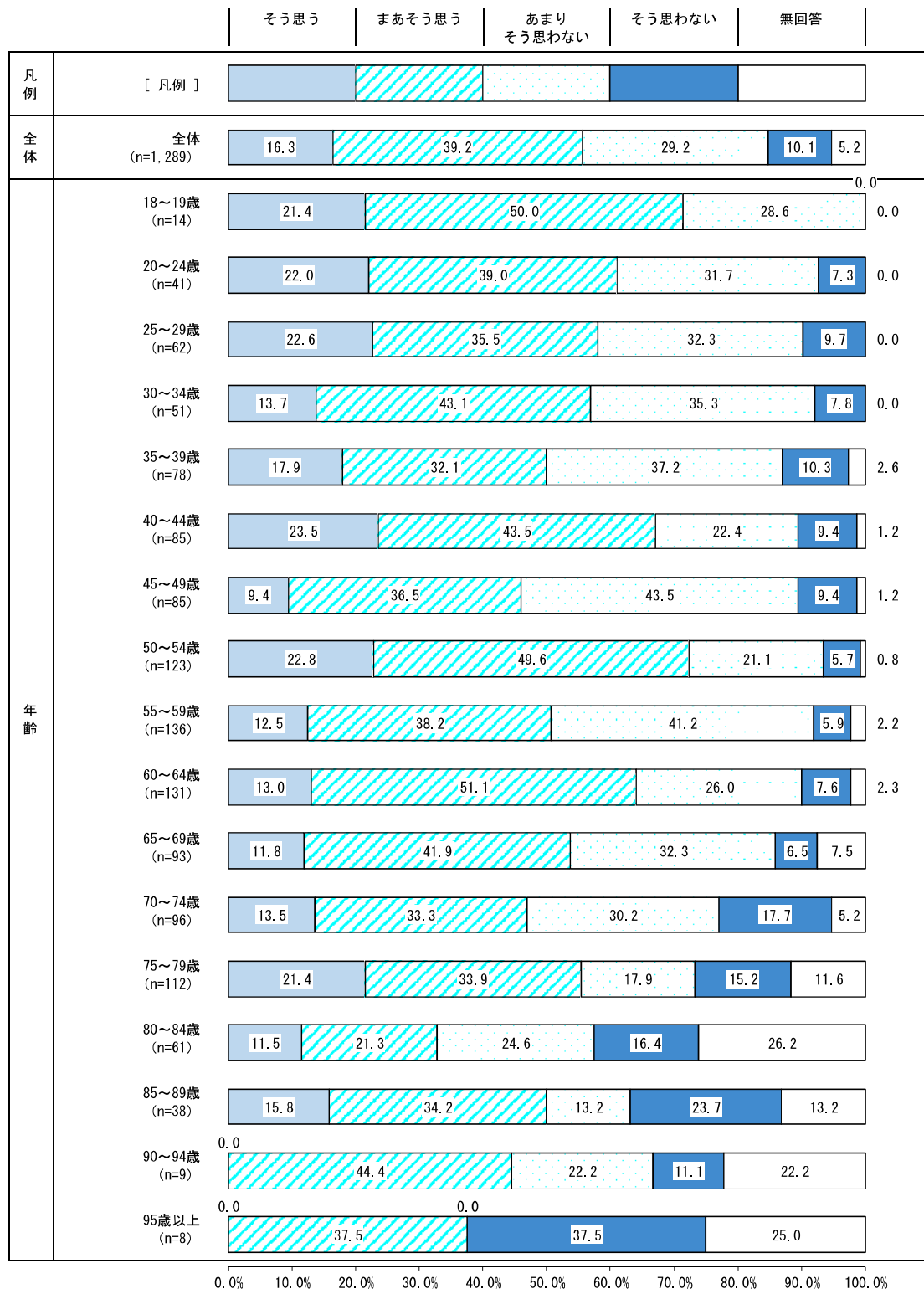


問14-4 周りの人に迷惑をかけてしまうことがあるので、地域で生活することが難しい

【年齢別】

- 「そう思う」「まあそう思う」を合わせた“そう思う方”は 80～84 歳が 32.8%と他の区分に比べて少なくなっています。
- 「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は 45～49 歳が 52.9%と他の区分に比べて多くなっています。

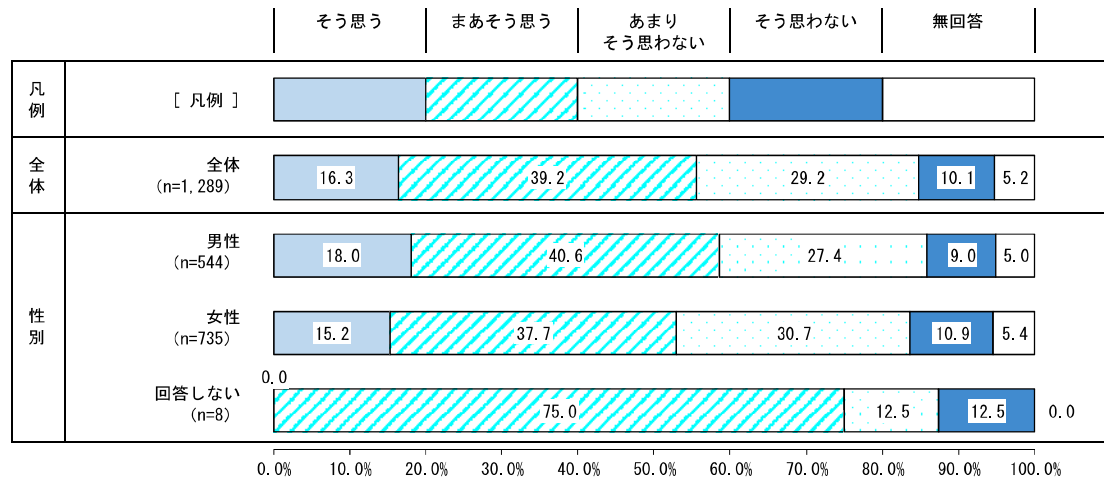
【周りの人に迷惑をかけてしまうことがあるので、地域で生活することが難しい・年齢別】



【性別】

○ 男女ともに、「まあそう思う」が最も多く、次いで「あまりそう思わない」「そう思う」の順となっています。

【周りの人に迷惑をかけてしまうことがあるので、地域で生活することが難しい・性別】

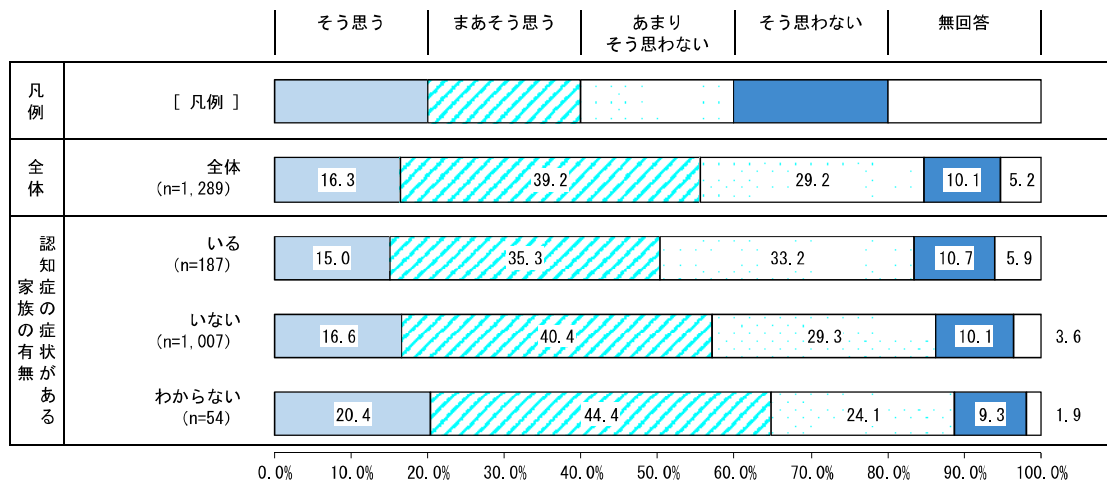


【認知症の症状がある家族の有無別】

○ 認知症の症状がある家族の有無によらず、「まあそう思う」が最も多く、次いで「あまりそう思わない」「そう思う」の順となっています。

【周りの人に迷惑をかけてしまうことがあるので、地域で生活することが難しい

・ 認知症の症状がある家族の有無別】

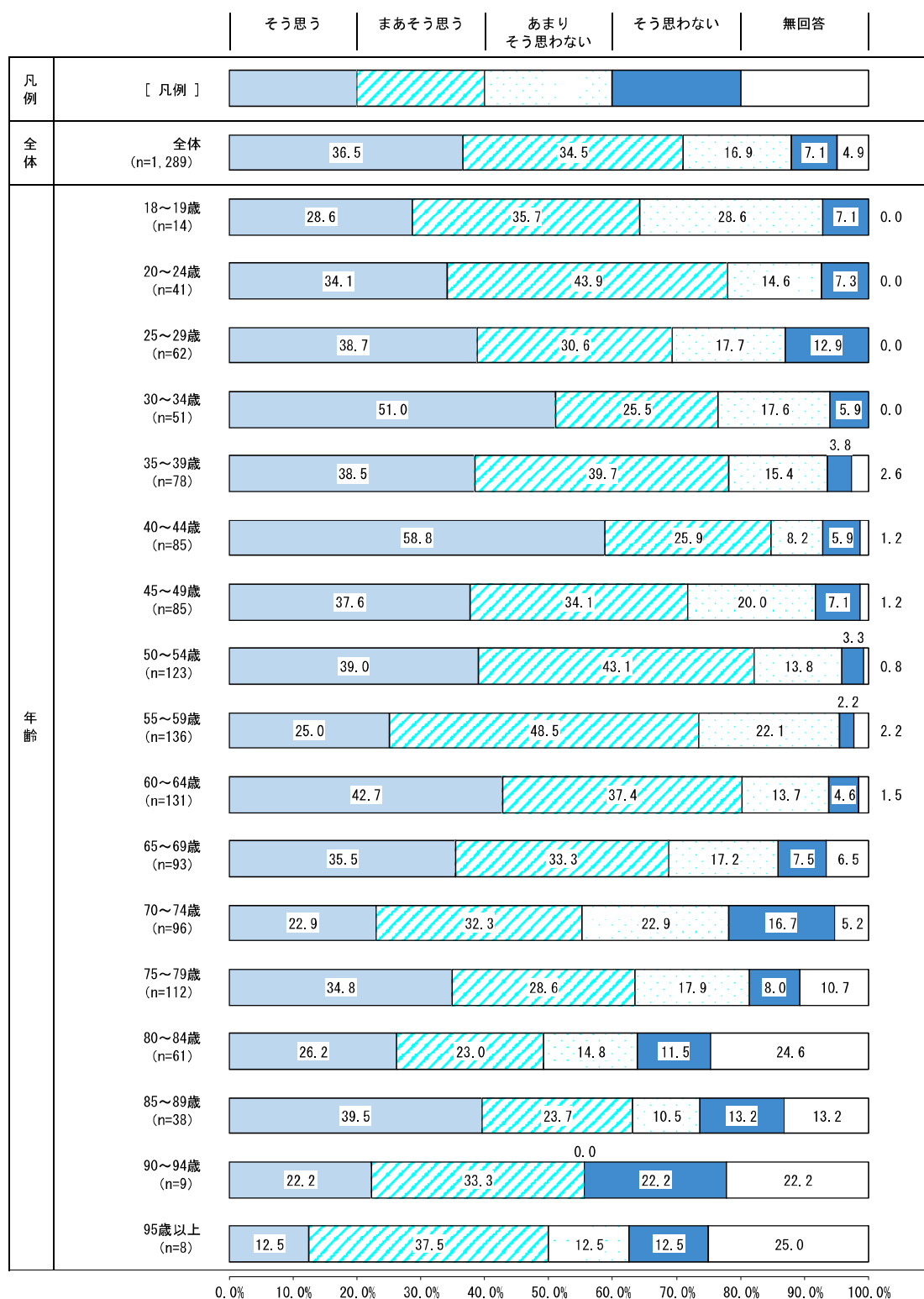


問14-5 症状が進行すると何もできなくなってしまう

【年齢別】

- 「そう思う」「まあそう思う」を合わせた“そう思う方”は70～74歳が55.2%、80～84歳が49.2%と他の区分に比べて少なくなっています。
- 「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は70～74歳が39.6%と他の区分に比べて多くなっています。

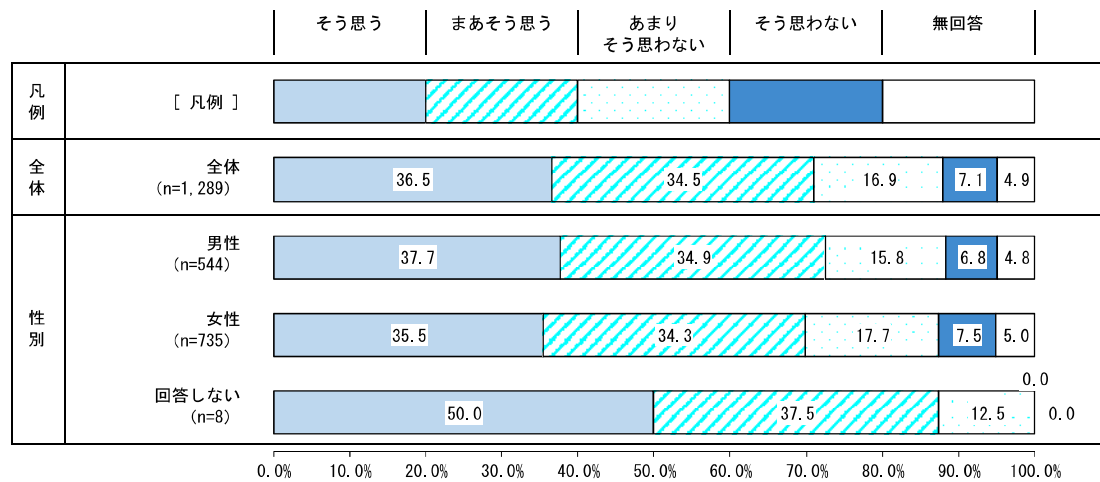
【症状が進行すると何もできなくなってしまう・年齢別】



【性別】

- 男女ともに、「そう思う」が最も多く、次いで「まあそう思う」「あまりそう思わない」の順となっています。

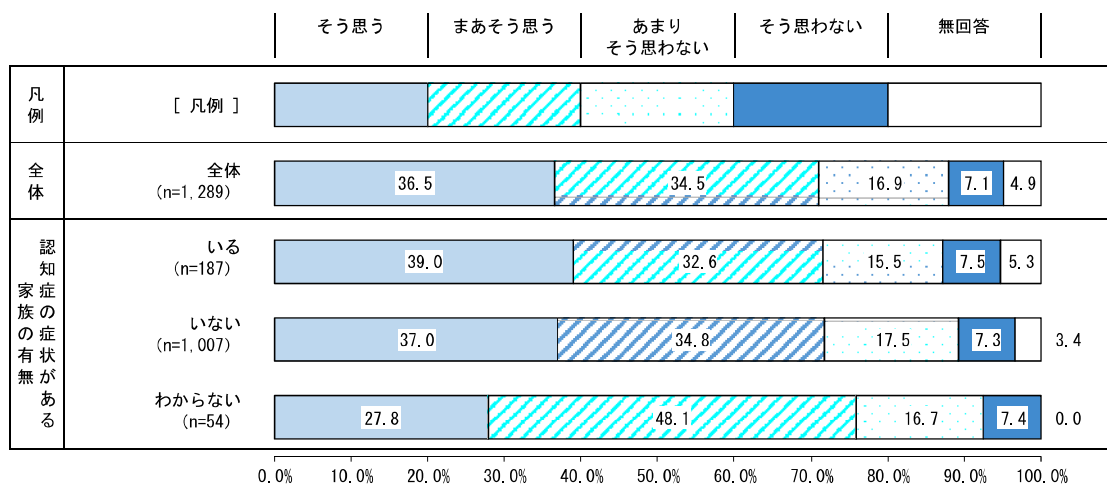
【症状が進行すると何もできなくなってしまう・性別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方、『いない』方では、「そう思う」が最も多く、次いで「まあそう思う」「あまりそう思わない」の順となっています。
- 『わからない』方では、「まあそう思う」が 48.1%で最も多く、次いで「そう思う」が 27.8%、「あまりそう思わない」が 16.7%となっています。

【症状が進行すると何もできなくなってしまう・認知症の症状がある家族の有無別】



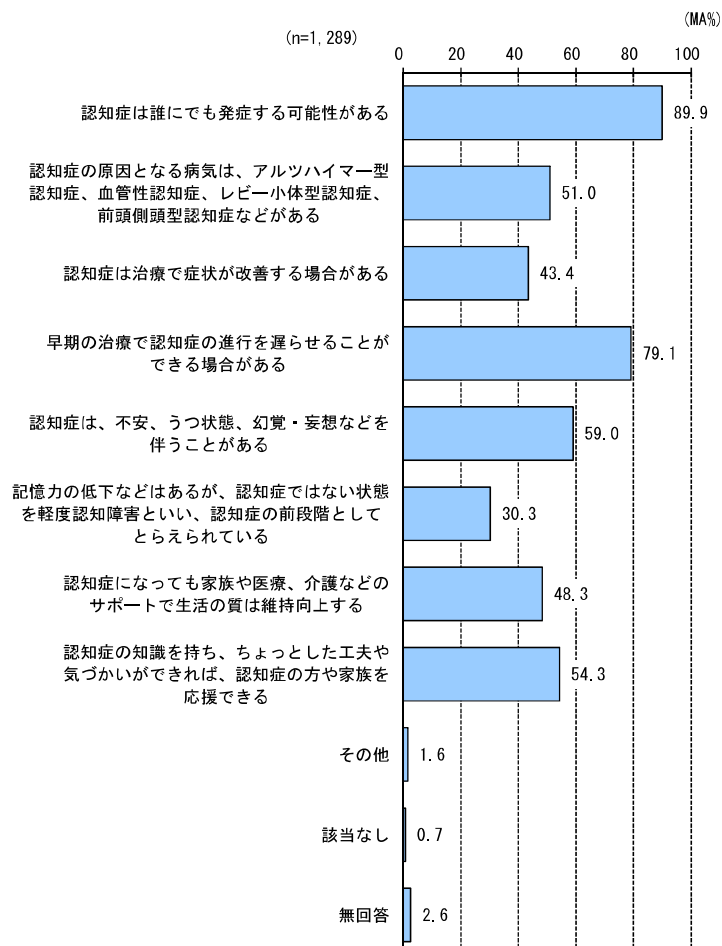
問15 認知症について、あなたが知っていることを選んでください。

(○はいくつでも)

【全体】

○ 「認知症は誰にでも発症する可能性がある」が 89.9%で最も多く、次いで「早期の治療で認知症の進行を遅らせることができる場合がある」が 79.1%、「認知症は、不安、うつ状態、幻覚・妄想などを伴うことがある」が 59.0%となっています。

【認知症について知っていること（複数回答）】



【年齢別】

- 「認知症は誰にでも発症する可能性がある」は 80～84 歳が 73.8%と他の区分に比べて少なくなっています。
- 「記憶力の低下などはあるが、認知症ではない状態を軽度認知障害といい、認知症の前段階としてとらえられている」は 30～34 歳が 17.6%と他の区分に比べて少なくなっています。
- 「認知症になっても家族や医療、介護などのサポートで生活の質は維持向上する」は 80～84 歳が 34.4%と他の区分に比べて少なくなっています。
- 「該当なし」は 25～29 歳が 1.6%、30～34 歳が 2.0%、75～79 歳が 1.8%と他の区分に比べて多くなっています。

【性別】

- 男女ともに、「認知症は誰にでも発症する可能性がある」が最も多く、次いで「早期の治療で認知症の進行を遅らせることができる場合がある」となっています。

【世帯人数別】

- 「認知症は治療で症状が改善する場合がある」は 3 人が 36.5%と他の区分に比べて少なくなっています。
- 「記憶力の低下などはあるが、認知症ではない状態を軽度認知障害といい、認知症の前段階としてとらえられている」は 3 人が 36.9%と他の区分に比べて多くなっています。

【認知症について知っていること（複数回答）・年齢別・性別・世帯人数別・現在の仕事別】

単位：％

		母数 (n)	認知症について知っていること (MA)										
			認知症は誰にでも発症する可能性はある	認知症の原因となる病気は、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがある	認知症は治療で症状が改善する場合がある	早期の治療で認知症の進行を遅らせることができる場合がある	認知症は、不安、うつ状態、幻覚・妄想などを伴うことがある	認知症の前段階としてとらえられている	記憶力の低下などはあるが、認知症ではない状態を軽度認知障害といい、認知症のサポートで生活の質は維持向上する	認知症の知識を持ち、ちょっとした工夫や気づかいができる、認知症の方や家族を応援できる	その他	該当なし	無回答
全体		1,289	89.9	51.0	43.4	79.1	59.0	30.3	48.3	54.3	1.6	0.7	2.6
年齢	18～19歳	14	85.7	42.9	35.7	85.7	50.0	28.6	50.0	50.0	-	-	-
	20～24歳	41	97.6	△ 63.4	34.1	▼ 68.3	▼ 41.5	24.4	▼ 24.4	58.5	4.9	-	-
	25～29歳	62	93.5	56.5	41.9	74.2	△ 72.6	22.6	53.2	58.1	-	1.6	-
	30～34歳	51	94.1	▼ 39.2	51.0	72.5	60.8	▼ 17.6	45.1	51.0	-	2.0	-
	35～39歳	78	97.4	50.0	44.9	75.6	△ 70.5	25.6	△ 59.0	60.3	-	-	-
	40～44歳	85	95.3	45.9	49.4	80.0	67.1	30.6	57.6	56.5	-	-	-
	45～49歳	85	94.1	47.1	36.5	83.5	63.5	23.5	51.8	57.6	2.4	-	2.4
	50～54歳	123	94.3	44.7	43.9	80.5	62.6	28.5	47.2	52.0	2.4	0.8	-
	55～59歳	136	94.9	47.1	41.2	81.6	63.2	28.7	46.3	58.8	0.7	0.7	0.7
	60～64歳	131	91.6	△ 61.1	47.3	86.3	68.7	33.6	56.5	61.8	-	0.8	1.5
	65～69歳	93	88.2	△ 65.6	48.4	84.9	62.4	39.8	55.9	△ 64.5	1.1	1.1	3.2
	70～74歳	96	85.4	59.4	50.0	84.4	51.0	△ 40.6	51.0	56.3	2.1	1.0	3.1
	75～79歳	112	84.8	42.0	44.6	77.7	50.0	27.7	43.8	47.3	2.7	1.8	4.5
	80～84歳	61	▼ 73.8	47.5	37.7	73.8	▼ 34.4	32.8	▼ 34.4	47.5	3.3	-	14.8
	85～89歳	38	▼ 73.7	44.7	36.8	▼ 68.4	▼ 42.1	36.8	▼ 31.6	▼ 23.7	5.3	-	7.9
90～94歳	9	▼ 66.7	▼ 22.2	▼ 11.1	▼ 33.3	▼ 33.3	△ 44.4	▼ 22.2	▼ 11.1	-	-	22.2	
95歳以上	8	▼ 62.5	▼ 37.5	▼ 12.5	▼ 37.5	▼ 12.5	-	▼ 25.0	▼ 12.5	-	-	25.0	
性別	男性	544	89.7	42.8	39.3	74.3	▼ 48.9	25.4	42.3	51.3	1.5	1.1	2.4
	女性	735	90.1	56.7	46.1	82.3	66.3	33.9	52.4	56.1	1.5	0.4	2.9
	回答しない	8	△ 100.0	△ 87.5	△ 62.5	△ 100.0	△ 75.0	25.0	△ 75.0	△ 100.0	△ 25.0	-	-
世帯人数	1人暮らし	255	87.5	52.2	45.1	76.5	57.6	29.4	43.9	51.4	3.9	1.2	2.7
	2人	424	89.2	53.5	46.5	82.3	58.7	27.6	50.9	53.1	1.4	0.5	3.8
	3人	301	91.7	49.5	36.5	80.1	60.8	36.9	46.8	57.1	0.7	0.7	2.0
	4人以上	299	91.3	48.5	44.1	75.9	58.9	28.1	50.2	56.5	1.0	0.7	1.7

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族の有無によらず、「認知症は誰にでも発症する可能性がある」が最も多く、次いで「早期の治療で認知症の進行を遅らせることができる場合がある」「認知症は、不安、うつ状態、幻覚・妄想などを伴うことがある」の順となっています。
- 「認知症は、不安、うつ状態、幻覚・妄想などを伴うことがある」は、認知症の症状がある家族が『いる』方が72.2%と他の区分に比べて多くなっています。
- また、『わからない』方では「認知症の原因となる病気は、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがある」が35.2%、「認知症は、不安、うつ状態、幻覚・妄想などを伴うことがある」が46.3%、「記憶力の低下などはあるが、認知症ではない状態を軽度認知障害といい、認知症の前段階としてとらえられている」が18.5%、「認知症になっても家族や医療、介護などのサポートで生活の質は維持向上する」が25.9%、「認知症の知識を持ち、ちょっとした工夫や気づかいができれば、認知症の方や家族を応援できる」が40.7%と他の区分に比べて少なくなっています。

【認知症について知っていること（複数回答）・認知症の症状がある家族の有無別】

単位：％

認知症について知っていること (MA)														
		母数 (n)	認知症は誰にでも発症する可能性はある	認知症の原因となる病気は、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがある	認知症は治療で症状が改善する場合がある	早期の治療で認知症の進行を遅らせることができる場合がある	認知症は、不安、うつ状態、幻覚・妄想などを伴うことがある	認知症の前段階としてとらえられている	記憶力の低下などはあるが、認知症ではない状態を軽度認知障害といい、認知症ではない	認知症になっても家族や医療、介護などのサポートで生活の質は維持向上する	認知症の知識を持ち、ちょっとした工夫や家族を応援できる	その他	該当なし	無回答
全体		1,289	89.9	51.0	43.4	79.1	59.0	30.3	48.3	54.3	1.6	0.7	2.6	
認知症の症状がある家族の有無がわからない	いる	187	89.8	56.1	43.3	81.8	△ 72.2	38.0	57.2	59.9	2.1	0.5	3.2	
	いない	1,007	91.4	51.6	44.9	80.6	58.7	30.1	48.6	54.8	1.7	0.6	0.8	
	わからない	54	92.6	▼ 35.2	35.2	74.1	▼ 46.3	▼ 18.5	▼ 25.9	▼ 40.7	-	3.7	1.9	

【圏域別】

- いずれの圏域でも「認知症は誰にでも発症する可能性がある」「早期の治療で認知症の進行を遅らせることができる場合がある」が上位となっています。
- 一方、「該当なし」（知っていることはない）は水元・水元公園が 1.9%で他の圏域に比べて多くなっています。
- 高砂・柴又では「認知症の原因となる病気は、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがある」「早期の治療で認知症の進行を遅らせることができる場合がある」「認知症になっても家族や医療、介護などのサポートで生活の質は維持向上する」など、他の圏域に比べて知っている人が少ない傾向がみられます。

【認知症について知っていること（複数回答）・圏域別】

単位：％

		母数 (n)	認知症について知っていること (MA)										該当なし	無回答
			認知症は誰にでも発症する可能性がある	認知症の原因となる病気は、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがある	認知症は治療で症状が改善する場合がある	早期の治療で認知症の進行を遅らせることができる場合がある	認知症は、不安、うつ状態、幻覚・妄想などを伴うことがある	認知症の前段階としてとらえられている	記憶力の低下などはあるが、認知症ではない状態を軽度認知障害といっている	認知症になっても家族や医療、介護などのサポートで生活の質は維持向上する	認知症の知識を持ち、ちよつとした方や家族を応援できる	その他		
全体		1,289	89.9	51.0	43.4	79.1	59.0	30.3	48.3	54.3	1.6	0.7	2.6	
圏域	水元・水元公園	108	89.8	52.8	37.0	84.3	55.6	24.1	47.2	55.6	4.6	1.9	-	
	新宿・金町	170	89.4	48.8	51.8	78.8	54.7	36.5	47.1	53.5	2.4	1.2	2.4	
	高砂・柴又	249	88.4	46.2	40.6	73.5	56.2	26.9	43.8	53.0	0.4	0.8	3.6	
	青戸・亀有	179	92.2	57.0	46.4	82.7	62.6	33.0	50.8	54.2	0.6	-	2.2	
	堀切・お花茶屋	183	92.9	54.1	42.6	75.4	62.8	30.6	53.0	55.2	1.6	1.1	1.6	
	東四つ木・立石	205	87.3	46.8	43.9	83.4	57.6	30.7	47.8	56.1	1.5	-	3.9	
	奥戸・新小岩	193	90.2	54.4	40.4	79.3	62.7	29.0	49.2	52.8	2.1	0.5	3.1	

(2) 認知症に関する相談窓口について

問16 認知症に関する相談窓口について、知っているものをご回答ください。

【高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）】

- 「知っている」が40.0%、「知らない」が57.1%となっています。

【高齢者見守り相談窓口の認知度】

- 「知っている」が21.8%、「知らない」が74.9%となっています。

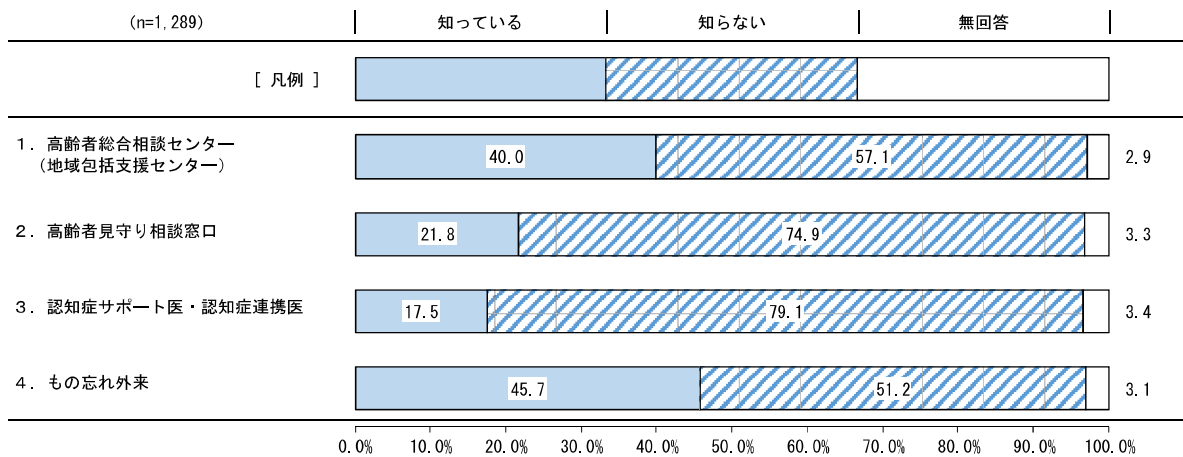
【認知症サポート医・認知症連携医の認知度】

- 「知っている」が17.5%、「知らない」が79.1%となっています。

【もの忘れ外来の認知度】

- 「知っている」が45.7%、「知らない」が51.2%となっています。

【認知症に関する相談窓口の認知度】

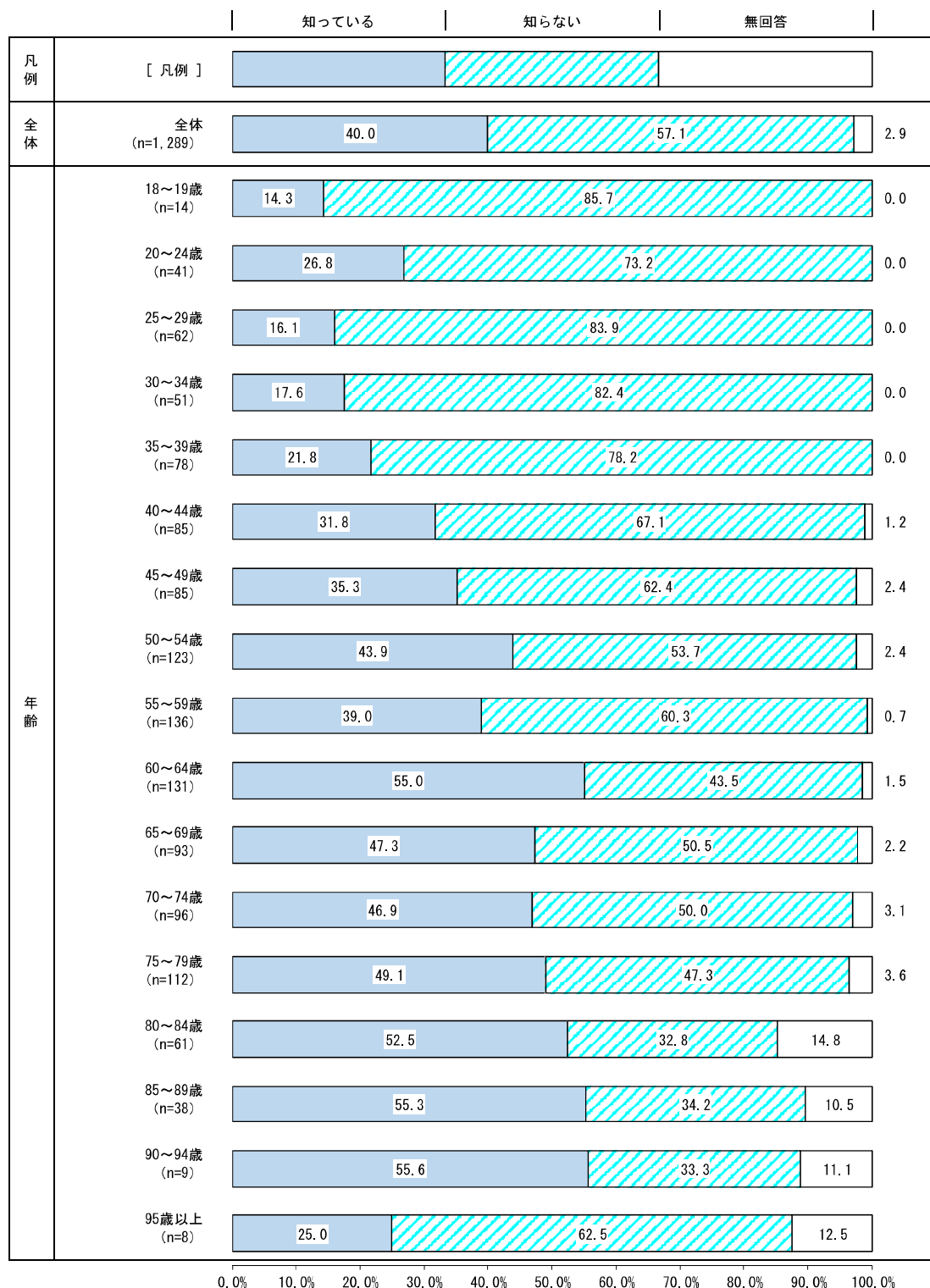


問16-1 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

【年齢別】

○ 「知っている」は、85～89 歳が 55.3%、60～64 歳が 55.0%、80～84 歳が 52.5%となっています。

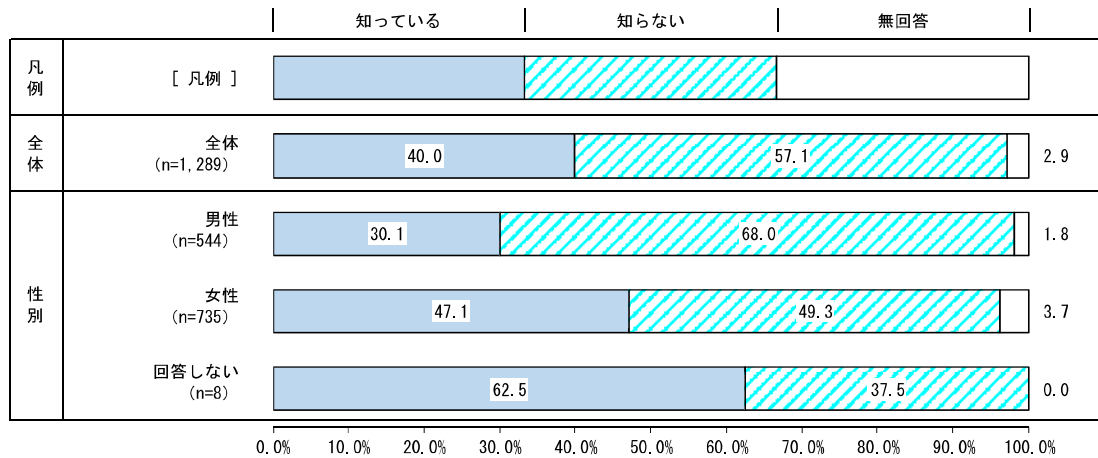
【高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の認知度・年齢別】



【性別】

- 男性では、「知っている」が 30.1%、「知らない」が 68.0%となっています。
- 女性では、「知っている」が 47.1%、「知らない」が 49.3%となっています。

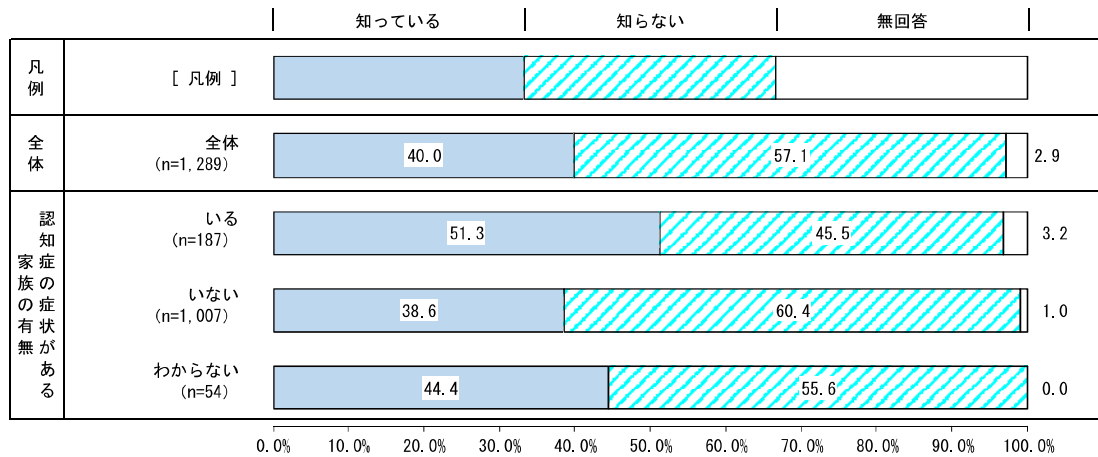
【高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の認知度・性別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知っている」が 51.3%、「知らない」が 45.5%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知っている」が 38.6%、「知らない」が 60.4%となっています。
- 『わからない』方では、「知っている」が 44.4%、「知らない」が 55.6%となっています。

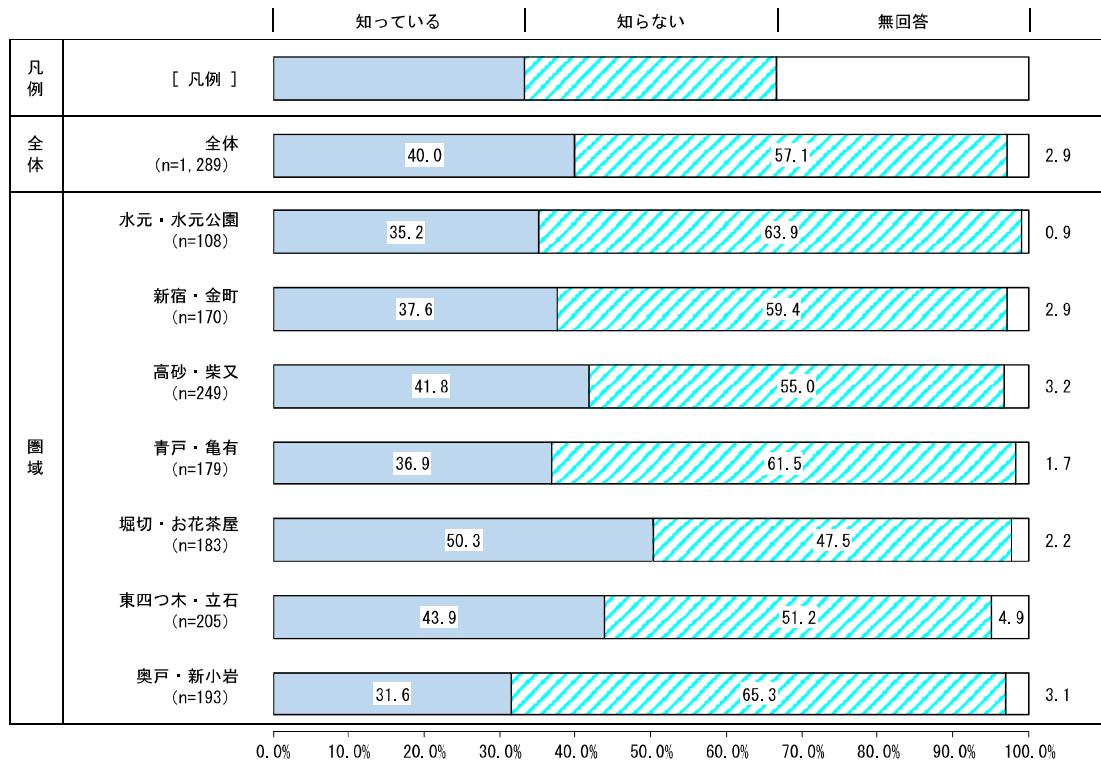
【高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の認知度・認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

○ 「知っている」は堀切・お花茶屋が50.3%と他の圏域に比べて多くなっています。

【高齢者総合相談センターの認知度・圏域別】

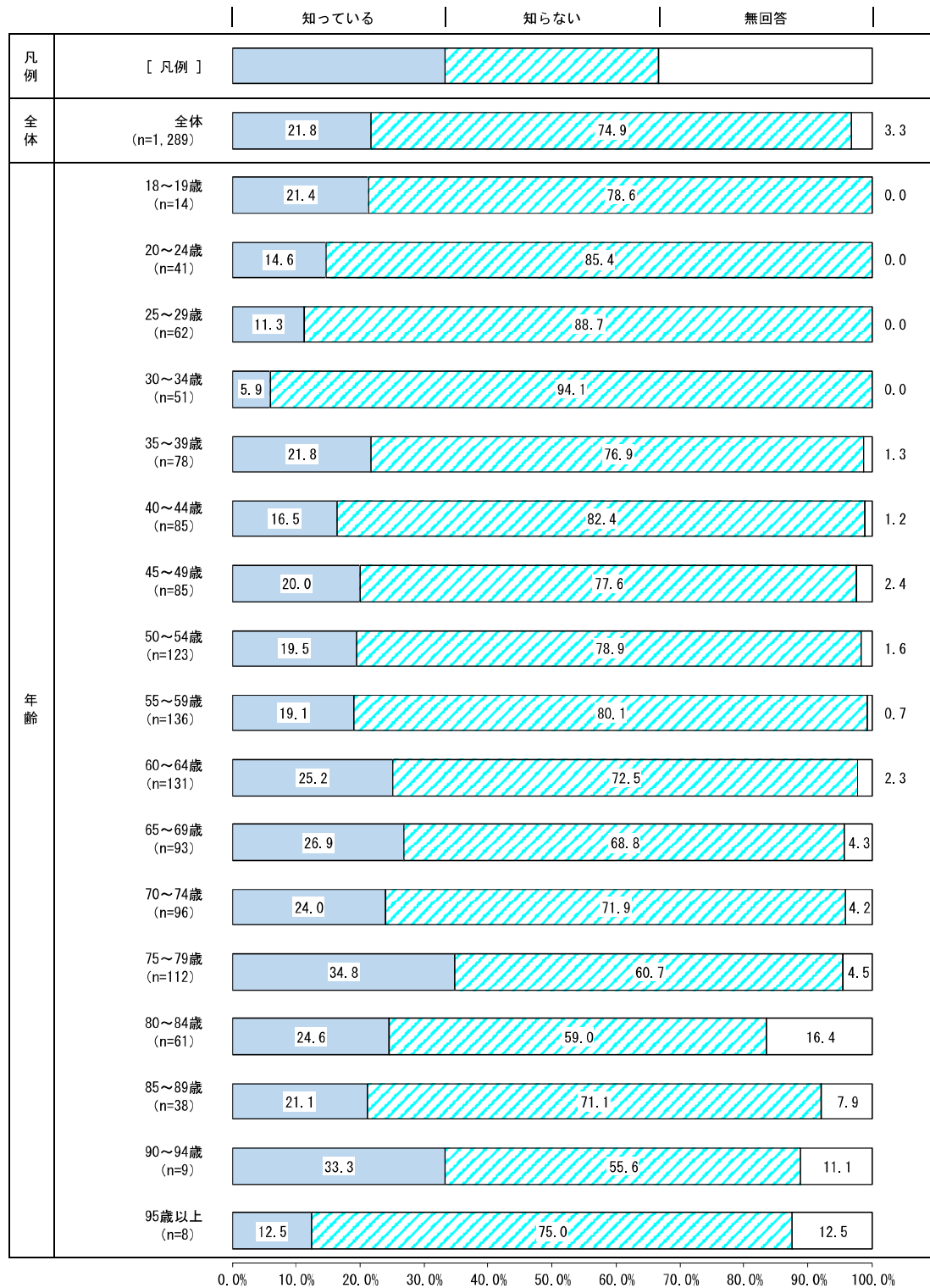


問16-2 高齢者見守り相談窓口

【年齢別】

○ 「知っている」は、75～79 歳が 34.8%、65～69 歳が 26.9%、60～64 歳が 25.2%となっています。

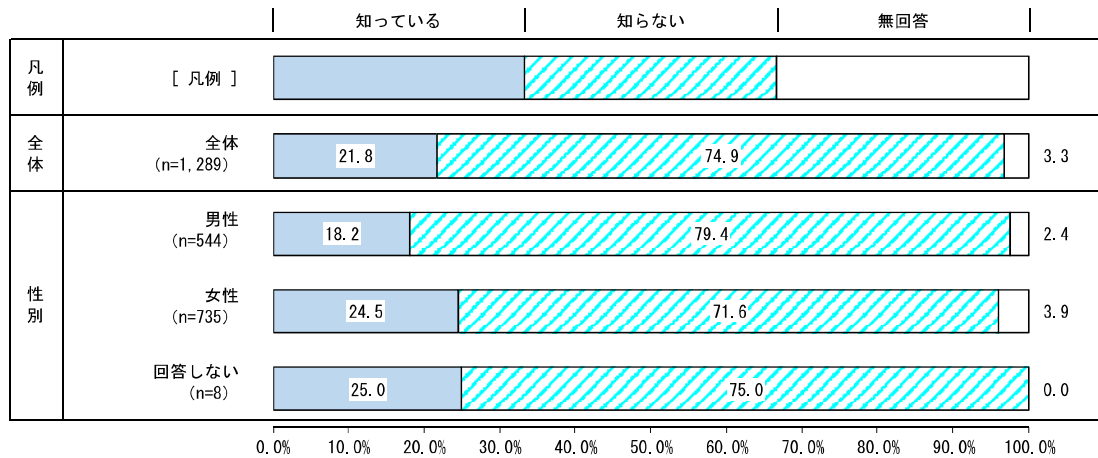
【高齢者見守り相談窓口の認知度・年齢別】



【性別】

- 男性では、「知っている」が18.2%、「知らない」が79.4%となっています。
- 女性では、「知っている」が24.5%、「知らない」が71.6%となっています。

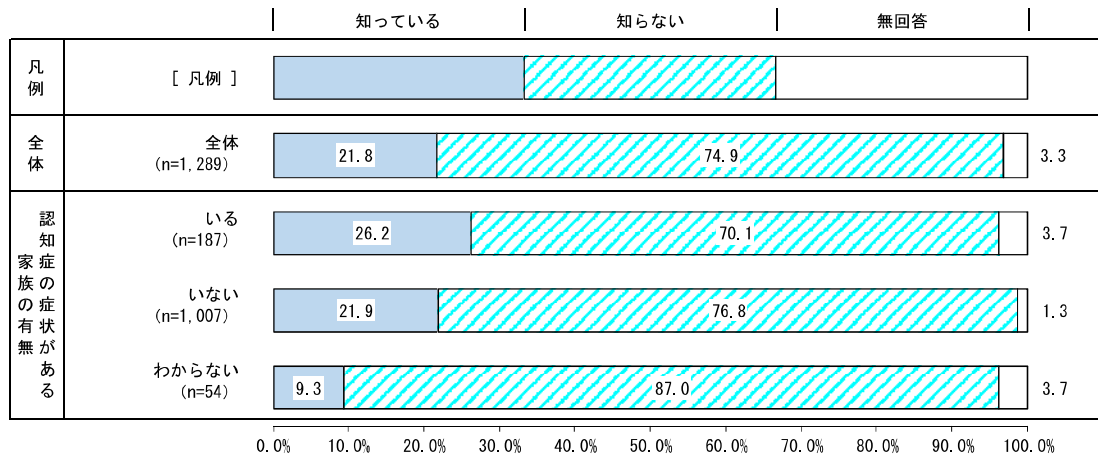
【高齢者見守り相談窓口の認知度・性別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知っている」が26.2%、「知らない」が70.1%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知っている」が21.9%、「知らない」が76.8%となっています。
- 『わからない』方では、「知っている」が9.3%、「知らない」が87.0%となっています。

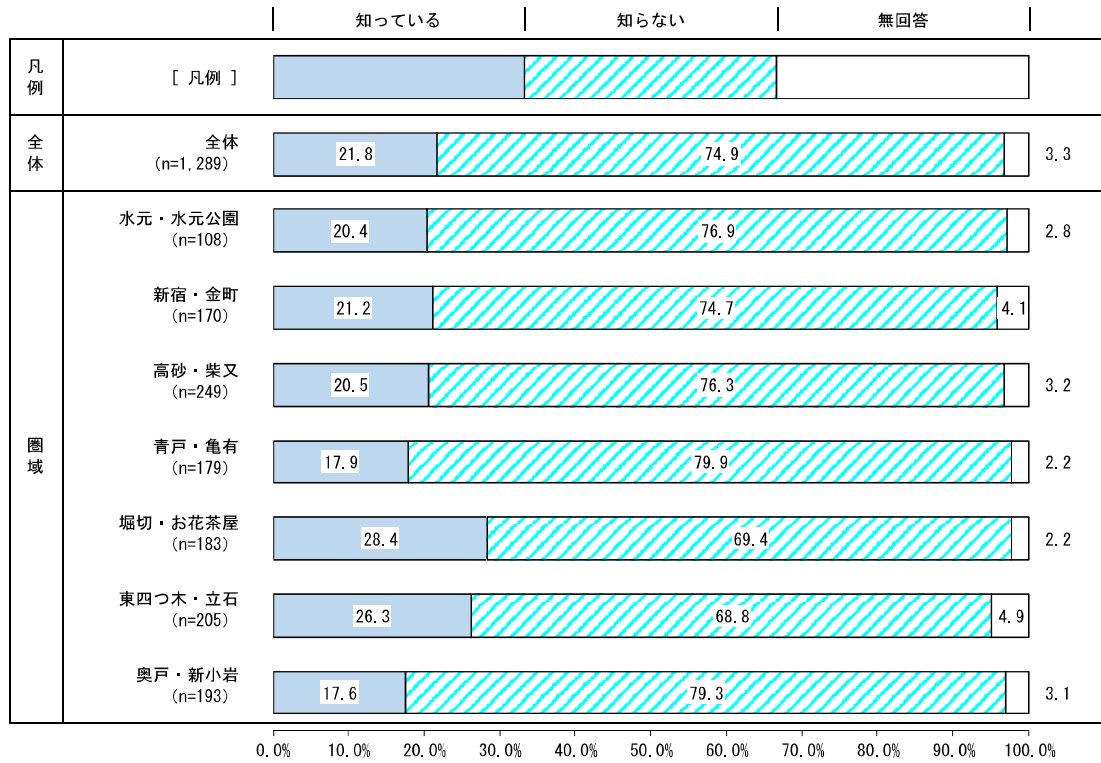
【高齢者見守り相談窓口の認知度・認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

○ 「知っている」は堀切・お花茶屋が 28.4%、東四つ木・立石が 26.3%と他の圏域に比べて多くなっています。

【高齢者見守り相談窓口の認知度・圏域別】

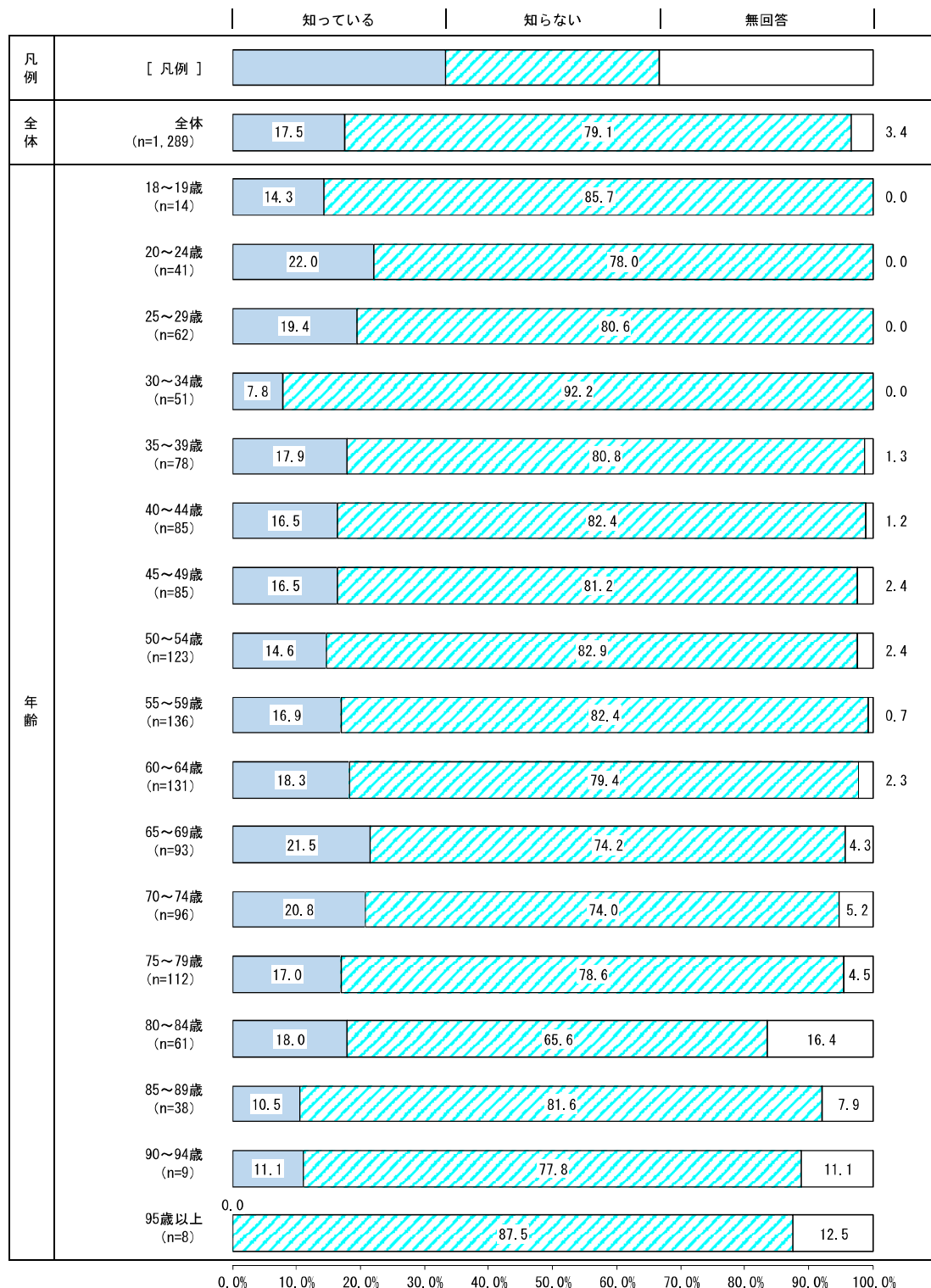


問16-3 認知症サポート医・認知症連携医

【年齢別】

○ 「知っている」は、65～69 歳が 21.5%、70～74 歳が 20.8%、25～29 歳が 19.4%となっています。

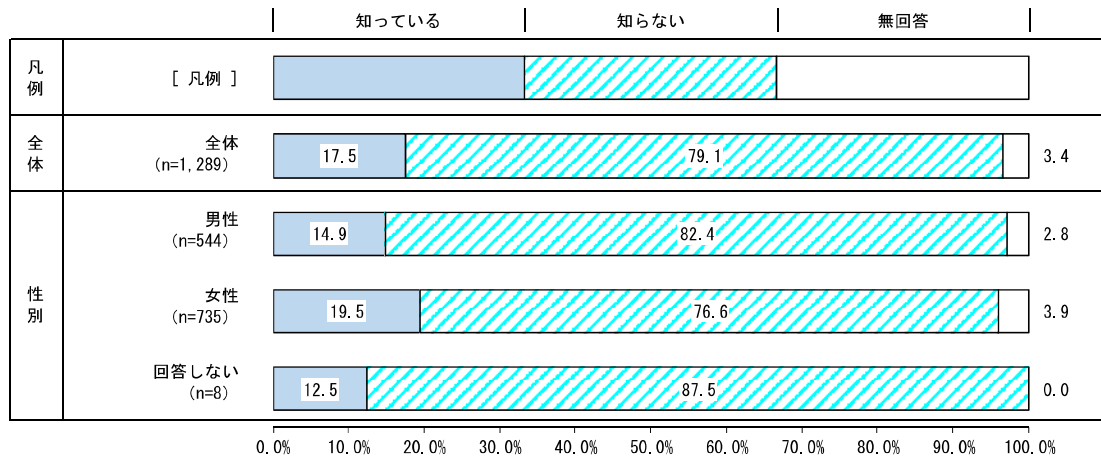
【認知症サポート医・認知症連携医の認知度・年齢別】



【性別】

- 男性では、「知っている」が14.9%、「知らない」が82.4%となっています。
- 女性では、「知っている」が19.5%、「知らない」が76.6%となっています。

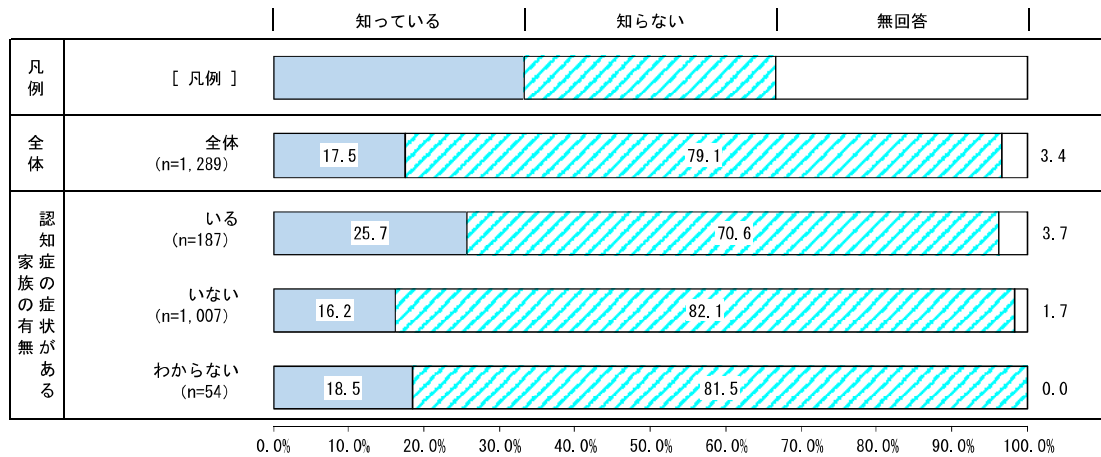
【認知症サポート医・認知症連携医の認知度・性別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知っている」が25.7%、「知らない」が70.6%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知っている」が16.2%、「知らない」が82.1%となっています。
- 『わからない』方では、「知っている」が18.5%、「知らない」が81.5%となっています。

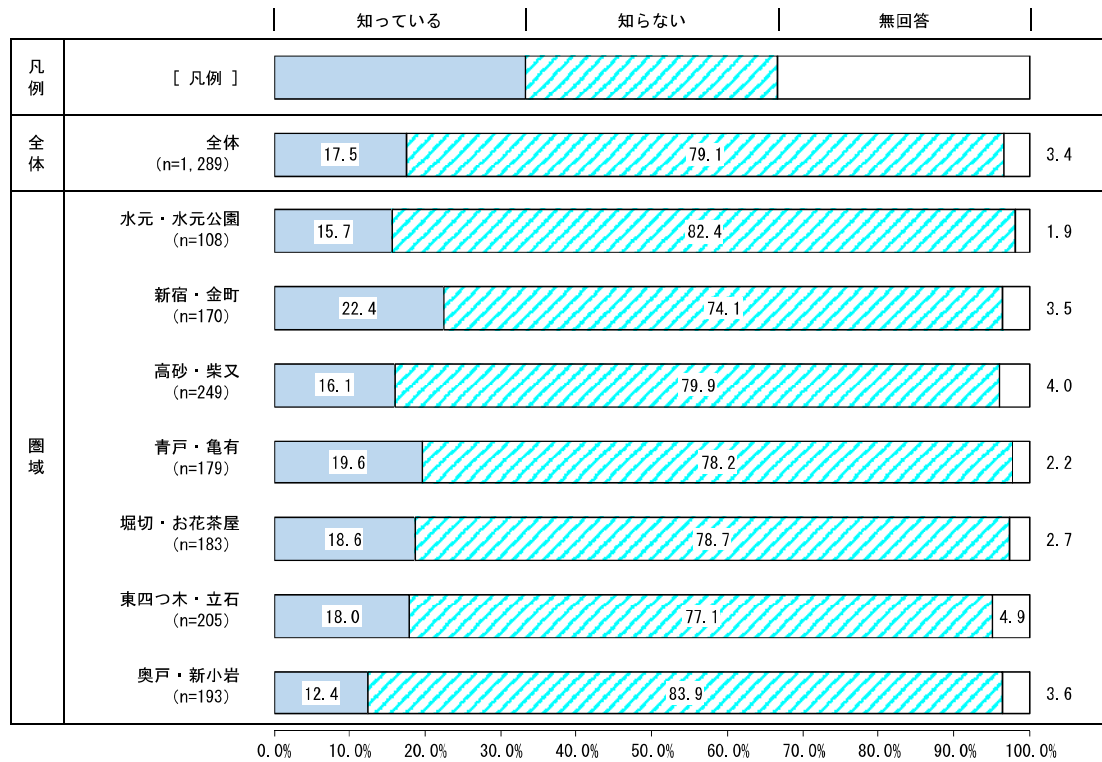
【認知症サポート医・認知症連携医の認知度・認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

○ 「知っている」は奥戸・新小岩が12.4%と他の圏域に比べて少なくなっています。

【認知症サポート医・認知症連携医の認知度・圏域別】

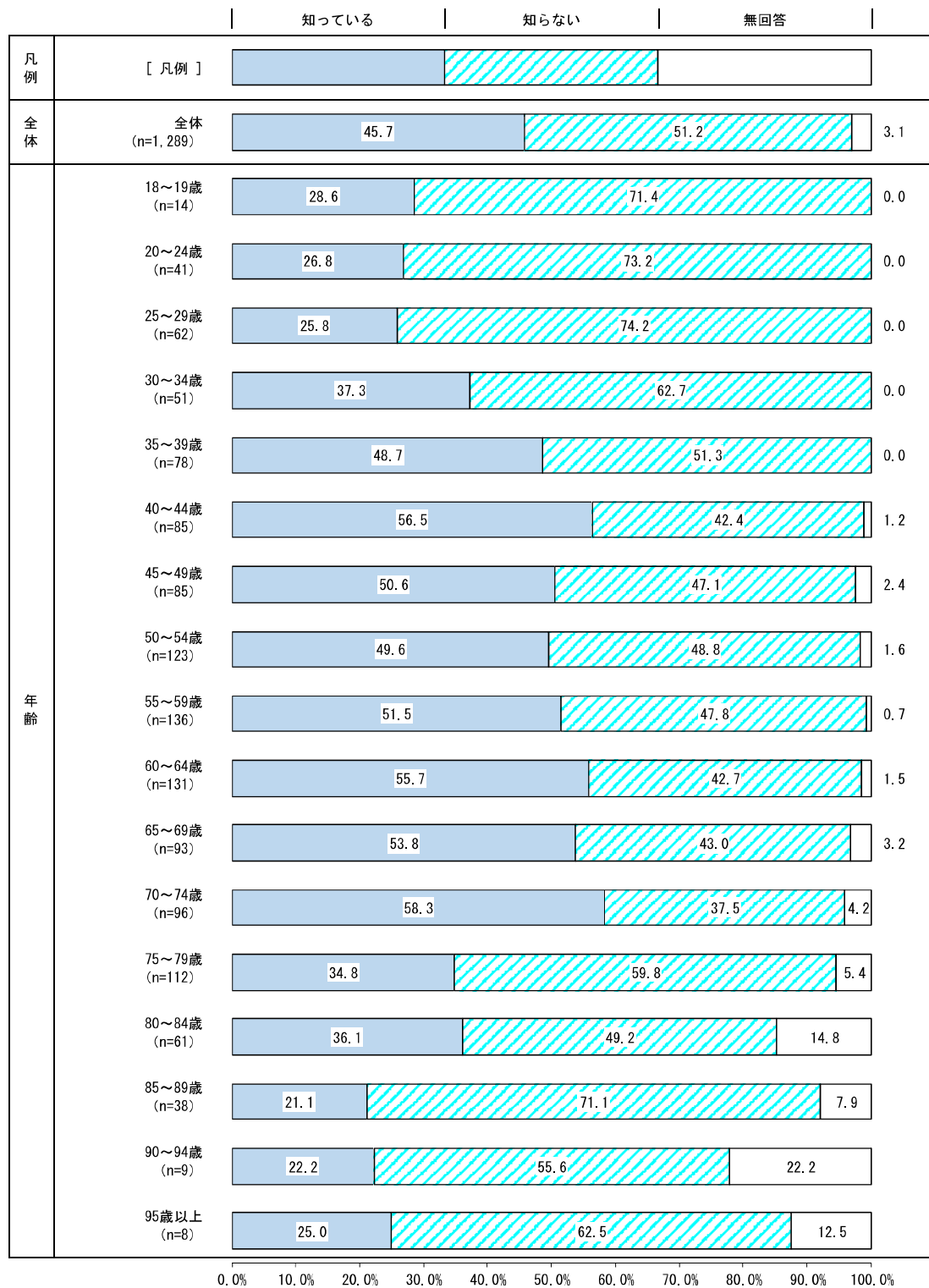


問16-4 もの忘れ外来

【年齢別】

○ 「知っている」は、70～74 歳が 58.3%、40～44 歳が 56.5%、60～64 歳が 55.7%となっています。

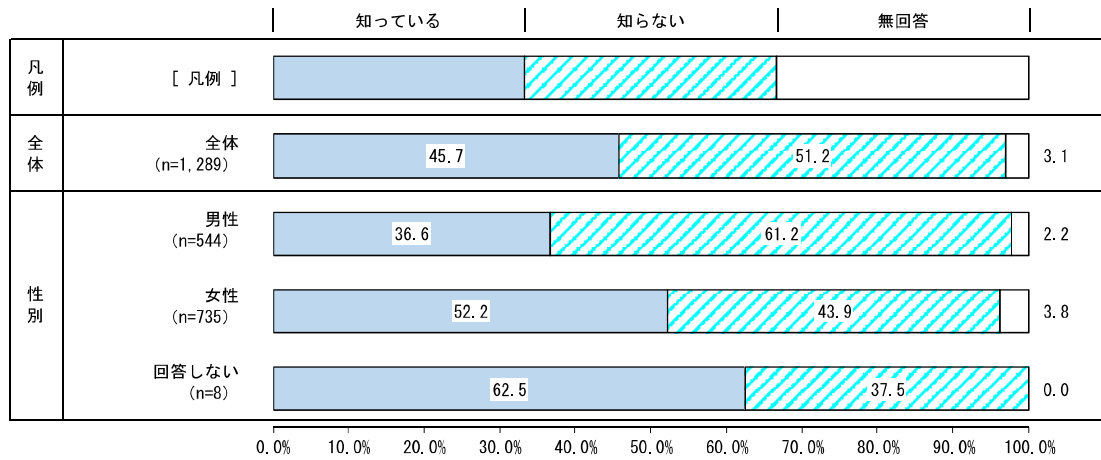
【もの忘れ外来の認知度・年齢別】



【性別】

- 男性では、「知っている」が36.6%、「知らない」が61.2%となっています。
- 女性では、「知っている」が52.2%、「知らない」が43.9%となっています。

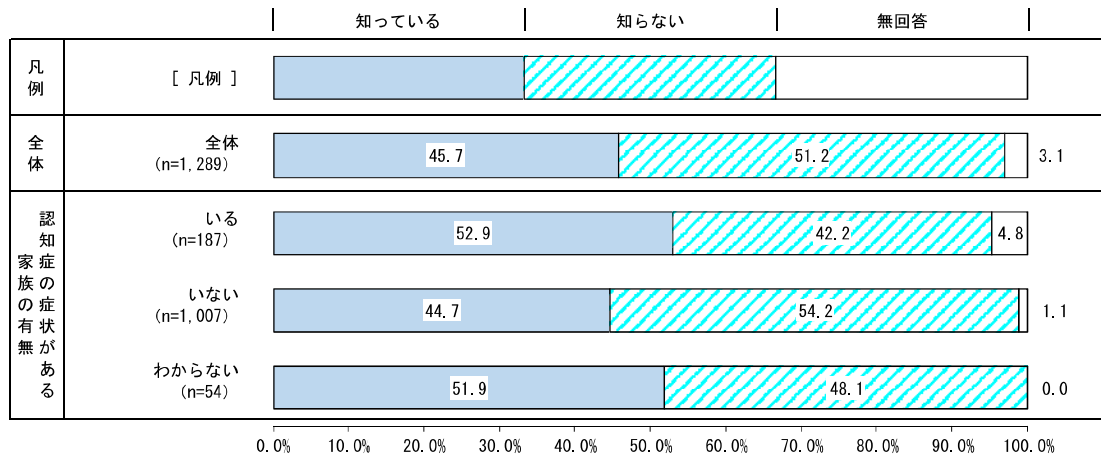
【もの忘れ外来の認知度・性別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知っている」が52.9%、「知らない」が42.2%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知っている」が44.7%、「知らない」が54.2%となっています。
- 『わからない』方では、「知っている」が51.9%、「知らない」が48.1%となっています。

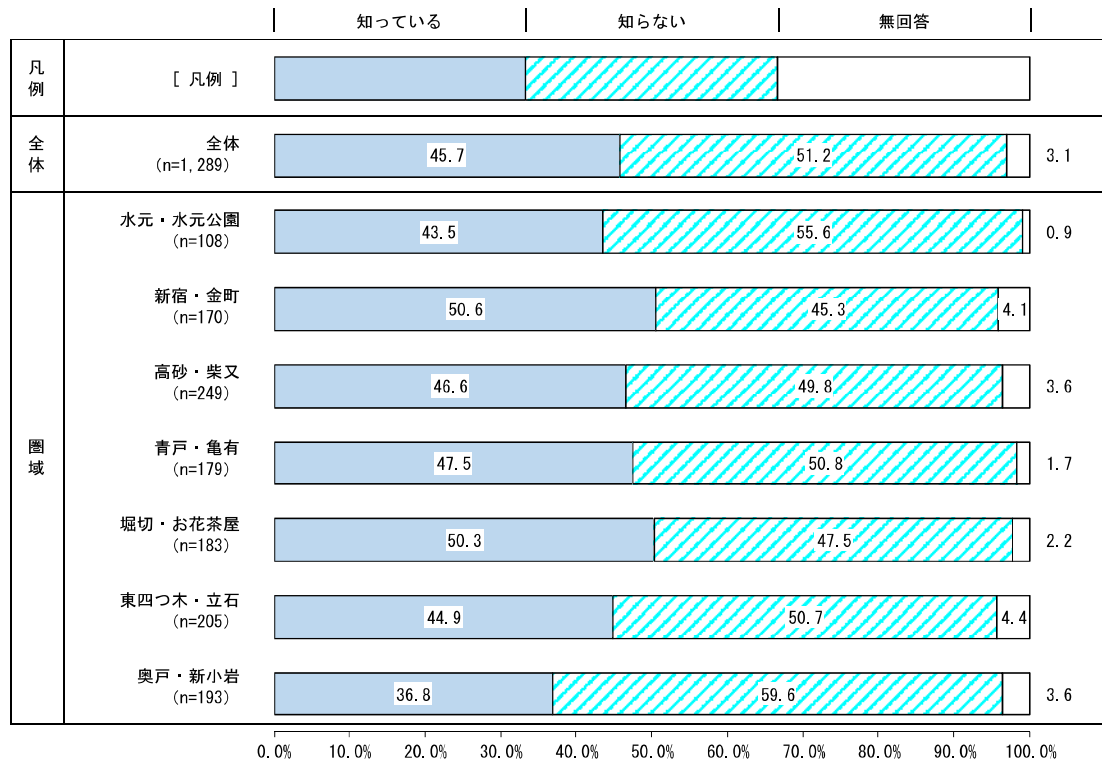
【もの忘れ外来の認知度・認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

○ 「知っている」は奥戸・新小岩が36.8%と他の圏域に比べて少なくなっています。

【もの忘れ外来の認知度・圏域別】



(3) 認知症の予防について

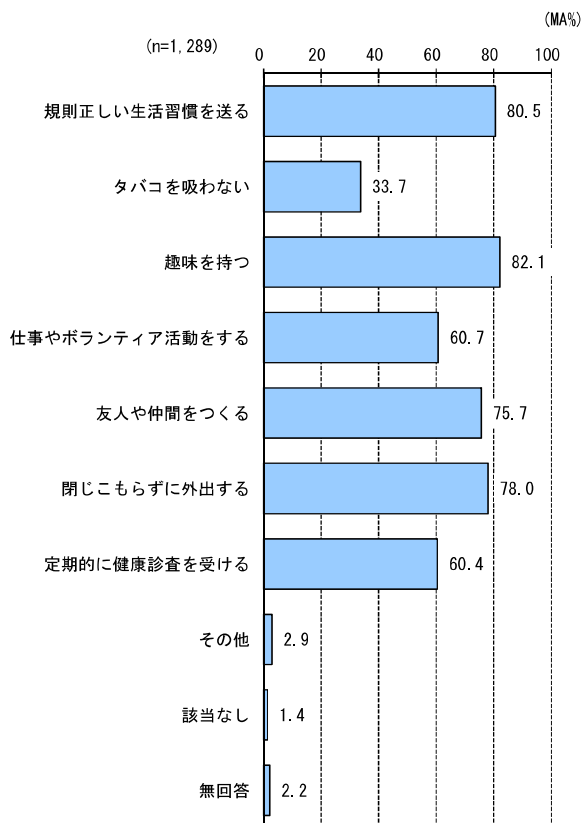
問17 あなたは、認知症を予防するために、効果があると思うものは何ですか。

(〇はいくつでも)

【全体】

○ 「趣味を持つ」が82.1%で最も多く、次いで「規則正しい生活習慣を送る」が80.5%、「閉じこもらずに外出する」が78.0%となっています。

【認知症予防に効果があると思うもの（複数回答）】



【年齢別】

- 25～29 歳では、「趣味を持つ」が 87.1%で最も多く、次いで「閉じこもらずに外出する」が 79.0%、「友人や仲間をつくる」が 77.4%となっています。
- 30～34 歳では、「閉じこもらずに外出する」が 86.3%で最も多く、次いで「友人や仲間をつくる」が 80.4%、「趣味を持つ」が 78.4%となっています。
- 35～39 歳では、「友人や仲間をつくる」が 87.2%で最も多く、次いで「趣味を持つ」「閉じこもらずに外出する」が 84.6%、「規則正しい生活習慣を送る」が 78.2%となっています。
- 40～84 歳では、「趣味を持つ」が最も多くなっています。
- 65 歳以上では、「規則正しい生活習慣を送る」が最も多くなっています。

【性別】

- 男性では、「趣味を持つ」が 80.3%で最も多く、次いで「規則正しい生活習慣を送る」が 76.3%、「閉じこもらずに外出する」が 73.5%となっています。
- 女性では、「規則正しい生活習慣を送る」が 83.7%で最も多く、次いで「趣味を持つ」が 83.3%、「閉じこもらずに外出する」が 81.4%となっています。

【世帯人数別】

- 1 人暮らしでは、「規則正しい生活習慣を送る」が 79.6%で最も多く、次いで「趣味を持つ」が 78.8%、「閉じこもらずに外出する」が 76.9%となっています。
- 世帯人数 2 人以上では、「趣味を持つ」が最も多く、次いで「規則正しい生活習慣を送る」となっています。

【認知症予防に効果があると思うもの（複数回答）・年齢別・性別・世帯人数別】

単位：％

		母数 (n)	認知症予防に効果があると思うもの（MA）									
			規則正しい生活習慣を送る	タバコを吸わない	趣味を持つ	仕事やボランティア活動をする	友人や仲間をつくる	閉じこもらずに外出する	定期的に健康診査を受ける	その他	該当なし	無回答
全体		1,289	80.5	33.7	82.1	60.7	75.7	78.0	60.4	2.9	1.4	2.2
年齢	18～19歳	14	85.7	28.6	▼ 71.4	▼ 42.9	78.6	△ 92.9	△ 71.4	-	-	-
	20～24歳	41	78.0	36.6	78.0	61.0	82.9	82.9	65.9	2.4	-	-
	25～29歳	62	74.2	24.2	87.1	67.7	77.4	79.0	66.1	1.6	3.2	-
	30～34歳	51	70.6	29.4	78.4	66.7	80.4	86.3	54.9	-	3.9	-
	35～39歳	78	78.2	35.9	84.6	69.2	△ 87.2	84.6	67.9	1.3	-	-
	40～44歳	85	80.0	△ 47.1	91.8	△ 71.8	△ 88.2	△ 88.2	△ 71.8	2.4	-	-
	45～49歳	85	81.2	41.2	89.4	67.1	80.0	80.0	67.1	2.4	-	2.4
	50～54歳	123	79.7	32.5	87.0	61.0	77.2	75.6	65.0	4.1	2.4	0.8
	55～59歳	136	85.3	38.2	89.0	69.1	77.2	77.9	66.9	1.5	1.5	0.7
	60～64歳	131	75.6	35.9	87.0	67.2	80.9	81.7	58.0	3.8	0.8	0.8
	65～69歳	93	90.3	32.3	82.8	65.6	74.2	78.5	△ 73.1	3.2	1.1	1.1
	70～74歳	96	87.5	39.6	75.0	57.3	▼ 65.6	69.8	58.3	1.0	1.0	3.1
	75～79歳	112	81.3	30.4	73.2	▼ 50.0	66.1	75.0	▼ 42.0	3.6	3.6	3.6
	80～84歳	61	80.3	27.9	75.4	▼ 27.9	72.1	72.1	▼ 44.3	8.2	-	13.1
	85～89歳	38	78.9	▼ 23.7	▼ 71.1	▼ 34.2	65.8	71.1	▼ 47.4	5.3	-	5.3
90～94歳	9	▼ 55.6	▼ 11.1	▼ 22.2	▼ 22.2	▼ 22.2	▼ 33.3	▼ 11.1	11.1	11.1	11.1	
95歳以上	8	87.5	▼ 12.5	▼ 37.5	▼ 12.5	▼ 25.0	▼ 50.0	▼ 12.5	-	-	12.5	
性別	男性	544	76.3	30.1	80.3	59.7	70.8	73.5	56.1	2.6	2.2	1.7
	女性	735	83.7	36.2	83.3	61.6	79.5	81.4	63.4	3.1	0.8	2.7
	回答しない	8	75.0	37.5	87.5	62.5	△ 87.5	75.0	△ 75.0	12.5	-	-
世帯人数	1人暮らし	255	79.6	33.3	78.8	52.9	68.6	76.9	61.2	4.7	2.0	2.4
	2人	424	81.8	33.7	84.0	60.8	76.7	78.1	57.5	2.8	0.9	3.1
	3人	301	80.7	36.9	83.4	61.5	80.4	79.1	62.5	2.7	2.0	1.7
	4人以上	299	79.3	30.4	81.6	67.6	76.9	78.6	61.9	2.0	1.0	1.7

問18 あなたは、認知症を予防するために、取り組んでいるものは何ですか。

(〇はいくつでも)

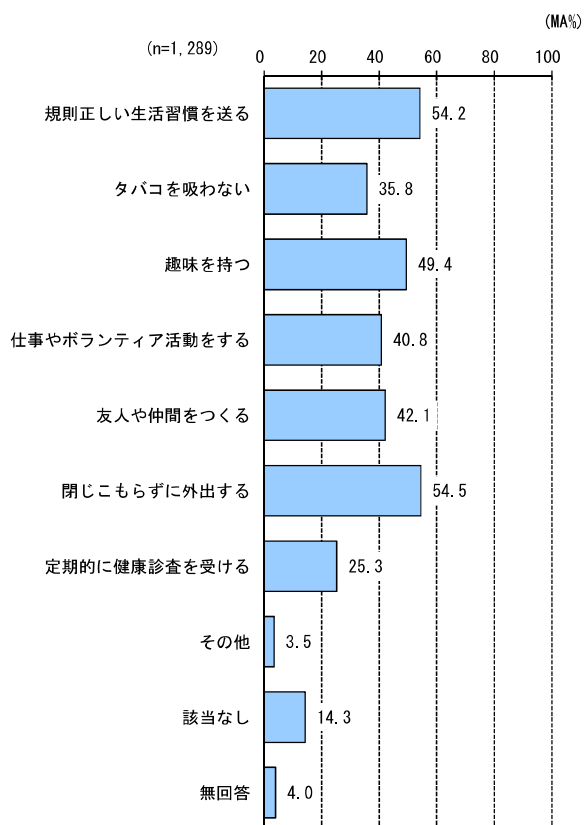
【全体】

○ 「閉じこもらずに外出する」が 54.5%で最も多く、次いで「規則正しい生活習慣を送る」が 54.2%、「趣味を持つ」が 49.4%となっています。

○ 認知症予防に効果があると思っているが、実際には取り組んでいないものが多く、「定期的に健康診査を受ける」「友人や仲間をつくる」「趣味を持つ」は 30 ポイント以上の差があります。

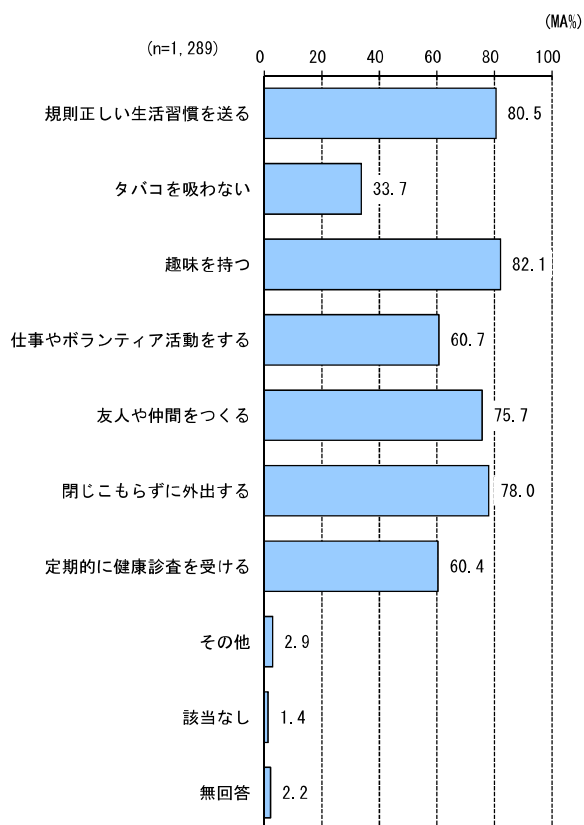
【認知症予防のために取り組んでいるもの】

(複数回答)



【(問 17 再掲) 認知症予防に効果があると思うもの】

(複数回答)



【年齢別】

- 25～29 歳では、「友人や仲間をつくる」が 45.2%で最も多く、次いで「規則正しい生活習慣を送る」「趣味を持つ」「閉じこもらずに外出する」が 38.7%、「仕事やボランティア活動をする」「該当なし」が 35.5%となっています。
- 30～34 歳では、「仕事やボランティア活動をする」が 52.9%で最も多く、次いで「友人や仲間をつくる」が 49.0%、「閉じこもらずに外出する」が 43.1%となっています。
- 35～39 歳では、「仕事やボランティア活動をする」が 46.2%で最も多く、次いで「閉じこもらずに外出する」が 44.9%、「趣味を持つ」が 43.6%となっています。
- 40～44 歳では、「規則正しい生活習慣を送る」が 52.9%で最も多く、次いで「趣味を持つ」「仕事やボランティア活動をする」が 47.1%、「閉じこもらずに外出する」が 44.7%となっています。
- 45～64 歳では、「閉じこもらずに外出する」が最も多くなっています。
- 65～84 歳では、「規則正しい生活習慣を送る」が最も多くなっています。

【性別】

- 男性では、「趣味を持つ」が 50.6%で最も多く、次いで「規則正しい生活習慣を送る」が 50.2%、「閉じこもらずに外出する」が 49.3%となっています。
- 女性では、「閉じこもらずに外出する」が 58.5%で最も多く、次いで「規則正しい生活習慣を送る」が 57.6%、「趣味を持つ」が 49.0%となっています。

【世帯人数別】

- 1人暮らし、3人、4人以上では、「閉じこもらずに外出する」が最も多く、次いで「規則正しい生活習慣を送る」「趣味を持つ」の順となっています。
- 2人では、「規則正しい生活習慣を送る」が 57.1%で最も多く、次いで「閉じこもらずに外出する」が 55.0%、「趣味を持つ」が 51.9%となっています。

【認知症予防のために取り組んでいるもの（複数回答）・年齢別・性別・世帯人数別】

単位：％

		母数 (n)	認知症予防のために取り組んでいるもの (MA)									
			規則正しい生活習慣を送る	タバコを吸わない	趣味を持つ	仕事やボランティア活動をする	友人や仲間をつくる	閉じこもらずに外出する	定期的に健康診査を受ける	その他	該当なし	無回答
全体		1,289	54.2	35.8	49.4	40.8	42.1	54.5	25.3	3.5	14.3	4.0
年齢	18～19歳	14	△ 64.3	▼ 21.4	42.9	▼ 14.3	42.9	▼ 42.9	-	-	△ 28.6	-
	20～24歳	41	▼ 39.0	36.6	△ 61.0	41.5	△ 58.5	▼ 43.9	19.5	4.9	△ 26.8	2.4
	25～29歳	62	▼ 38.7	30.6	▼ 38.7	35.5	45.2	▼ 38.7	16.1	3.2	△ 35.5	-
	30～34歳	51	▼ 37.3	▼ 23.5	41.2	△ 52.9	49.0	▼ 43.1	15.7	2.0	△ 33.3	-
	35～39歳	78	▼ 37.2	34.6	43.6	46.2	35.9	44.9	16.7	-	△ 32.1	-
	40～44歳	85	52.9	43.5	47.1	47.1	37.6	44.7	27.1	5.9	17.6	2.4
	45～49歳	85	▼ 42.4	31.8	40.0	40.0	▼ 27.1	44.7	18.8	4.7	22.4	4.7
	50～54歳	123	48.0	39.0	46.3	48.8	32.5	54.5	22.8	3.3	13.8	1.6
	55～59歳	136	52.9	39.0	52.9	50.7	39.7	53.7	21.3	2.2	10.3	0.7
	60～64歳	131	55.7	39.7	46.6	48.9	47.3	61.1	30.5	3.8	10.7	3.8
	65～69歳	93	63.4	40.9	59.1	45.2	48.4	63.4	△ 39.8	1.1	7.5	2.2
	70～74歳	96	△ 69.8	38.5	△ 62.5	37.5	46.9	△ 69.8	△ 36.5	2.1	▼ 2.1	5.2
	75～79歳	112	△ 68.8	32.1	54.5	33.9	44.6	64.3	26.8	3.6	5.4	8.0
	80～84歳	61	△ 67.2	29.5	55.7	▼ 11.5	△ 52.5	57.4	24.6	6.6	▼ 3.3	16.4
	85～89歳	38	△ 68.4	31.6	57.9	▼ 10.5	42.1	60.5	31.6	5.3	▼ 2.6	7.9
90～94歳	9	44.4	▼ 11.1	▼ 22.2	-	33.3	▼ 22.2	▼ 11.1	11.1	11.1	22.2	
95歳以上	8	▼ 37.5	▼ 12.5	-	-	-	▼ 25.0	▼ 12.5	-	12.5	37.5	
性別	男性	544	50.2	31.3	50.6	39.0	37.1	49.3	24.6	3.3	18.6	4.0
	女性	735	57.6	39.2	49.0	42.3	46.0	58.5	25.9	3.4	10.9	4.1
	回答しない	8	▼ 12.5	37.5	▼ 25.0	37.5	37.5	▼ 37.5	▼ 12.5	△ 25.0	△ 37.5	-
世帯人数	1人暮らし	255	52.2	30.6	50.6	33.7	40.8	53.7	28.6	6.3	13.7	6.7
	2人	424	57.1	37.0	51.9	41.5	40.3	55.0	25.7	1.7	11.3	4.2
	3人	301	55.5	39.2	49.5	43.9	47.8	56.1	24.6	5.3	15.3	2.3
	4人以上	299	49.5	35.1	45.2	43.8	40.8	52.8	22.1	2.0	18.4	3.3

【圏域別】

- 「規則正しい生活習慣を送る」は水元・水元公園が 51.9%、新宿・金町が 51.2%、堀切・お花茶屋が 50.8%と他の圏域に比べて少なくなっています。
- 「タバコを吸わない」は水元・水元公園が 25.9%と他の圏域に比べて少なくなっています。
- 「趣味を持つ」は水元・水元公園が 51.9%、堀切・お花茶屋が 50.8%、東四つ木・立石が 51.2%と他の圏域に比べて多くなっています。
- 「仕事やボランティア活動をする」は堀切・お花茶屋が 35.5%と他の圏域に比べて少なくなっています。
- 「友人や仲間をつくる」は青戸・亀有が 33.0%と他の圏域に比べて少なくなっています。
- 「閉じこもらずに外出する」は水元・水元公園が 55.6%、高砂・柴又が 56.2%、堀切・お花茶屋が 55.2%と他の圏域に比べて多くなっています。
- 「定期的に健康診査を受ける」は奥戸・新小岩が 30.1%と他の圏域に比べて多くなっています。
- 「該当なし」は水元・水元公園が 16.7%、青戸・亀有が 17.3%と他の圏域に比べて多くなっています。

【認知症予防のために取り組んでいるもの（複数回答）・圏域別】

単位：％

		母数 (n)	認知症予防のために取り組んでいるもの（MA）										単位：%
			規則正しい生活習慣を送る	タバコを吸わない	趣味を持つ	仕事やボランティア活動をする	友人や仲間をつくる	閉じこもらずに外出する	定期的に健康診査を受ける	その他	該当なし	無回答	
全体		1,289	54.2	35.8	49.4	40.8	42.1	54.5	25.3	3.5	14.3	4.0	
圏域	水元・水元公園	108	51.9	25.9	51.9	43.5	38.9	55.6	23.1	3.7	16.7	2.8	
	新宿・金町	170	51.2	40.6	48.8	39.4	46.5	53.5	24.1	4.7	12.9	3.5	
	高砂・柴又	249	54.2	35.7	47.8	41.8	42.6	56.2	26.9	3.2	11.6	5.6	
	青戸・亀有	179	58.1	30.7	47.5	40.2	33.0	54.2	23.5	2.8	17.3	2.2	
	堀切・お花茶屋	183	50.8	38.3	50.8	35.5	42.6	55.2	24.0	3.3	14.8	2.7	
	東四つ木・立石	205	57.1	39.5	51.2	39.5	45.4	53.2	23.4	2.9	14.1	6.8	
	奥戸・新小岩	193	54.9	35.2	49.2	46.1	44.0	53.4	30.1	4.1	14.0	3.1	

(4) 若年性認知症について

問19 若年性認知症とは65歳未満で認知症状が発症するものです。発症する年齢が平均54.4歳と若いことから、高齢期の認知症との違いを知ることが大切とされています。

問19-1 若年性認知症のことについてあなたは知っていますか。

問19-2 若年性認知症の世代では仕事が続けられなくなったり、子どもの養育や教育、サークル活動や友人とのつきあいなどの問題があるといわれています。このことについてあなたは知っていますか。

問19-3 若年性認知症総合支援センターについてあなたは知っていますか。

【若年性認知症のことについて】

○ 「知っている」が70.3%、「知らない」が26.5%となっています。

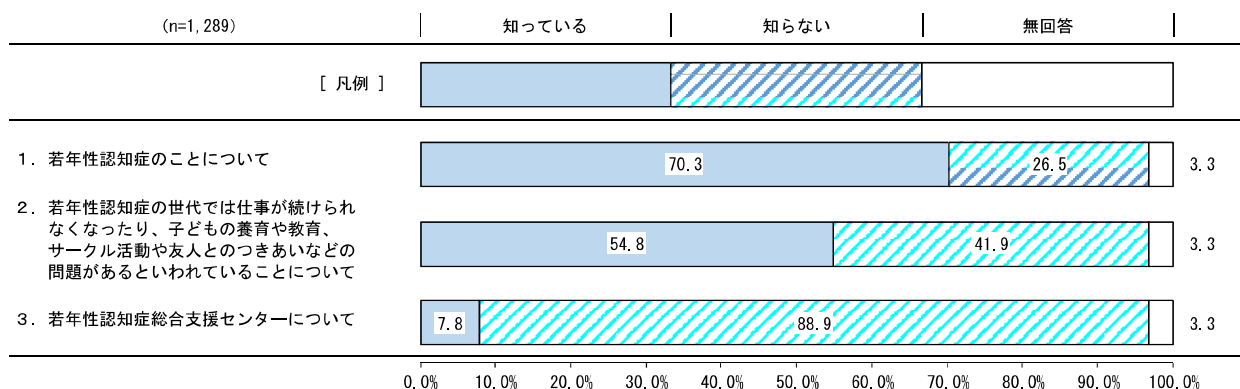
【若年性認知症の世代では仕事が続けられなくなったり、子どもの養育や教育、サークル活動や友人とのつきあいなどの問題があるといわれていることについて】

○ 「知っている」が54.8%、「知らない」が41.9%となっています。

【若年性認知症総合支援センター】

○ 「知っている」が7.8%、「知らない」が88.9%となっています。

【若年性認知症に関する認知度】

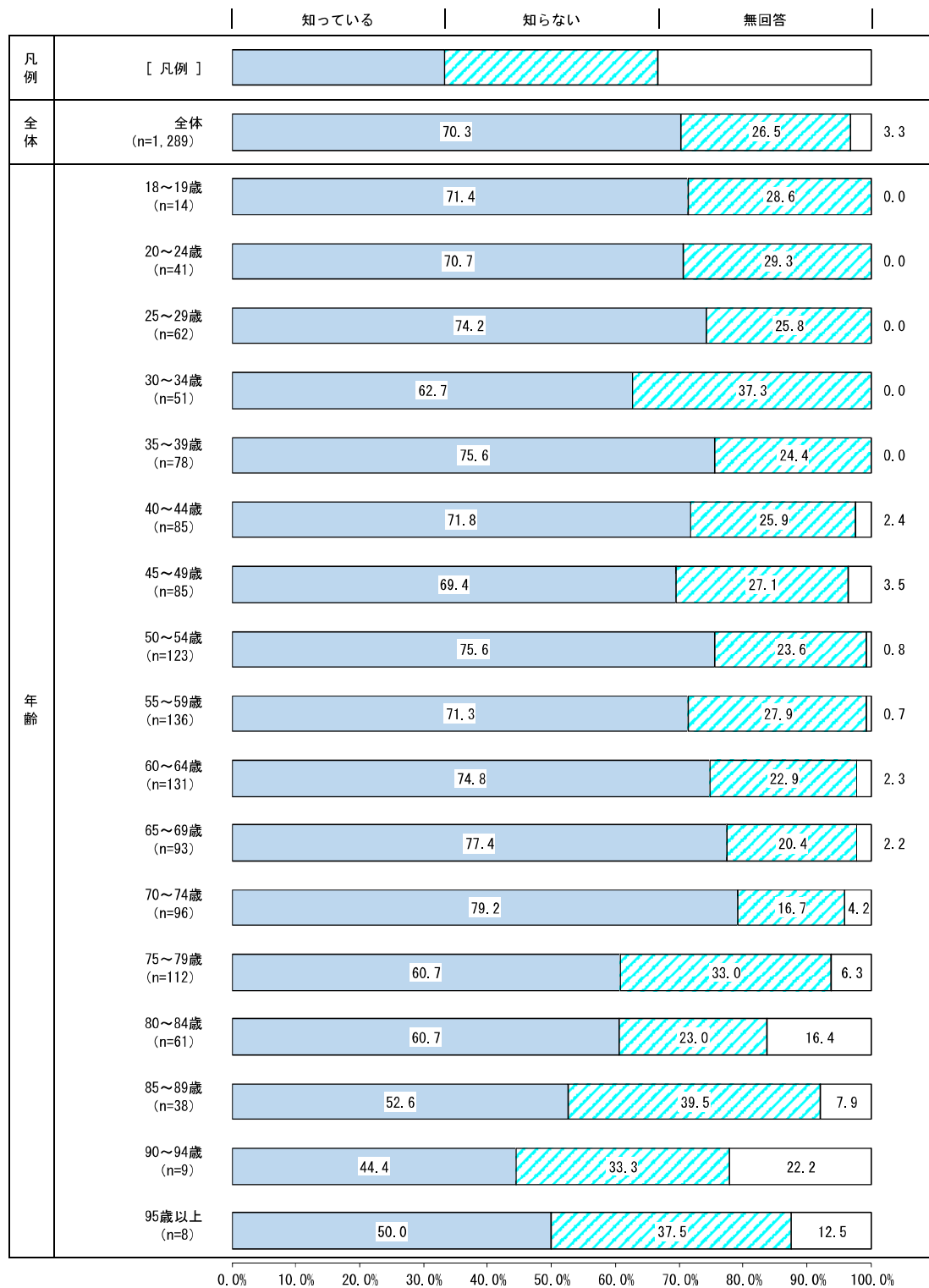


問19-1 若年性認知症のことについてあなたは知っていますか。

【年齢別】

○ 「知っている」は、70～74歳が79.2%、65～69歳が77.4%、35～39歳と50～54歳が75.6%となっています。

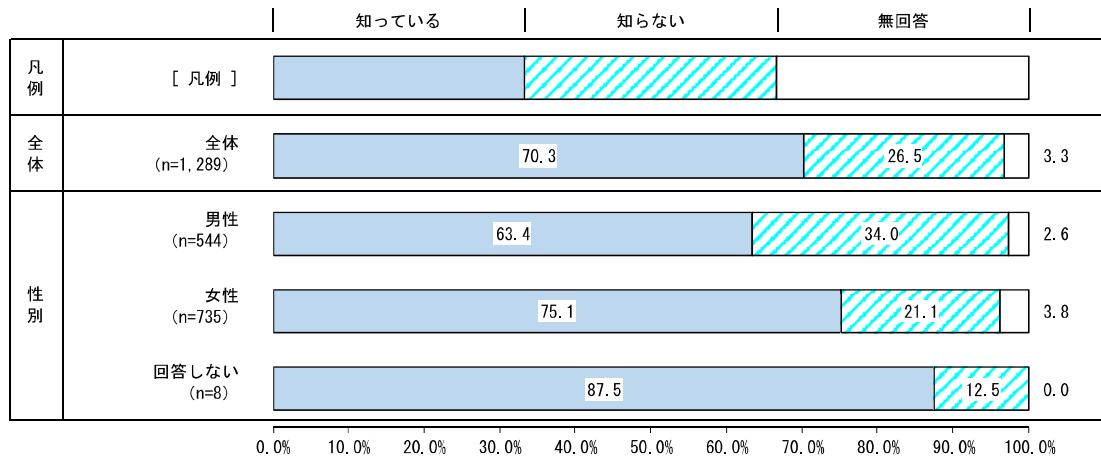
【若年性認知症の認知度・年齢別】



【性別】

- 男性では、「知っている」が63.4%、「知らない」が34.0%となっています。
- 女性では、「知っている」が75.1%、「知らない」が21.1%となっています。

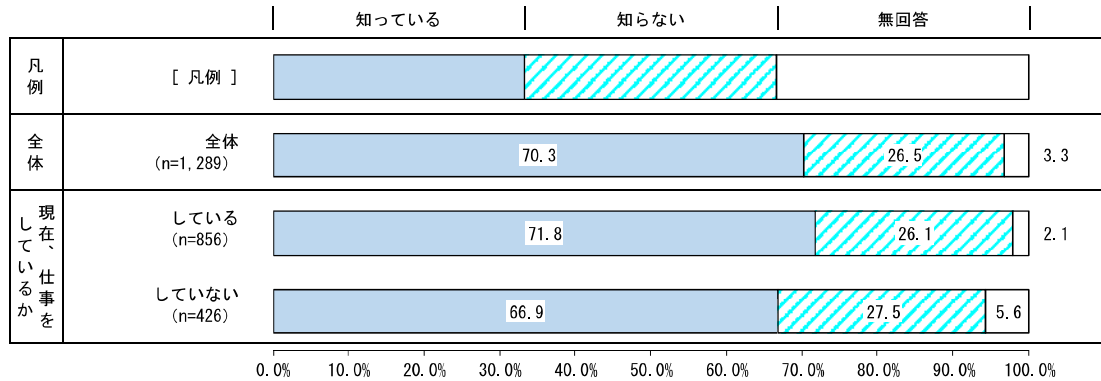
【若年性認知症の認知度・性別】



【現在の仕事別】

- 仕事を『している』では、「知っている」が71.8%、「知らない」が26.1%となっています。
- 仕事を『していない』では、「知っている」が66.9%、「知らない」が27.5%となっています。

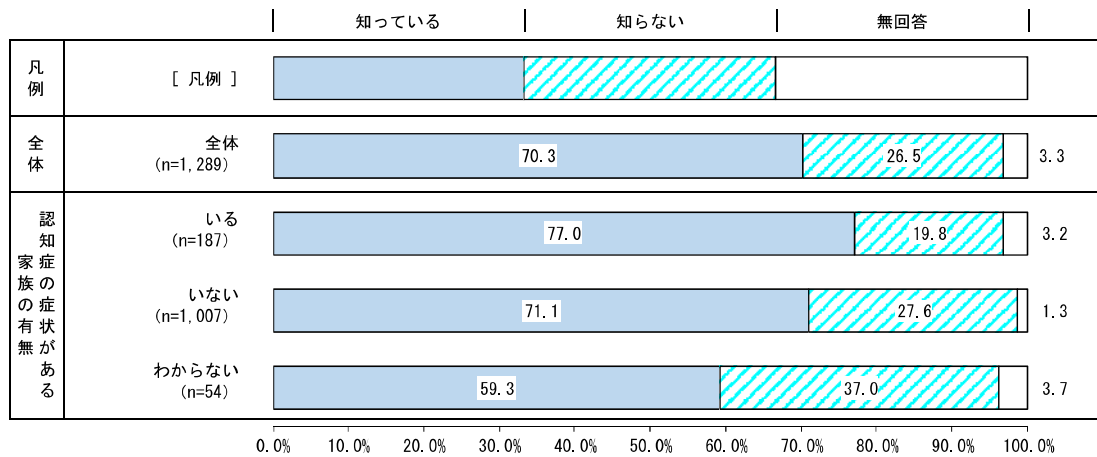
【若年性認知症の認知度・現在の仕事別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知っている」が 77.0%、「知らない」が 19.8%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知っている」が 71.1%、「知らない」が 27.6%となっています。
- 『わからない』方では、「知っている」が 59.3%、「知らない」が 37.0%となっています。

【若年性認知症の認知度・認知症の症状がある家族の有無別】

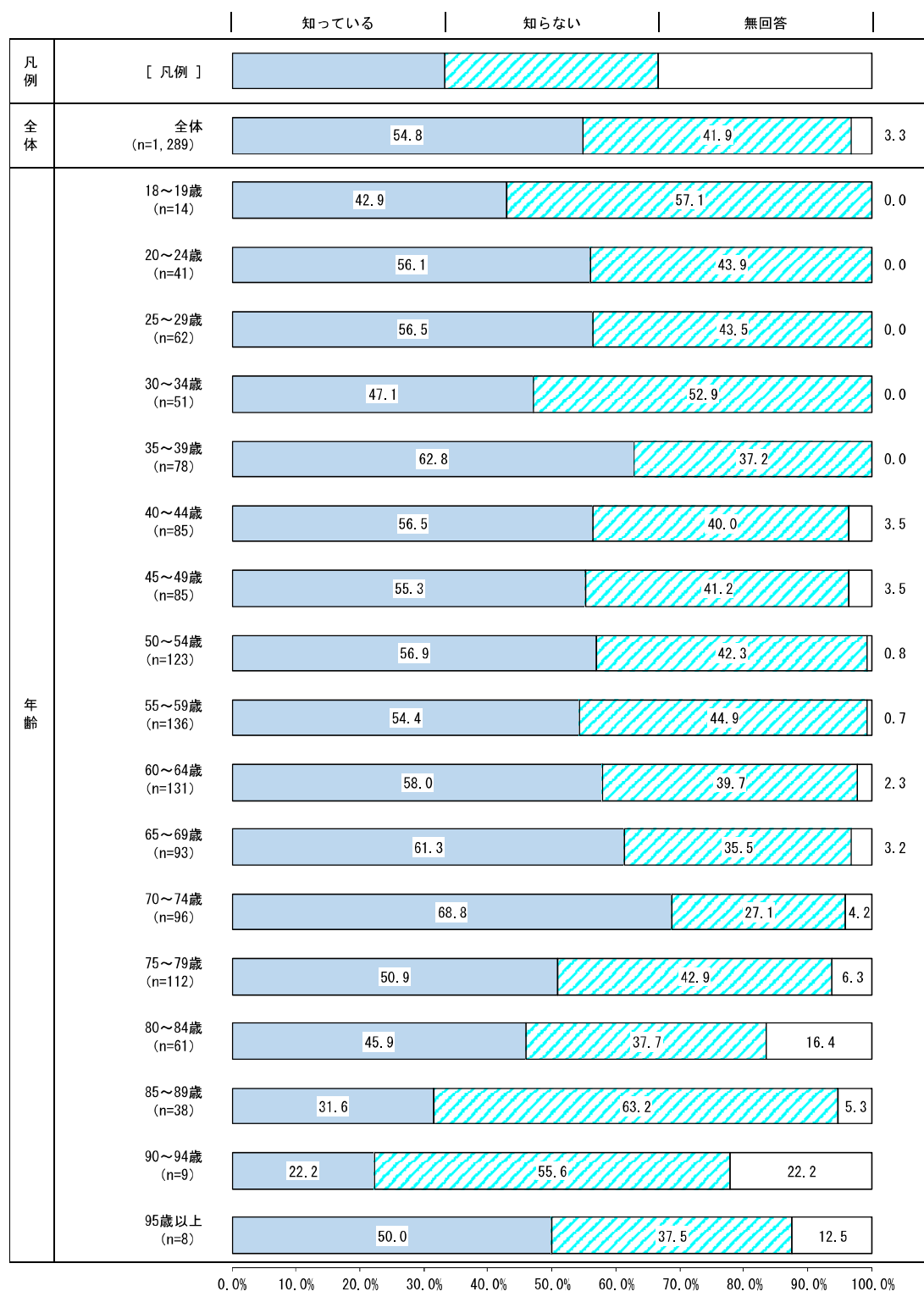


問19-2 若年性認知症の世代では仕事が続けられなくなったり、子どもの養育や教育、サークル活動や友人とのつきあいなどの問題があるといわれています。このことについてあなたは知っていますか。

【年齢別】

○ 「知っている」は、70～74 歳が 68.8%、35～39 歳が 62.8%、65～69 歳が 61.3%となっています。

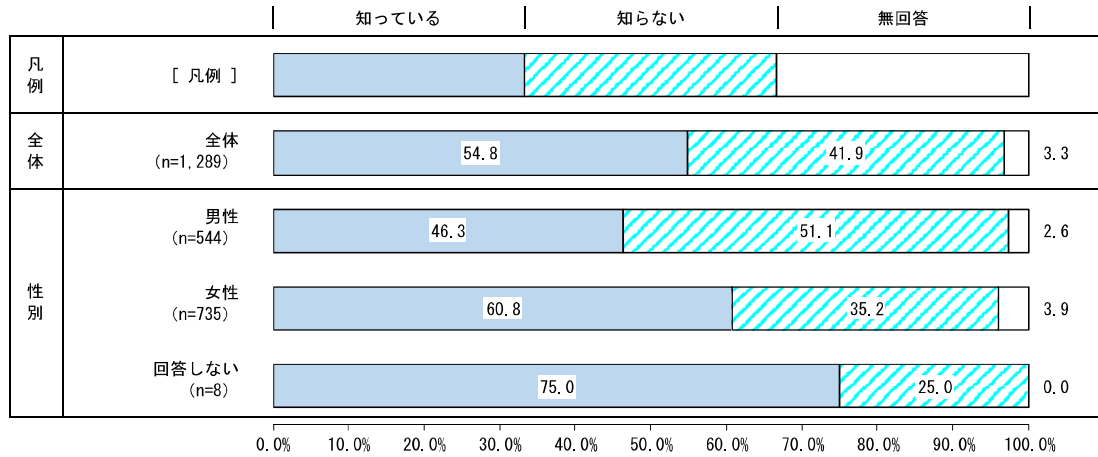
【若年性認知症の世代では仕事が続けられなくなったり、子どもの養育や教育、サークル活動や友人とのつきあいなどの問題があるといわれていることについての認知度・年齢別】



【性別】

- 男性では、「知っている」が46.3%、「知らない」が51.1%となっています。
- 女性では、「知っている」が60.8%、「知らない」が35.2%となっています。

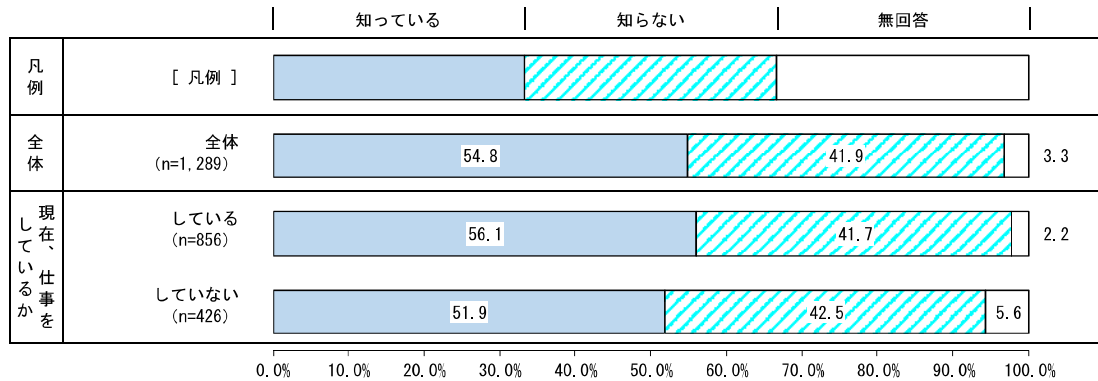
【若年性認知症の世代では仕事が続けられなくなったり、子どもの養育や教育、サークル活動や友人とのつきあいなどの問題があるといわれていることについての認知度・性別】



【現在の仕事別】

- 仕事を『している』では、「知っている」が56.1%、「知らない」が41.7%となっています。
- 仕事を『していない』では、「知っている」が51.9%、「知らない」が42.5%となっています。

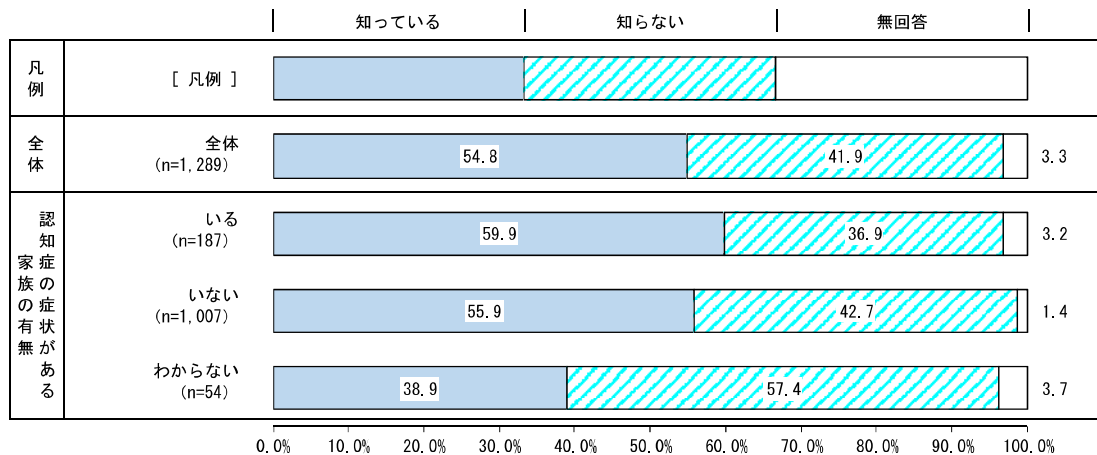
【若年性認知症の世代では仕事が続けられなくなったり、子どもの養育や教育、サークル活動や友人とのつきあいなどの問題があるといわれていることについての認知度・現在の仕事別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知っている」が 59.9%、「知らない」が 36.9%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知っている」が 55.9%、「知らない」が 42.7%となっています。
- 『わからない』方では、「知っている」が 38.9%、「知らない」が 57.4%となっています。

【若年性認知症の世代では仕事が続けられなくなったり、子どもの養育や教育、サークル活動や友人とのつきあいなどの問題があるといわれていることについての認知度・認知症の症状がある家族の有無別】

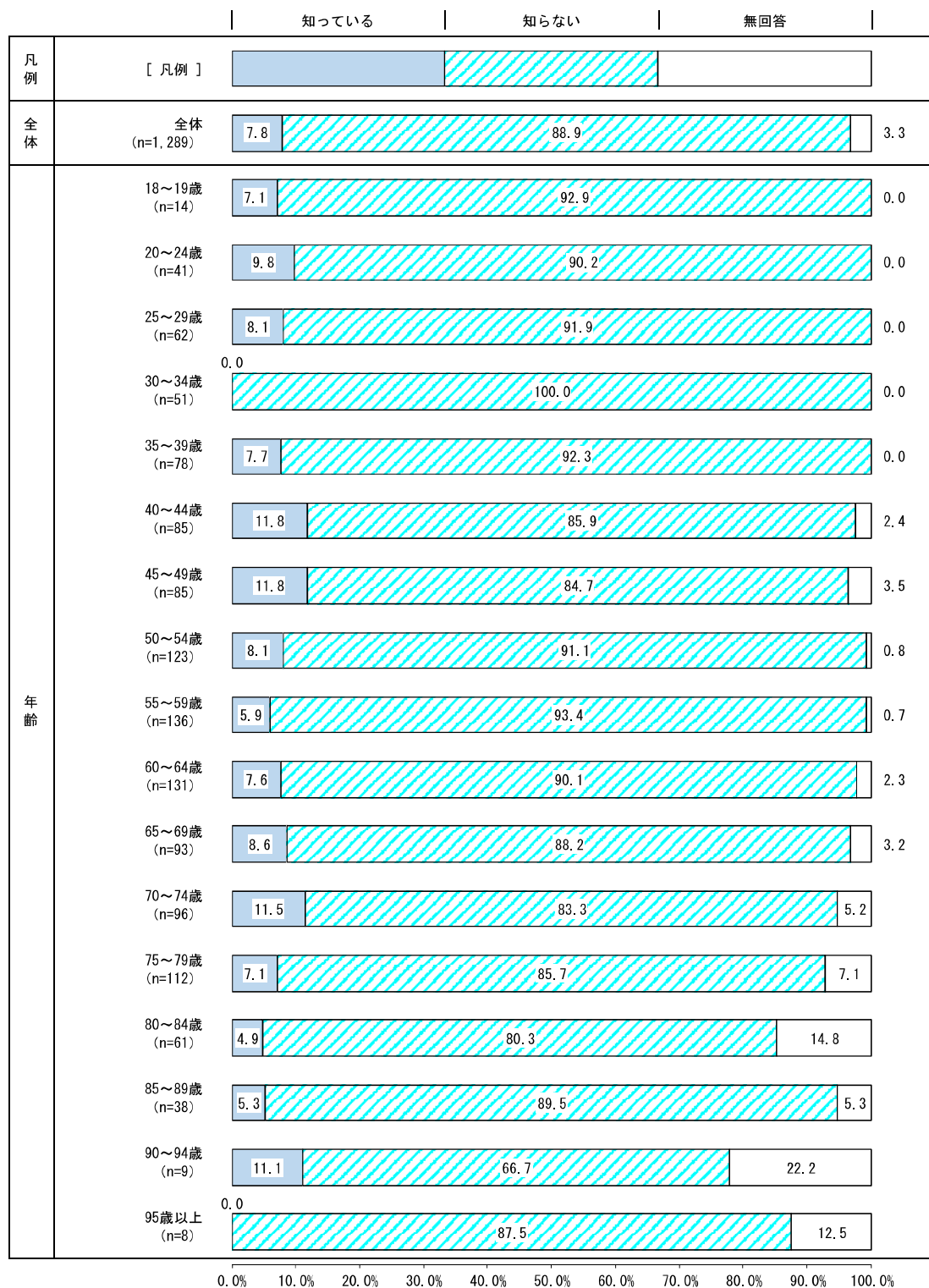


問19-3 若年性認知症総合支援センターについてあなたは知っていますか。

【年齢別】

○ 「知っている」は、40～44歳と45～49歳が11.8%、70～74歳が11.5%となっています。

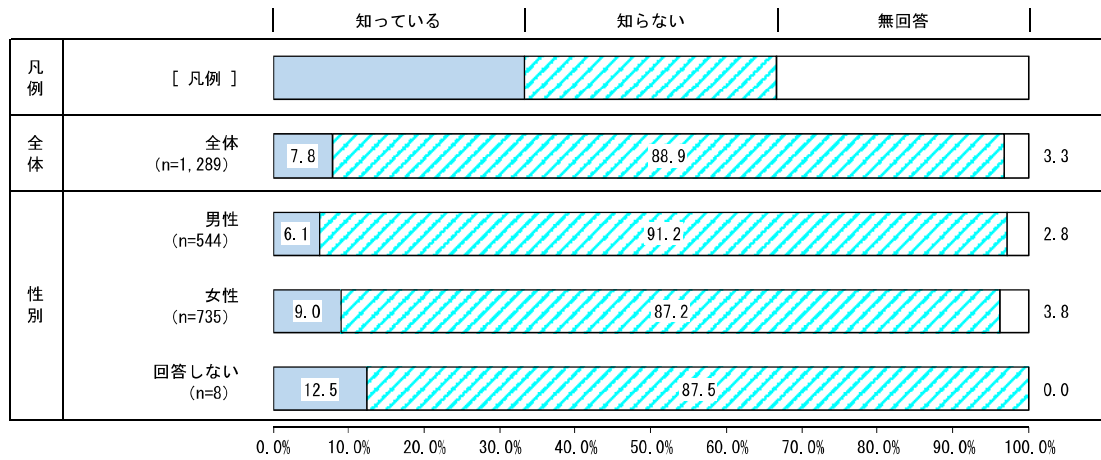
【若年性認知症総合支援センターの認知度・年齢別】



【性別】

- 男性では、「知っている」が6.1%、「知らない」が91.2%となっています。
- 女性では、「知っている」が9.0%、「知らない」が87.2%となっています。

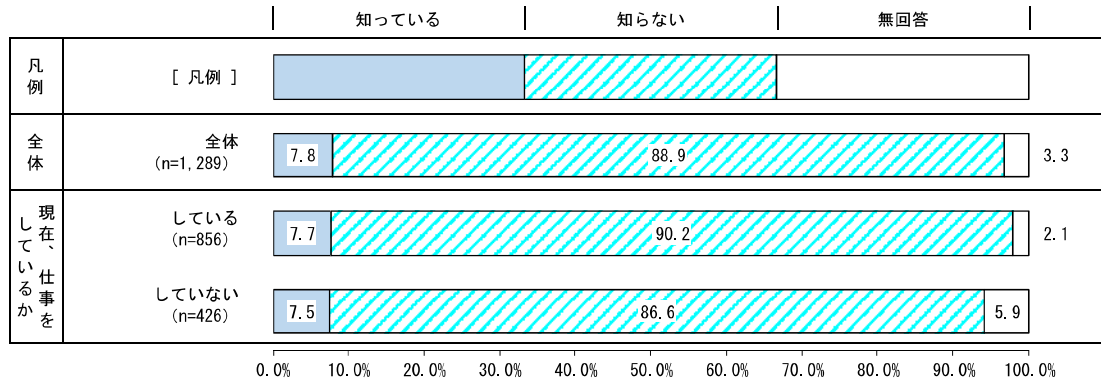
【若年性認知症総合支援センターの認知度・性別】



【現在の仕事別】

- 仕事を『している』では、「知っている」が7.7%、「知らない」が90.2%となっています。
- 仕事を『していない』では、「知っている」が7.5%、「知らない」が86.6%となっています。

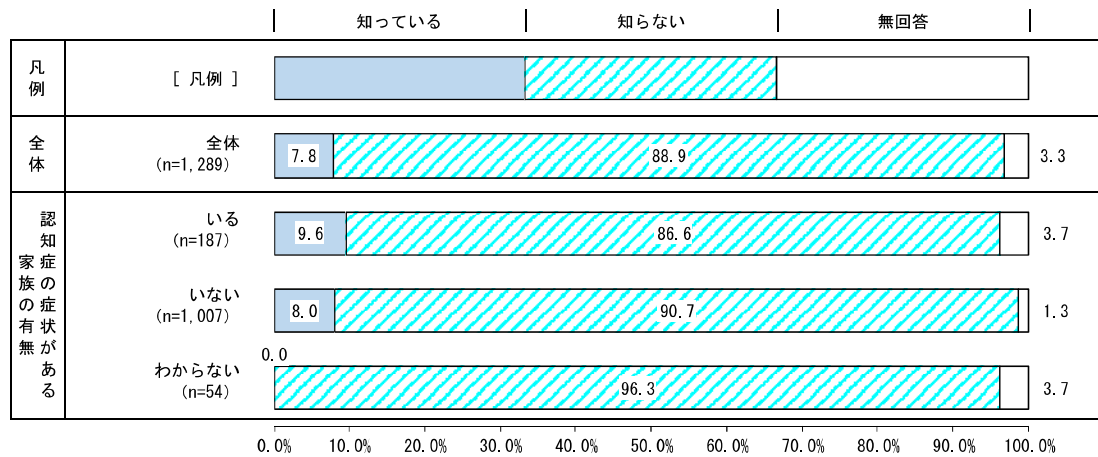
【若年性認知症総合支援センターの認知度・現在の仕事別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知っている」が 9.6%、「知らない」が 86.6%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知っている」が 8.0%、「知らない」が 90.7%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 96.3%となっています。

【若年性認知症総合支援センターの認知度・認知症の症状がある家族の有無別】



4. 認知症の方との関わりについて

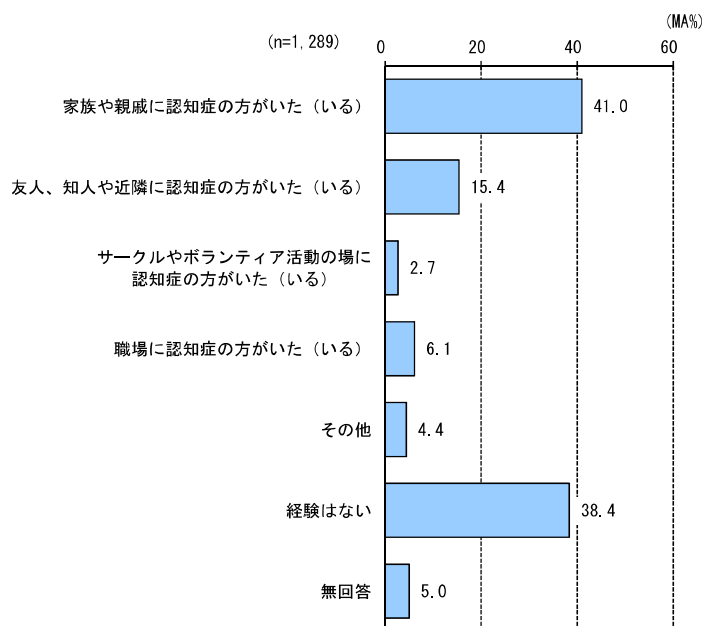
【認知症の診断を受けていない方】

問20 あなたは、今までに認知症の方と接した経験がありますか。(〇はいくつでも)

【全体】

○ 認知症の方と接した「経験はない」が 38.4%となっています。接した経験があるなかでは、「家族や親戚に認知症の方がいた (いる)」が 41.0%で最も多く、次いで「友人、知人や近隣に認知症の方がいた (いる)」が 15.4%、「職場に認知症の方がいた (いる)」が 6.1%となっています。

【認知症の方と接した経験 (複数回答)】



【年齢別】

- 「家族や親戚に認知症の方がいた（いる）」は、60～64 歳が 52.7%と他の年齢区分に比べて多くなっています。
- 「経験はない」は、25～29 歳が 46.8%、70～74 歳が 42.7%、30～34 歳が 41.2%となっています。

【性別】

- 男性では、「経験はない」が 43.8%で最も多く、次いで「家族や親戚に認知症の方がいた（いる）」が 39.0%、「友人、知人や近隣に認知症の方がいた（いる）」が 12.7%となっています。
- 女性では、「家族や親戚に認知症の方がいた（いる）」が 42.7%で最も多く、次いで「経験はない」が 34.1%、「友人、知人や近隣に認知症の方がいた（いる）」が 17.4%となっています。

【世帯人数別】

- 1人暮らし、3人、4人以上では、「家族や親戚に認知症の方がいた（いる）」が最も多く、次いで「経験はない」「友人、知人や近隣に認知症の方がいた（いる）」の順となっています。
- 2人では、「経験はない」が 38.9%で最も多く、次いで「家族や親戚に認知症の方がいた（いる）」が 38.4%、「友人、知人や近隣に認知症の方がいた（いる）」が 15.3%となっています。

【認知症の方と接した経験（複数回答）・年齢別・性別・世帯人数別】

単位：%

		母数 (n)	認知症の方と接した経験（MA）						無 回 答
			家族や親戚に認知症の方がいた （いる）	友人、知人や近隣に認知症の方がいた （いる）	サークルやボランティア活動の場に 認知症の方がいた（いる）	職場に認知症の方がいた（いる）	その他	経験はない	
	全体	1,289	41.0	15.4	2.7	6.1	4.4	38.4	5.0
年 齢	18～19歳	14	▼ 21.4	—	7.1	—	7.1	△ 64.3	—
	20～24歳	41	31.7	▼ 4.9	—	4.9	2.4	△ 63.4	—
	25～29歳	62	37.1	8.1	1.6	6.5	6.5	46.8	1.6
	30～34歳	51	45.1	5.9	5.9	5.9	5.9	41.2	—
	35～39歳	78	48.7	▼ 5.1	1.3	10.3	9.0	39.7	—
	40～44歳	85	42.4	9.4	3.5	10.6	10.6	35.3	2.4
	45～49歳	85	42.4	12.9	2.4	10.6	4.7	40.0	3.5
	50～54歳	123	43.9	17.9	—	8.9	3.3	40.7	1.6
	55～59歳	136	49.3	10.3	0.7	5.1	1.5	40.4	0.7
	60～64歳	131	△ 52.7	16.0	3.1	5.3	9.9	29.8	3.1
	65～69歳	93	45.2	22.6	1.1	6.5	1.1	32.3	5.4
	70～74歳	96	33.3	15.6	4.2	2.1	—	42.7	9.4
	75～79歳	112	34.8	△ 25.9	6.3	4.5	1.8	30.4	11.6
	80～84歳	61	▼ 29.5	△ 29.5	1.6	1.6	3.3	29.5	16.4
	85～89歳	38	▼ 26.3	18.4	10.5	—	—	47.4	13.2
90～94歳	9	33.3	△ 33.3	—	—	—	33.3	11.1	
95歳以上	8	—	12.5	—	—	12.5	37.5	37.5	
性 別	男性	544	39.0	12.7	1.5	4.0	2.8	43.8	4.4
	女性	735	42.7	17.4	3.7	7.6	5.7	34.1	5.4
	回答しない	8	37.5	12.5	—	—	—	△ 50.0	—
世 帯 人 数	1人暮らし	255	38.0	20.8	5.9	7.1	3.1	34.5	6.7
	2人	424	38.4	15.3	2.6	6.8	4.5	38.9	5.9
	3人	301	42.5	13.0	0.7	5.0	5.3	40.5	4.0
	4人以上	299	45.5	13.4	2.0	5.4	4.7	39.1	3.3

問21 認知症の方への対応に困ったことはありますか。(自由回答)

- 認知症のご本人について困ったことは、「同じことを何度も言う、何度も聞く」「意思疎通が困難」「徘徊、道に迷う」などが多くなっています。
- 支援していて困ったことは、「家族や人の顔を忘れる」「世話をしている人の負担が大きい、ストレスが溜まる」などが多くなっています。
- また、認知症の方へ「どのように接してよいかわからない、対応の仕方がわからない」という回答が多くなっています。

【認知症のご本人について困ったこと】

回答内容	件数
同じことを何度も言う、何度も聞く	33
意思疎通が困難	33
徘徊、道に迷う	30
数分前、数時間前のことをすぐ忘れる（食事したのに忘れるなど）	22
妄想（ものを盗られたなど）	22
身の回りのことができなくなる（ガスコンロ、入浴、トイレなど）	21
怒りっぽくなる、暴言をはく	20
言ったことを理解してくれない、薬や食事の量が管理できない	17
しまい忘れや置き忘れが多い	9
感情のコントロールができない、起伏が激しい	8
介護、介助を拒否する（嫌がる）	6
思い込みが強い	6
通院、治療を拒否する（嫌がる）	5
うつ症状、無気力	4
幻視、幻覚	4

【支援していて困ったこと】

回答内容	件数
家族や人の顔を忘れる（自分のことを忘れていてつらかったなど）	10
世話をしている人の負担が大きい、ストレスが溜まる	9
介護と仕事の両立	5
行政の支援の手続きに時間がかかる	4

【認知症の方への対応について、その他】

回答内容	件数
どのように接してよいかわからない、対応の仕方がわからない	32
友人がおかしなことを言っていたので認知症かなと思ったが、家族に伝えることができなかった	1
自尊心を傷つけないように、できないことや分からなくなっていることをフォローすること	1

問22 あなたは、近所に認知症の方がいたら、どのように接しますか。現在のお気持ちに最も近いものをご回答ください。(○は1つだけ)

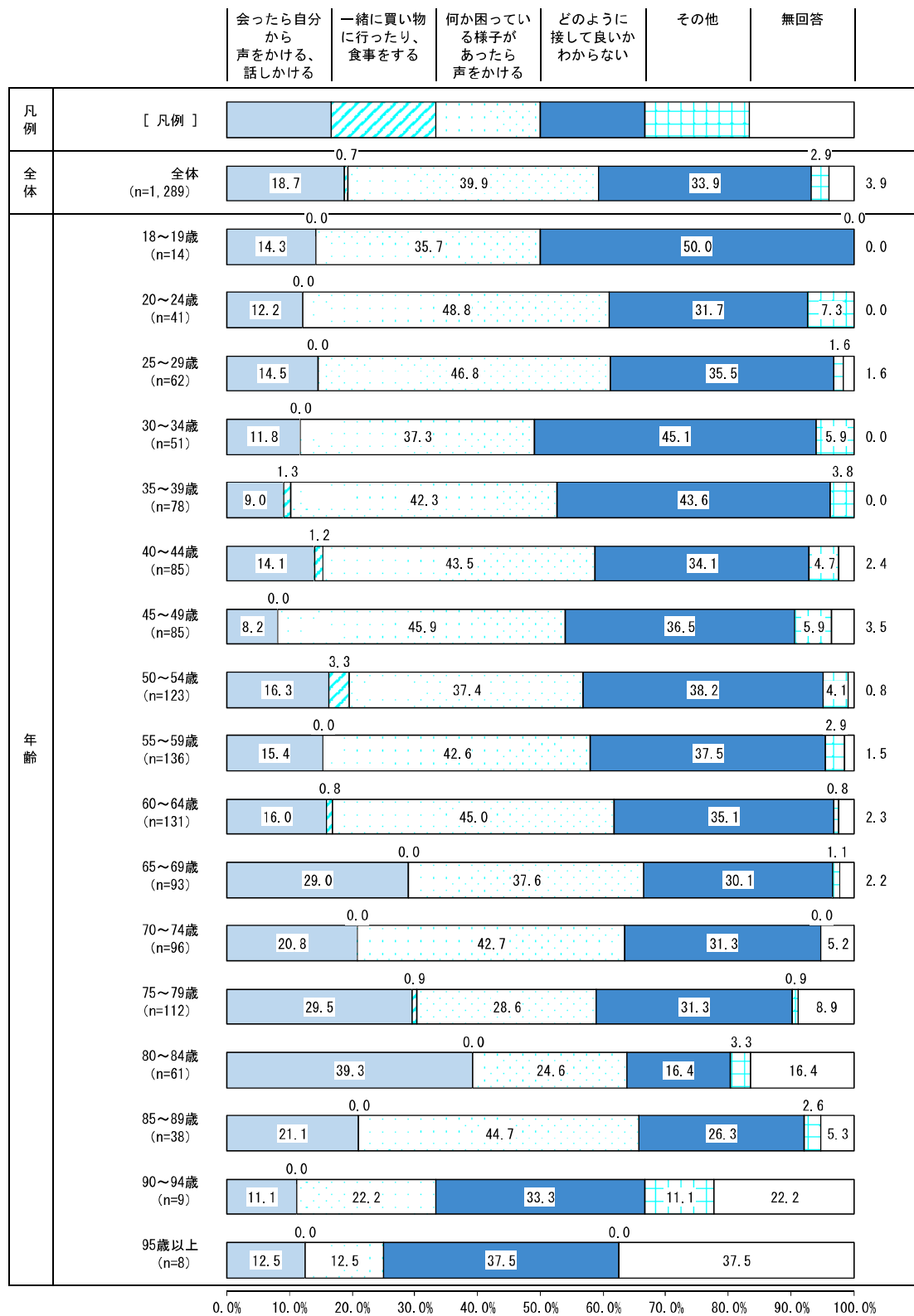
【全体】

- 「何か困っている様子があったら声をかける」が 39.9%で最も多く、次いで「どのように接して良いかわからない」が 33.9%、「会ったら自分から声をかける、話しかける」が 18.7%となっています。

【年齢別】

- 30～34 歳、35～39 歳では、「どのように接して良いかわからない」が4割を超えています。
- 80～84 歳では、「会ったら自分から声をかける、話しかける」が 39.3%と他の年齢区分に比べて多くなっています。

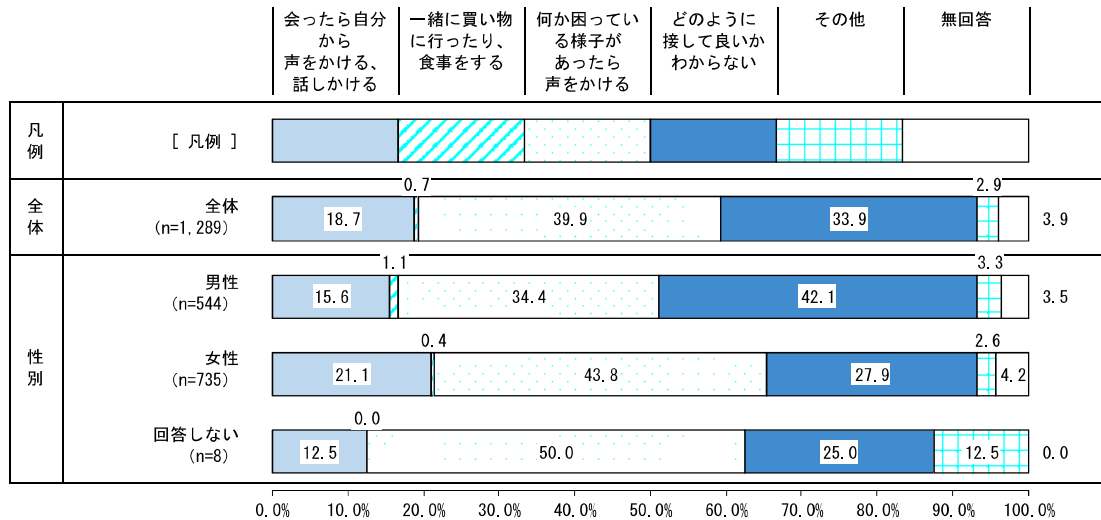
【認知症の方への接し方・年齢別】



【性別】

- 男性では、「どのように接して良いかわからない」が 42.1%で最も多く、次いで「何か困っている様子があったら声をかける」が 34.4%、「会ったら自分から声をかける、話しかける」が 15.6%となっています。
- 女性では、「何か困っている様子があったら声をかける」が 43.8%で最も多く、次いで「どのように接して良いかわからない」が 27.9%、「会ったら自分から声をかける、話しかける」が 21.1%となっています。

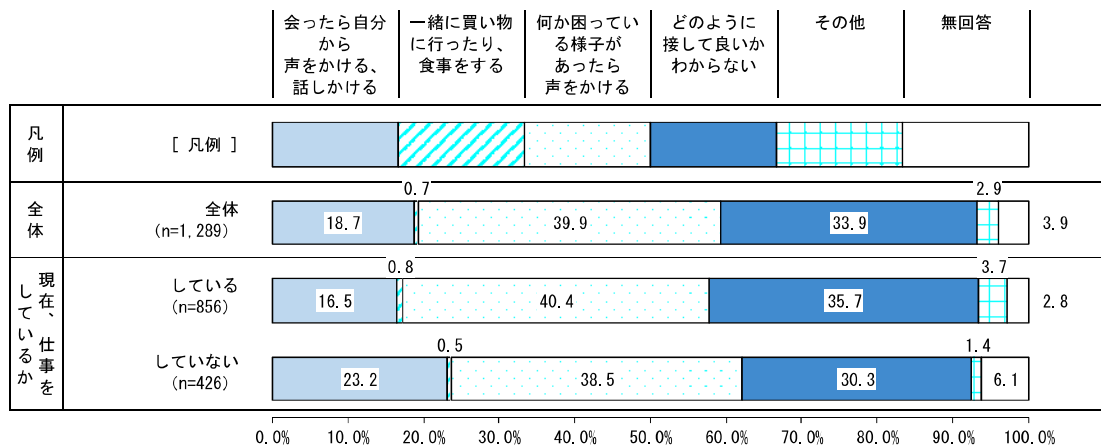
【認知症の方への接し方・性別】



【現在の仕事別】

- 現在の仕事の有無によらず、「何か困っている様子があったら声をかける」が最も多く、次いで「どのように接して良いかわからない」「会ったら自分から声をかける、話しかける」の順となっています。

【認知症の方への接し方・現在の仕事別】



5. 認知症への不安や生活について

【認知症の診断を受けていない方】

問23 あなたは認知症になることに對して、不安がありますか。

【全体】

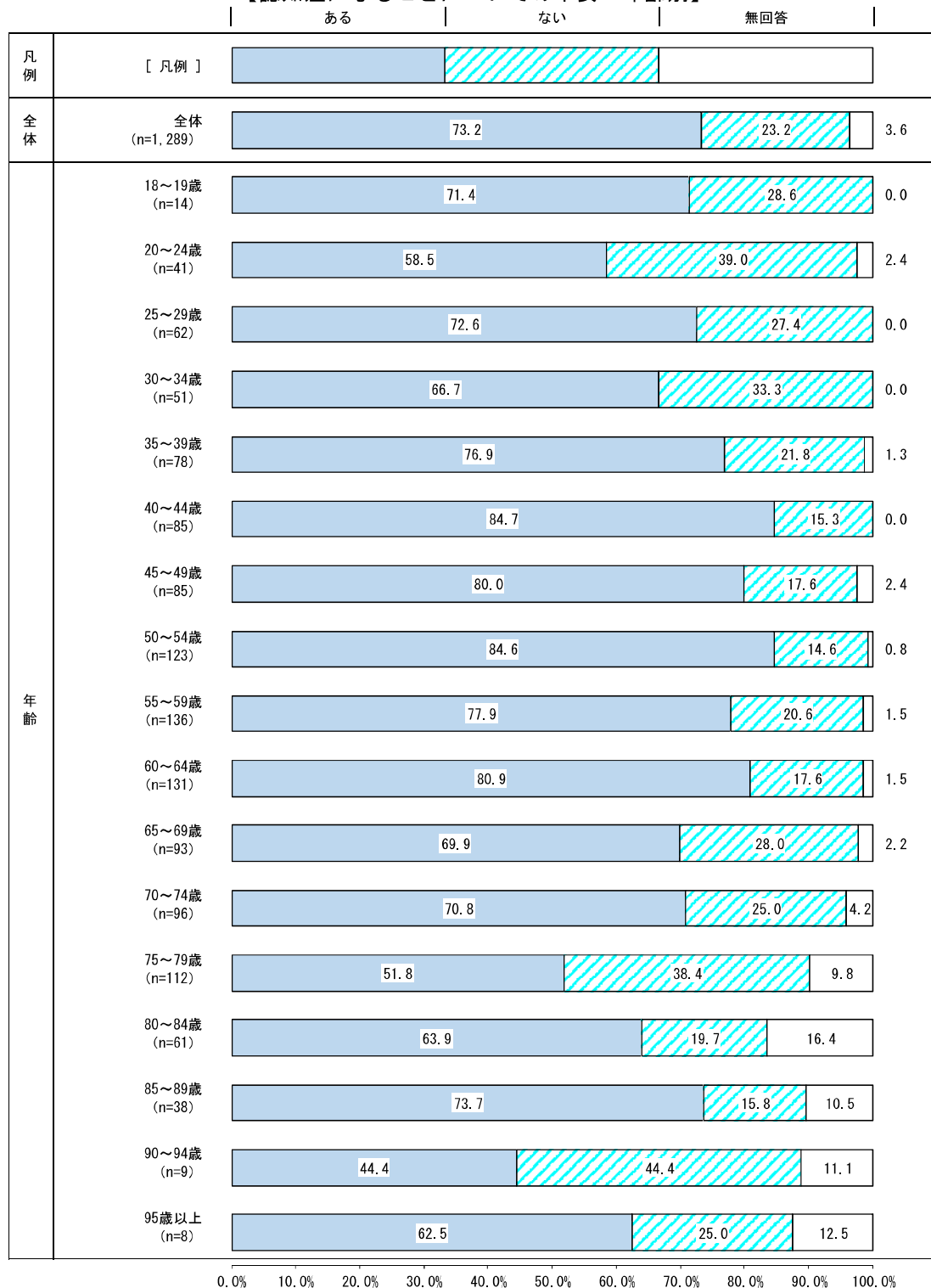
○ 不安が「ある」が 73.2%、「ない」が 23.2%となっています。

【年齢別】

○ 「ある」は、40～44歳が 84.7%、50～54歳が 84.6%、60～64歳が 80.9%となっています。

○ 「ない」は、75～79歳が 38.4%、30～34歳が 33.3%、65～69歳が 28.0%となっています。

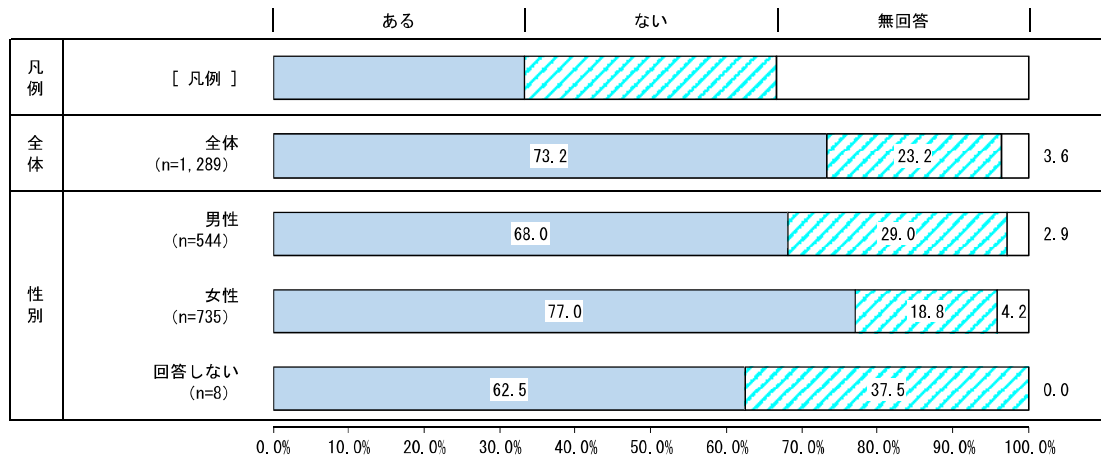
【認知症になることについての不安・年齢別】



【性別】

- 男性では、「ある」が68.0%、「ない」が29.0%となっています。
- 女性では、「ある」が77.0%、「ない」が18.8%となっています。

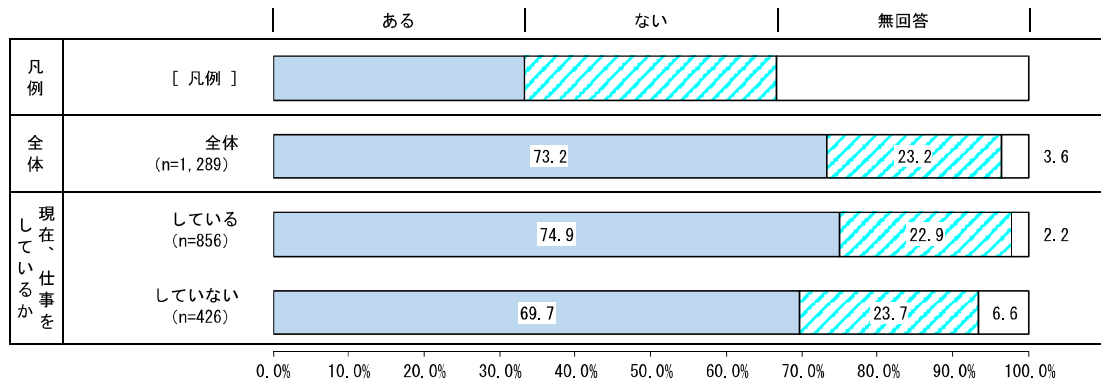
【認知症になることについての不安・性別】



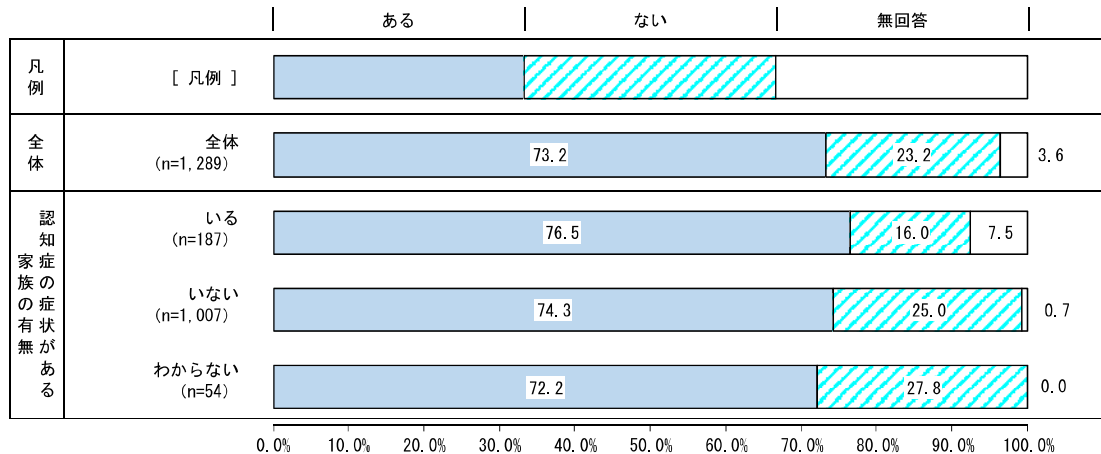
【現在の仕事別】

- 仕事を『している』では、「ある」が74.9%、「ない」が22.9%となっています。
- 仕事を『していない』では、「ある」が69.7%、「ない」が23.7%となっています。

【認知症になることについての不安・現在の仕事別】



【認知症になることについての不安・認知症の症状がある家族の有無別】



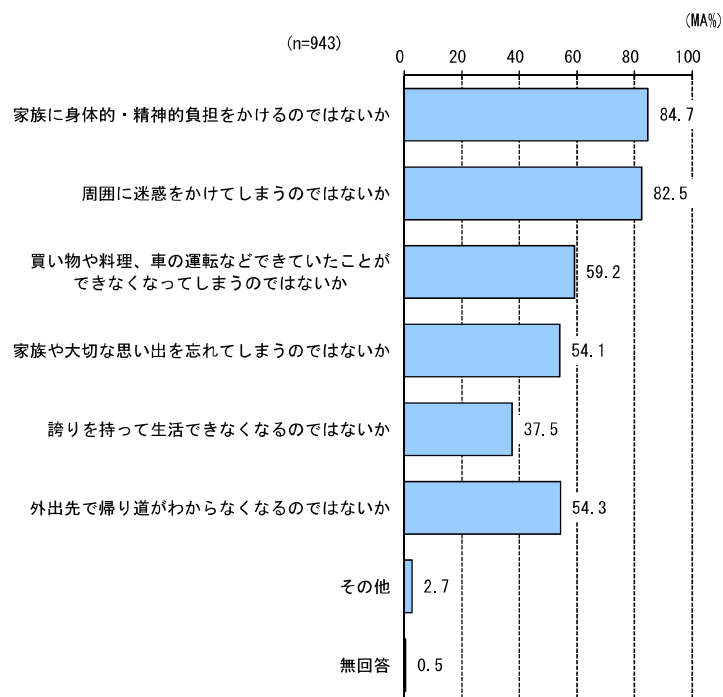
【問23で「ある」を選択した方のみ】

問24 あなたの認知症に対する不安は、次のうちどれですか。（〇はいくつでも）

【全体】

○ 「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないか」が84.7%で最も多く、次いで「周囲に迷惑をかけてしまうのではないか」が82.5%、「買い物や料理、車の運転などできていたことができなくなってしまうのではないか」が59.2%となっています。

【認知症に対する不安の内容（複数回答）】



【年齢別】

- 35～49 歳、65～79 歳では「家族に体的・精神的負担をかけるのではないか」が最も多く、特に 35～39 歳が 96.7%と他の年齢区分に比べて多くなっています。
- 50～64 歳では「周囲に迷惑をかけてしまうのではないか」が最も多くなっています。

【性別】

- 男女ともに、「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないか」が最も多く、次いで「周囲に迷惑をかけてしまうのではないか」「買い物や料理、車の運転などできていたことができなくなってしまうのではないか」の順となっています。

【世帯人数別】

- 1 人暮らしでは、「周囲に迷惑をかけてしまうのではないか」が 80.7%で最も多く、次いで「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないか」が 63.3%、「外出先で帰り道がわからなくなるのではないか」が 48.2%となっています。
- 世帯人数 2 人以上では、「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないか」が最も多く、次いで「周囲に迷惑をかけてしまうのではないか」「買い物や料理、車の運転などできていたことができなくなってしまうのではないか」の順となっています。
- 「家族や大切な思い出を忘れてしまうのではないか」は、4 人以上が 64.4%と他の年齢区分に比べて多く、1 人暮らしが 39.2%と他の年齢区分に比べて少なくなっています。

【認知症に対する不安の内容（複数回答）・年齢別・性別・世帯人数別】

単位：％

		母数 (n)	認知症に対する不安の内容 (MA)								その他	無回答
			の家族に身体的・精神的負担をかける	の周囲に迷惑をかけてしまう	できていたことができなくなっている	買い物や料理、車の運転など	の家族や大切な思い出を忘れてしまう	の誇りを持って生活できなくなる	の外先で帰り道がわからなくなる			
全体		943	84.7	82.5	59.2	54.1	37.5	54.3	2.7	0.5		
年齢	18～19歳	10	▼ 70.0	80.0	▼ 30.0	60.0	▼ 20.0	▼ 30.0	—	—		
	20～24歳	24	75.0	91.7	▼ 45.8	△ 66.7	29.2	54.2	4.2	—		
	25～29歳	45	88.9	84.4	55.6	△ 75.6	40.0	53.3	4.4	—		
	30～34歳	34	88.2	85.3	61.8	55.9	35.3	47.1	2.9	—		
	35～39歳	60	△ 96.7	90.0	61.7	△ 75.0	43.3	60.0	5.0	—		
	40～44歳	72	88.9	87.5	65.3	△ 69.4	47.2	56.9	2.8	—		
	45～49歳	68	92.6	89.7	63.2	58.8	36.8	58.8	4.4	—		
	50～54歳	104	83.7	87.5	65.4	59.6	37.5	60.6	2.9	—		
	55～59歳	106	84.9	86.8	67.9	55.7	43.4	54.7	—	—		
	60～64歳	106	84.9	86.8	58.5	50.0	39.6	55.7	6.6	—		
	65～69歳	65	▼ 73.8	▼ 70.8	58.5	▼ 36.9	27.7	46.2	—	—		
	70～74歳	68	79.4	76.5	55.9	45.6	35.3	54.4	—	1.5		
	75～79歳	58	▼ 72.4	▼ 60.3	▼ 48.3	▼ 32.8	34.5	46.6	1.7	5.2		
	80～84歳	39	△ 94.9	▼ 69.2	56.4	▼ 33.3	33.3	48.7	2.6	—		
85～89歳	28	89.3	85.7	53.6	46.4	32.1	57.1	—	—			
90～94歳	4	75.0	△ 100.0	—	▼ 25.0	△ 75.0	50.0	—	—			
95歳以上	5	80.0	▼ 60.0	—	—	—	▼ 20.0	—	20.0			
性別	男性	370	83.5	81.6	57.8	53.5	40.8	54.3	2.7	0.3		
	女性	566	85.7	83.0	60.1	54.2	35.3	54.1	2.5	0.7		
	回答しない	5	80.0	△ 100.0	60.0	△ 80.0	△ 60.0	△ 80.0	20.0	—		
世帯人数	1人暮らし	166	▼ 63.3	80.7	▼ 45.8	▼ 39.2	35.5	48.2	3.0	0.6		
	2人	322	87.0	81.4	63.4	53.4	34.8	54.3	1.9	0.9		
	3人	224	91.5	81.3	61.6	55.8	42.0	57.6	3.6	0.4		
	4人以上	225	91.1	87.1	60.4	△ 64.4	39.1	55.1	2.7	—		

【認知症に対する不安の内容（複数回答）・認知症の症状がある家族の有無別】

単位：％

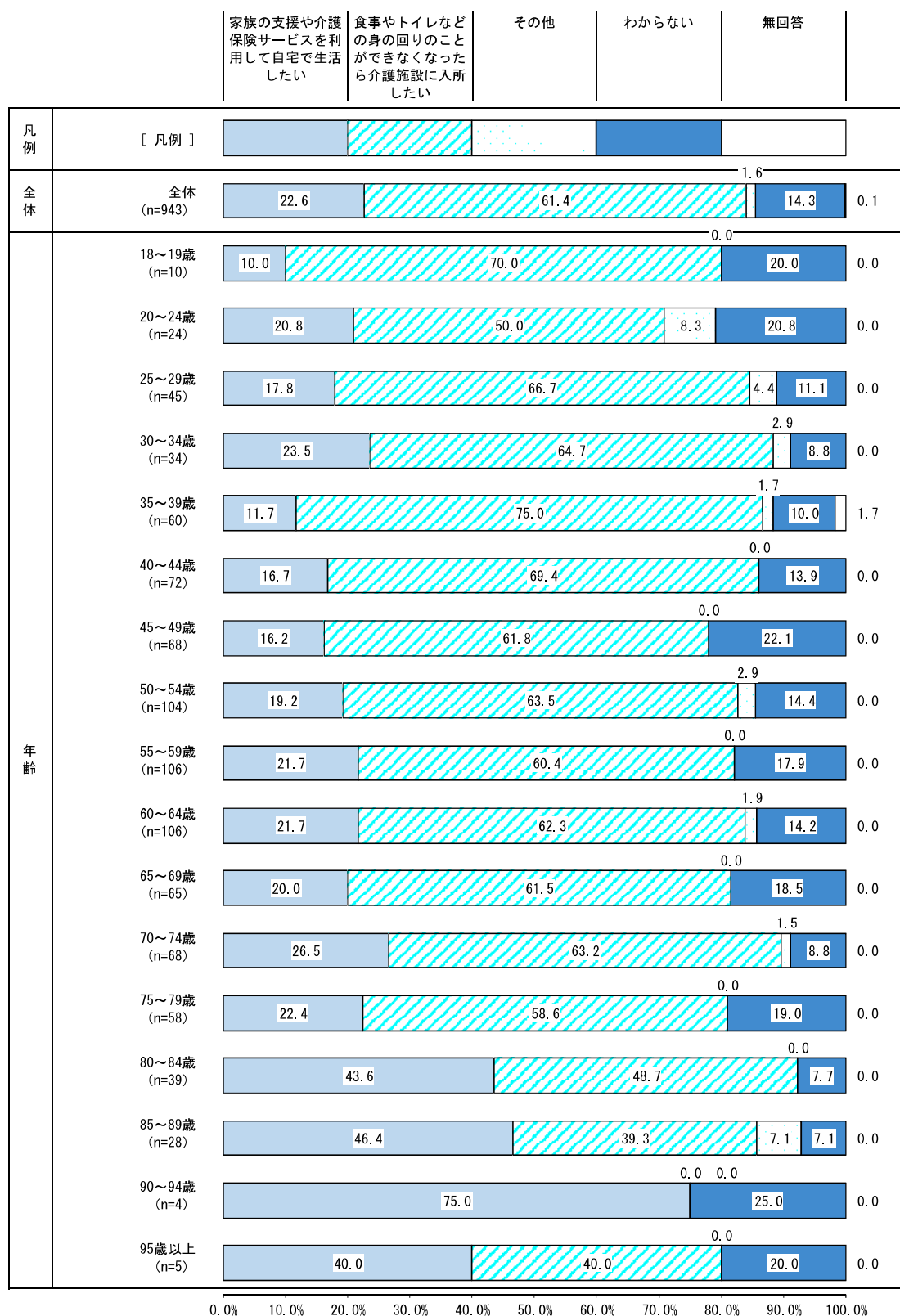
		母数 (n)	認知症に対する不安の内容 (MA)							
			家族に身体的・精神的負担をかける のではない	周囲に迷惑をかけてしまう のではない	買い物や料理、車の運転など できているのではない	家族や大切な思い出を忘れてしまう のではない	誇りを持って生活できなくなる のではない	外出先で帰り道がわからなくなる のではない	その他	無回答
全体		943	84.7	82.5	59.2	54.1	37.5	54.3	2.7	0.5
認知症の家族の有無別	いる	143	89.5	78.3	58.7	53.8	37.8	56.6	4.9	-
	いない	748	84.5	83.0	59.5	54.7	37.6	54.0	2.1	0.7
	わからない	39	▼ 71.8	84.6	59.0	48.7	38.5	59.0	2.6	-

問25 あなたは、認知症になった場合、どこで生活したいですか。(〇は1つだけ)

【全体】

○ 「食事やトイレなどの身の回りのことができなくなったら介護施設に入所したい」が61.4%で最も多く、次いで「家族の支援や介護保険サービスを利用して自宅で生活したい」が22.6%、「わからない」が14.3%となっています。

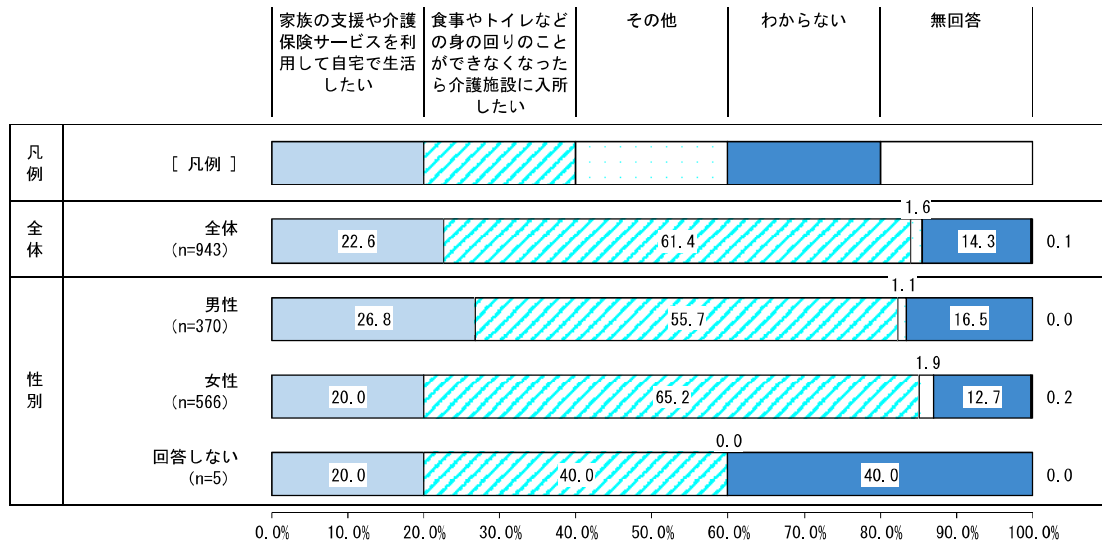
【認知症になった場合に希望する生活場所・年齢別】



【性別】

- 男女ともに、「食事やトイレなどの身の回りのことができなくなったら介護施設に入所したい」が最も多く、次いで「家族の支援や介護保険サービスを利用して自宅で生活したい」「わからない」の順となっています。

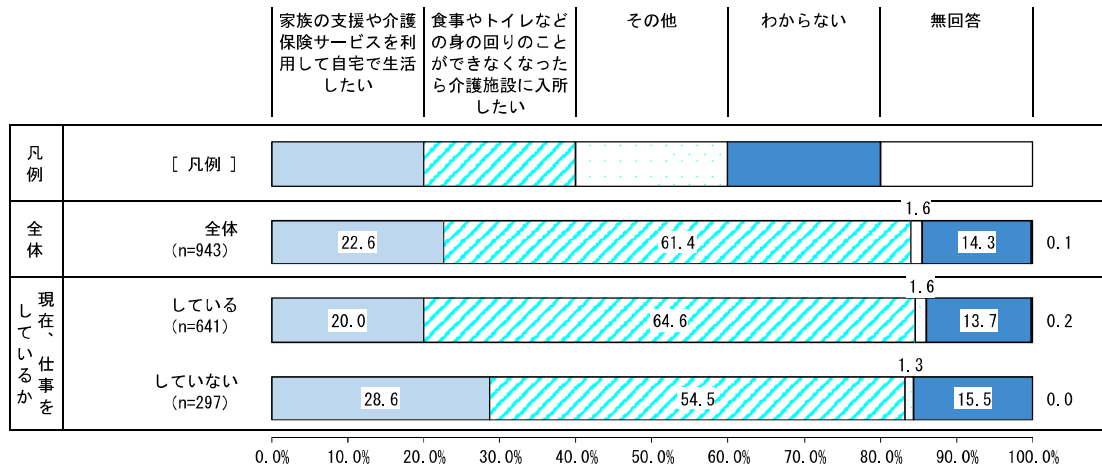
【認知症になった場合に希望する生活場所・性別】



【現在の仕事別】

- 現在の仕事の有無によらず、「食事やトイレなどの身の回りのことができなくなったら介護施設に入所したい」が最も多く、次いで「家族の支援や介護保険サービスを利用して自宅で生活したい」「わからない」の順となっています。

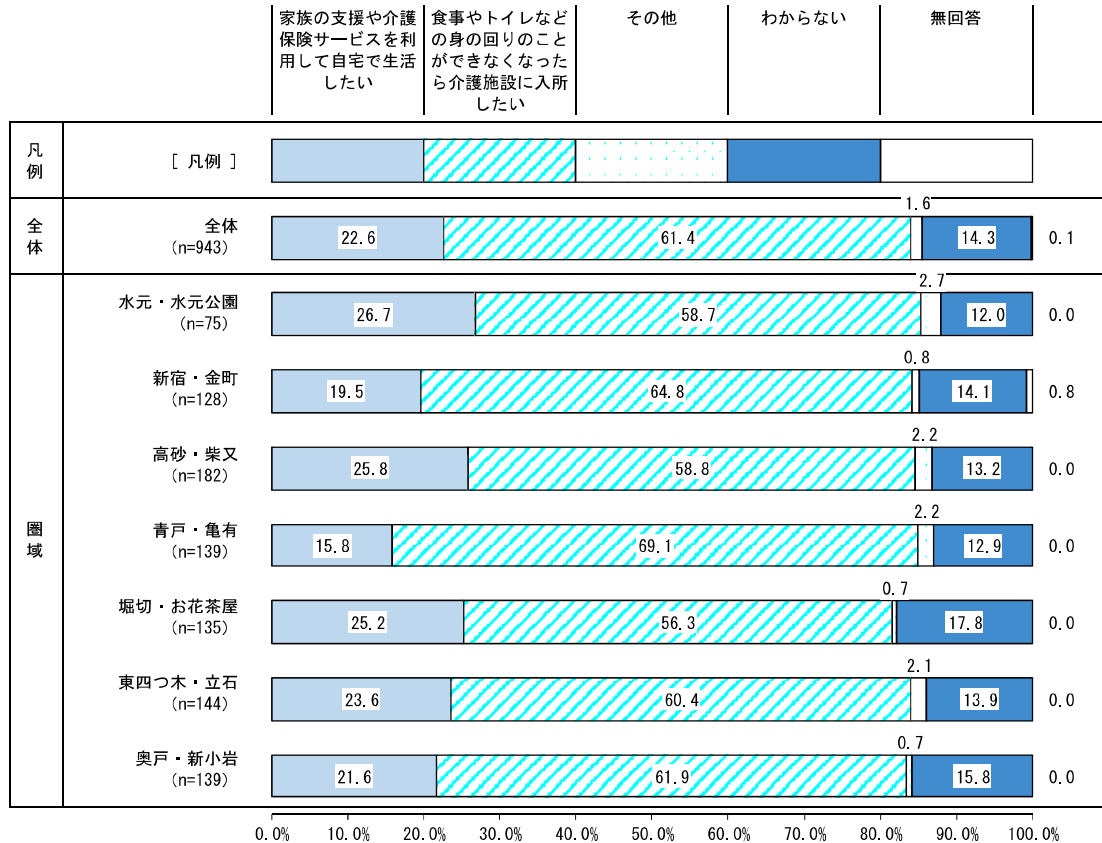
【認知症になった場合に希望する生活場所・現在の仕事別】



【圏域別】

- いずれの圏域も「食事やトイレなどの身の回りのことができなくなったら介護施設に入所したい」が最も多く、次いで「家族の支援や介護保険サービスを利用して自宅で生活したい」「わからない」の順となっています。
- 「家族の支援や介護保険サービスを利用して自宅で生活したい」は、水元・水元公園が26.7%で最も多く、次いで高砂・柴又が25.8%、堀切・お花茶屋が25.2%となっています。
- 「食事やトイレなどの身の回りのことができなくなったら介護施設に入所したい」は、青戸・亀有が69.1%で最も多く、次いで新宿・金町が64.8%、奥戸・新小岩が61.9%となっています。

【認知症になった場合に希望する生活場所・圏域別】



6. 認知症の症状がある方の支援について

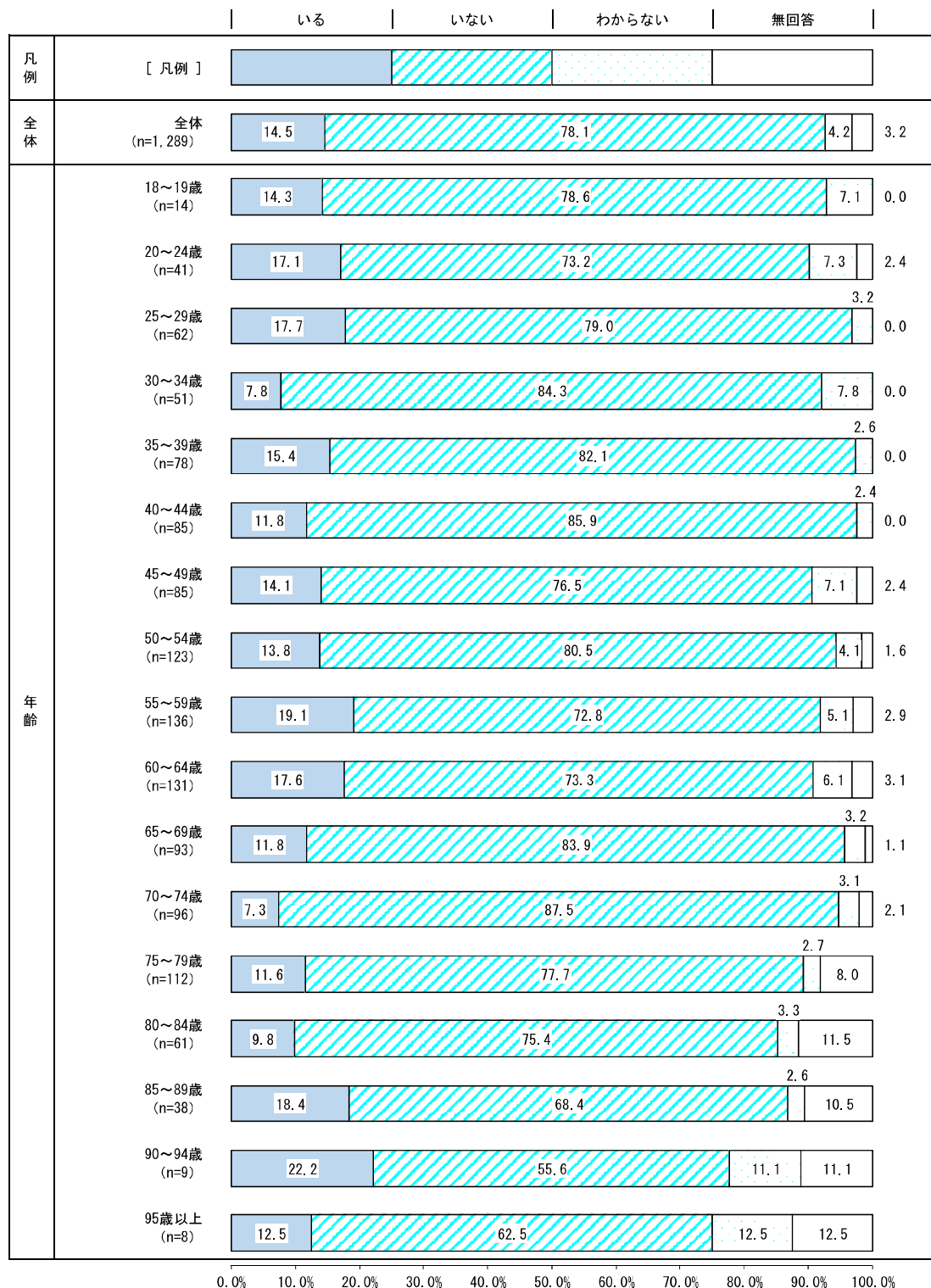
【認知症の診断を受けていない方】

問26 あなたの家族に認知症の症状がある方はいますか。(○は1つだけ)

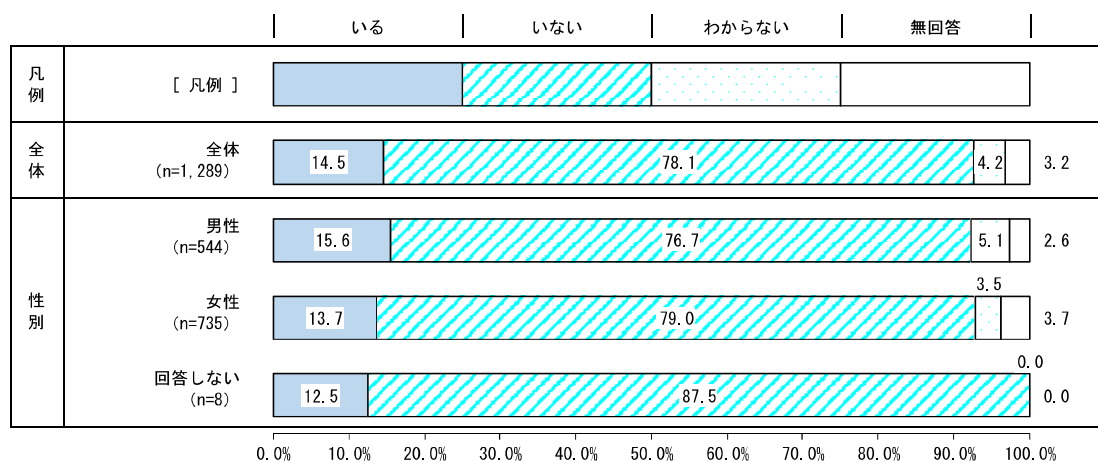
【全体】

○ 「いない」が78.1%で最も多く、次いで「いる」が14.5%、「わからない」が4.2%となっています。

【家族に認知症の症状がある方の有無・年齢別】



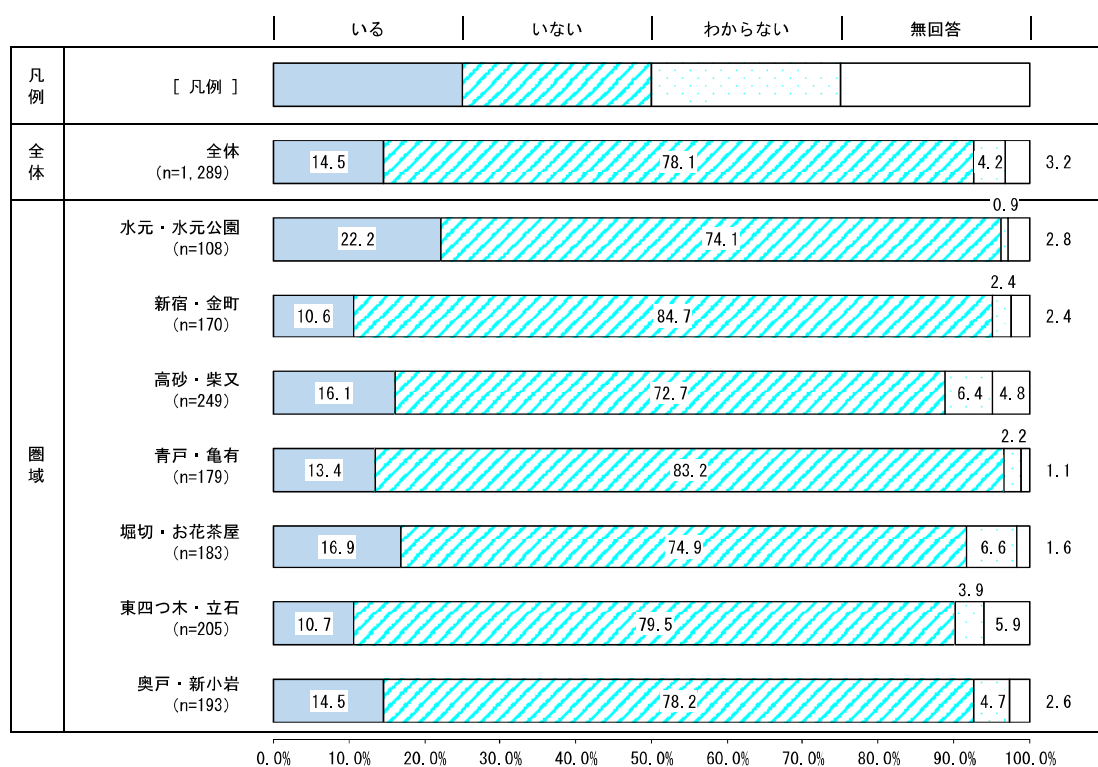
【家族に認知症の症状がある方の有無・性別】



【圏域別】

○ 「いる」は、水元・水元公園が 22.2%で最も多く、次いで堀切・お花茶屋が 16.9%、高砂・柴又が 16.1%となっています。

【家族に認知症の症状がある方の有無・圏域別】



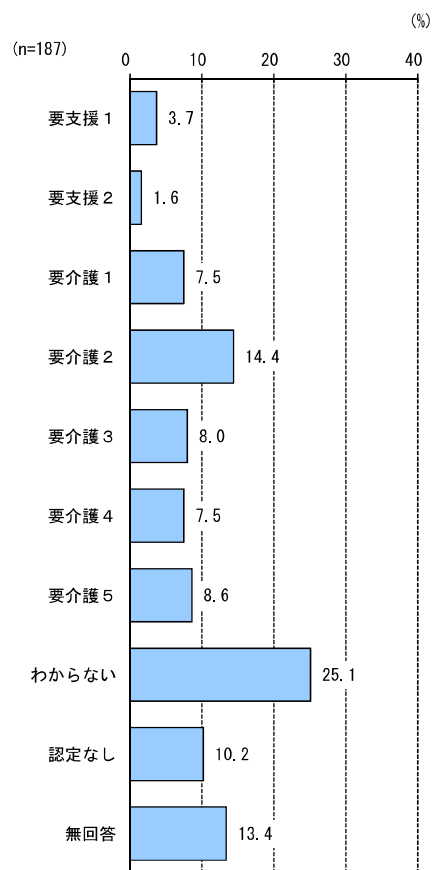
【問27から問29は、問26で「いる」を選択した方のみ】

問27 認知症の症状がある方の要介護度は、次のうちどれですか。（○は1つだけ）

【全体】

- 「要介護2」が14.4%、「要介護5」が8.6%、「要介護3」が8.0%となっています。
- 一方、「わからない」が25.1%「認定なし」が10.2%となっています。

【認知症の症状がある方の要介護度】



問28 認知症の症状がある方の暮らしの状況は、次のうちどれですか。（〇は1つだけ）

【全体】

- 「施設に入所している」が 32.6%で最も多く、次いで「介護している家族と同居している」が 32.1%、「介護している家族と別居している」が 16.6%となっています。

【性別】

- 男性では、「施設に入所している」が 31.8%で最も多く、次いで「介護している家族と同居している」が 29.4%、「介護している家族と別居している」が 18.8%となっています。

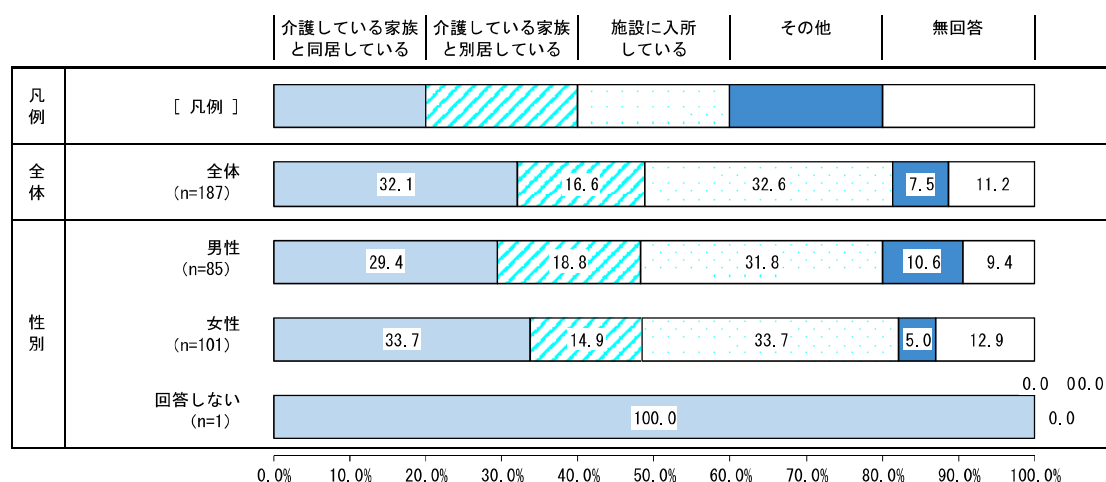
- 女性では、「介護している家族と同居している」「施設に入所している」が 33.7%で最も多く、次いで「介護している家族と別居している」が 14.9%となっています。

【現在の仕事別】

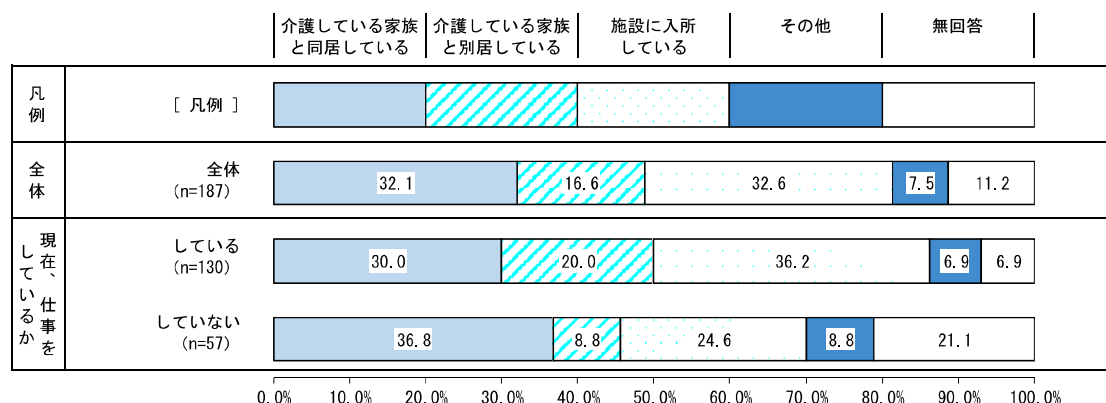
- 仕事を『している』では、「施設に入所している」が 36.2%で最も多く、次いで「介護している家族と同居している」が 30.0%、「介護している家族と別居している」が 20.0%となっています。

- 仕事を『していない』では、「介護している家族と同居している」が 36.8%で最も多く、次いで「施設に入所している」が 24.6%、「介護している家族と別居している」が 8.8%となっています。

【認知症の症状がある方の暮らしの状況・性別】



【認知症の症状がある方の暮らしの状況・現在の仕事別】



問29 主にどなたが認知症の症状がある方の介護を行っていますか。(○は1つだけ)

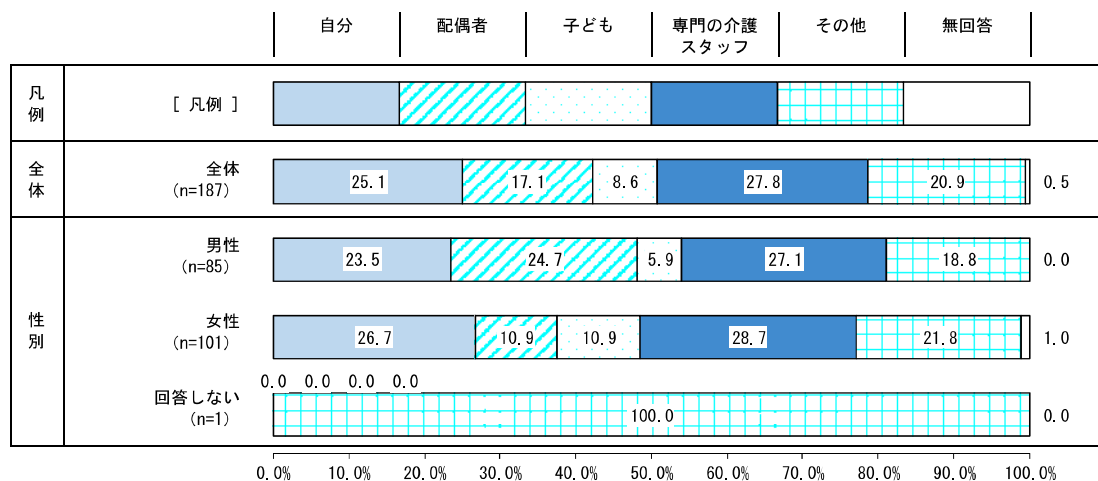
【全体】

- 「専門の介護スタッフ」が27.8%で最も多く、次いで「自分」が25.1%、「配偶者」が17.1%となっています。

【性別】

- 男性では、「専門の介護スタッフ」が27.1%で最も多く、次いで「配偶者」が24.7%、「自分」が23.5%となっています。
- 女性では、「専門の介護スタッフ」が28.7%で最も多く、次いで「自分」が26.7%、「配偶者」が10.9%となっています。

【認知症の症状がある方を主に介護している人・性別】



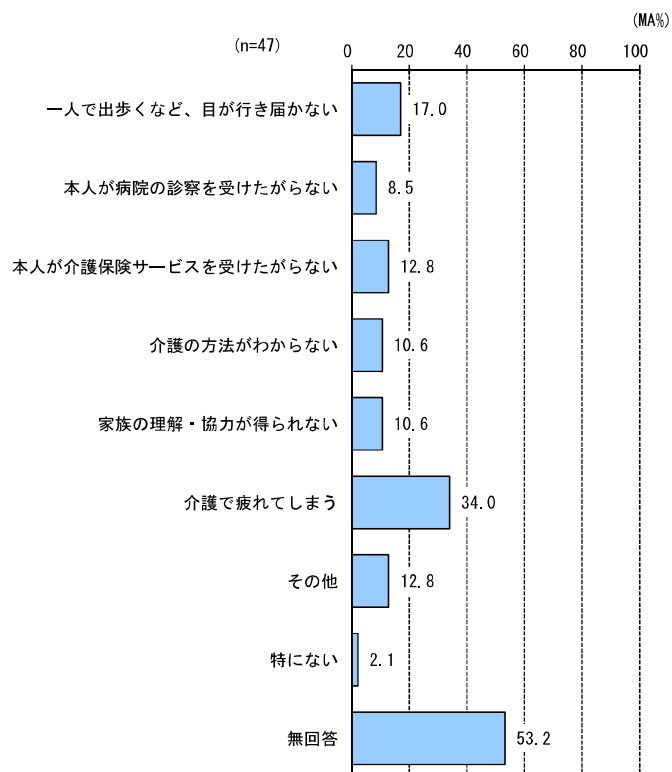
【問30から問33は、問29で「自分（回答者）」を選択した方のみ】

問30 認知症の症状がある方の介護で、困っていることは何ですか。（〇はいくつでも）

【全体】

○ 「介護で疲れてしまう」が34.0%で最も多く、次いで「一人で出歩くなど、目が行き届かない」が17.0%、「本人が介護保険サービスを受けたがらない」が12.8%となっています。

【認知症の症状がある方の介護で困っていること（複数回答）】



【認知症の症状がある方の介護で困っていること（複数回答）・性別】

単位：%

単位：%

		母数 (n)	認知症の症状がある方の介護で困っていること（MA）								
			一人で行き届かない 目が行き届かない	本人が病院の診察を 受けたがらない	本人が介護保険サービスを 受けたがらない	介護の方法がわからない	家族の理解・協力が 得られない	介護で疲れてしまう	その他	特にない	無回答
全体		47	17.0	8.5	12.8	10.6	10.6	34.0	12.8	2.1	53.2
性別	男性	20	10.0	10.0	20.0	5.0	-	30.0	10.0	5.0	55.0
	女性	27	22.2	7.4	7.4	14.8	18.5	37.0	14.8	-	51.9
	回答しない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問31 認知症の症状がある方の介護について、ご回答ください。

1. あなたが感じる負担はどのくらいですか。(○はそれぞれ1つだけ)

【全体】

- 「非常に大きい」「やや大きい」を合わせた“負担が大きい方”は「伝えたいことを理解すること」が40.4%で最も多く、次いで「移動の介助」が27.6%、「食事の介助」「不安やうつ症状への対応」「歩き回る、道に迷う」がいずれも21.3%となっています。

【1. 食事の介助】

- 「あまりない」が21.3%で最も多く、次いで「やや大きい」が17.0%、「ない」が8.5%となっています。「非常に大きい」「やや大きい」を合わせた“負担が大きい方”は21.3%となっています。「あまりない」「ない」を合わせた“負担がない方”は29.8%となっています。

【2. 移動の介助】

- 「やや大きい」が17.0%で最も多く、次いで「あまりない」が12.8%、「非常に大きい」「ない」が10.6%となっています。「非常に大きい」「やや大きい」を合わせた“負担が大きい方”は27.6%となっています。「あまりない」「ない」を合わせた“負担がない方”は23.4%となっています。

【3. トイレの介助】

- 「あまりない」が19.1%で最も多く、次いで「ない」が12.8%、「やや大きい」が10.6%となっています。「非常に大きい」「やや大きい」を合わせた“負担が大きい方”は17.0%となっています。「あまりない」「ない」を合わせた“負担がない方”は31.9%となっています。

【4. 入浴の介助】

- 「ない」が17.0%で最も多く、次いで「あまりない」が12.8%、「非常に大きい」が10.6%となっています。「非常に大きい」「やや大きい」を合わせた“負担が大きい方”は19.1%となっています。「あまりない」「ない」を合わせた“負担がない方”は29.8%となっています。

【5. 伝えたいことを理解すること】

- 「やや大きい」が31.9%で最も多く、次いで「あまりない」が10.6%、「非常に大きい」が8.5%となっています。「非常に大きい」「やや大きい」を合わせた“負担が大きい方”は40.4%となっています。「あまりない」「ない」を合わせた“負担がない方”は12.7%となっています。

【6. 不安やうつ症状への対応】

- 「あまりない」が19.1%で最も多く、次いで「やや大きい」が14.9%、「ない」が10.6%となっています。「非常に大きい」「やや大きい」を合わせた“負担が大きい方”は21.3%となっています。「あまりない」「ない」を合わせた“負担がない方”は29.7%となっています。

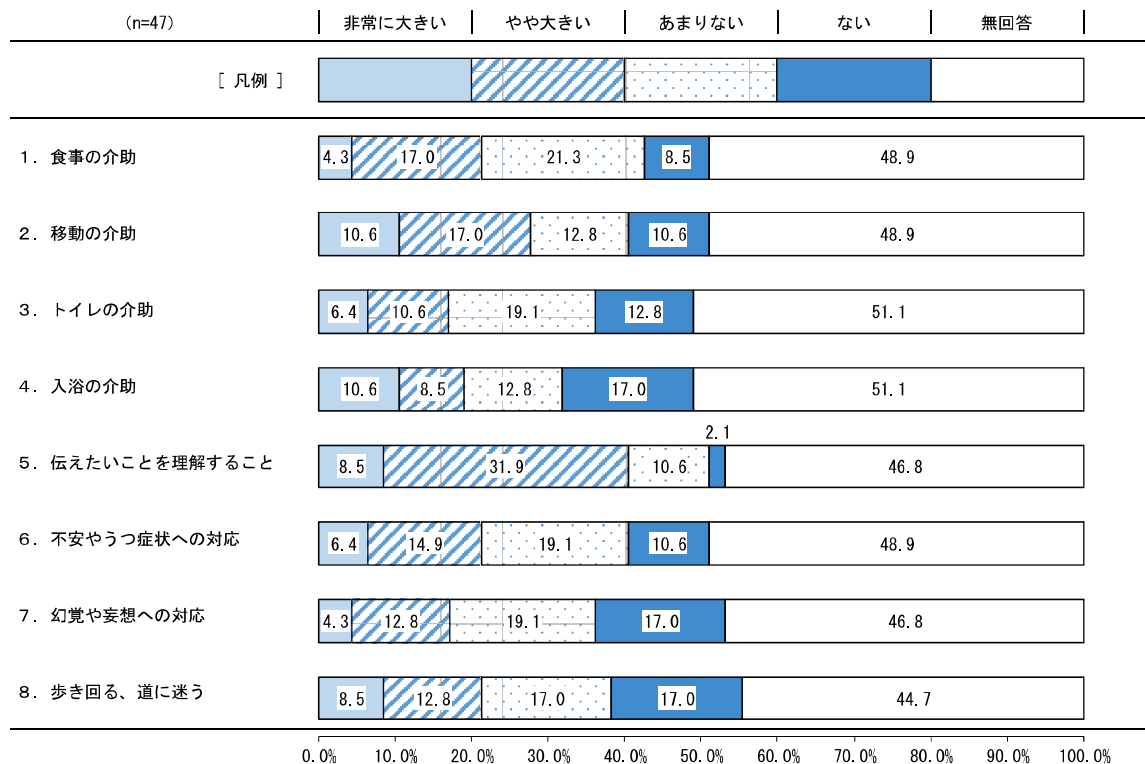
【7. 幻覚や妄想への対応】

- 「あまりない」が19.1%で最も多く、次いで「ない」が17.0%、「やや大きい」が12.8%となっています。「非常に大きい」「やや大きい」を合わせた“負担が大きい方”は17.1%となっています。「あまりない」「ない」を合わせた“負担がない方”は36.1%となっています。

【8. 歩き回る、道に迷う】

- 「あまりない」「ない」が17.0%で最も多く、次いで「やや大きい」が12.8%、「非常に大きい」が8.5%となっています。「非常に大きい」「やや大きい」を合わせた“負担が大きい方”は21.3%となっています。「あまりない」「ない」を合わせた“負担がない方”は34.0%となっています。

【認知症の症状がある方の介護についての負担感】



2. その他、介護で感じる負担があればご記入ください。(自由回答)

○ 介護をしている方は、その他に「金銭面の負担」「介護疲れ」などの負担を感じています。

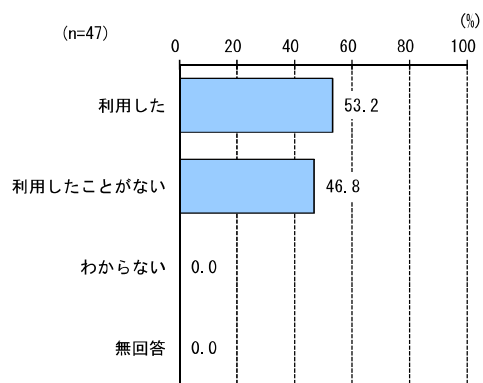
回答内容	件数
金銭面の負担	6
介護疲れ	4
先が見えない	2
介護者が外出できない	2
介護者の高齢化	2
介護、介助の拒否	2

問32 今まで介護保険サービスを利用したことがありますか。(○は1つだけ)

【全体】

○ 介護保険サービスの利用経験について、「利用した」が53.2%、「利用したことがない」が46.8%となっています。

【介護保険サービスの利用経験】



【問33は、問32で「利用した」を選択した方のみ】

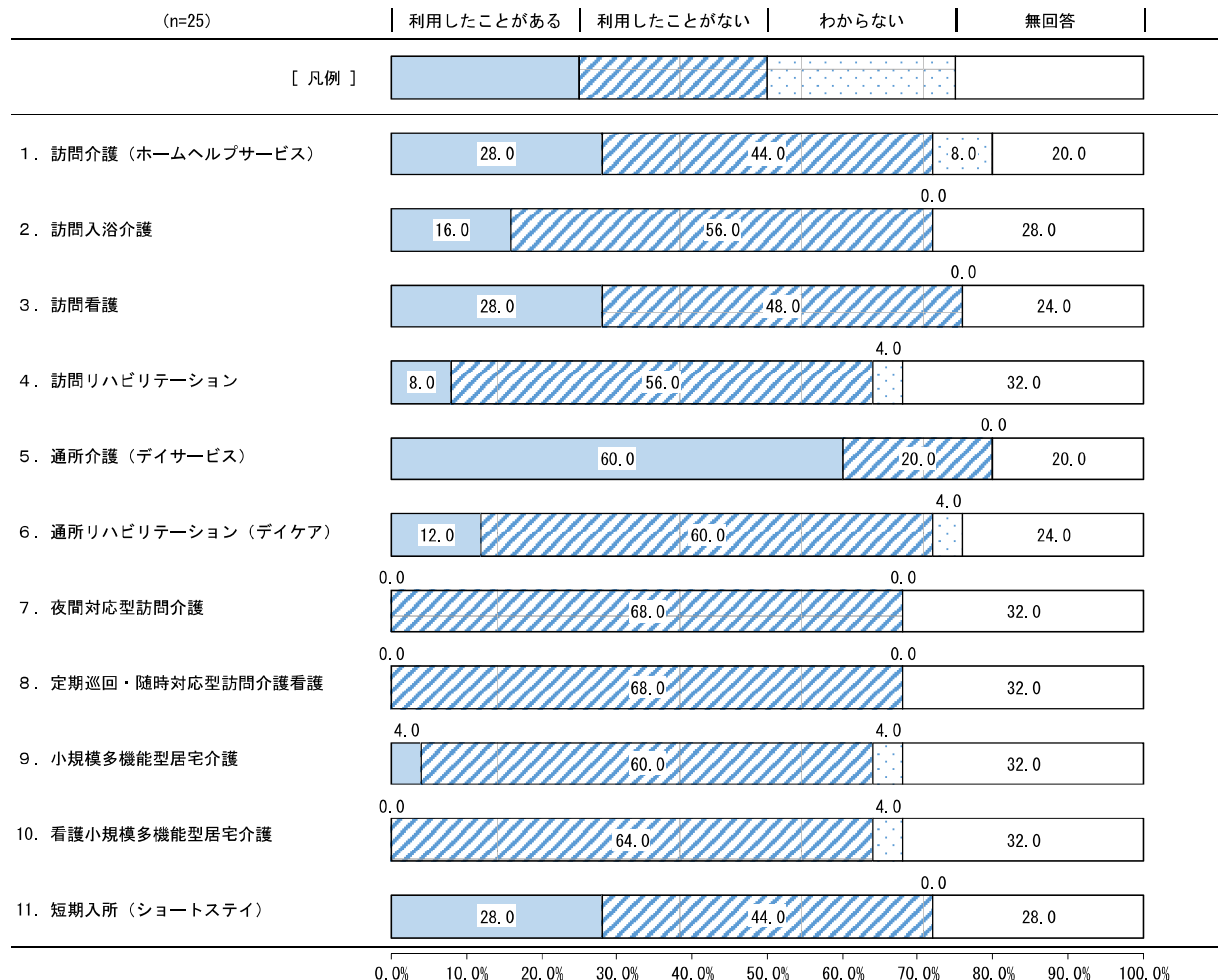
問33 以下の介護保険サービスについて、利用状況をご回答ください。

(○はそれぞれ1つだけ)

【全体】

○ 「利用したことがある」介護保険サービスは「通所介護（デイサービス）」が 60.0%で最も多く、次いで「訪問介護（ホームヘルプサービス）」「訪問看護」「短期入所（ショートステイ）」がいずれも 28.0%となっています。

【介護保険サービスの利用状況】



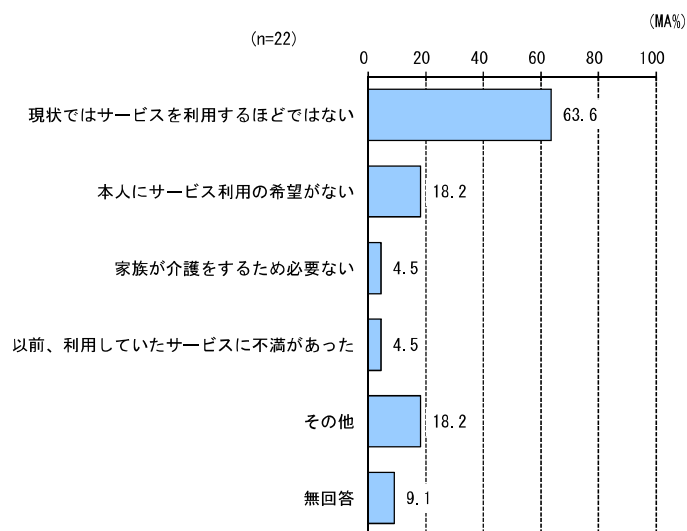
【問34は、問32で「利用したことがない」を選択した方のみ】

問34 介護保険サービスを利用していない理由を教えてください。(〇はいくつでも)

【全体】

○ 「現状ではサービスを利用するほどではない」が63.6%で最も多く、次いで「本人にサービス利用の希望がない」が18.2%、「家族が介護をするため必要ない」「以前、利用していたサービスに不満があった」が4.5%となっています。

【介護保険サービスを利用していない理由（複数回答）】



7. 地域や周囲の理解について

【認知症の診断を受けていない方】

問35 あなたや家族、身近な人が認知症になった場合、そのことを周囲に伝えてもよいと思いますか。(○は1つだけ)

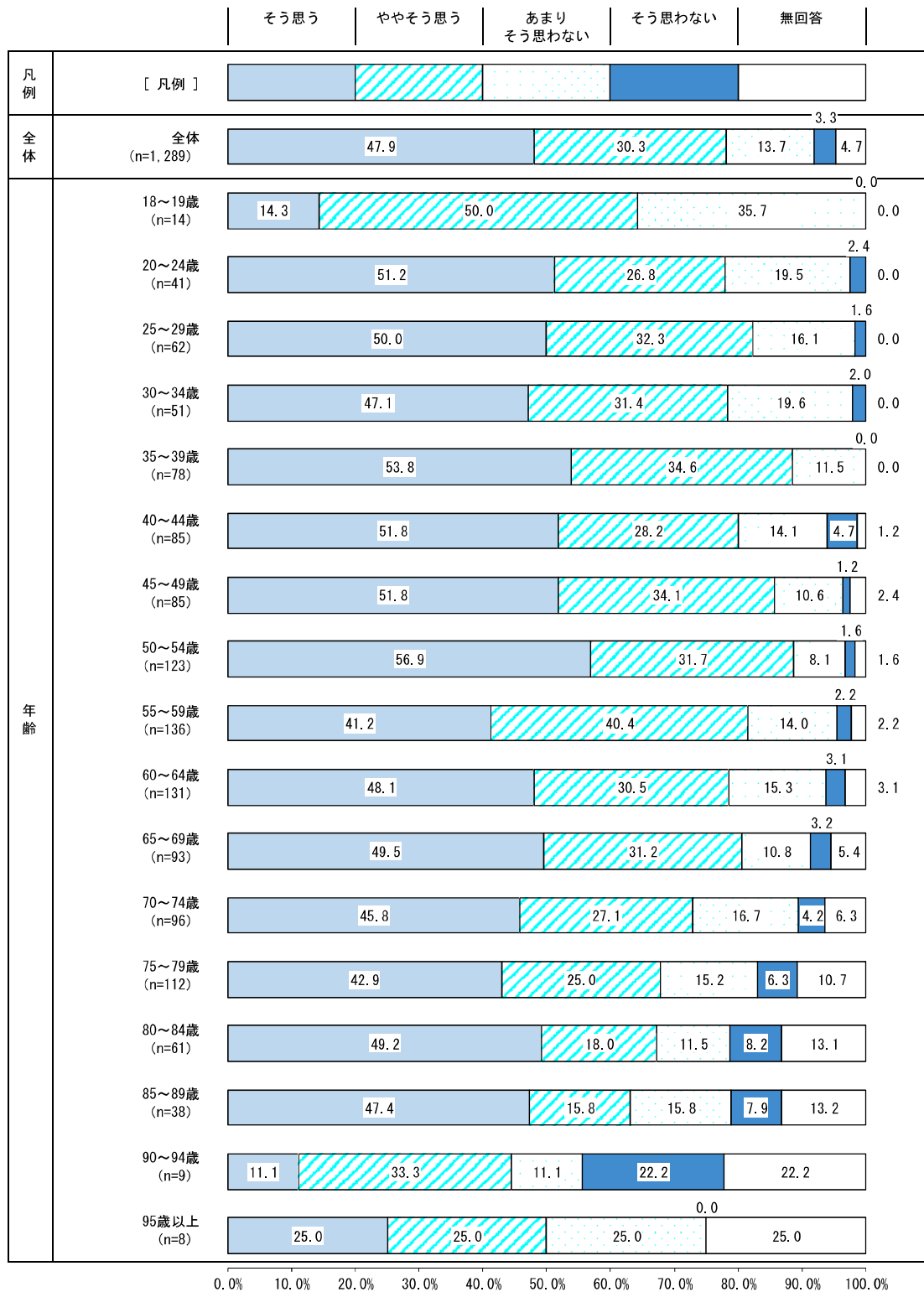
【全体】

- 「そう思う」が 47.9%で最も多く、次いで「ややそう思う」が 30.3%、「あまりそう思わない」が 13.7%となっています。「そう思う」「ややそう思う」を合わせた“そう思う方”は 78.2%となっています。「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は 17.0%となっています。

【年齢別】

- 「そう思う」「ややそう思う」を合わせた“そう思う方”は、50～54 歳が 88.6%、35～39 歳が 88.4%、45～49 歳が 85.9%となっています。
- 「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は、30～34 歳が 21.6%、75～79 歳が 21.5%、70～74 歳が 20.9%となっています。

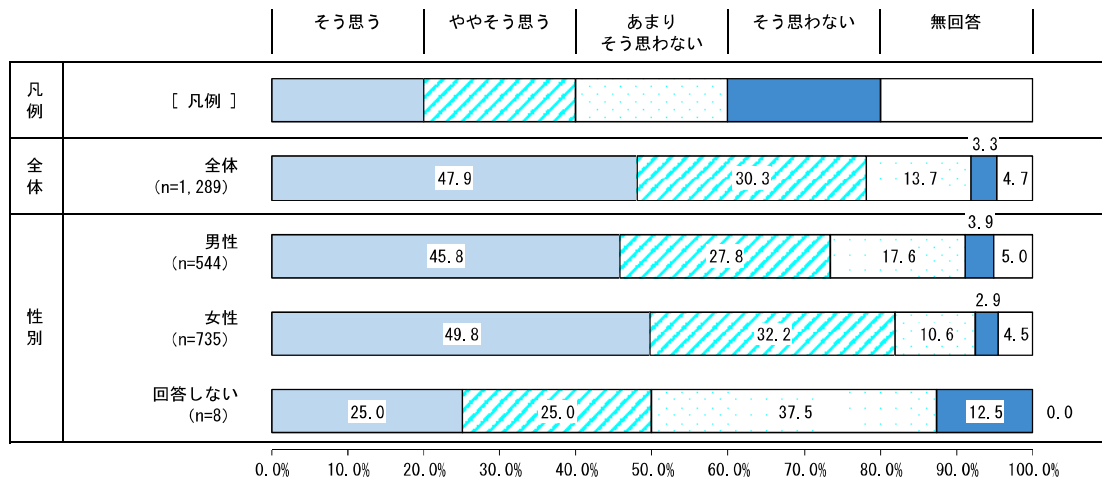
【あなたや家族、身近な人が認知症になった場合、周囲に伝えてもよいと思うか・年齢別】



【性別】

- 男女ともに、「そう思う」が最も多く、次いで「ややそう思う」「あまりそう思わない」の順となっています。
- “そう思う方”は男性が73.6%、女性が82.0%と女性の方が多くなっています。

【あなたや家族、身近な人が認知症になった場合、周囲に伝えてもよいと思うか・性別】

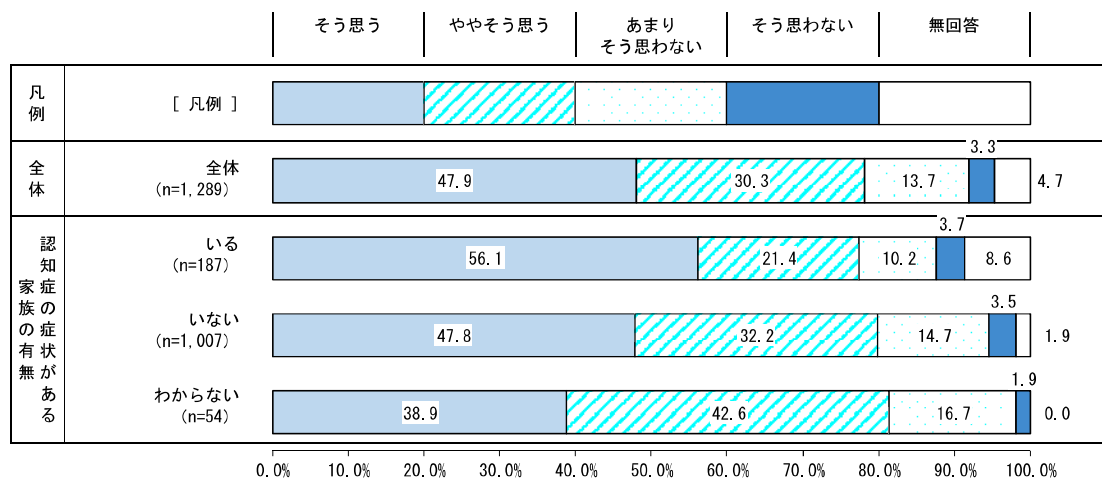


【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「そう思う」が56.1%で最も多く、次いで「ややそう思う」が21.4%、「あまりそう思わない」が10.2%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「そう思う」が47.8%で最も多く、次いで「ややそう思う」が32.2%、「あまりそう思わない」が14.7%となっています。
- 『わからない』方では、「ややそう思う」が42.6%で最も多く、次いで「そう思う」が38.9%、「あまりそう思わない」が16.7%となっています。

【あなたや家族、身近な人が認知症になった場合、周囲に伝えてもよいと思うか

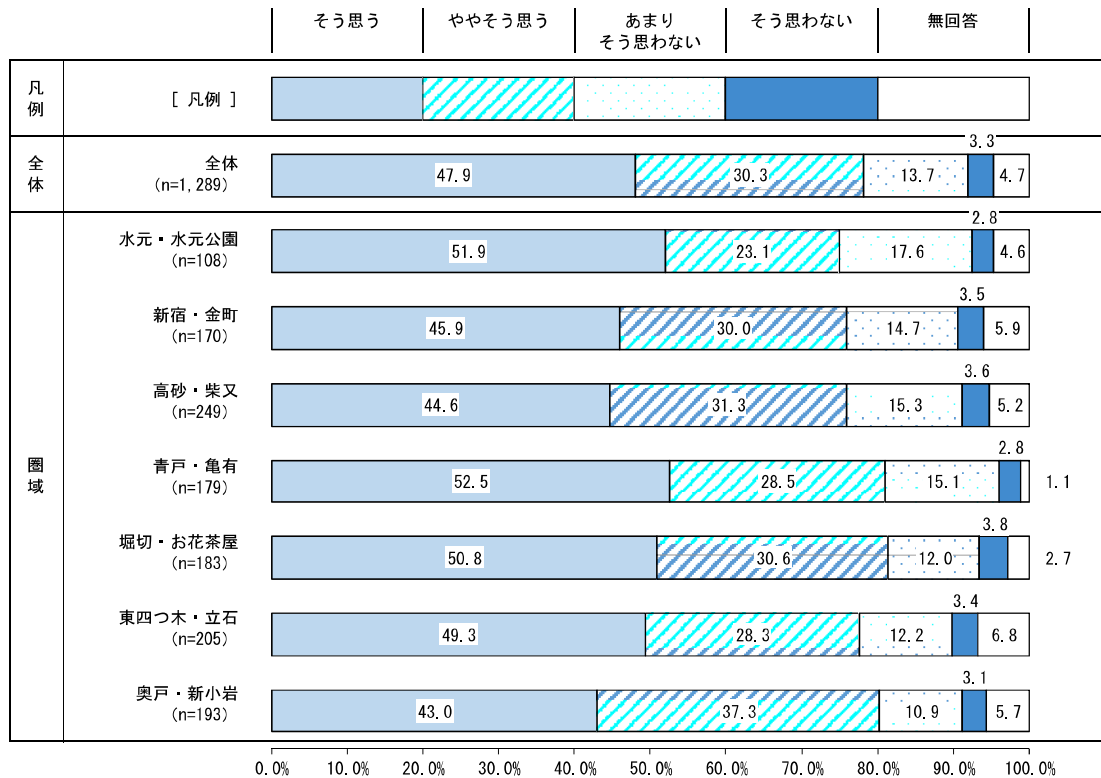
・ 認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

○ “そう思う方”は青戸・亀有が 81.0%、堀切・お花茶屋が 81.4%、奥戸・新小岩が 80.3%と他の圏域に比べて多くなっています。

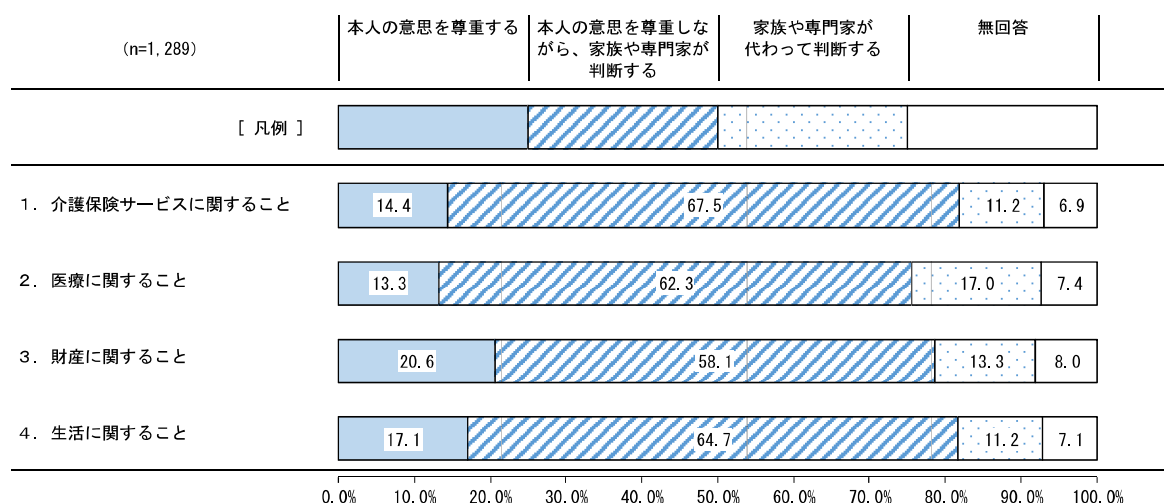
【あなたや家族、身近な人が認知症になった場合、周囲に伝えてもよいと思うか・圏域別】



問36 認知症の方の意思の尊重についてあなたの考え方にもっとも近いものをお答えください。(○はそれぞれ1つだけ)

【1. 介護保険サービスに関すること】	
○ 「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」	が 67.5%で最も多く、次いで「本人の意思を尊重する」が 14.4%、「家族や専門家が代わって判断する」が 11.2%となっています。
【2. 医療に関すること】	
○ 「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」	が 62.3%で最も多く、次いで「家族や専門家が代わって判断する」が 17.0%、「本人の意思を尊重する」が 13.3%となっています。
【3. 財産に関すること】	
○ 「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」	が 58.1%で最も多く、次いで「本人の意思を尊重する」が 20.6%、「家族や専門家が代わって判断する」が 13.3%となっています。
【4. 生活に関すること】	
○ 「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」	が 64.7%で最も多く、次いで「本人の意思を尊重する」が 17.1%、「家族や専門家が代わって判断する」が 11.2%となっています。

【認知症の方の意思の尊重について】

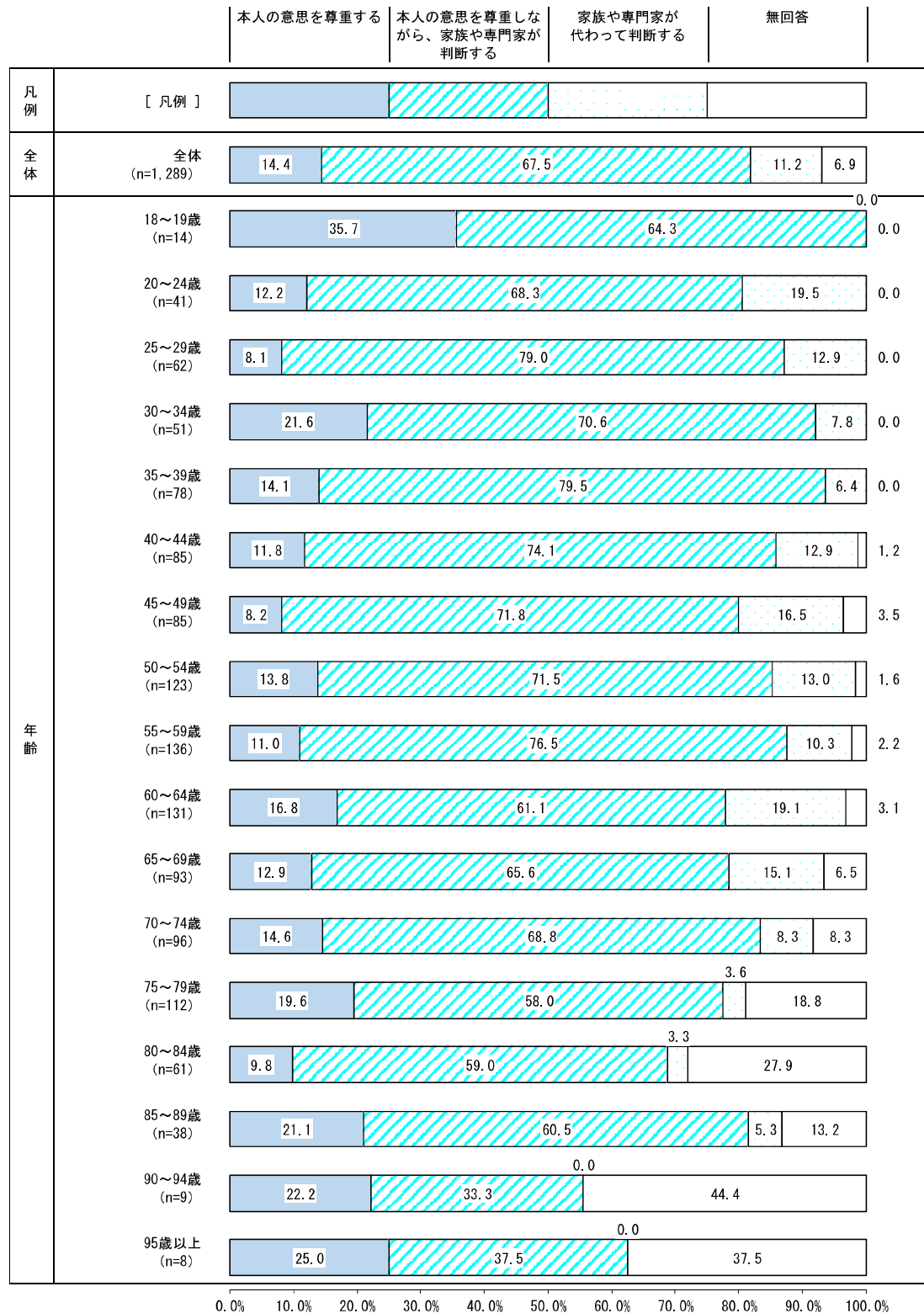


問36- 1 介護保険サービスに関すること

【年齢別】

- 「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」は、35～39 歳が 79.5%、25～29 歳が 79.0%、55～59 歳が 76.5%となっています。
- 「本人の意思を尊重する」は、30～34 歳が 21.6%、75～79 歳が 19.6%、60～64 歳が 16.8%となっています。

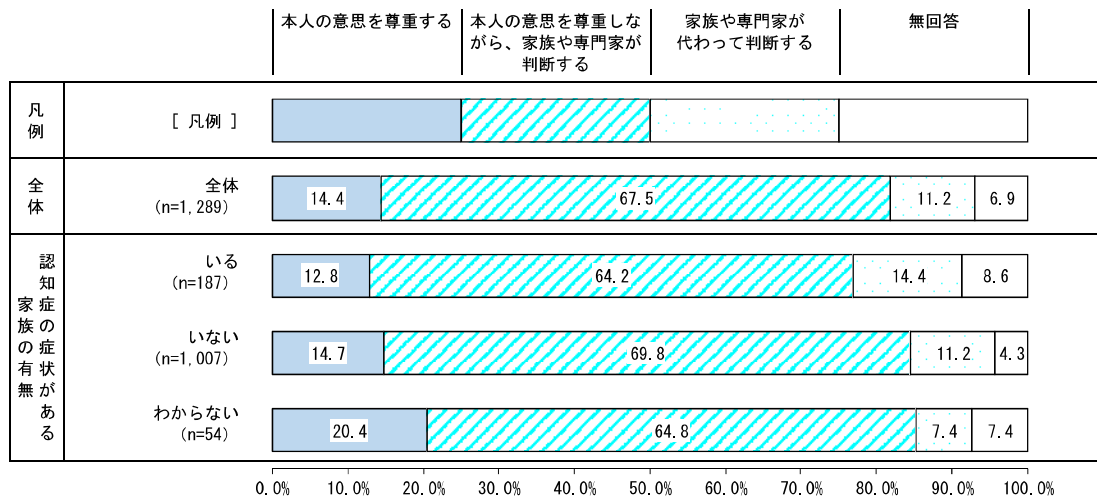
【(意思の尊重) 介護保険サービスに関すること・年齢別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」が 64.2%で最も多く、次いで「家族や専門家が代わって判断する」が 14.4%、「本人の意思を尊重する」が 12.8%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」が 69.8%で最も多く、次いで「本人の意思を尊重する」が 14.7%、「家族や専門家が代わって判断する」が 11.2%となっています。
- 『わからない』方では、「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」が 64.8%で最も多く、次いで「本人の意思を尊重する」が 20.4%、「家族や専門家が代わって判断する」が 7.4%となっています。

【(意思の尊重) 介護保険サービスに関すること・認知症の症状がある家族の有無別】

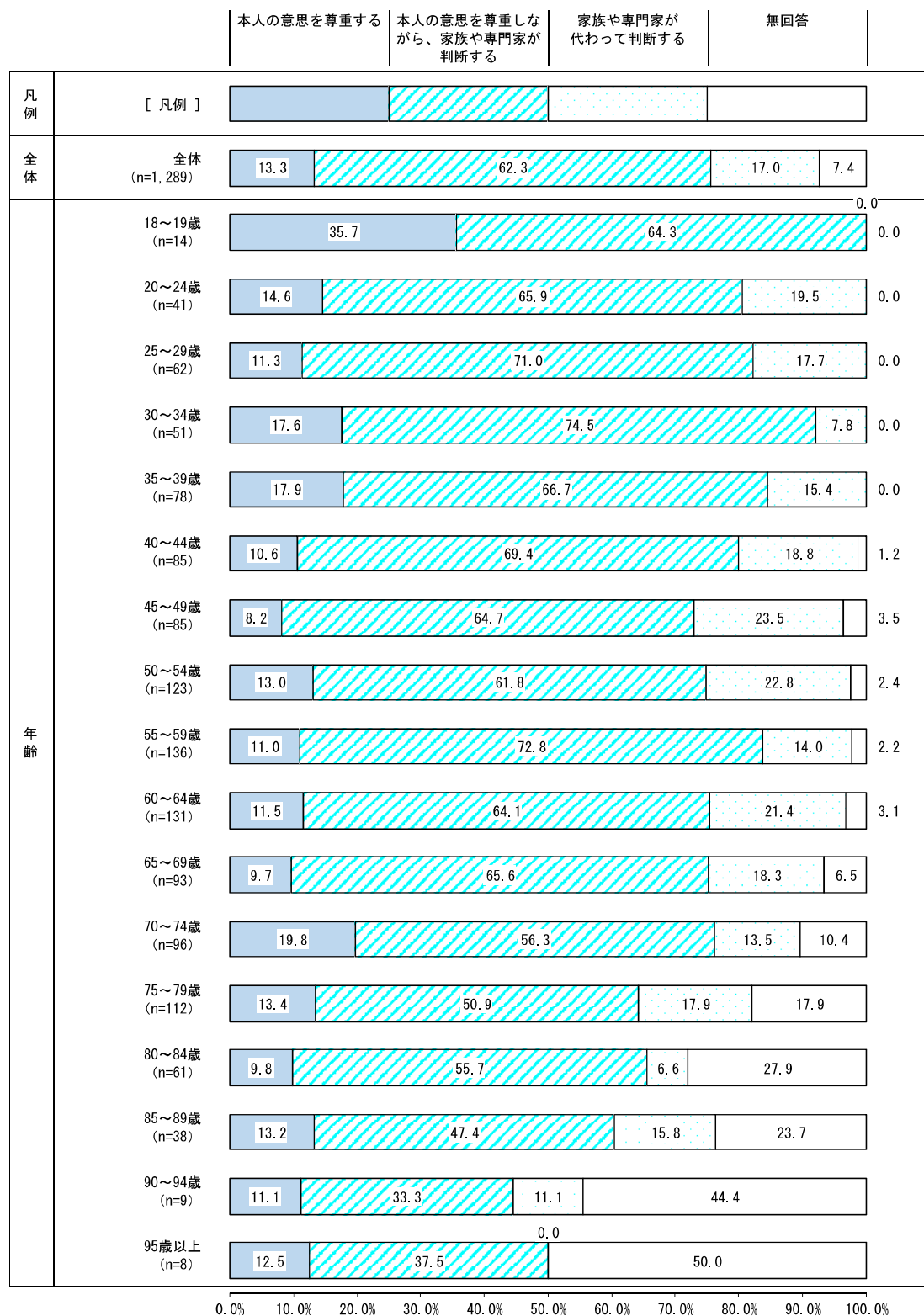


問36-2 医療に関すること

【年齢別】

- 「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」は、30～34 歳が 74.5%、55～59 歳が 72.8%、25～29 歳が 71.0%となっています。
- 「本人の意思を尊重する」は、70～74 歳が 19.8%、35～39 歳が 17.9%、30～34 歳が 17.6%となっています。

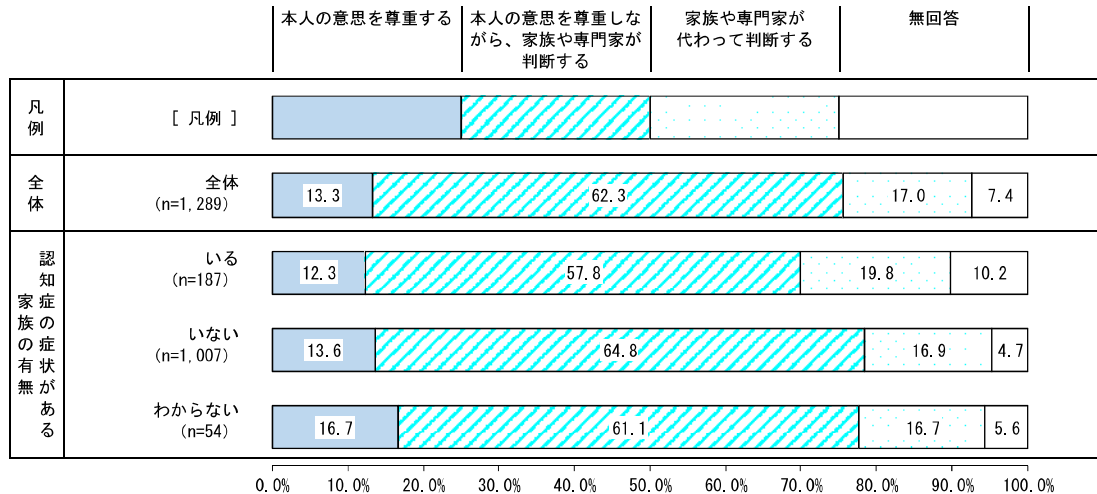
【（意思の尊重）医療に関すること・年齢別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」が 57.8%で最も多く、次いで「家族や専門家が代わって判断する」が 19.8%、「本人の意思を尊重する」が 12.3%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」が 64.8%で最も多く、次いで「家族や専門家が代わって判断する」が 16.9%、「本人の意思を尊重する」が 13.6%となっています。
- 『わからない』方では、「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」が 61.1%で最も多く、次いで「本人の意思を尊重する」「家族や専門家が代わって判断する」が 16.7%となっています。

【（意思の尊重）医療に関すること・認知症の症状がある家族の有無別】

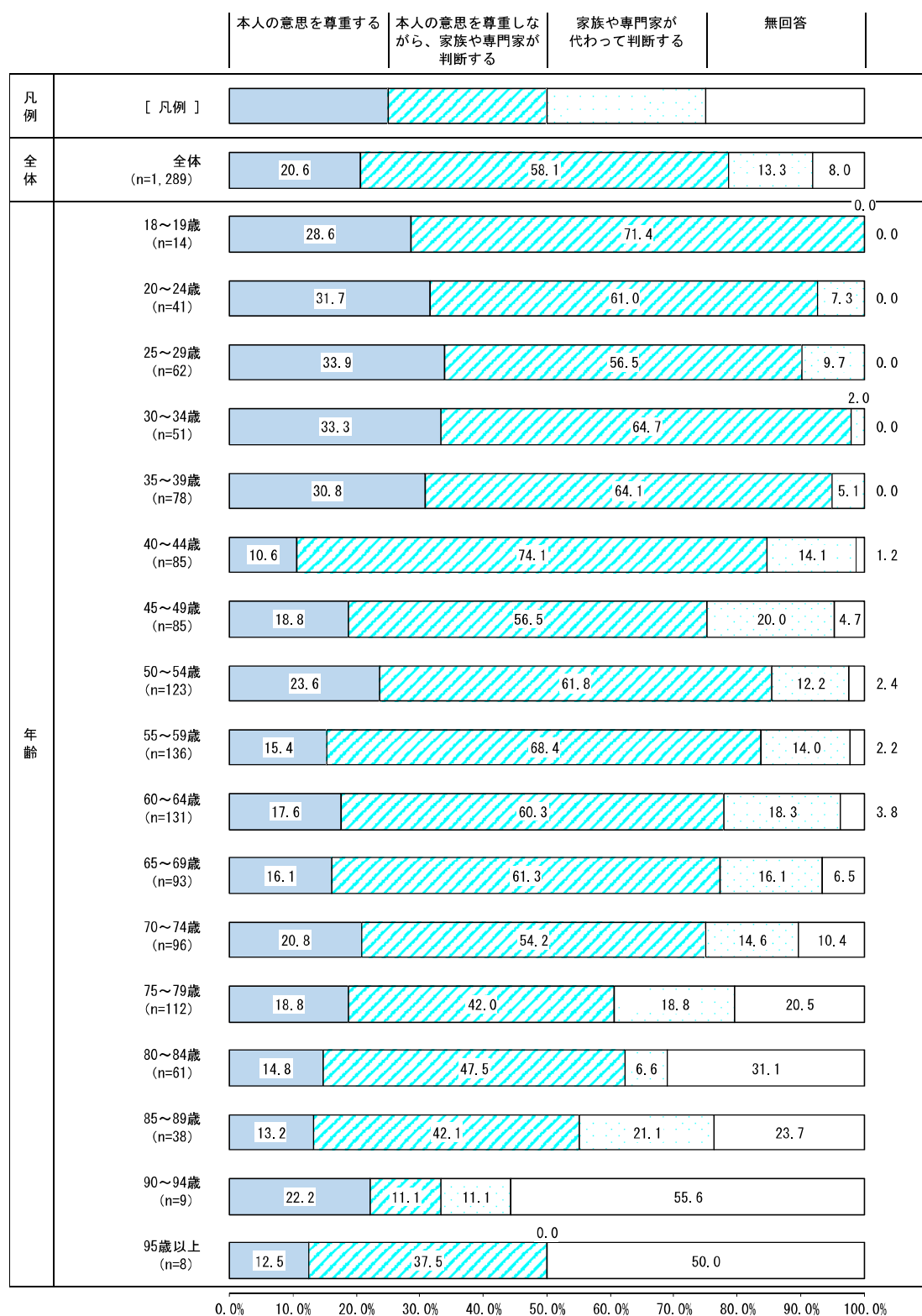


問36-3 財産に関すること

【年齢別】

- 「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」は、40～44 歳が 74.1%、55～59 歳が 68.4%、30～34 歳が 64.7%となっています。
- 「本人の意思を尊重する」は、25～29 歳が 33.9%、30～34 歳が 33.3%、35～39 歳が 30.8%となっています。

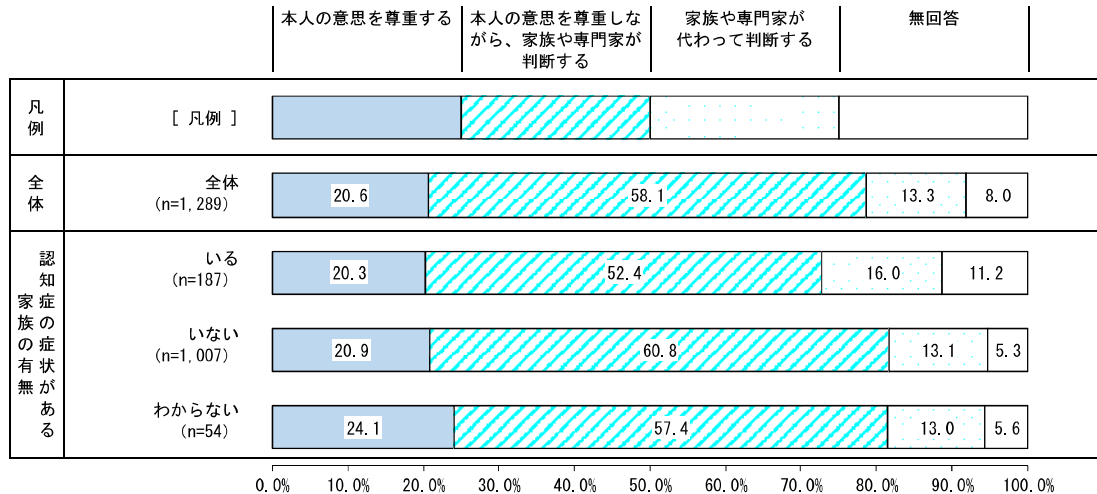
【(意思の尊重) 財産に関すること・年齢別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」が 52.4%で最も多く、次いで「本人の意思を尊重する」が 20.3%、「家族や専門家が代わって判断する」が 16.0%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」が 60.8%で最も多く、次いで「本人の意思を尊重する」が 20.9%、「家族や専門家が代わって判断する」が 13.1%となっています。
- 『わからない』方では、「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」が 57.4%で最も多く、次いで「本人の意思を尊重する」が 24.1%、「家族や専門家が代わって判断する」が 13.0%となっています。

【（意思の尊重）財産に関すること・認知症の症状がある家族の有無別】

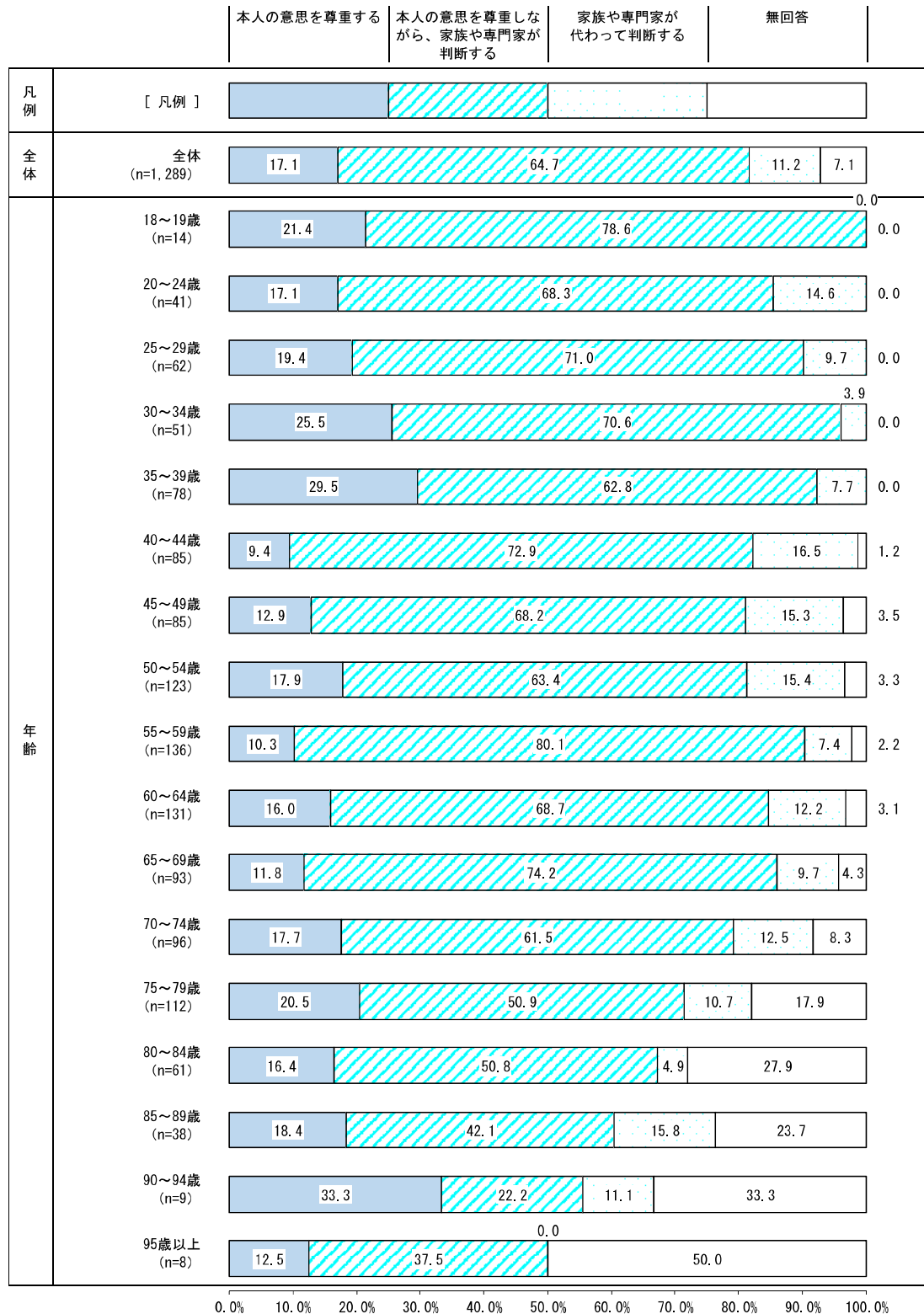


問36-4 生活に関すること

【年齢別】

- 「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」は、55～59 歳が 80.1%、65～69 歳が 74.2%、40～44 歳が 72.9%となっています。
- 「本人の意思を尊重する」は、35～39 歳が 29.5%、30～34 歳が 25.5%、75～79 歳が 20.5%となっています。

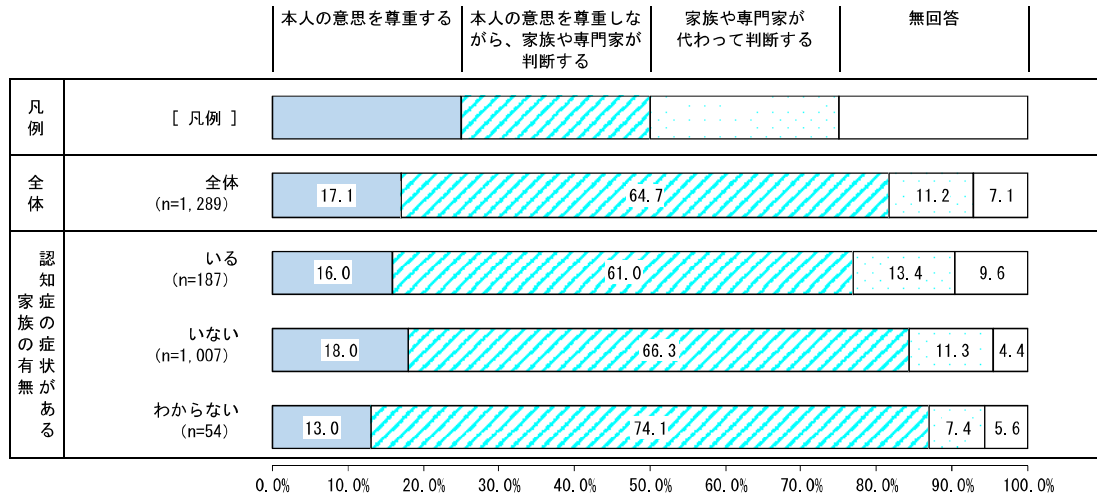
【（意思の尊重）生活に関すること・年齢別】



【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」が 61.0%で最も多く、次いで「本人の意思を尊重する」が 16.0%、「家族や専門家が代わって判断する」が 13.4%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」が 66.3%で最も多く、次いで「本人の意思を尊重する」が 18.0%、「家族や専門家が代わって判断する」が 11.3%となっています。
- 『わからない』方では、「本人の意思を尊重しながら、家族や専門家が判断する」が 74.1%で最も多く、次いで「本人の意思を尊重する」が 13.0%、「家族や専門家が代わって判断する」が 7.4%となっています。

【（意思の尊重）生活に関すること・認知症の症状がある家族の有無別】



問37 あなたは、認知症の方が地域社会のなかで、人格を持った一人の人間として尊重されていると思いますか。(○は1つだけ)

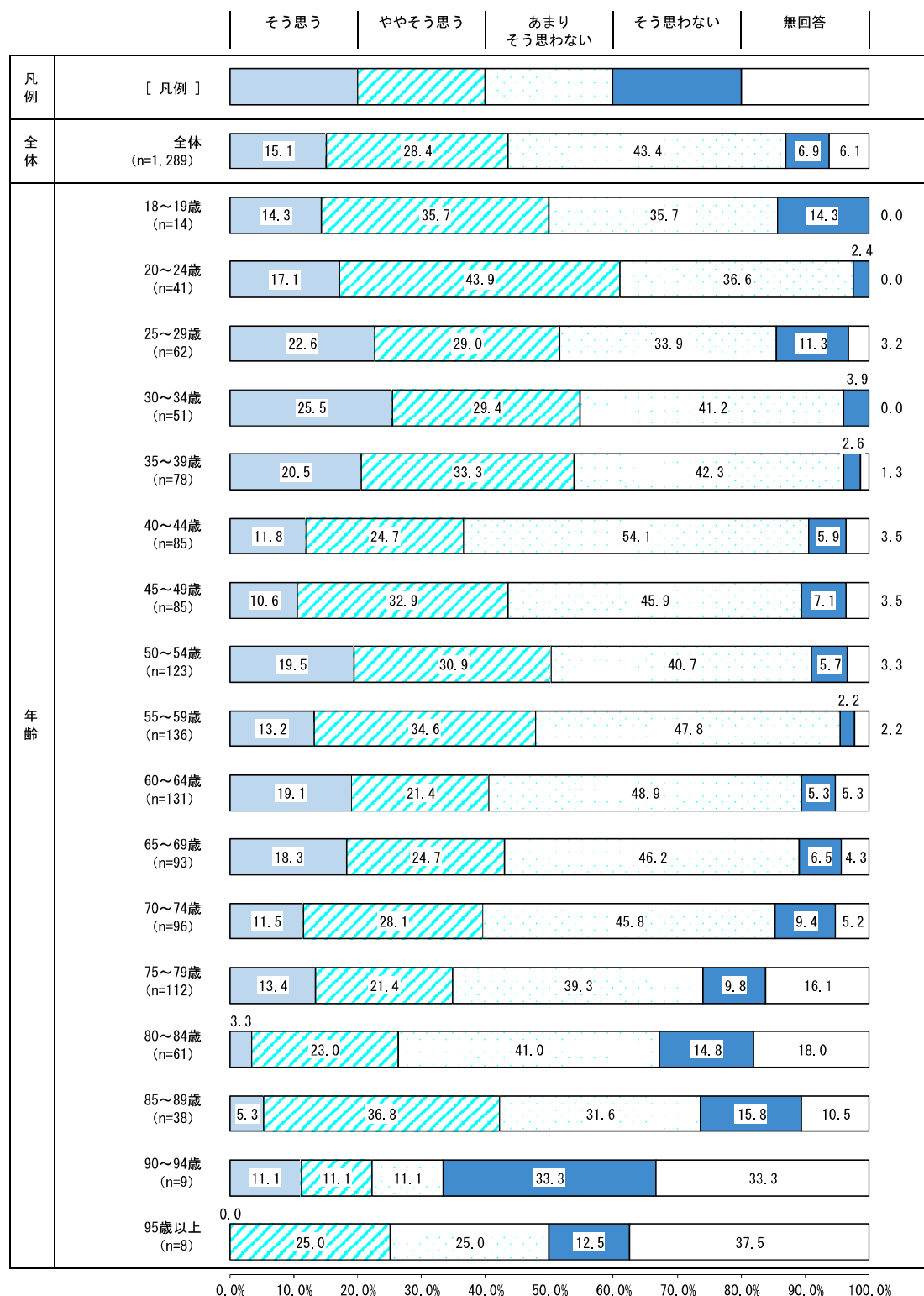
【全体】

- 「あまりそう思わない」が43.4%で最も多く、次いで「ややそう思う」が28.4%、「そう思う」が15.1%となっています。「そう思う」「ややそう思う」を合わせた“そう思う方”は43.5%となっています。「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は50.3%となっています。

【年齢別】

- 「そう思う」「ややそう思う」を合わせた“そう思う方”は、30～34歳が54.9%、35～39歳が53.8%、25～29歳が51.6%となっています。
- 「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない方”は、40～44歳が60.0%、80～84歳が55.8%、70～74歳が55.2%となっています。

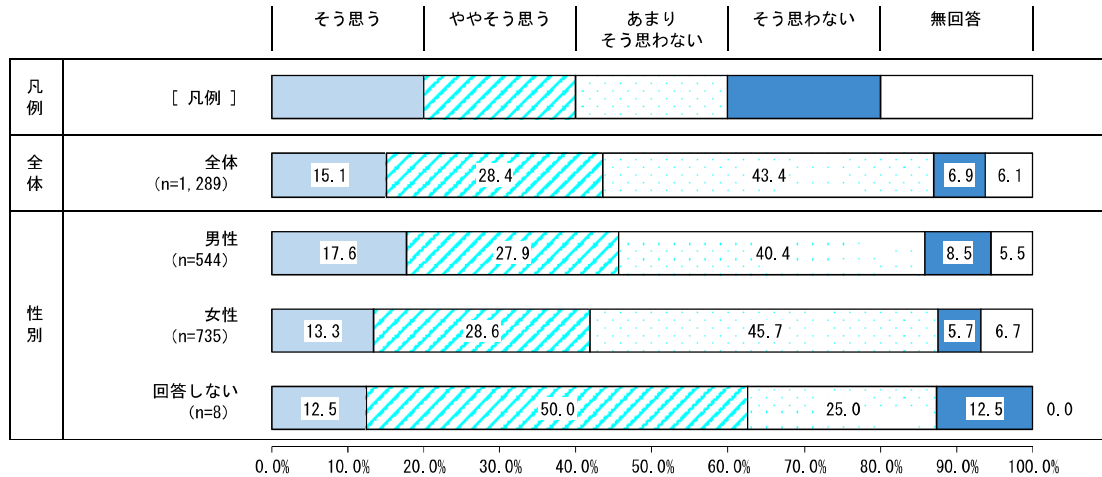
【認知症の方が地域社会のなかで、人格を持った一人の人間として尊重されていると思うか・年齢別】



【性別】

- 男性では、「あまりそう思わない」が40.4%で最も多く、次いで「ややそう思う」が27.9%、「そう思う」が17.6%となっています。「そう思う方」は45.5%となっています。
- 女性では、「あまりそう思わない」が45.7%で最も多く、次いで「ややそう思う」が28.6%、「そう思う」が13.3%となっています。「そう思う方」は41.9%となっています。「そう思わない方」は51.4%となっています。

【認知症の方が地域社会のなかで、人格を持った一人の人間として尊重されていると思うか・性別】

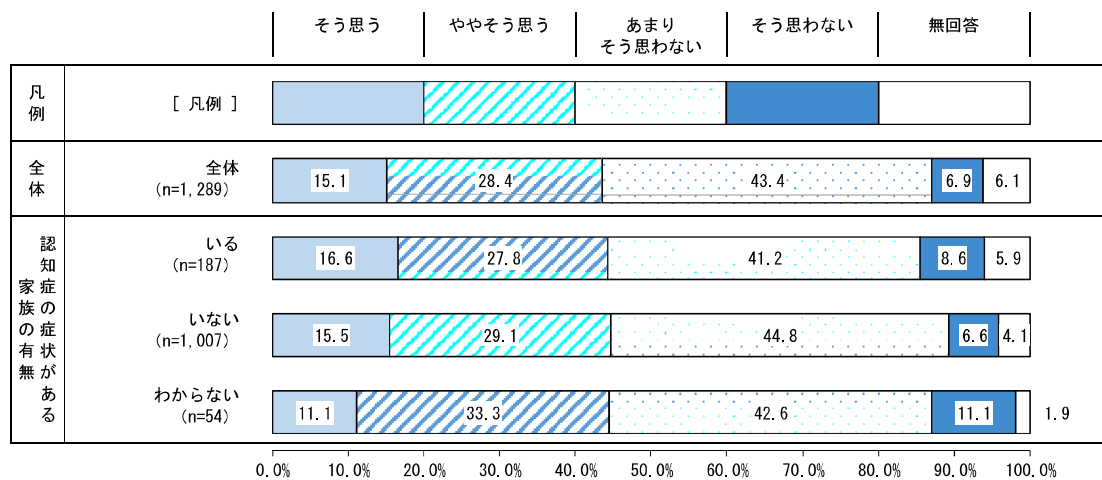


【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「あまりそう思わない」が41.2%で最も多く、次いで「ややそう思う」が27.8%、「そう思う」が16.6%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「あまりそう思わない」が44.8%で最も多く、次いで「ややそう思う」が29.1%、「そう思う」が15.5%となっています。
- 『わからない』方では、「あまりそう思わない」が42.6%で最も多く、次いで「ややそう思う」が33.3%、「そう思う」「そう思わない」が11.1%となっています。

【認知症の方が地域社会のなかで、人格を持った一人の人間として尊重されていると思うか

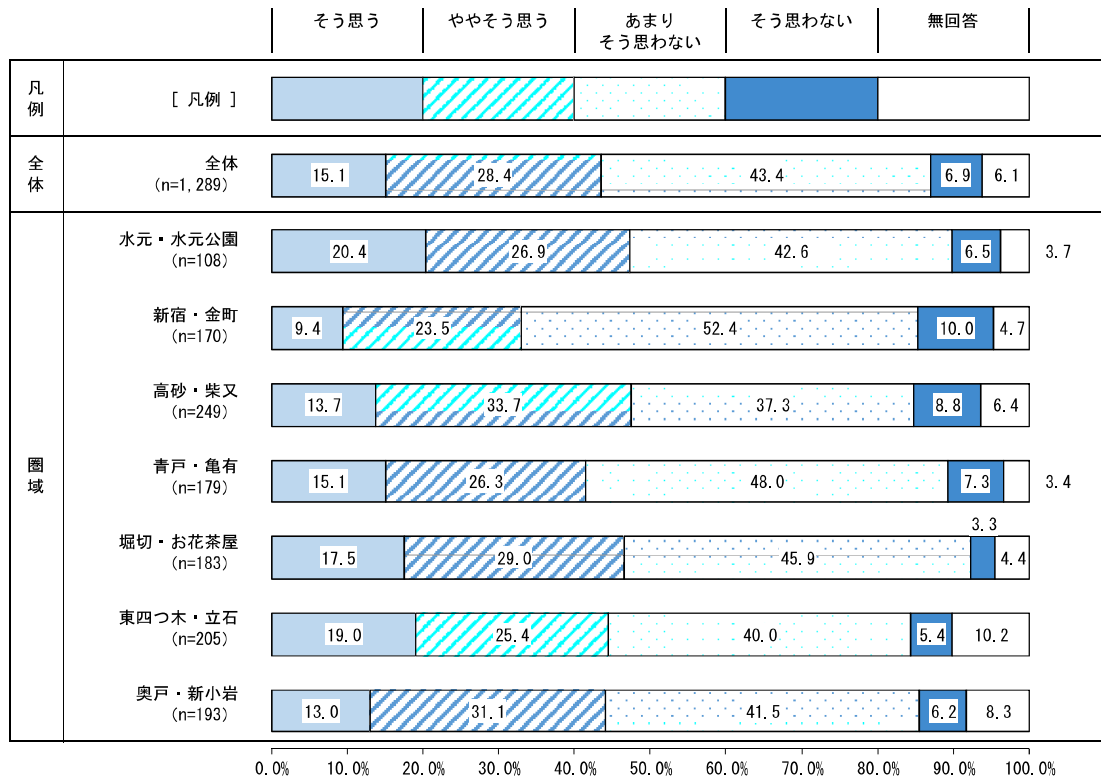
・ 認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

○ 新宿・金町では“そう思う方”が 32.9%と他の圏域に比べて少なく、“そう思わない方”が 62.4%と他の圏域に比べて多くなっています。

【認知症の方が地域社会のなかで、人格を持った一人の人間として尊重されていると思うか・圏域別】



問38 その理由をご記入ください。

- 「そう思う」「ややそう思う」理由は、「一人の人間だから。人格がある。人権がある」「専門機関、相談窓口などの支援がある」という内容が多くなっています。
- 「あまりそう思わない」「そう思わない」理由は、認知症の方は「意思疎通が困難、本人が判断できないと思う、又はそのイメージがある」「尊重されていない場面を目にすることがある」という内容が多くなっています。

【「そう思う」理由】

回答内容	件数
一人の人間だから。人格がある。人権がある	29
専門機関、相談窓口などの支援がある	6
尊重されていない場面を見たことがない、されたことがない	5
よくわからない、なんとなく	3

【「ややそう思う」理由】

回答内容	件数
専門機関、相談窓口などの支援がある	22
一人の人間だから。人格がある。人権がある	15
認知症の程度により、尊重されないこともある	13
よくわからない、なんとなく	11
家族や地域が支援している	7
認知症の理解が進んできている	7
理想として、そうあってほしい	6
認知症の人も地域で生活している、活動していると思う	5
尊重されていない場面を見たことがない	4
意思疎通が困難、本人が判断できないと思う、又はそのイメージがある	4

【「あまりそう思わない」理由】

回答内容	件数
意思疎通が困難、本人が判断できないと思う、又はそのイメージがある	44
尊重されていない場面を目にすることがある	36
よくわからない、なんとなく	28
認知症の方と接することがない（地域社会との関わりが薄い）	25
ニュース、テレビ等で見聞きするイメージ、伝聞などから	21
認知症の理解や情報が不十分	20
関わりたくない、避けている	15
認知症の程度により、尊重されないことがある	11
家族の負担が大きいから	10
支援や見守りが十分ではない	7
施設に入居している	4

【「そう思わない」理由】

回答内容	件数
尊重されていない場面を目にすることがある	9
意思疎通が困難、本人が判断できないと思う、又はそのイメージがある	8
よくわからない、なんとなく	3
認知症の理解や情報が不十分	3
関わりたくない、避けている	3

8. 区の実施について

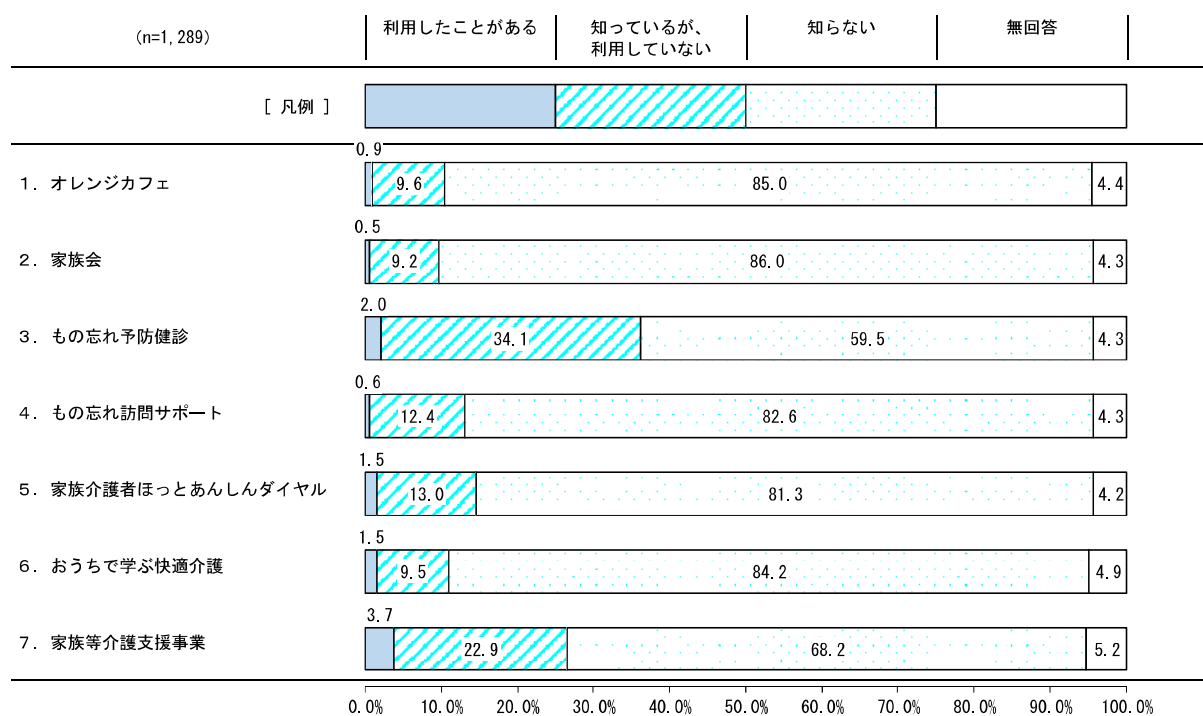
【認知症の診断を受けていない方】

問39 葛飾区が取り組む以下の認知症施策（関連するものを含む）について、ご回答ください。（○はそれぞれ1つだけ）

【全体】

- 「利用したことがある」認知症施策は、「家族等介護支援事業」が3.7%で最も多く、次いで「もの忘れ予防健診」が2.0%、「家族介護者ほっとあんしんダイヤル」「おうちで学ぶ快適介護」がいずれも1.5%となっています。
- 「知っているが、利用していない」は、「もの忘れ予防健診」が34.1%、「家族等介護支援事業」が22.9%、「家族介護者ほっとあんしんダイヤル」が13.0%、「もの忘れ訪問サポート」が12.4%となっています。
- 「知らない」は、「家族会」が86.0%で最も多く、次いで「オレンジカフェ」が85.0%、「おうちで学ぶ快適介護」が84.2%、「もの忘れ訪問サポート」が82.6%となっています。

【葛飾区の認知症施策の利用・認知状況】

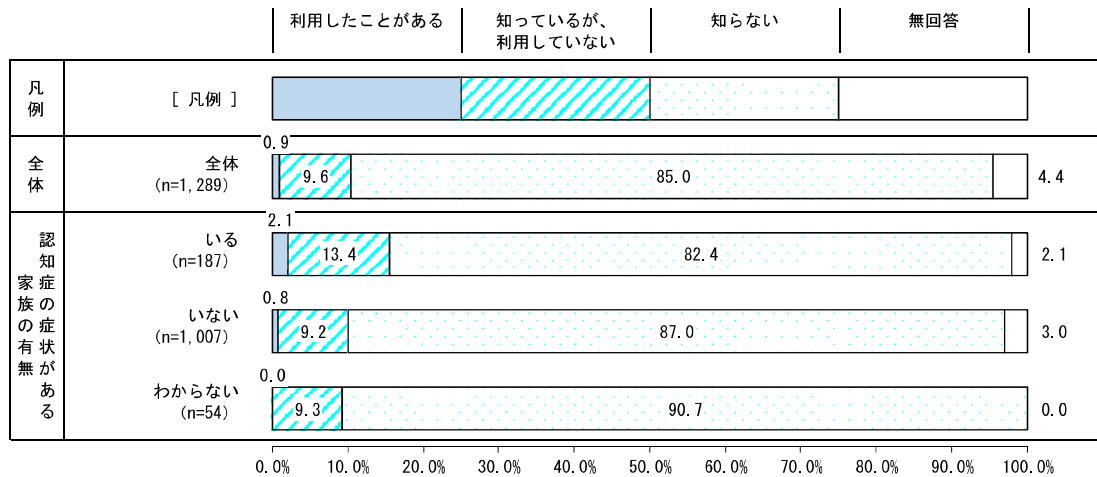


問39-1 オレンジカフェ

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 82.4%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 13.4%、「利用したことがある」が 2.1%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 87.0%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 9.2%、「利用したことがある」が 0.8%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 90.7%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 9.3%となっています。

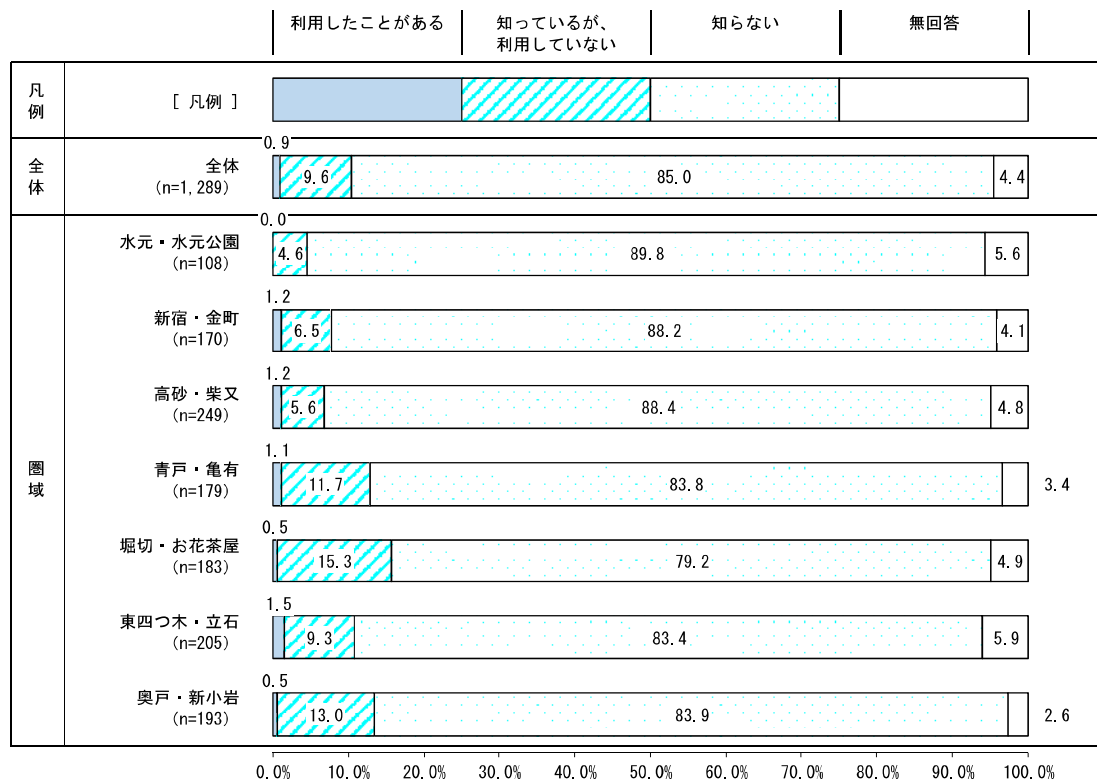
【(利用・認知状況) オレンジカフェ・認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

- 「知らない」は水元・水元公園が 89.8%、新宿・金町が 88.2%、高砂・柴又が 88.4%と他の圏域に比べて多くなっています。

【(利用・認知状況) オレンジカフェ・圏域別】

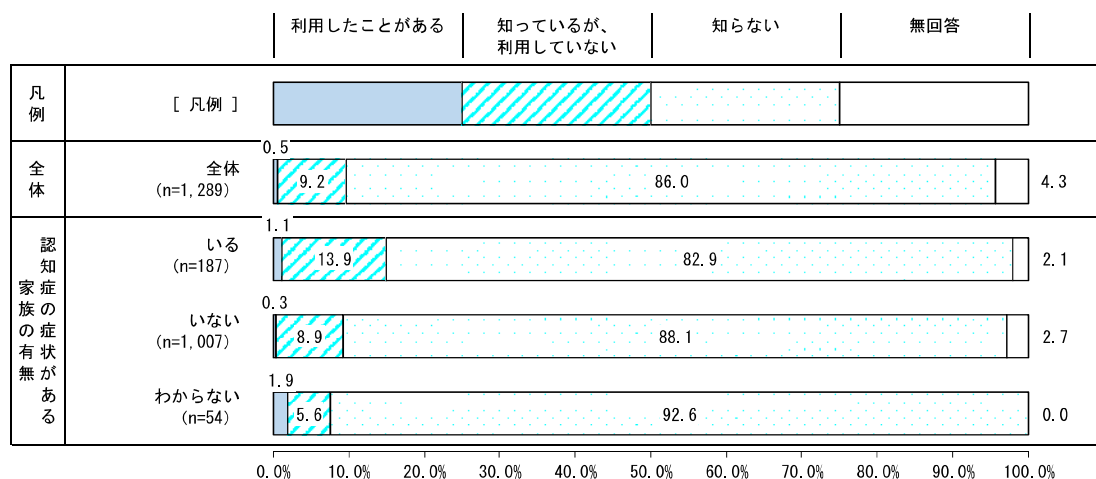


問39-2 家族会

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 82.9%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 13.9%、「利用したことがある」が 1.1%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 88.1%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 8.9%、「利用したことがある」が 0.3%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 92.6%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 5.6%、「利用したことがある」が 1.9%となっています。

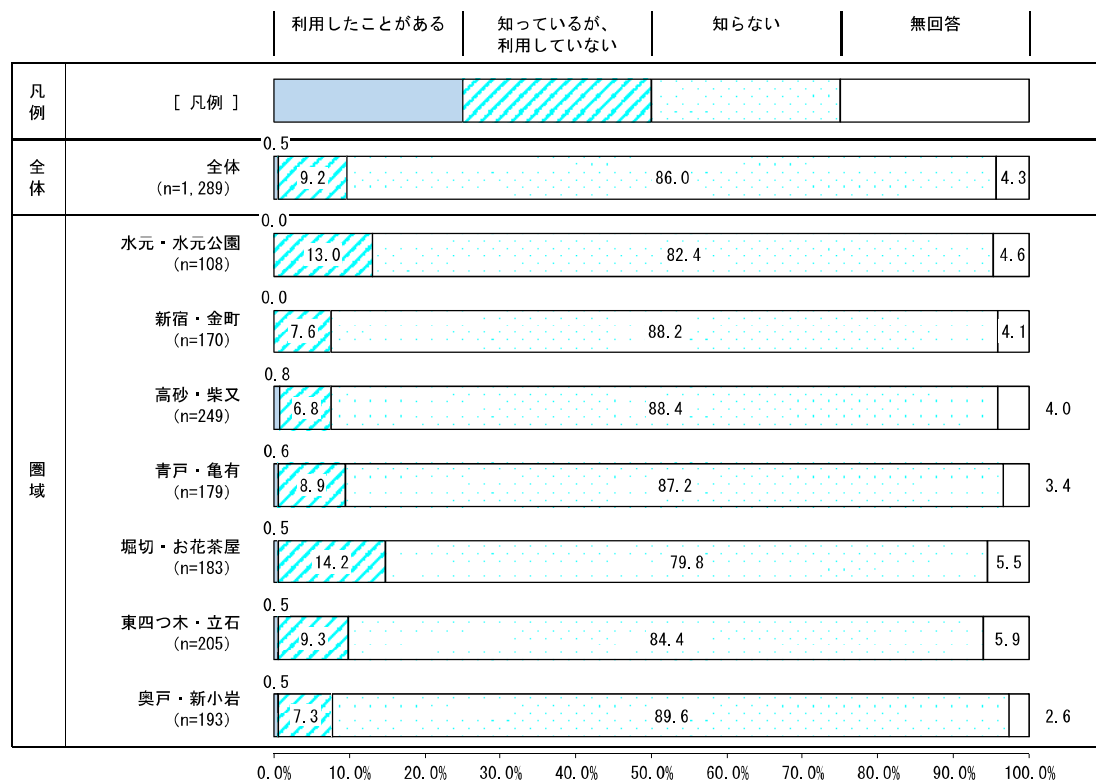
【(利用・認知状況) 家族会・認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

- 「知っているが、利用していない」は水元・水元公園が 13.0%、堀切・お花茶屋が 14.2%と他の圏域に比べて多くなっています。

【(利用・認知状況) 家族会・圏域別】

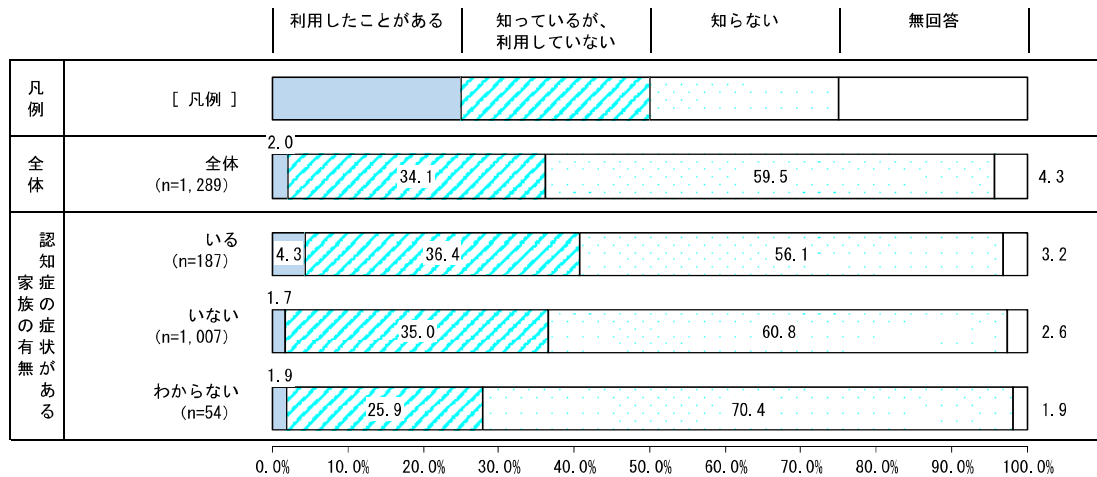


問39-3 もの忘れ予防健診

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 56.1%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 36.4%、「利用したことがある」が 4.3%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 60.8%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 35.0%、「利用したことがある」が 1.7%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 70.4%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 25.9%、「利用したことがある」が 1.9%となっています。

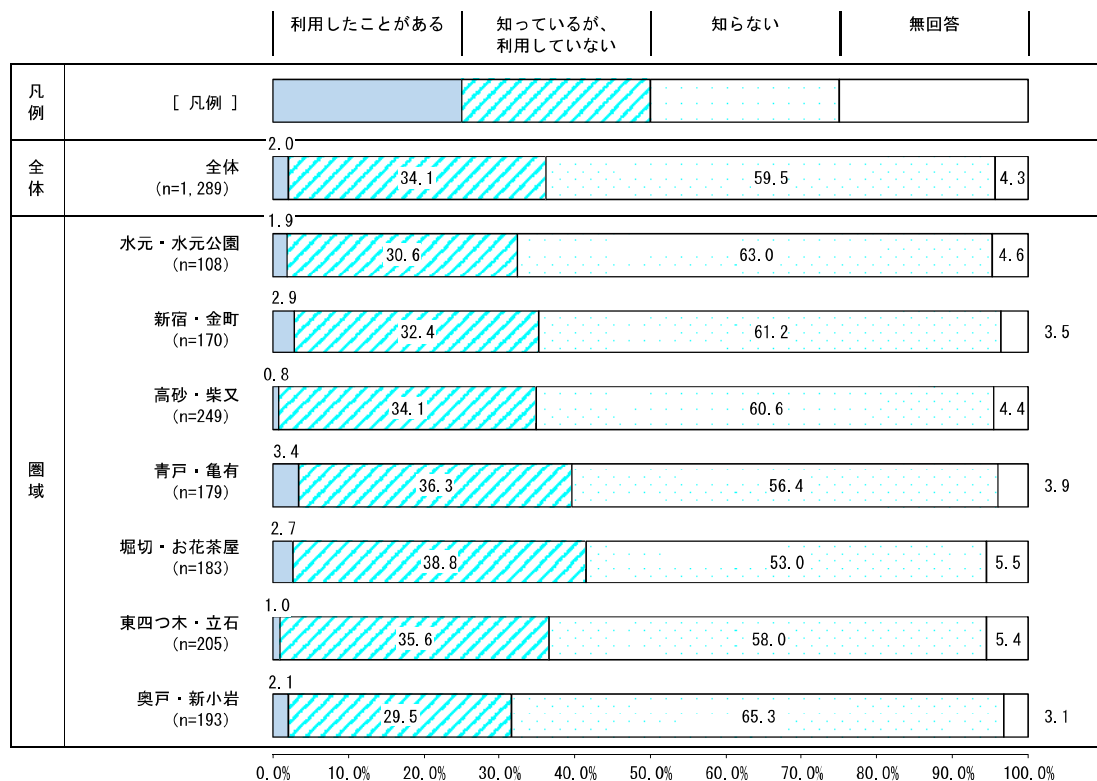
【(利用・認知状況) もの忘れ予防健診・認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

- 「知っているが、利用していない」は堀切・お花茶屋が 38.8%と他の圏域に比べて多くなっています。

【(利用・認知状況) もの忘れ予防健診・圏域別】

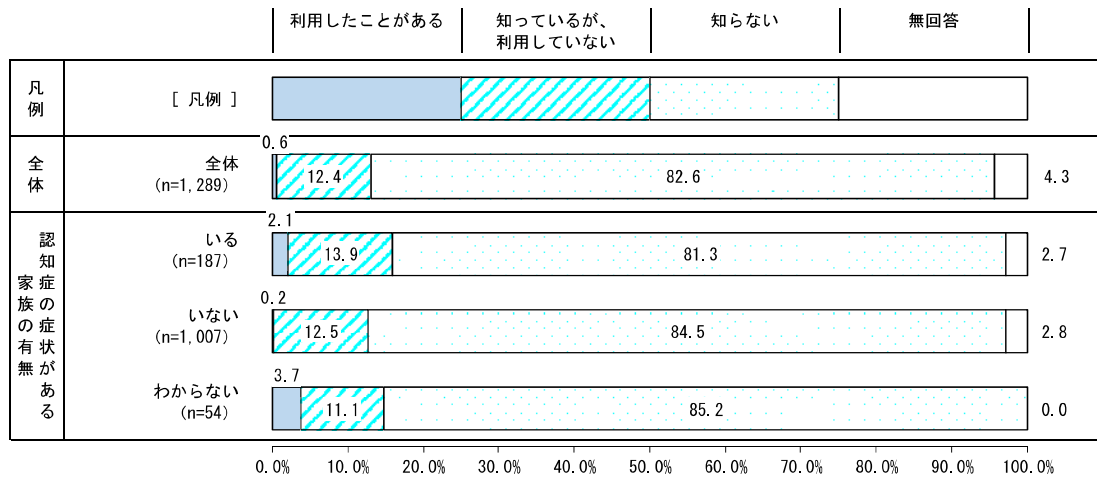


問39-4 もの忘れ訪問サポート

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 81.3%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 13.9%、「利用したことがある」が 2.1%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 84.5%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 12.5%、「利用したことがある」が 0.2%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 85.2%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 11.1%、「利用したことがある」が 3.7%となっています。

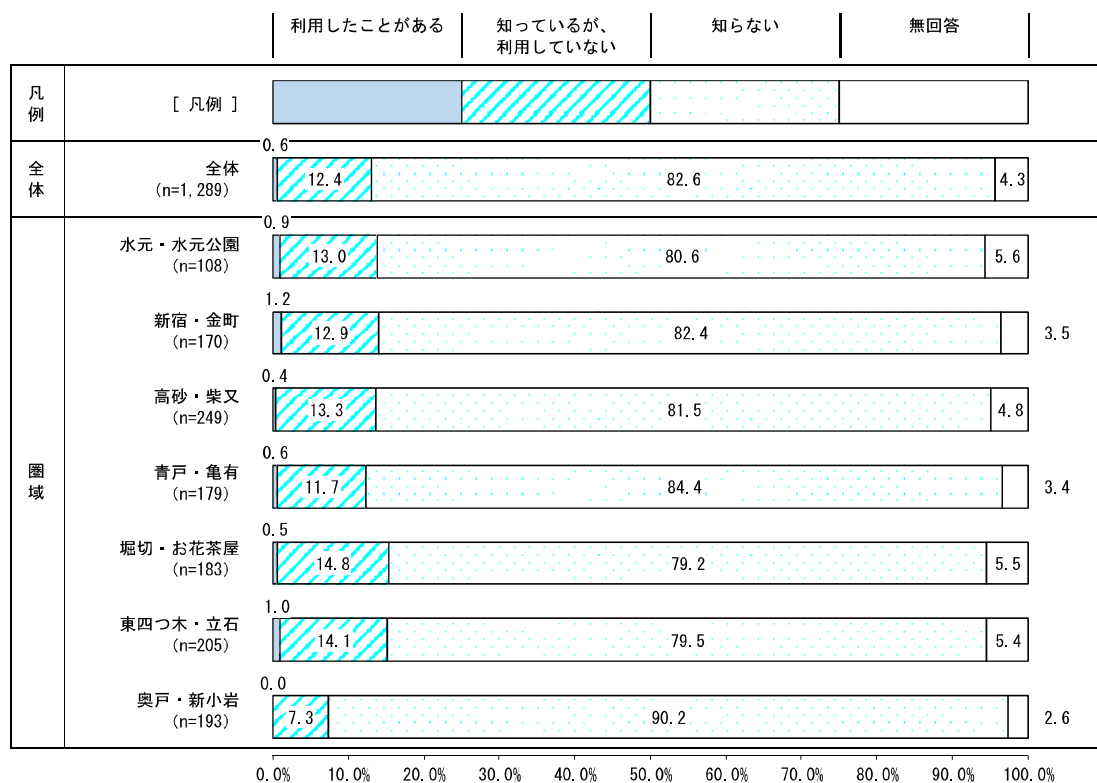
【(利用・認知状況) もの忘れ訪問サポート・認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

- 「知らない」は奥戸・新小岩が 90.2%と他の圏域に比べて多くなっています。

【(利用・認知状況) もの忘れ訪問サポート・圏域別】

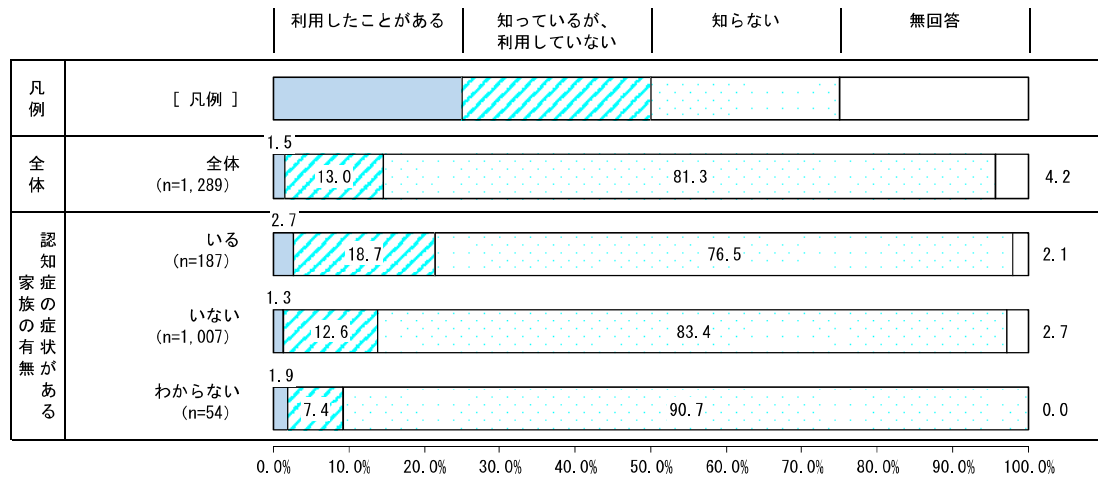


問39-5 家族介護者ほっとあんしんダイヤル

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 76.5%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 18.7%、「利用したことがある」が 2.7%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 83.4%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 12.6%、「利用したことがある」が 1.3%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 90.7%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 7.4%、「利用したことがある」が 1.9%となっています。

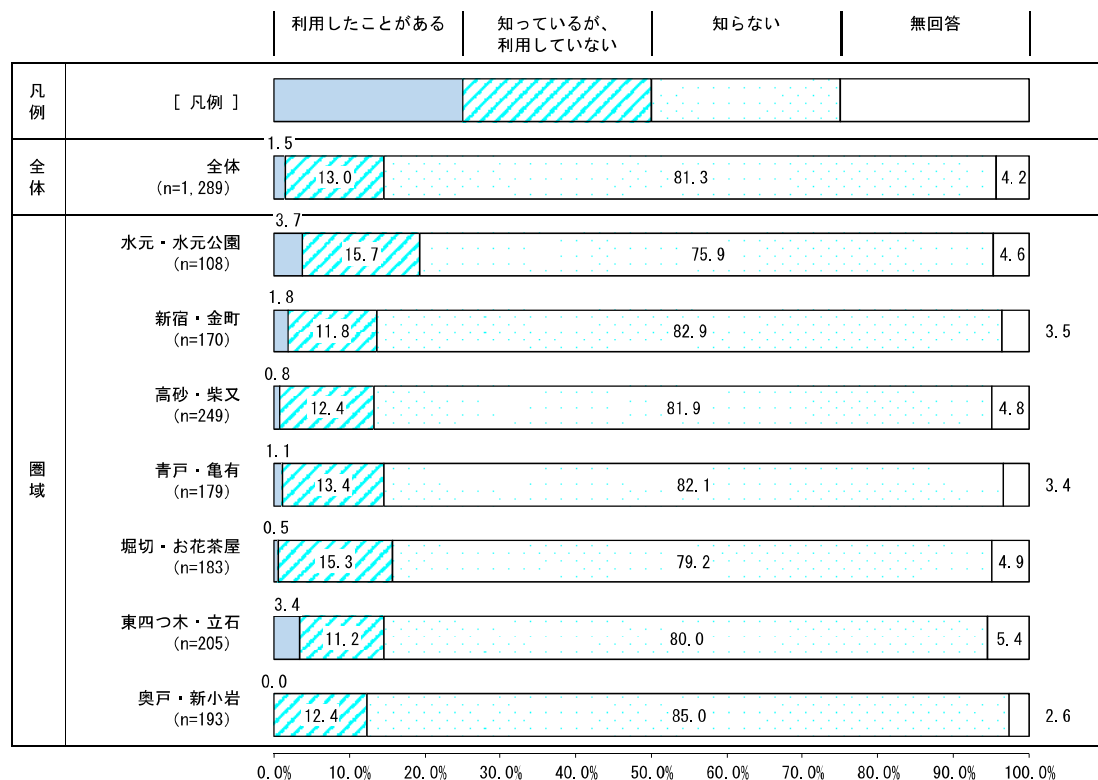
【(利用・認知状況) 家族介護者ほっとあんしんダイヤル・認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

- 水元・水元公園では「利用したことがある」が 3.7%、「知っているが、利用していない」が 15.7%と他の圏域に比べて多くなっています。

【(利用・認知状況) 家族介護者ほっとあんしんダイヤル・圏域別】

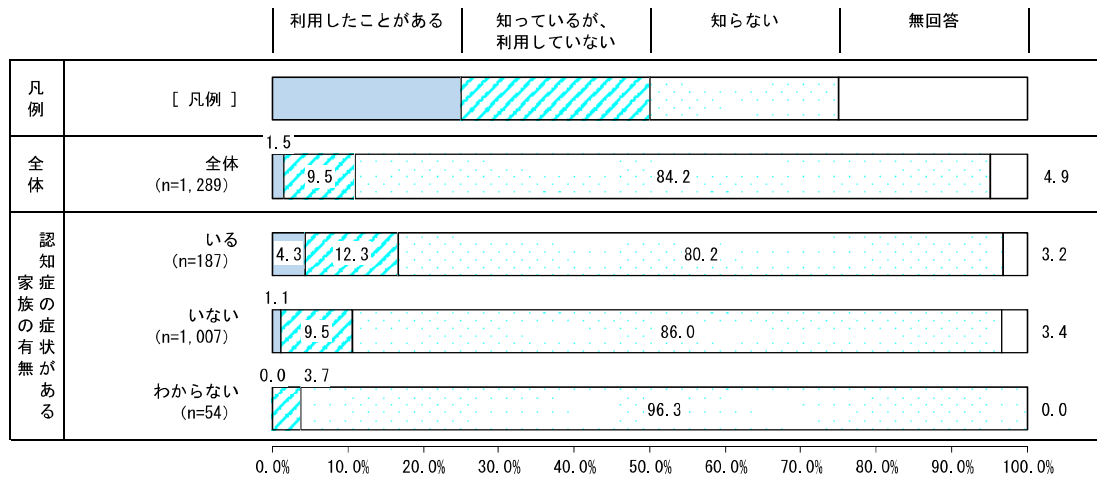


問39-6 おうちで学ぶ快適介護

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 80.2%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 12.3%、「利用したことがある」が 4.3%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 86.0%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 9.5%、「利用したことがある」が 1.1%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 96.3%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 3.7%となっています。

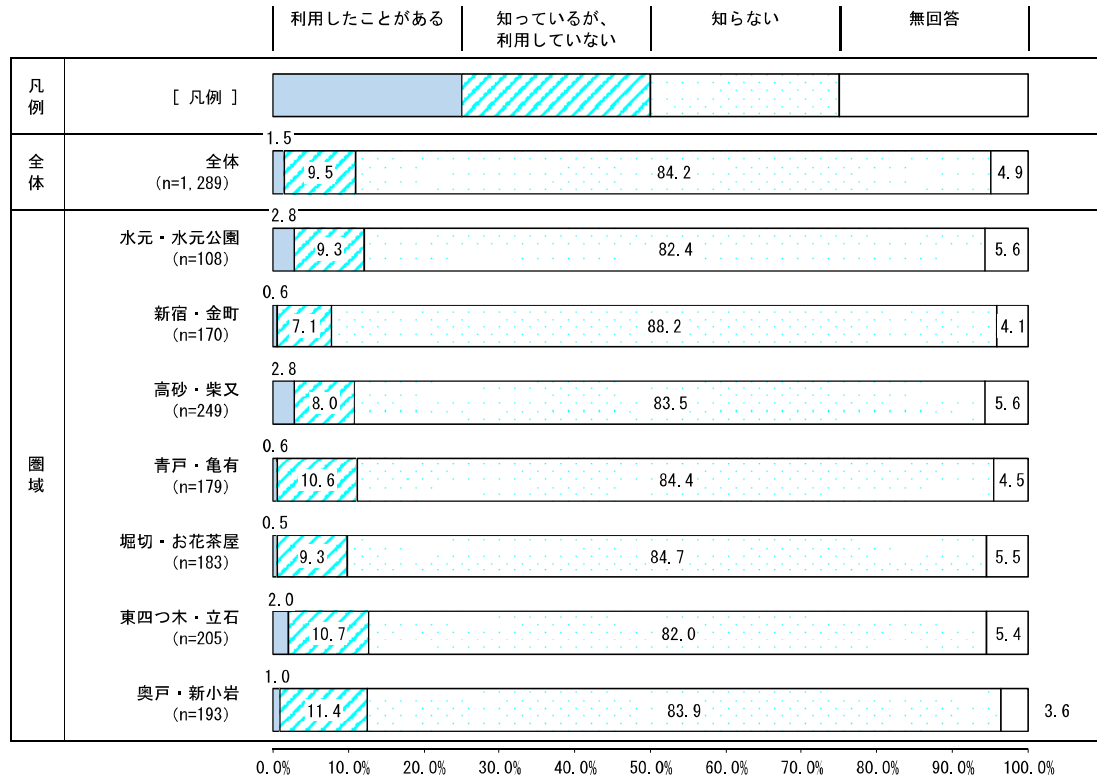
【(利用・認知状況) おうちで学ぶ快適介護・認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

- 「利用したことがある」は水元・水元公園が 2.8%、高砂・柴又が 2.8%、東四つ木・立石が 2.0%と他の圏域に比べて多くなっています。
- 「知らない」は新宿・金町が 88.2%と他の圏域に比べて多くなっています。

【(利用・認知状況) おうちで学ぶ快適介護・圏域別】

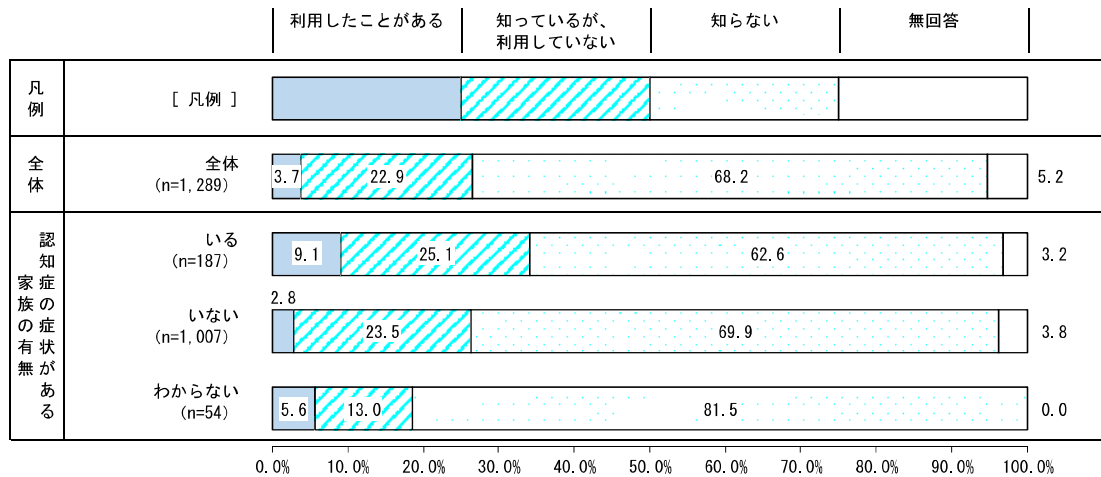


問39-7 家族等介護支援事業

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 62.6%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 25.1%、「利用したことがある」が 9.1%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 69.9%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 23.5%、「利用したことがある」が 2.8%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 81.5%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 13.0%、「利用したことがある」が 5.6%となっています。

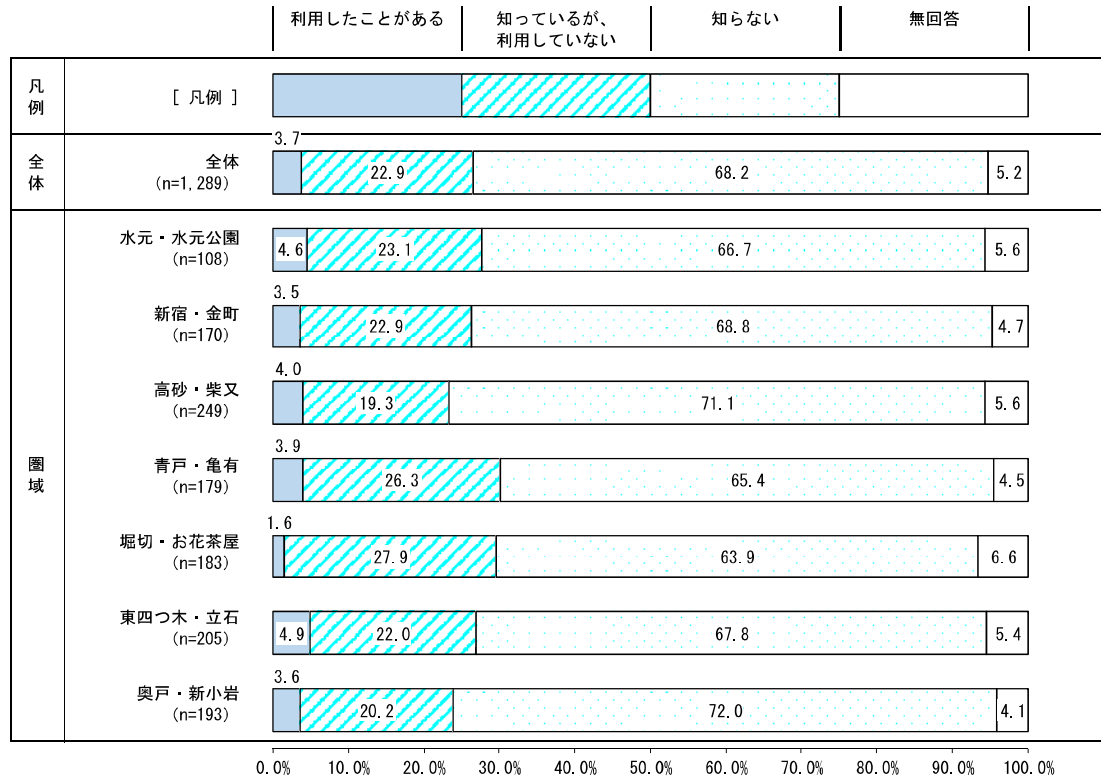
【(利用・認知状況) 家族等介護支援事業・認知症の症状がある家族の有無別】



【圏域別】

- 「知っているが、利用していない」は青戸・亀有が 26.3%、堀切・お花茶屋が 27.9%と他の圏域に比べて多くなっています。
- 「知らない」は高砂・柴又が 71.1%、奥戸・新小岩が 72.0%と他の圏域に比べて多くなっています。

【(利用・認知状況) 家族等介護支援事業・圏域別】



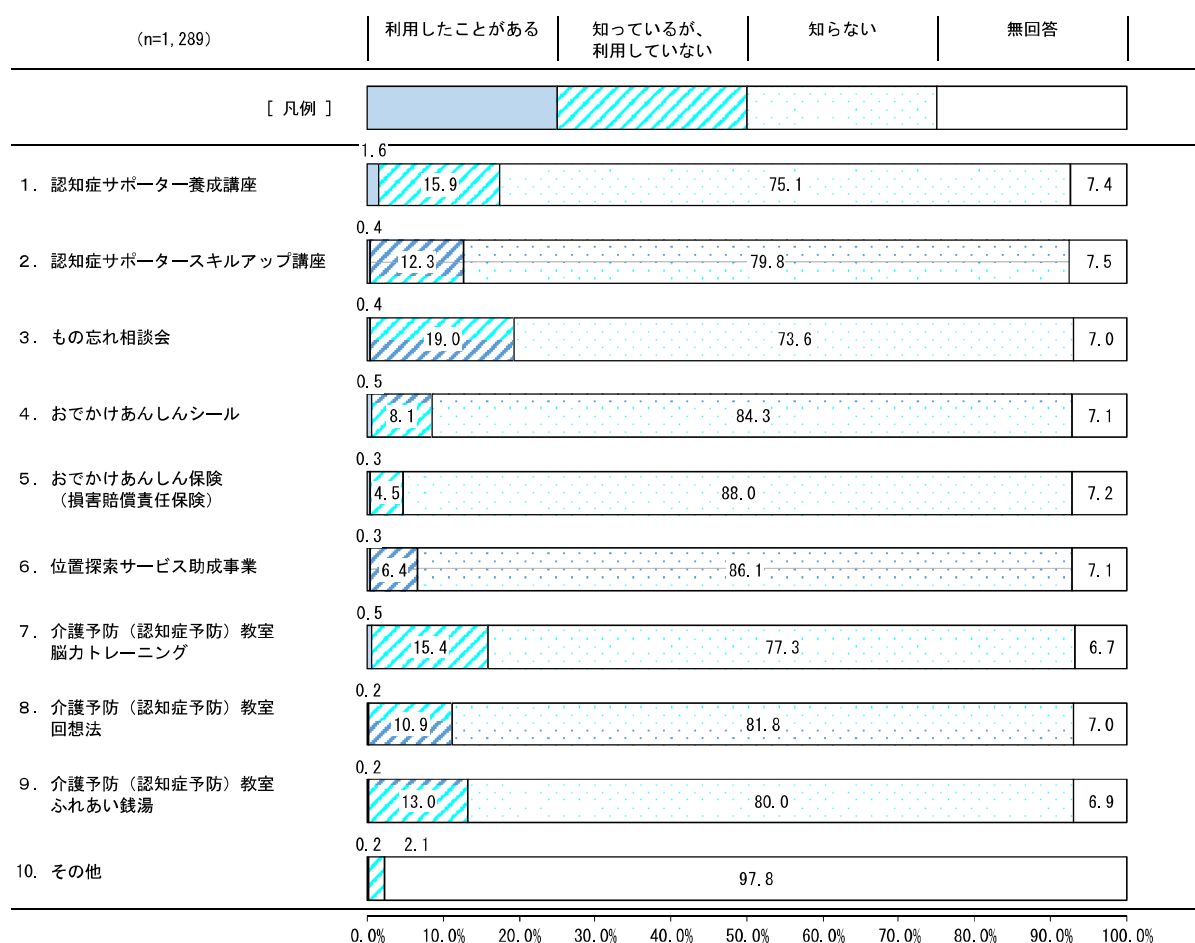
問40 葛飾区の実施について、あなたが知っているものはありますか。

(〇はそれぞれ1つだけ)

【全体】

- 「利用したことがある」取組は、「認知症サポーター養成講座」が1.6%で最も多く、次いで「おでかけあんしんシール」「介護予防（認知症予防）教室 脳力トレーニング」が0.5%となっています。
- 「知っているが、利用していない」取組は、「もの忘れ相談会」が19.0%で最も多く、次いで「認知症サポーター養成講座」が15.9%、「介護予防（認知症予防）教室 脳力トレーニング」が15.4%、「介護予防（認知症予防）教室 ふれあい銭湯」が13.0%となっています。
- 「知らない」取組は、「おでかけあんしん保険（損害賠償責任保険）」が88.0%で最も多く、次いで「位置探索サービス助成事業」が86.1%、「おでかけあんしんシール」が84.3%、「介護予防（認知症予防）教室 回想法」が81.8%となっています。

【葛飾区の実施の利用・認知状況】

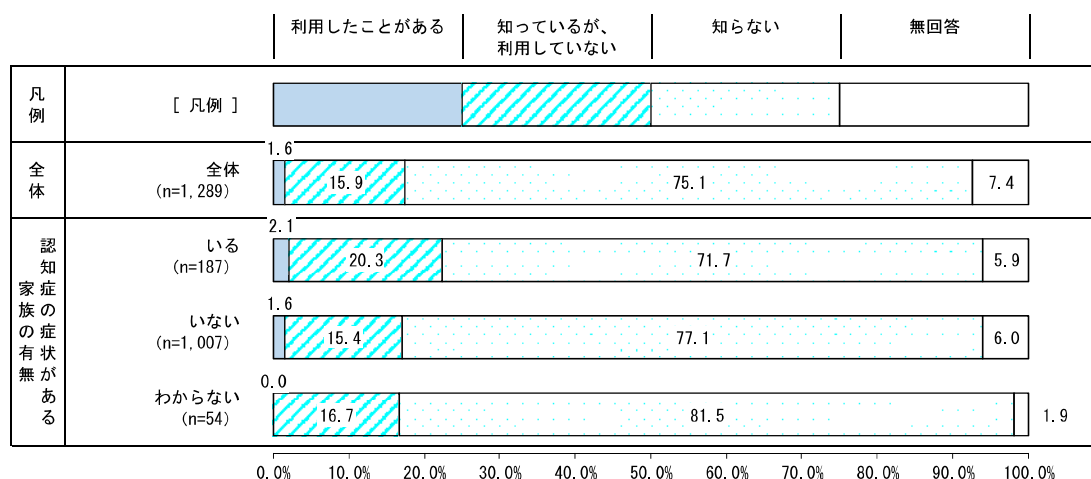


問40-1 認知症サポーター養成講座

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 71.7%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 20.3%、「利用したことがある」が 2.1%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 77.1%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 15.4%、「利用したことがある」が 1.6%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 81.5%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 16.7%となっています。

【(利用・認知状況) 認知症サポーター養成講座・認知症の症状がある家族の有無別】

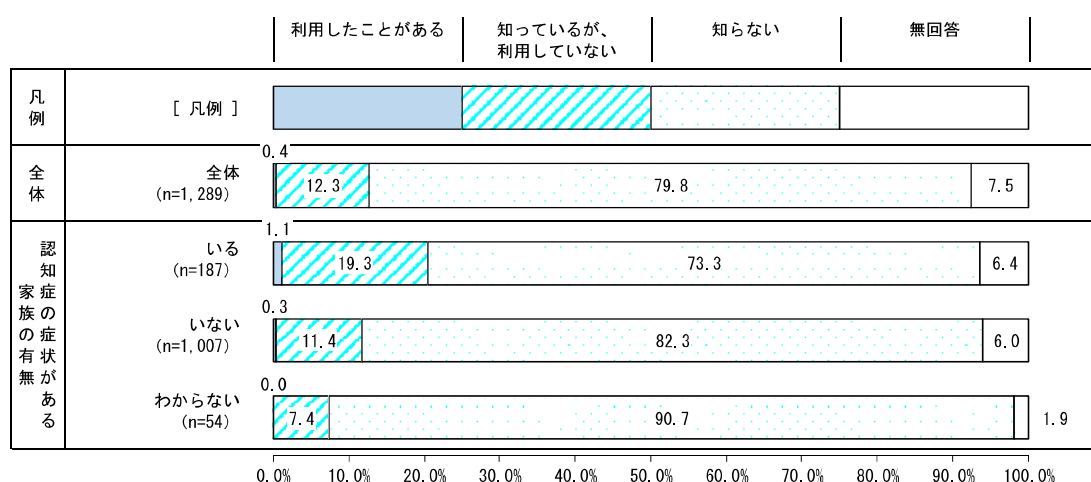


問40-2 認知症サポータースキルアップ講座

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 73.3%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 19.3%、「利用したことがある」が 1.1%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 82.3%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 11.4%、「利用したことがある」が 0.3%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 90.7%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 7.4%となっています。

【(利用・認知状況) 認知症サポータースキルアップ講座・認知症の症状がある家族の有無別】

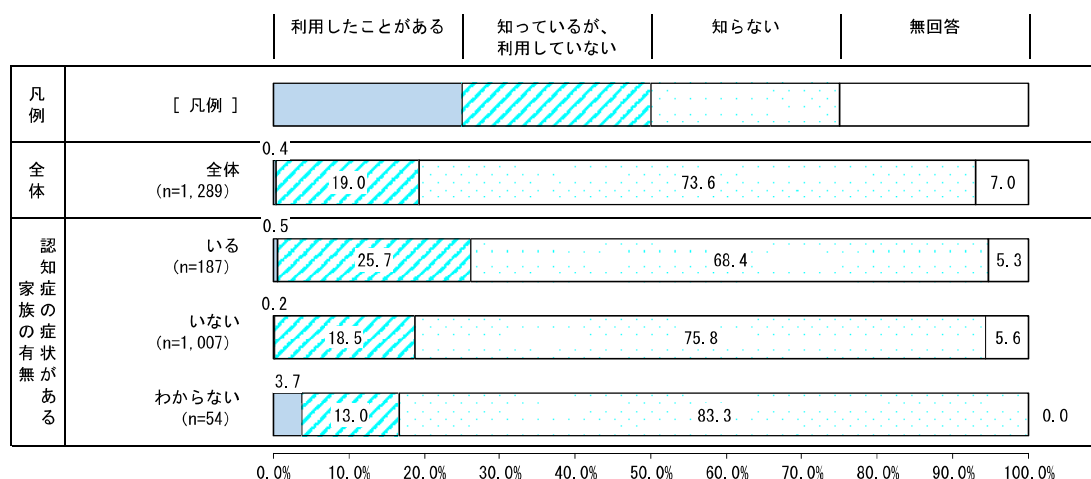


問40-3 もの忘れ相談会

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 68.4%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 25.7%、「利用したことがある」が 0.5%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 75.8%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 18.5%、「利用したことがある」が 0.2%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 83.3%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 13.0%、「利用したことがある」が 3.7%となっています。

【(利用・認知状況) もの忘れ相談会・認知症の症状がある家族の有無別】

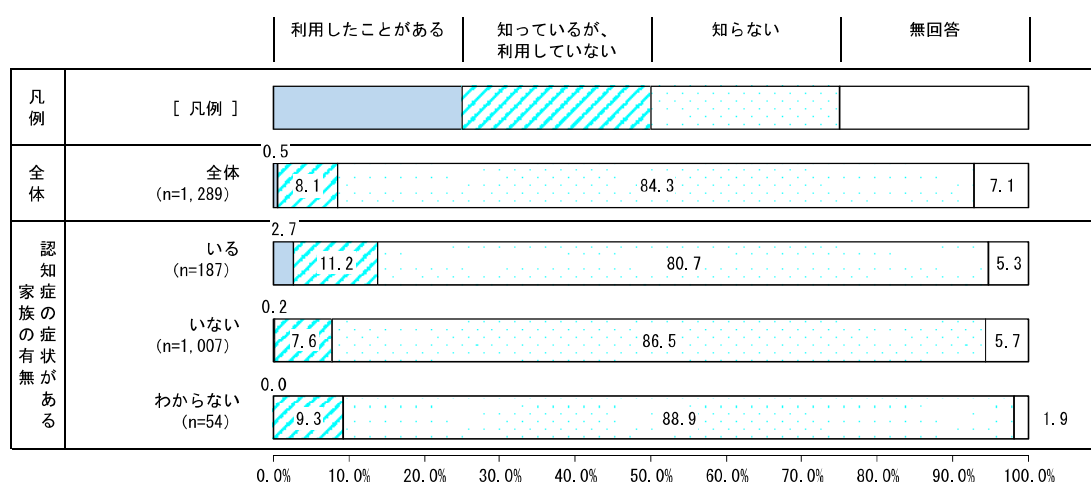


問40-4 おでかけあんしんシール

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 80.7%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 11.2%、「利用したことがある」が 2.7%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 86.5%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 7.6%、「利用したことがある」が 0.2%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 88.9%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 9.3%となっています。

【(利用・認知状況) おでかけあんしんシール・認知症の症状がある家族の有無別】

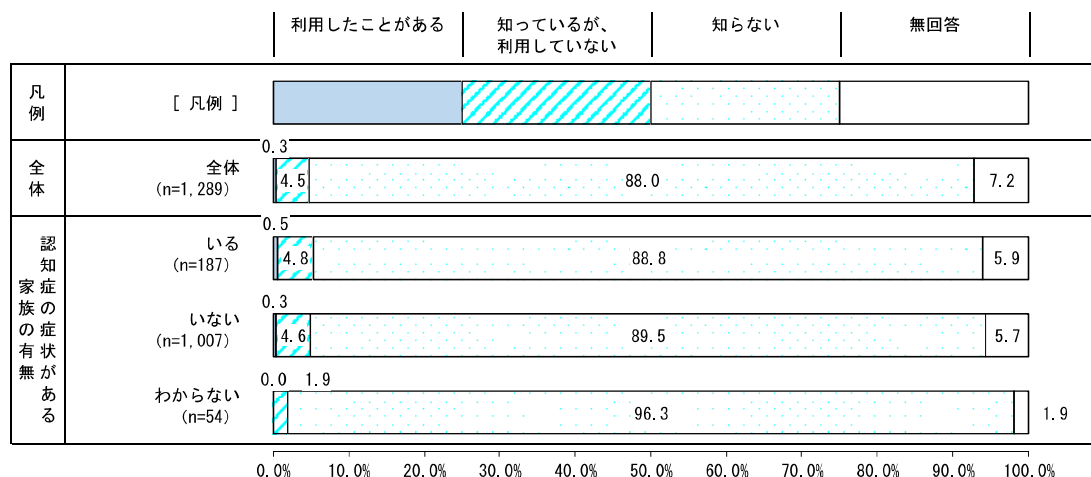


問40-5 おでかけあんしん保険（損害賠償責任保険）

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 88.8%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 4.8%、「利用したことがある」が 0.5%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 89.5%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 4.6%、「利用したことがある」が 0.3%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 96.3%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 1.9%となっています。

【（利用・認知状況）おでかけあんしん保険・認知症の症状がある家族の有無別】

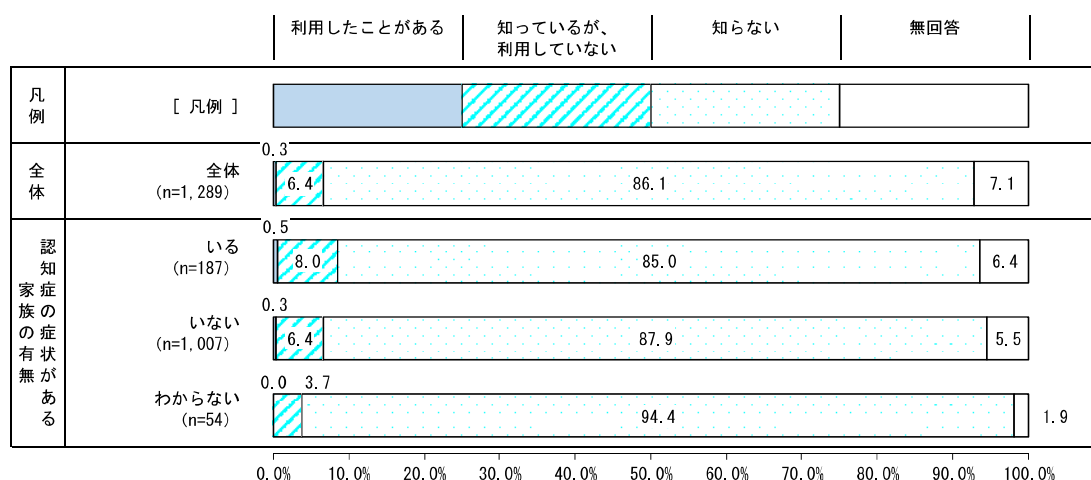


問40-6 位置探索サービス助成事業

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 85.0%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 8.0%、「利用したことがある」が 0.5%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 87.9%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 6.4%、「利用したことがある」が 0.3%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 94.4%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 3.7%となっています。

【（利用・認知状況）位置探索サービス助成事業・認知症の症状がある家族の有無別】

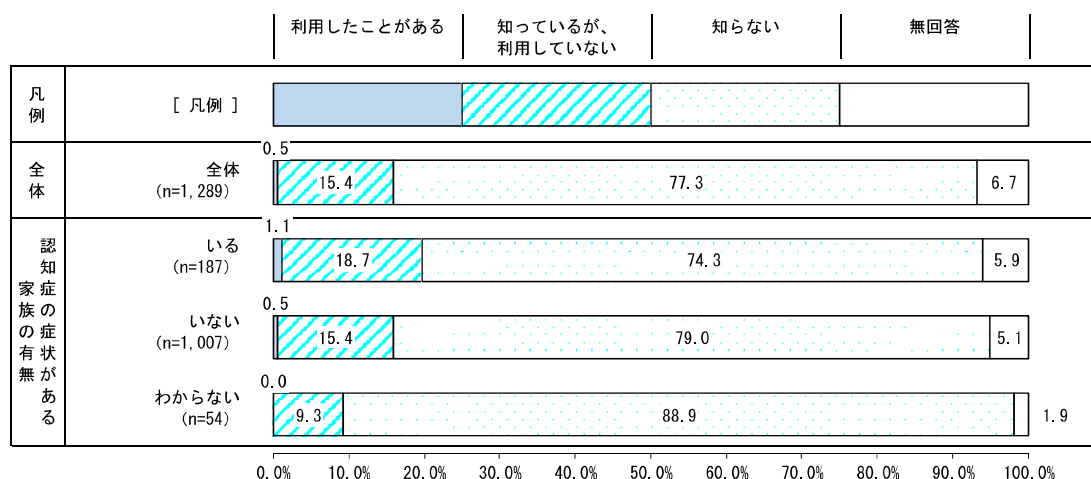


問40-7 介護予防（認知症予防）教室 能力トレーニング

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 74.3%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 18.7%、「利用したことがある」が 1.1%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 79.0%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 15.4%、「利用したことがある」が 0.5%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 88.9%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 9.3%となっています。

【(利用・認知状況) 介護予防教室脳力トレーニング・認知症の症状がある家族の有無別】

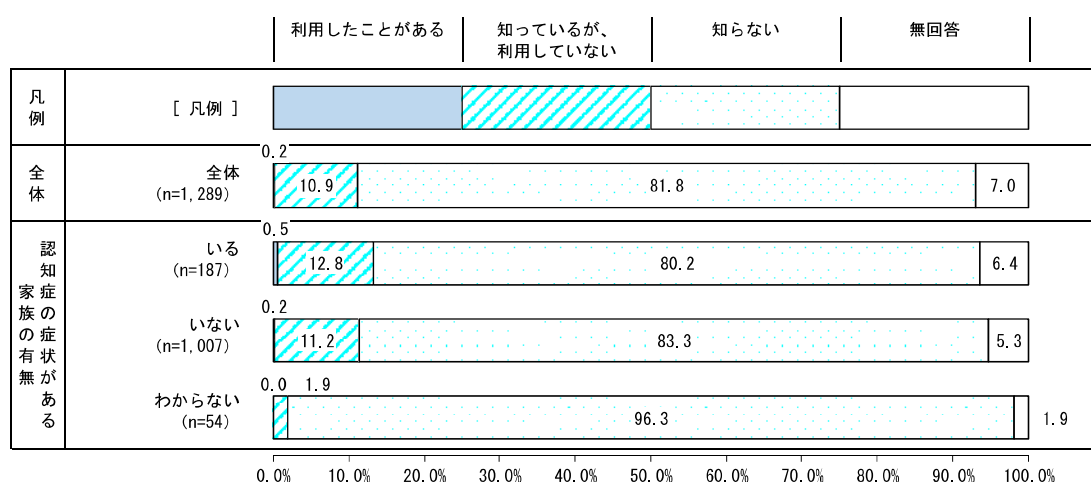


問40-8 介護予防（認知症予防）教室 回想法

【認知症の症状がある家族の有無別】

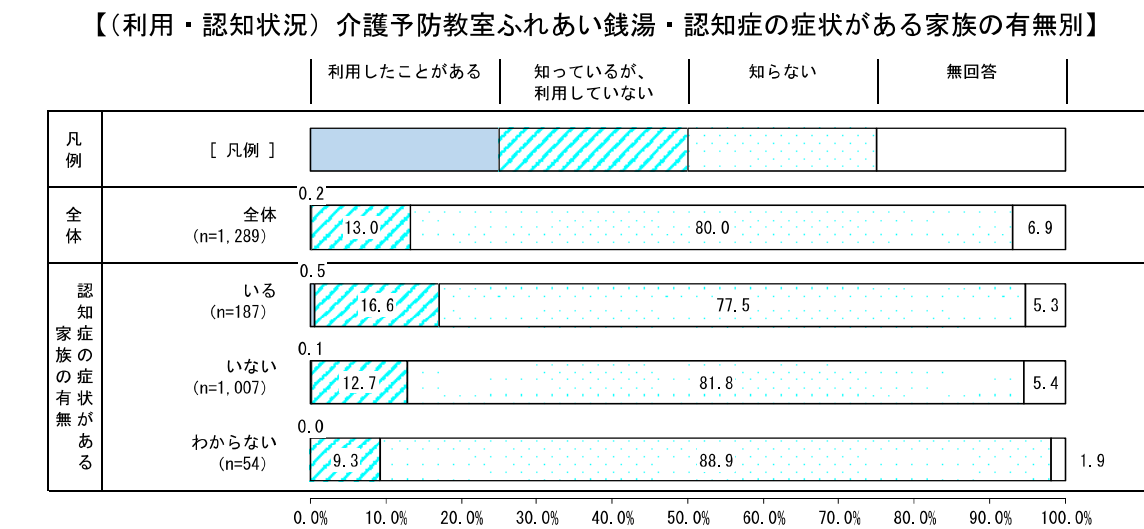
- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 80.2%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 12.8%、「利用したことがある」が 0.5%となっています。
- 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 83.3%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 11.2%、「利用したことがある」が 0.2%となっています。
- 『わからない』方では、「知らない」が 96.3%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 1.9%となっています。

【(利用・認知状況) 介護予防教室回想法・認知症の症状がある家族の有無別】



問40-9 介護予防（認知症予防）教室 ふれあい銭湯

- 【認知症の症状がある家族の有無別】
- 認知症の症状がある家族が『いる』方では、「知らない」が 77.5%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 16.6%、「利用したことがある」が 0.5%となっています。
 - 認知症の症状がある家族が『いない』方では、「知らない」が 81.8%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 12.7%、「利用したことがある」が 0.1%となっています。
 - 『わからない』方では、「知らない」が 88.9%で最も多く、次いで「知っているが、利用していない」が 9.3%となっています。

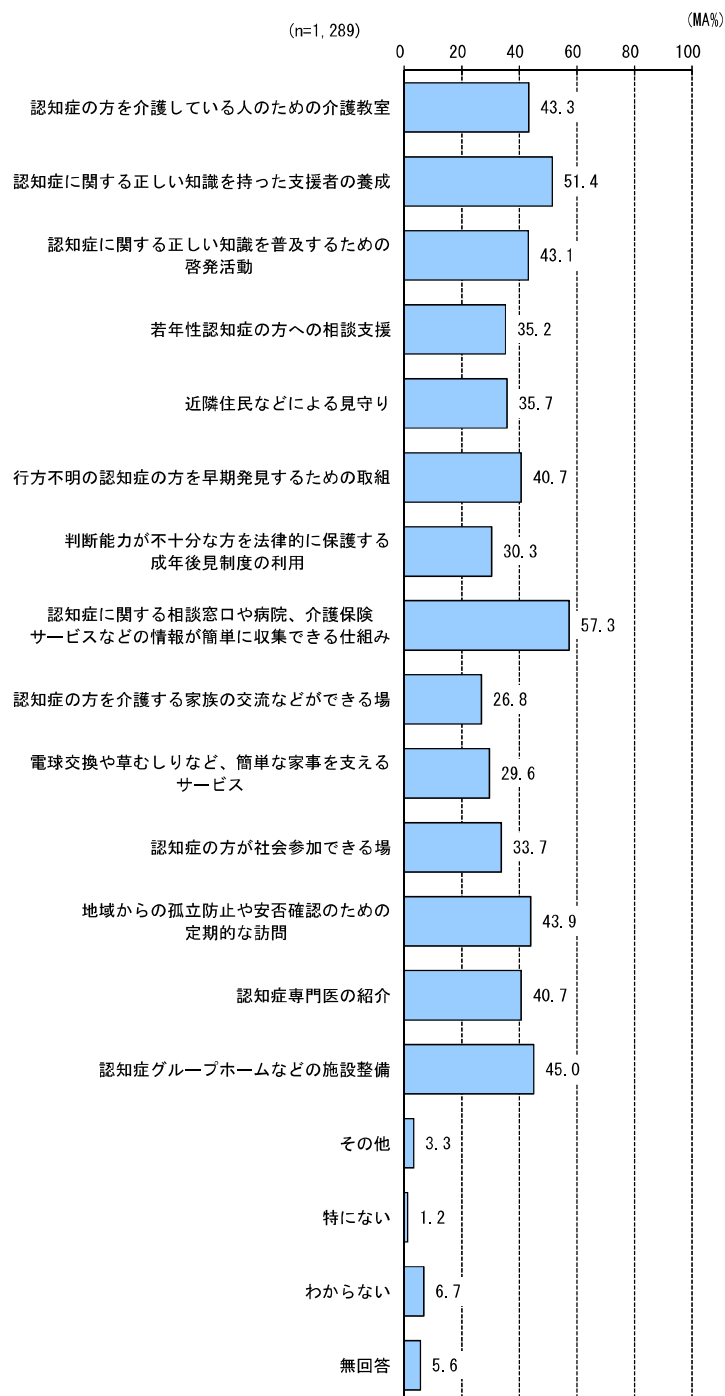


問41 あなたは、認知症の方やご家族への支援で今後充実していかなければならないものは、次のうちどれですか。（〇はいくつでも）

【全体】

○ 「認知症に関する相談窓口や病院、介護保険サービスなどの情報が簡単に収集できる仕組み」が 57.3%で最も多く、次いで「認知症に関する正しい知識を持った支援者の養成」が 51.4%、「認知症グループホームなどの施設整備」が 45.0%となっています。

【認知症の方やご家族への支援で今後充実していかなければならないもの（複数回答）】



○ 44 歳までの年代では、「認知症に関する正しい知識を持った支援者の養成」が最も多く、45 歳から 80 歳代の年代では「認知症に関する相談窓口や病院、介護保険サービスなどの情報が簡単に収集できる仕組み」が最も多くなっています。

単位 : %

		母数 (n)	認知症の方やご家族への支援で今後充実していかなければならないもの (MA)									
			認知症の方を介護している人のための介護教室	認知症に関する正しい知識を持った支援者の養成	認知症に関する正しい知識を普及するための啓発活動	若年性認知症の方への相談支援	近隣住民などによる見守り	行方不明の認知症の方を早期発見するための取組	判断能力が不十分な方を法律的に保護する成年後見制度の利用	認知症に関する相談窓口や病院、介護保険サービスなどの情報が簡単に収集できる仕組み	認知症の方を介護する家族の交流などができる場	
全体		1,289	43.3	51.4	43.1	35.2	35.7	40.7	30.3	57.3	26.8	
年齢	18～19歳	14	△ 64.3	△ 64.3	50.0	△ 57.1	35.7	35.7	21.4	▼ 42.9	21.4	
	20～24歳	41	34.1	46.3	▼ 31.7	39.0	34.1	43.9	26.8	▼ 43.9	29.3	
	25～29歳	62	33.9	41.9	40.3	32.3	35.5	35.5	32.3	▼ 35.5	17.7	
	30～34歳	51	45.1	52.9	45.1	39.2	▼ 25.5	49.0	35.3	▼ 47.1	△ 37.3	
	35～39歳	78	38.5	52.6	44.9	42.3	39.7	42.3	29.5	50.0	26.9	
	40～44歳	85	51.8	61.2	△ 55.3	△ 48.2	40.0	42.4	△ 50.6	56.5	30.6	
	45～49歳	85	47.1	55.3	45.9	△ 45.9	29.4	41.2	37.6	63.5	28.2	
	50～54歳	123	47.2	54.5	52.0	43.9	37.4	41.5	36.6	65.0	29.3	
	55～59歳	136	46.3	55.1	47.1	41.2	33.1	46.3	27.2	60.3	26.5	
	60～64歳	131	43.5	58.8	47.3	36.6	39.7	42.7	36.6	65.6	28.2	
	65～69歳	93	40.9	48.4	47.3	▼ 23.7	40.9	33.3	30.1	△ 67.7	24.7	
	70～74歳	96	45.8	55.2	40.6	27.1	40.6	47.9	24.0	63.5	30.2	
	75～79歳	112	33.9	42.0	▼ 29.5	▼ 21.4	30.4	39.3	▼ 17.9	54.5	22.3	
	80～84歳	61	44.3	52.5	39.3	▼ 19.7	37.7	37.7	21.3	57.4	24.6	
85～89歳	38	50.0	▼ 36.8	42.1	28.9	△ 50.0	44.7	26.3	65.8	31.6		
90～94歳	9	▼ 22.2	▼ 11.1	▼ 11.1	▼ 11.1	-	-	-	▼ 33.3	▼ 11.1		
95歳以上	8	▼ 25.0	▼ 37.5	▼ 12.5	▼ 12.5	-	-	-	▼ 25.0	-		

単位：96

		認知症の方やご家族への支援で今後充実していかなければならないもの（MA）											
		母数 (n)	家事を 支えるサ ービス	電球交 換や草 むしり など、 簡単 な	認知 症の 方 が 社 会 参 加 で き る 場	地 域 の 定 期 的 な 訪 問	認 知 症 専 門 医 の 紹 介	認 知 症 グ ル ー プ ホ ー ム な ど の	施 設 整 備	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	無 回 答
全体		1,289	29.6	33.7	43.9	40.7	45.0	3.3	1.2	6.7	5.6		
年 齢	18～19歳	14	▼ 14.3	35.7	35.7	▼ 21.4	35.7	—	—	14.3	—		
	20～24歳	41	24.4	34.1	36.6	34.1	36.6	4.9	—	7.3	—		
	25～29歳	62	22.6	27.4	▼ 32.3	▼ 30.6	35.5	—	3.2	11.3	3.2		
	30～34歳	51	29.4	43.1	35.3	35.3	51.0	5.9	2.0	7.8	2.0		
	35～39歳	78	25.6	29.5	38.5	33.3	39.7	2.6	2.6	10.3	—		
	40～44歳	85	△ 40.0	40.0	47.1	45.9	△ 57.6	3.5	1.2	2.4	3.5		
	45～49歳	85	27.1	43.5	49.4	44.7	54.1	3.5	1.2	1.2	3.5		
	50～54歳	123	29.3	35.0	48.8	49.6	53.7	4.9	0.8	7.3	2.4		
	55～59歳	136	31.6	33.1	48.5	49.3	47.8	2.9	1.5	4.4	0.7		
	60～64歳	131	32.1	40.5	△ 55.0	48.9	54.2	5.3	0.8	7.6	3.1		
	65～69歳	93	34.4	30.1	51.6	36.6	45.2	1.1	—	2.2	3.2		
	70～74歳	96	38.5	36.5	47.9	47.9	45.8	2.1	1.0	6.3	8.3		
	75～79歳	112	24.1	27.7	▼ 29.5	▼ 26.8	▼ 32.1	0.9	1.8	5.4	17.0		
80～84歳	61	29.5	▼ 14.8	39.3	39.3	▼ 32.8	1.6	—	4.9	21.3			
85～89歳	38	34.2	31.6	50.0	39.5	36.8	2.6	—	7.9	5.3			
90～94歳	9	▼ 11.1	▼ 22.2	▼ 11.1	▼ 11.1	▼ 33.3	—	—	△ 33.3	33.3			
95歳以上	8	—	—	▼ 12.5	—	▼ 25.0	—	—	△ 37.5	25.0			

【認知症の症状がある家族の有無別】

- 認知症の症状がある家族が『いる』方、『いない』方では、「認知症に関する相談窓口や病院、介護保険サービスなどの情報が簡単に収集できる仕組み」が最も多く、次いで「認知症に関する正しい知識を持った支援者の養成」「認知症グループホームなどの施設整備」の順となっています。
- 『わからない』方では、「認知症に関する正しい知識を普及するための啓発活動」が 53.7%と他の区分に比べて多くなっています。

【認知症の方やご家族への支援で今後充実していかなければならないもの（複数回答）】

・ 認知症の症状がある家族の有無別】

単位：％

		母数 (n)	認知症の方やご家族への支援で今後充実していかなければならないもの（MA）								
			認知症の方を介護している人のための介護教室	認知症に関する正しい知識を持った支援者の養成	認知症に関する正しい知識を普及するための啓発活動	若年性認知症の方への相談支援	近隣住民などによる見守り	行方不明の認知症の方を早期発見するための取組	判断能力が不十分な方を法律的に保護する成年後見制度の利用	認知症に関する相談窓口や病院、介護保険サービスなどの情報が簡単に収集できる仕組み	認知症の方を介護する家族の交流などができる場
全体		1,289	43.3	51.4	43.1	35.2	35.7	40.7	30.3	57.3	26.8
認知症の家族がいないのがある	いる	187	41.7	49.2	42.2	35.3	42.2	39.6	32.6	57.2	24.1
	いない	1,007	44.9	53.1	44.0	36.3	35.7	42.4	31.2	58.4	27.6
	わからない	54	37.0	46.3	△ 53.7	27.8	27.8	33.3	22.2	55.6	33.3

単位：％

		母数 (n)	認知症の方やご家族への支援で今後充実していかなければならないもの（MA）								
			電球交換や草むしりなど、簡単な家事を支えるサービス	認知症の方が社会参加できる場	地域からの孤立防止や安否確認のための定期的な訪問	認知症専門医の紹介	認知症グループホームなどの施設整備	その他	特にない	わからない	無回答
全体		1,289	29.6	33.7	43.9	40.7	45.0	3.3	1.2	6.7	5.6
認知症の家族が いるか ないか わからない	いる	187	38.5	33.7	46.5	40.1	48.7	3.7	0.5	5.3	3.2
	いない	1,007	29.1	34.1	44.5	42.0	45.6	3.4	1.3	6.9	3.9
	わからない	54	22.2	38.9	42.6	35.2	38.9	1.9	-	13.0	1.9

【圏域別】

○ 堀切・お花茶屋では「認知症グループホームなどの施設整備」が51.4%と2番目に多くなっています。一方、水元・水元公園では36.1%と他の圏域に比べて少なくなっています。

【認知症の方やご家族への支援で今後充実していかなければならないもの（複数回答）・圏域別】

単位：％

		母数 (n)	認知症の方やご家族への支援で今後充実していかなければならないもの（MA）									
			認知症の方を介護している人のための介護教室	認知症に関する正しい知識を保持した支援者の養成	認知症に関する正しい知識を普及するための啓発活動	若年性認知症の方への相談支援	近隣住民などによる見守り	早期発見するための認知症の方の行方不明の認知症の方の早期発見するための認知症の方の早期発見するための認知症の方の早期発見するための認知症の方の早期発見のための認知症の方の早期発見				

単位：％

		母数 (n)	認知症の方やご家族への支援で今後充実していかなければならないもの (MA)								
			電球交換や草むしりなど、簡単な家事を支えるサービス	認知症の方が社会参加できる場	地域からの孤立防止や安否確認のための定期的な訪問	認知症専門医の紹介	認知症グループホームなどの施設整備	その他	特にな	わからない	無回答
全体		1,289	29.6	33.7	43.9	40.7	45.0	3.3	1.2	6.7	5.6
圏域	水元・水元公園	108	26.9	34.3	42.6	33.3	36.1	3.7	0.9	6.5	7.4
	新宿・金町	170	30.0	31.8	42.4	42.9	42.4	4.1	-	7.1	4.7
	高砂・柴又	249	28.5	32.9	44.2	39.0	43.4	2.0	1.2	7.6	6.0
	青戸・亀有	179	29.6	34.1	46.9	45.3	46.4	2.2	0.6	5.0	3.4
	堀切・お花茶屋	183	36.6	27.9	43.7	38.3	51.4	4.9	1.1	6.6	4.4
	東四つ木・立石	205	24.9	38.0	43.4	39.5	46.8	3.4	2.0	5.9	7.8
	奥戸・新小岩	193	30.1	36.8	43.5	44.0	45.1	2.6	2.1	7.8	5.7

問42 認知症についてのご意見・ご要望を自由にご記入ください。

- 「認知症の理解を深める、情報が必要、制度や支援の周知が必要」という内容が最も多くなっています。「区の行っているサービスを知らなかったので、いろいろな媒体で取組内容について広めてほしい。若い時から知ることによって、対処法や予防対策に努めることができるし安心できる」「孤立させないためにも、知ることがまずは大切だと思った」「認知症の相談窓口やサポートなどについて詳しくまとめた冊子などを各家庭に配るなどしてもっと皆に知らせることが必要」などの意見があります。
- 次に「行政の支援について」の内容が多くなっています。「区の実践について知らないことばかりだった」「介護者としても当事者としても、いつそうなるかわからない問題であるため、どちらの立場もサポートできるような仕組み作りをお願いしたい」などの意見があります。
- 3番目に「予防が大切である」という内容が多くなっています。「認知症にならない生活の方法等の対策を広めてほしい。認知症にならない為の食事法・身体活動等についてメディア等で啓蒙活動してほしい。」「誰しもなり得るものなので、早期発見・予防に努められる意識を持ちたい」などの意見があります。
- 「アンケートについて」では、「区が色々な事業を手掛けていることをこのアンケートで知った」「両親の気持ちをきちんと聞いておき、本人の意志を最後まで尊重できるようにしたいと考える機会をつくってもらった」などの意見があります。
- 「将来が不安」では、「自分もいつなるかわからないし、同世代の家族2人住まいなので、これから不安でもある」「預けるにもお金がかかるし不安である」などの意見があります。
- 「家族会へのサポートが必要」では、「認知症本人だけでなく、家族も支えるシステムができるといいと思う」「認知症を介護する人のメンタルケアも必要になってくると思う」などの意見があります。
- 「接したことがない、関わりがない」では、「認知症について考えたことがなく、質問にうまく答えられなかった」「身近な問題でないので問題意識がない」などの意見があります。
- 「費用がかかる」では、「認知症の両親の介護をしている子どもが離職しても収入面で困らない制度がほしい」「認知症の検査をした費用を補助してほしい」などの意見があります。
- 「施設の整備」では、「施設整備と介護人員の確保が急務」「低料金で入所できる施設の充実と、施設で働く人の賃金・待遇UP」などの意見があります。
- 「こうしたらよいと思うこと」は、「認知症の人と家族の会、今2か月に1回であるが、もう少し多くても良いのかと思う。話し合う時間も時によっては延長する事も必要かと思う」「近い症状のレベルの方達で楽しめる様なサークル、例えばマージャン、各種運動、映画、コーラス、ゲーム他があれば認知症の進行を遅らせることができるのでは」などの意見があります。

回答内容	件数
認知症の理解を深める、情報が必要、制度や支援の周知が必要	68
行政の支援について	39
予防が大切である	25
アンケートについて	22
将来が不安	17
家族介護者へのサポートが必要	13
接したことがない、関わりがない	12
費用がかかる	8
施設の整備	7
こうしたらよいと思うこと	7
その他（成年後見制度、若年性認知症についてなど）	59

葛飾区認知症に関する意識・意向調査報告書

令和 7 年 5 月

葛飾区福祉部高齢者支援課

124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1

T E L : 03-5654-8597

E mail : 074000@city.katsushika.lg.jp

認知症高齢者家族会等ヒアリング結果

認知症のある方が楽しみにしていること、チャレンジしていること

【現在の楽しみ】

●自分の役割としてできること（植物や庭の手入れ、風呂掃除、玄関掃除など）
●会話を楽しむ（ヘルパーとの会話、家族との会話）
●外出する（オレンジカフェ、集い、花見、デイサービス、ドライブ、散歩など）
●軽い運動（デイサービスでの運動、階段昇降、フィットネスクラブなど）
●飲食（食事、コーヒー、お酒）
●趣味（歌、踊り、編み物、相撲観戦）
●テレビドラマ視聴
●家庭菜園、麻雀、健康運動など（認知症のある方の意見）
●甘いものなど、好きな物を食べる（認知症のある方の意見）

【またやりたいこと・やってみたいこと】

●ダンス、カラオケ、囲碁をまたやりたい
●ゴルフ、ゲートボールをやってみたい、絵を描きたい

【その他、家族からの意見】

●本人が楽しみにしていることはないと思う。テレビをつけてボーっとしているか寝ている
●やりたいことはあると言うが、本人の意思確認が難しく、実現には繋がらない
●庭の手入れ、掃除などを楽しみにしているが、家族としては怪我をしたことがあるので心配
●過去に俳優業をしていたのが自慢

認知症のある家族を介護・支援するうえでの困りごと

【認知症のある方についての困りごと】

●施設入所後に「家に帰りたい」と1日に何回も電話がかかってくることへの対応
●夜間のトイレ対応。夜通しずっとしゃべり続けること
●怒りっぽさ、おむつ使用拒否
●入浴介助
●幻覚症状があり、110番通報等をしてしまうこと
●身体が元気なので、徘徊が酷い
●お風呂は1人で入るので、転倒の可能性があり危ない
●わがままになってしまい、口調が強い
●水分をとってもらえず熱中症が心配
●幻視、幻聴、物盗られ妄想。強盗が居ると言い警察を呼んだり、救急車を呼んだりしてしまう。大事な書類や形見などを捨ててしまう
●本人が段々と心配性になっている
●夫婦ともに認知症であるため喧嘩が絶えないが、妻は夫への依存心が強く、距離を置くことができない
●性格の変化で自分が知っている家族ではなくなってしまったこと
●今は軽度認知症なので何でもできるが、これからのことが心配（認知症のある方の意見）

【介護・支援者自身の困りごと】

●残業ができないなど、介護者の仕事への負担
●友達付き合いなどプライベート時間の消失
●介護疲れやストレス
●孤独感
●施設に迷惑をかけて追い出されないか心配
●介護サービスを導入したいが、本人が介護サービスを拒否している
●介護者の睡眠不足
●介護者が一人に集中していること
●介護者の高齢化により、いつまで介護できるか心配
●病院に行かせて認知症の検査を受けさせるまでが大変

【治療や制度についての困りごと】

●前頭側頭型認知症で症例が少ないため、対応方法が確立されていない
●医師から助言をもらいたく、物忘れ外来を予約したが1か月待ちとなってしまった
●経済的に厳しいため、入所できる施設が見つからない
●症状の悪化により支援が難しくなっているが、本人が介護サービス利用を拒否しているため、サービスを利用することなく家族の力だけでサポートしている

認知症のある家族を介護・支援するうえで工夫していること

【認知症のある方への接し方】

●怒らない、優しく接する。自分でできることは全てやってもらう
●施設入所中の認知症のある知人から電話が頻繁にかかってくるので、とにかく話を聞く
●認知症だということを考えさせない。特別な対応はせずに普通に接する
●リアクションを大きめにし褒める
●デイサービスが嫌になってしまったときに孫から説得してもらうなど、家族全員で支援する
●真剣に話を聞いて答える
●着替えや入浴など、本人の意向やタイミングを大切にする
●本人のペースに合わせる
●本人の気に入らないことをしない

【認知症のある方への対応で工夫していること】

●歌が好きなので、歌うぬいぐるみを購入し、一緒に歌ってもらう
●インターネットで認知症に良いといわれている食品やアロマなどを試している
●介護者が仕事をしているため、介護者の1日の行動予定をメモに書いて渡す
●クイズ形式で楽しみながら、今日の日付などを質問する
●細かい内容は伝えない
●貼り紙やスマートタグ（紛失防止タグ）を利用する
●家族で協力して2時間おきに電話するなど、本人の不安の解消を図る
●できる家事をしてもらうなど、本人へ役割を与える
●直接言うと拒否されるので、紙に書く。拒否された場合は違う人にバトンタッチする
●部屋のドアを開けておいて本人から介護者が見えるようにし、安心させる
●一人暮らしなので、ペットカメラを設置し見守っている
●机の高さを低くするなどして、物の配置を本人の目線の高さに統一する
●衣装ケースやタンスなどにテブラ等で何が入っているか表示する
●A I スピーカーの導入
●サスペンスなど、刺激の強いテレビ番組は見せない
●近所の人に本人が認知症であることを知ってもらう
●受診や相談に備えて本人の現在の症状を全て記録しておく

【介護者自身について】

●介護者の心を守ることを第一優先に考える
●介護者のストレスが溜まったら、買い物に行くと言って一時的に本人と離れて休む時間をつくる
●自助会への参加
●深く考え過ぎないようにする

地域や行政に対する期待、要望

【行政への要望】

●生活保護担当部署と施設入所調整をしてくれる部署など、部署間の連携を強化してほしい
●最初の支援が肝心であるため、どこに相談すれば良いのか分かりやすくしてほしい
●区のホームページが分かりにくく必要な情報にアクセスしづらいので、分かりやすくしてほしい
●民生委員やケアマネジャーの存在すら知らなかったため、分かりやすい情報発信をしてほしい
●社会福祉協議会との連携を強化し、住民サービスをより良くしてほしい
●介護離職した方の就労支援などをしてほしい
●近所の方と顔見知りになり、関係を築けるような施策があると良い
●認知症のある方がオレンジカフェなどに行きやすいよう移動手段の整備をしてほしい
●イベントなどで認知症に関する普及啓発を強化してほしい
●難聴は認知症を進行させるので、補聴器を早めに付けられるような支援をしてほしい

【介護保険制度について】

●介護保険サービスを使いやすくしてほしい
●仕事と介護との両立が難しいため、実態に見合った介護保険サービスを利用できるようにしてほしい

【施設について】

●施設の受け皿が少ないので増やしてほしい
●有料でも良いので認知症のある家族と安心して泊まれるような施設があったら良いと思う

【もの忘れ予防健診について】

●もの忘れ予防健診の対象年齢を見直してほしい
●もの忘れ予防健診で脳の画像まで見て検査してほしい

事業者へのヒアリング内容

利用者が楽しみにしていること、チャレンジしていること

【現在の楽しみ】

内容	事業者
●カラオケ、散歩、ぬり絵、生け花	特別養護老人ホーム
●納涼祭や敬老会などの行事参加	特別養護老人ホーム
●季節感のある食事	特別養護老人ホーム
●昔の音楽を聴いて当時のことを思い出す	特別養護老人ホーム
●家族からの差し入れ、晩酌	特別養護老人ホーム
●入浴（ゆず湯、菖蒲湯など）	特別養護老人ホーム
●おしぼりやエプロン等を畳む軽作業の手伝い	特別養護老人ホーム
●食事、お風呂	グループホーム
●イベント（移動動物園、モルック大会など）	グループホーム
●家族との面会、外泊、家族との記念写真撮影	グループホーム
●習字	グループホーム
●ハンドネイル、ハンドマッサージ（社会福祉協議会から講師を派遣してもらい実施）	グループホーム
●ヘルパーとの会話	訪問介護
●買い物	訪問介護
●ヨガなど、身体を動かすこと	通所介護
●他の利用者とのおしゃべり	通所介護
●送迎の際のドライブ（季節の花が咲いている道を通るなど）	通所介護
●体力測定に向け、片足立ちなどを家で練習してくる方がいる	通所介護
●デイサービスでカラオケ	訪問看護
●音楽を聴いたり歌ったりする	訪問看護
●昔やっていた活動を再度行う（俳句、裁縫など）	訪問看護
●脳活ドリル	訪問看護
●体操や運動	訪問看護
●料理、塗り絵、アート活動、クイズ、ゲーム、ペットボトルボウリング	訪問看護
●散歩、花見	訪問看護

【やってみたいこと】

内容	事業者
●ずっと働いていたい	グループホーム
●化粧やおしゃれをしてずっとキレイでいたい	グループホーム

認知症のある利用者を介護・支援するうえでの困りごと

【認知症のある利用者についての困りごと】

内容	事業者
●人によって症状は様々で、同じ人でも日々違う症状がある	特別養護老人ホーム
●食事やおむつ使用への抵抗	特別養護老人ホーム
●職員への暴力、暴言	特別養護老人ホーム
●昼夜逆転による夜間の対応	特別養護老人ホーム
●妄想、幻想、幻聴	グループホーム
●入居者同士のトラブル	グループホーム
●利用者からの迷惑行為	訪問介護
●物価高を理解してもらえず、以前の金額で買い物を依頼される	訪問介護
●痛みに鈍い方が多いので、怪我の箇所などが分からない。家で転倒した可能性があっても、単身世帯だと分からない	通所介護
●通院するよう依頼しても忘れてしまう	通所介護
●送迎車を一人で降りようとして危険。説明しても忘れてしまう	通所介護
●同じことを何回も質問するため、他の利用者がイライラしてしまう	通所介護
●薬の重複、飲み忘れ	訪問看護
●物盗られ妄想、暴言、暴力	訪問看護
●意欲の低下	訪問看護
●火の始末ができなくなる	訪問看護
●便を投げるなどの不潔行為	訪問看護
●自宅にいないのに夕方になると「家に帰る」と言い、徘徊してしまう	訪問看護
●介護拒否、おむつ使用拒否	訪問看護

【事業者としての困りごと】

内容	事業者
●入居者の9割が認知症のある方なので、複数人への対応に苦慮している	特別養護老人ホーム
●職員の人材不足により、認知症のある方に対する経験が浅い方も採用せざるを得ない状況になっている。法令で定められている人員配置基準は満たしているが、今の職員だけで運営することには不安がある	グループホーム
●介護職員不足への対策として、奨学金が免除になる制度があるが、返済免除期間の5年を過ぎると辞めてしまう人が多い	グループホーム
●本人の意思で自由に外出してもらいたいが、職員が付いていく必要があるので、人員の調整がつかないときは、外出を我慢してもらったり日程調整をすることが必要となる	グループホーム
●夜間の対応	グループホーム
●感染症、クラスター対策	グループホーム
●利用者がサービス利用日を忘れてしまい、介護保険制度上10割分のキャンセル料金が発生してしまう（労働基準法上従業員へは全額報酬を支払わなければならない）	訪問介護
●ヘルパーの高齢化、若手人材の不足	訪問介護

【利用者以外についての困りごと】

内容	事業者
●利用者だけではなく、世帯が抱えている複合的な問題への対応	訪問介護
●同居していない家族からの無理な要望や意見への対応	訪問介護

認知症のある利用者を介護・支援するうえで工夫していること

【利用者への接し方】

内容	事業者
●傾聴の姿勢。本人を否定せず、受け入れる。その方の世界観に合わせた対応をする。自尊心を尊重する。相手を敬うような話し方を心がける	特別養護老人ホーム
●散歩や家族との面会で気分転換をしてもらい、本人が落ち着く環境を作る	特別養護老人ホーム
●声に出して笑ってもらう。歌を歌ってもらう	特別養護老人ホーム
●言葉遣いに気を付ける。相手の尊厳を尊重して接する	グループホーム
●認知症ではない方と同様に接するよう心掛ける	通所介護
●対等な関係で誠意を持って接する。馴染みの関係を構築する	訪問看護
●会話が楽しい雰囲気づくりをする	訪問看護
●本人の好きなことや、昔の仕事内容、自慢話などを聞き出す	訪問看護
●本人の話を否定せず傾聴する。場合によっては話題を変える	訪問看護
●安心感を与えるため、適度にスキンシップをとる	訪問看護

【対応で工夫していること】

内容	事業者
●夜間対応の際にセンサーやカメラを活用する	特別養護老人ホーム
●本人の様子に合わせて対応する職員を変える	特別養護老人ホーム
●食事、入浴、行事等において季節感を大切にする	特別養護老人ホーム
●時間をかけて信頼関係を構築することが必要。うまく対応できないときは対応する職員を交代する	グループホーム
●入居者同士のトラブルがあったときは、共用スペースなどの席の配置を工夫する	グループホーム
●食事の準備や掃除、洗濯を手伝ってもらう	グループホーム
●カレンダーを見やすい位置に置く	訪問介護
●嗜好品などは自分で買いに行ってもらう	訪問介護
●ものをなくしてしまったときに、できる限り自分で探してもらう（自分で見つけられるようにヒントを伝える）	訪問介護
●利用者に同意を得て部屋の写真を撮影し、いつもと同じ場所にものを配置する	訪問介護
●体力測定をグラフ化し、前回の数値と比較することで成果が分かりやすく、目標設定し易い工夫をしている。良い結果だと本人や家族も喜んでいる	通所介護
●何回も同じ質問をする方に対して、同じ回答をするのではなく、相手に少し考えてもらうようにしている	通所介護
●回想法が効果的	訪問看護

【その他工夫していること】

内容	事業者
●地域との繋がりや啓発活動のため、SNSなどを活用する	特別養護老人ホーム
●介護職、薬剤師、医師との情報共有や連携	訪問看護

地域や行政に対する期待、要望

【行政への要望】

内容	事業者
●新型コロナウイルス感染拡大で地域との交流が遮断してしまったため、つながりを強化するために行政の力を借りたい	特別養護老人ホーム
●以前は葛飾区の職員などが施設へ研修に来ていた。認知症のある方を理解するうえで大切なことだと思うので、再開してみてはどうか	特別養護老人ホーム
●おでかけあんしんシールを貼る位置を統一してみてはどうか	訪問介護
●経験が少ない新人スタッフだと認知症のある方への対応がうまくできないことがある。具体的なケアや接し方などが学べる研修を開催してほしい	通所介護

【理解、普及啓発】

内容	事業者
●認知症への理解促進のため、地域への啓発活動に力を入れてほしい	特別養護老人ホーム
●徘徊してしまったときの地域での理解	グループホーム
●若年層の認知症への理解、普及啓発（介護職員不足の解消にも繋がるかもしれない）	グループホーム
●認知症に対してネガティブなイメージが強いので、ポジティブなイメージを持ってもらうための取組をしてほしい	グループホーム
●関係機関の認知症に対する理解を深めてほしい	訪問介護
●予防が重要なので、認知症予防に関する情報発信を強化してほしい	訪問看護
●若い人に興味を持ってもらうため、年齢別で啓発方法を変えてみてはどうか	訪問看護

(仮称) 葛飾区認知症施策推進計画 (骨子案)

かつしかでいつまでも。ともに考え、ともに生きる認知症

目次

第1章 計画策定について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画期間
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の推進

第2章 認知症を取り巻く状況と現状・課題

第1 国・東京都・葛飾区の状況

- 1 国の状況
- 2 東京都の状況
- 3 葛飾区の状況

第2 認知症に関する意識・意向調査及び認知症高齢者家族会等ヒアリング結果を踏まえた今後の課題

第3 現状と課題の総括

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系

第4章 施策の展開

基本目標1 誰もが認知症を知り、地域で支える

重点施策1 認知症への理解促進

重点施策2 地域のサポート体制の推進

基本目標2 認知症になっても自分らしく、尊厳と希望を持ち、安心して暮らす

重点施策3 認知症のある方への意思決定支援及び権利擁護

重点施策4 認知症のある方及び家族等の地域への参画と意思表示支援

重点施策5 認知症のある方や家族に対する相談体制・支援の充実

重点施策6 ケアの質の向上

基本目標3 早期に気づき、適切な支援につなげる

重点施策7 早期発見、早期支援

重点施策8 認知機能低下予防

民間事業者の認知症のある方への対応等に関する取組を紹介するコラム

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

令和6（2024）年1月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、第1条において、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが明記されました。

この法律に基づき、国は令和6年（2024）年12月に認知症施策推進基本計画、東京都は令和7（2025）年3月に東京都認知症施策推進計画を策定し、共生社会の実現に向けた取組を進めることとなりました。

葛飾区（以下「区」という。）では、（仮称）葛飾区認知症への理解促進に向けた条例を制定し、認知症のある方の意思が尊重され、その人らしく生きられる地域共生社会の実現に向けた基本理念を定め、取組を進めることとなりました。

この条例に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、（仮称）葛飾区認知症施策推進計画を策定するものです。

2 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

3 計画の位置付け

本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に定める「市町村認知症施策推進計画」として、国や東京都の関連計画、区他計画との調和を保ちつつ策定しています。

4 計画の推進

区は、認知症のある方及びその家族並びに関係機関と連携し、計画に定める取組を推進するとともに、それぞれの取組の進行管理や課題の検討を行います。

（1）葛飾区認知症施策推進幹事会の運営

福祉部長を幹事長、関係各課長を幹事とする「葛飾区認知症施策推進幹事会」を設置し、庁内の調整を行います。

（2）葛飾区認知症施策推進委員会の運営

学識経験者、認知症のある方及びその家族、医師会等からなる「葛飾区認知症施策推進委員会」を設置し、様々な立場の委員から幅広く意見を伺い、計画を推進していきます。

第2章 認知症を取り巻く状況と現状・課題

第1 国・東京都・葛飾区の状況

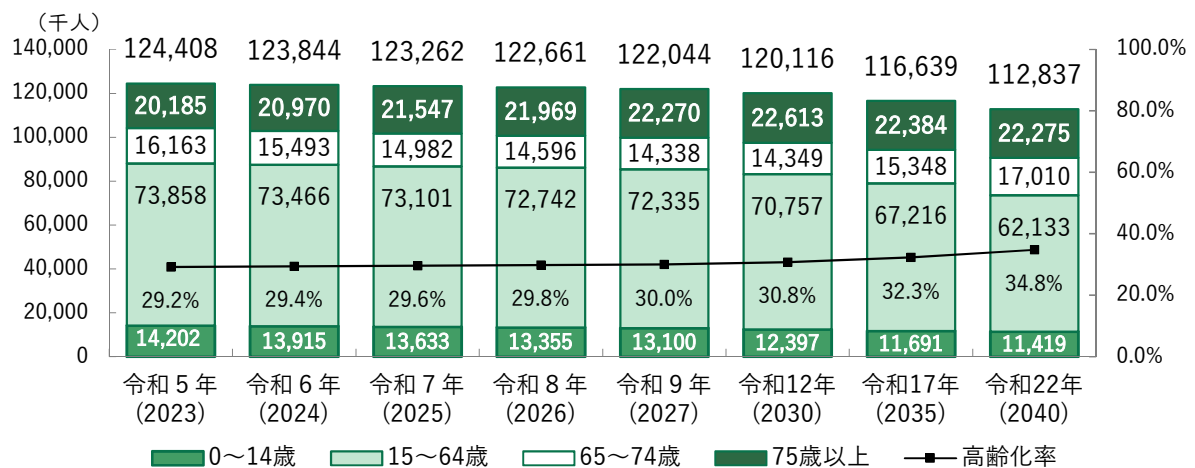
1 国の状況

(1) 人口と世帯数等の推移

ア 将来推計人口

総務省統計局の人口推計によると、令和6（2024）年6月1日における国内の総人口は約1億2,398万人です。このうち、65歳以上の高齢者数は3,626万人を数え、高齢化率は29.2%となっています。

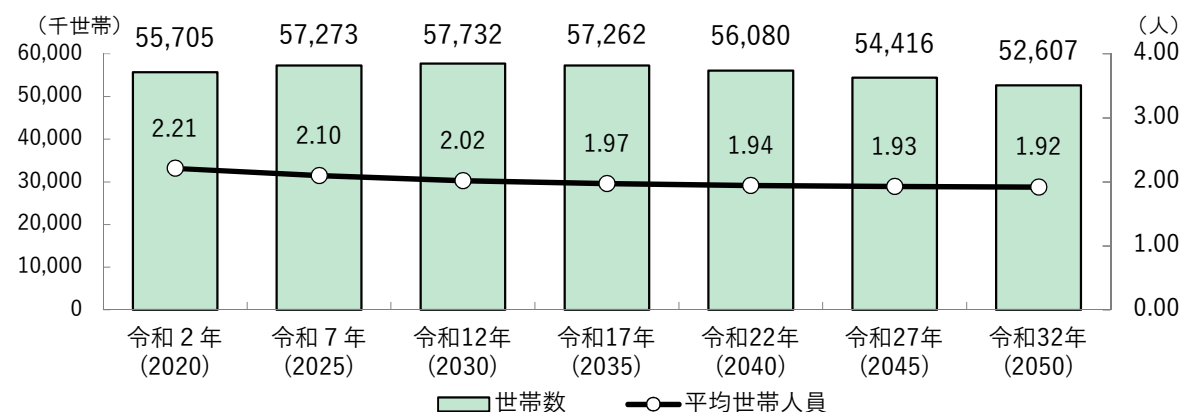
国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」では、令和22（2040）年には国内の人口が約1億1,284万人になると予測しており、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口が増加し、高齢化率は令和8（2026）年には29.8%、令和22（2040）年には34.8%まで上昇する見込みとなっています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（各年10月1日時点）

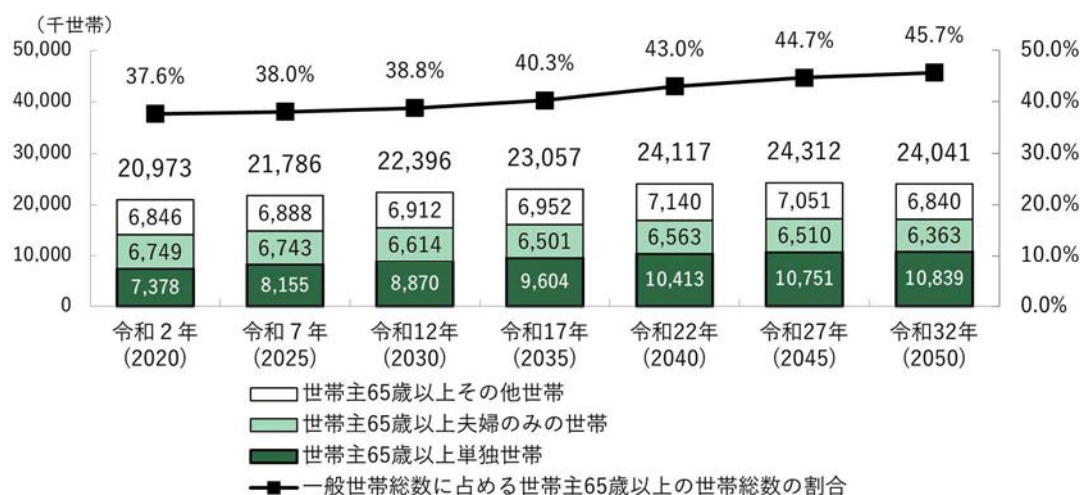
イ 世帯の状況

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計（令和6（2024）年推計）」によると、国内の世帯数は令和12（2030）年に約5,773万世帯まで増加しますが、以降は減少して令和32（2050）年には約5,261万世帯になる見込みです。「世帯の単独化」が進み、平均世帯人員は令和17（2035）年に2.0人を下回る見込みとなっています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（令和6（2024）年推計）」（各年10月1日時点）

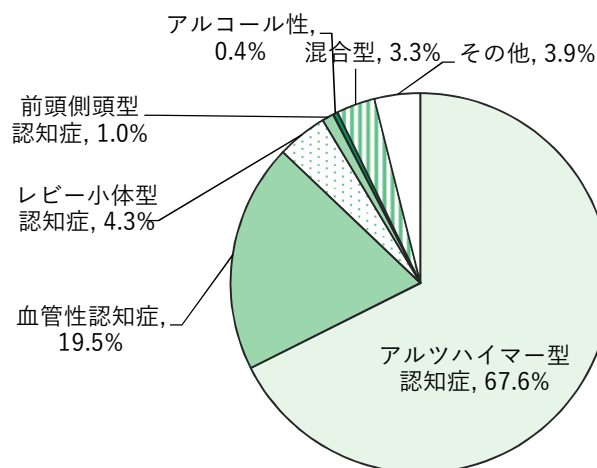
世帯主が 65 歳以上の世帯数は、令和 2（2020）年の約 2,097 万世帯から令和 32（2050）年には約 2,404 万世帯まで増加すると見込まれています。特に単独世帯の増加が大きく、令和 2（2020）年の約 738 万世帯から令和 32（2050）年には約 1,084 万世帯に達すると予測されています。一般世帯数に占める世帯主 65 歳以上世帯の割合は、令和 2（2020）年の 37.6%から令和 32（2050）年には 45.7%まで上昇する見込みです。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(令和6（2024）年推計)」
(各年10月1日時点)

(2) 認知症高齢者数等の推計

認知症は、様々な脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、認知機能（記憶、判断力など）が低下して、社会生活に支障をきたした状態をいいます。認知症の原因となる病気について、代表的なものは以下のとおりです。



資料：厚生労働省「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能への障害への対応」(平成25（2013）年5月報告)

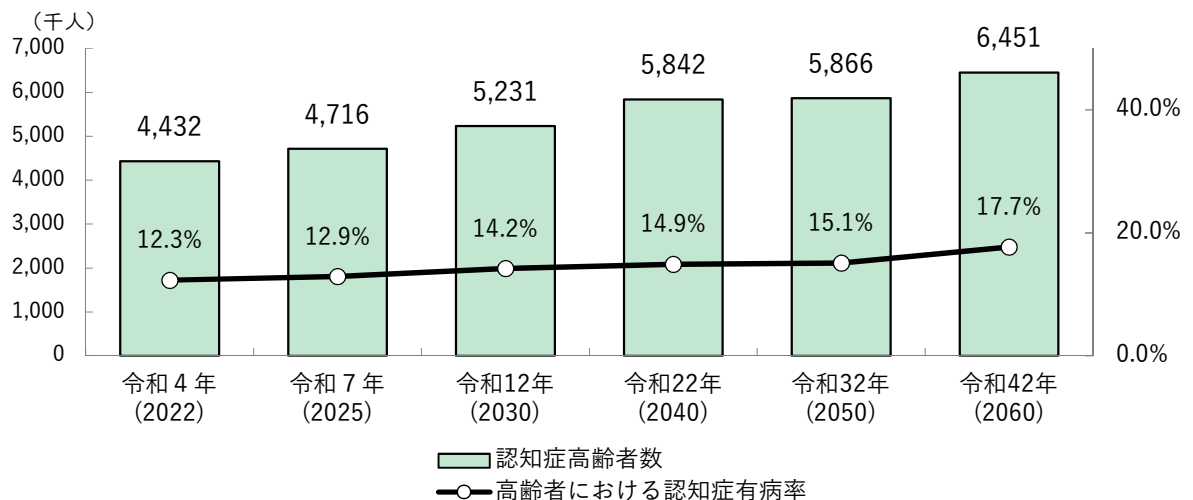
認知症では、もの忘れ(記憶)、理解・判断力などの認知機能の障害に加え、「BPSD（認知症の行動・心理症状）」と呼ばれる不安や抑うつ、怒りやすくなることや攻撃的になる（暴言・暴力）、徘徊や妄想、幻覚などの症状もみられます。

認知症の早期発見・早期対応により、適切な医療・介護等が受けられる環境を整え

るとともに、認知症のことを知る、理解を深めることが大切です。

急速な高齢化の進展に伴い、国内の認知症のある方の人数は増加しています。厚生労働省の「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」によると、令和4（2022）年の認知症の高齢者数は約443万人と推計され、認知症の有病率が今後も一定と仮定すると、令和22（2040）年にはその人数が約584万人となると推計されています。

認知症の有病率は、令和4年の12.3%から令和42年には17.7%へと上昇する見込みです。



資料：厚生労働省「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5（2023）年度）

※2022年の4地域（福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町、島根県海士町）から得られた認知症者の性年齢階級別有病率が2025年以降も一定と仮定し、国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口：性年齢階級別人口分布・出生中位（死亡中位）推計を用いて推計

また、令和4（2022）年の軽度認知障害（MC I : Mild Cognitive Impairment）の高齢者数は約559万人と推計されています。軽度認知障害は、同じ年代の人と比べて認知レベルが低下しているが日常生活を基本的には正常に送ることができる、もの忘れはあるが認知症ではない、認知症の前段階ととらえることができます。認知症及び軽度認知障害の合計は1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備群といえる状況にあります。

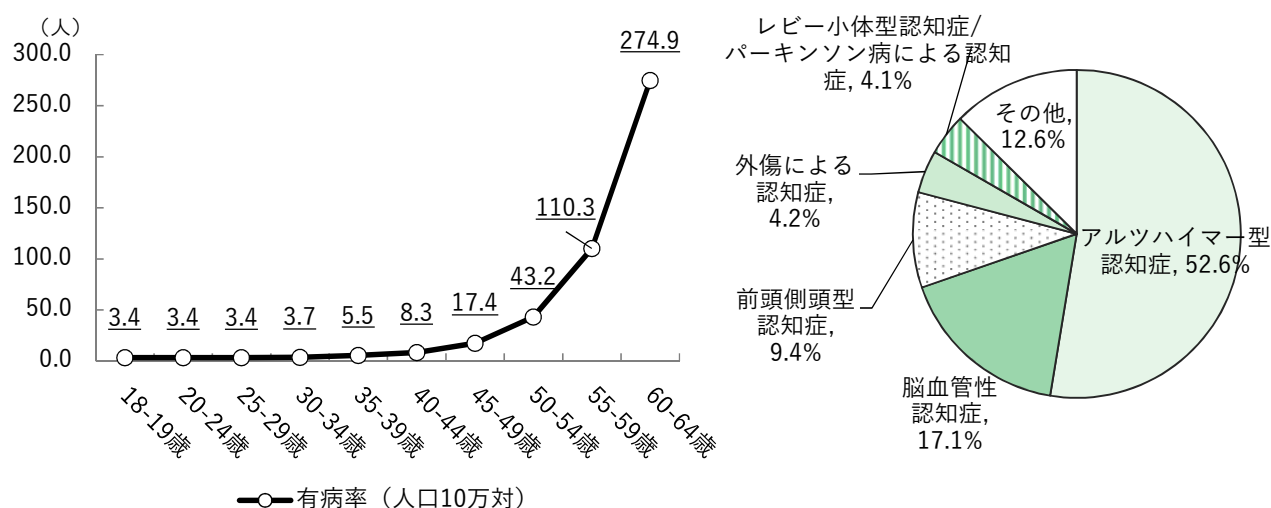
軽度認知障害の有病率が今後も一定と仮定すると、令和22（2040）年には約613万人となり、高齢者の約3.3人に1人が認知症又は軽度認知障害になると見込まれています。

(3) 若年性認知症者数の推計

認知症は、一般的には高齢者に多く発症しますが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされます。日本医療研究開発機構(AMED)認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」(令和2年3月)によると国内の若年性認知症の人数は35,710人と推計されています。人口10万人当たりの有病率は50.9人で、男性に多い傾向があり、発症年齢は平均で54.4歳です。

有病率は年齢が上がるにつれて増加し、18～19歳から40～44歳までは人口10万対で3.4～8.3人と低い水準にとどまるものの、45～49歳以降から顕著に上昇し、60～64歳では274.9人に達するとされています。

認知症の原因としては、アルツハイマー型認知症が最も多く52.6%を占め、次いで脳血管性認知症が17.1%、前頭側頭型認知症が9.4%と続き、その他の疾患や外傷、レビー小体型認知症・パーキンソン病による認知症も一定割合存在します。



資料：日本医療研究開発機構(AMED)認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」(令和2(2020)年3月)

(4) 認知症施策に関する国の動向

国では、認知症のある方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、以下の施策を推進しています。

ア 「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を見据え、認知症のある方を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症のある方に寄り添いながら、認知症のある方が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境を整備することが求められています。このため、平成27(2015)年1月27日に策定され、各自治体の第7期介護保険事業支援計画(平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)の策定に合わせて平成29(2017)年7月に改定されました。7つの柱に沿って施策に取り組んでおり、認知症サポーターの人数や認知症初期集中支援チーム設置市町村数、認知症カフェ等の設置市町村数などを目標値として定めています。

【具体的な施策（7つの柱）】

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

イ 認知症施策推進大綱（令和元（2019）年6月18日 認知症施策推進関係閣僚会議決定）

認知症は誰にとっても身近なものであり、認知症のある方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指しています。「共生」は認知症のある方が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることを、「予防」は「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

【具体的な施策】

- ① 普及啓発・本人発信支援
- ② 予防
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

ウ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」） （令和5（2023）年6月14日）

認知症のある方を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を目指して、令和6（2024）年1月1日に施行されました。これにより、認知症のある方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部が設置され、認知症のある方や家族等により構成される認知症施策推進会議の意見を聴きながら、認知症施策推進基本計画が策定されました。計画期間は令和6（2024）年12月～令和11（2029）年度までのおおむね5年間です。

【認知症施策推進基本計画の基本的施策】

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備等
- ⑦ 研究等の推進等
- ⑧ 認知症の予防等

2 東京都の状況

東京都では、認知症のある方を含めた都民一人一人が支え合いながら共生し、認知症のある方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる東京の実現に向けて、以下の施策を推進しています。

ア 第9期東京都高齢者保健福祉計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

「認知症施策の総合的な推進」を重点分野に位置付け、認知症のある方が容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者等、様々な地域資源が連携したネットワークを構築することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現を目指しています。

イ 東京都認知症施策推進計画（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）

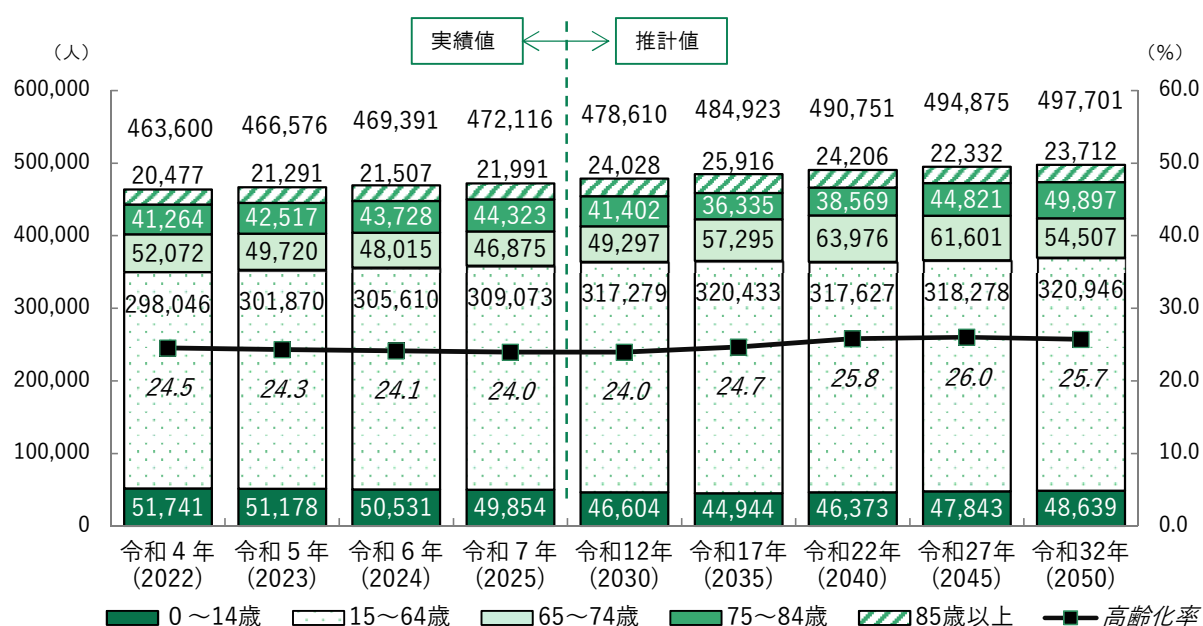
認知症基本法第12条に基づき、東京都の実情に即した計画が策定されました。

3 葛飾区の状況

（1）葛飾区の状況

ア 将来推計人口

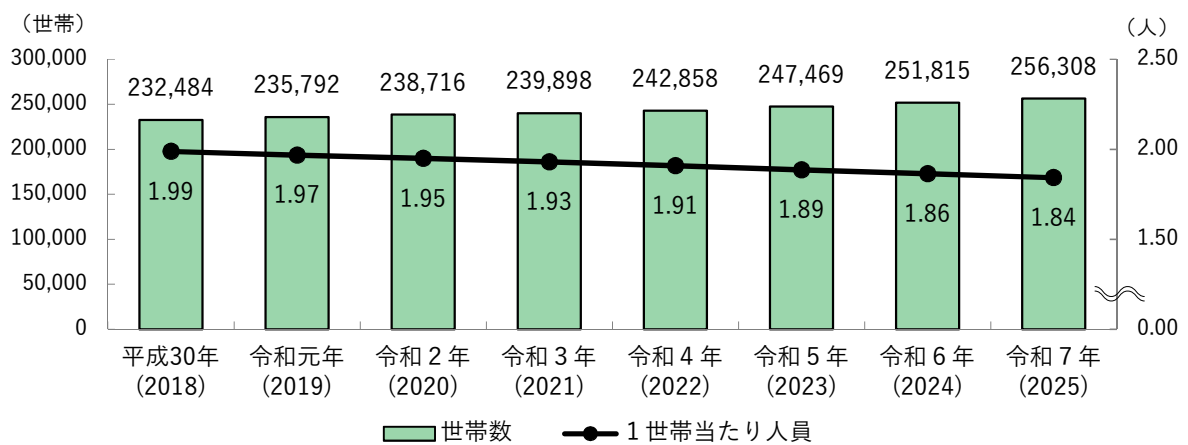
区の人口（住民基本台帳人口）は、令和7（2025）年7月1日現在で472,116人と、前年同月に比べて2,725人増加しています。令和7（2025）年の高齢化率は24.0%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢化率は25.8%となり、その後は75～84歳以上人口の増加が見込まれています。



資料：令和7（2025）年まで：葛飾区の世帯と人口（各年7月1日）
令和8（2026）年以降：コーホート変化率法を用いて算出

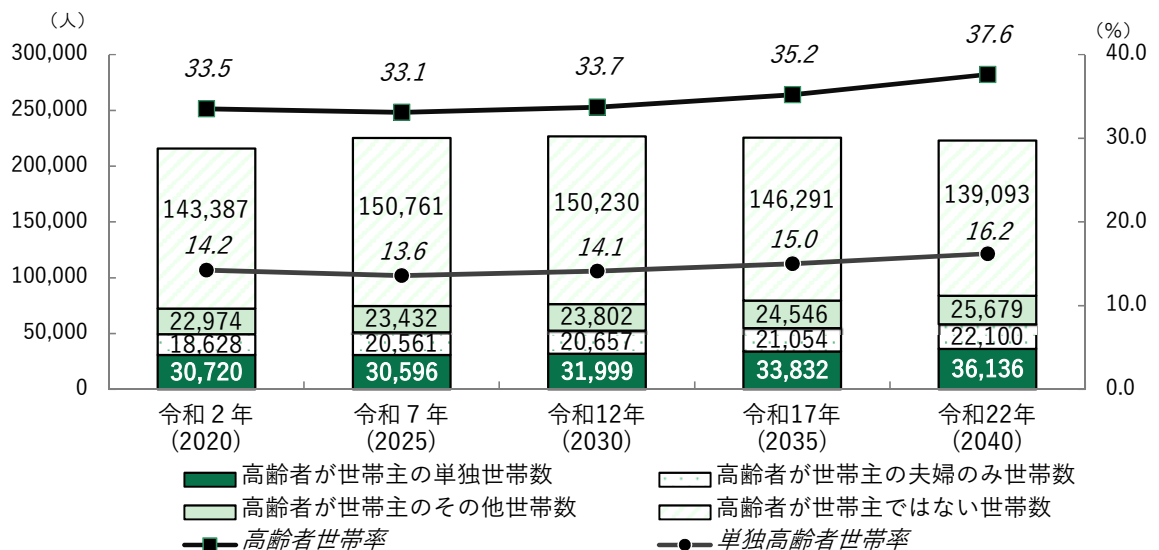
イ 世帯の状況

世帯数は、令和 7（2025）年 7 月 1 日現在で 256,308 世帯です。世帯数は増加傾向で推移していますが、1 世帯当たり人員は減少しています。



資料：葛飾区の世帯と人口（各年 7 月 1 日）

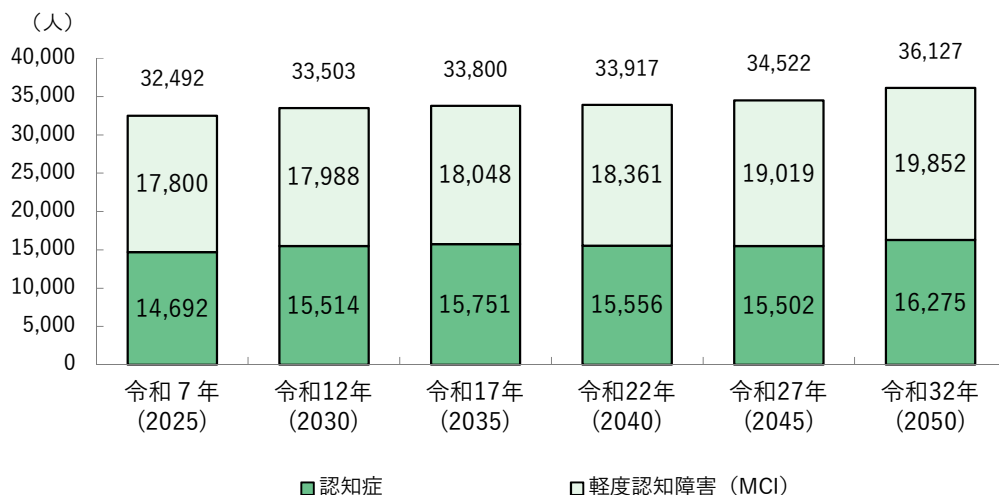
令和 2（2020）年の単独高齢者世帯の割合は 14.2%で、令和 7（2025）年には 13.6%、令和 22（2040）年には 16.2%となる見込みとなっています。



資料：東京都世帯数の予測（統計データ）（令和 6（2024）年 3 月）

ウ 認知症高齢者数の推計

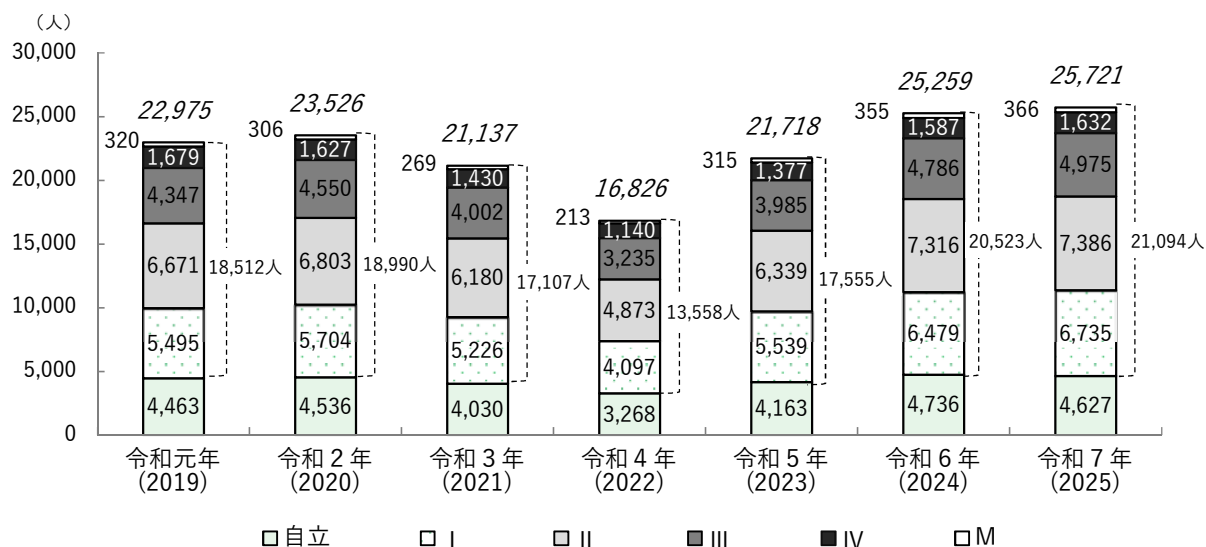
認知症高齢者数は、令和 7（2025）年から、令和 22（2040）年には 864 人増加、軽度認知障害（MC I）は 561 人増加する見込みとなっており、高齢者全体に占める認知症高齢者数の割合は約 12%、軽度認知障害（MC I）を含めると約 27%となることが予測されます。



資料：葛飾区の将来推計人口に、「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授）の有病率を用いて算出

エ 高齢者の日常生活自立度

要支援・要介護認定者のうち何らかの認知症の症状を有する人（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）は、令和7（2025）年3月末現在で、21,094人です。



資料：主治医意見書自立度調査（各年3月31日）

※自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している

※自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

※自立度Ⅲ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。

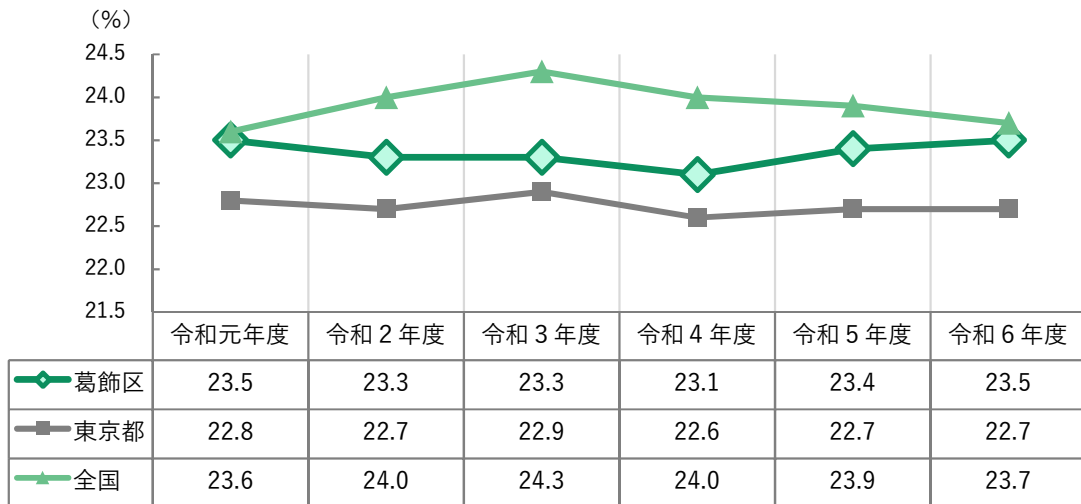
※自立度Ⅳ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。

※自立度M：著しい精神状態や問題行動あるいは重篤な心身疾患が見られ、専門医療を必要とする。

※新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活自立度の認定調査を経ていない、日常生活自立度「不明」の人数を除いている。

オ 要支援・要介護認定者の認知症の有病割合の比較

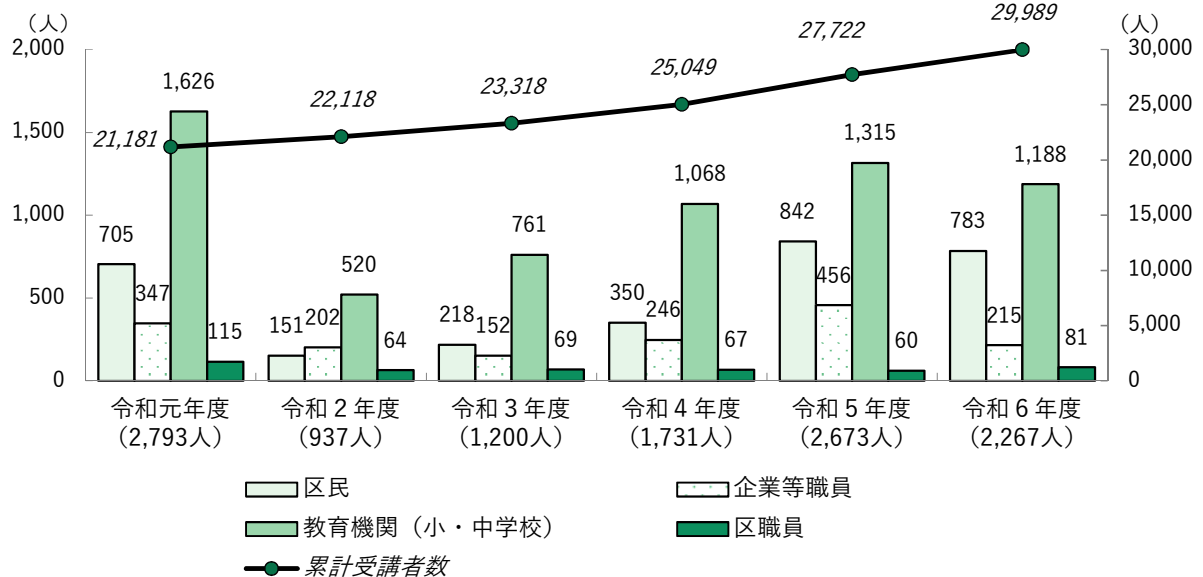
葛飾区の割合は、全国を下回っていますが、東京都を上回っています。



資料：地域包括ケア担当課資料（KDB「地域の全体像の把握」）

カ 認知症サポーター養成講座

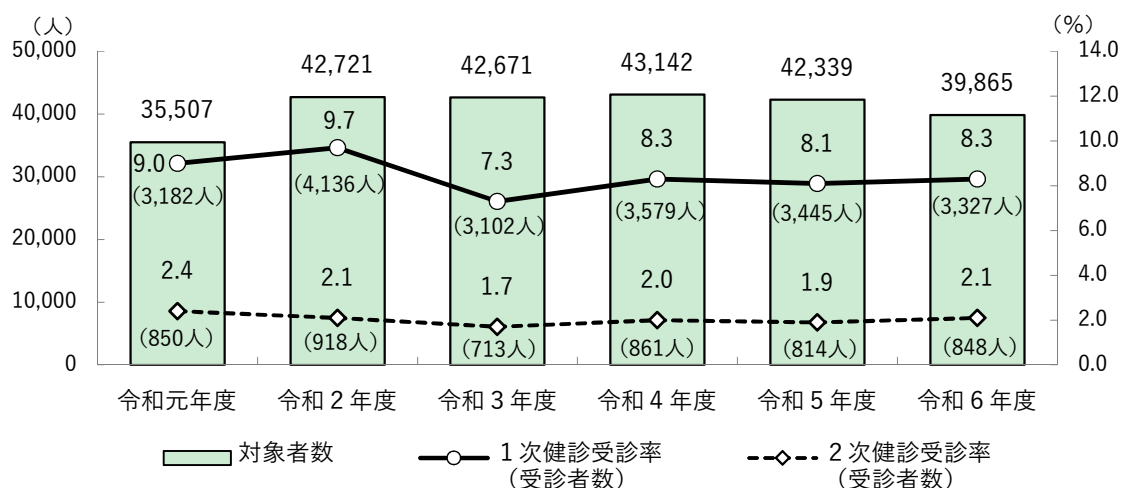
認知症サポーター養成講座の受講者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2（2020）年度に減少しましたが、その後は増加傾向にあります。令和5（2023）年5月に新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」に移行し、令和5（2023）年度の受講者数は令和元（2019）年度と同程度となりました。令和6（2024）年度末の累計受講者数は29,989人です。



資料：高齢者支援課資料（認知症サポーター養成講座受講者数）

キ もの忘れ予防健診

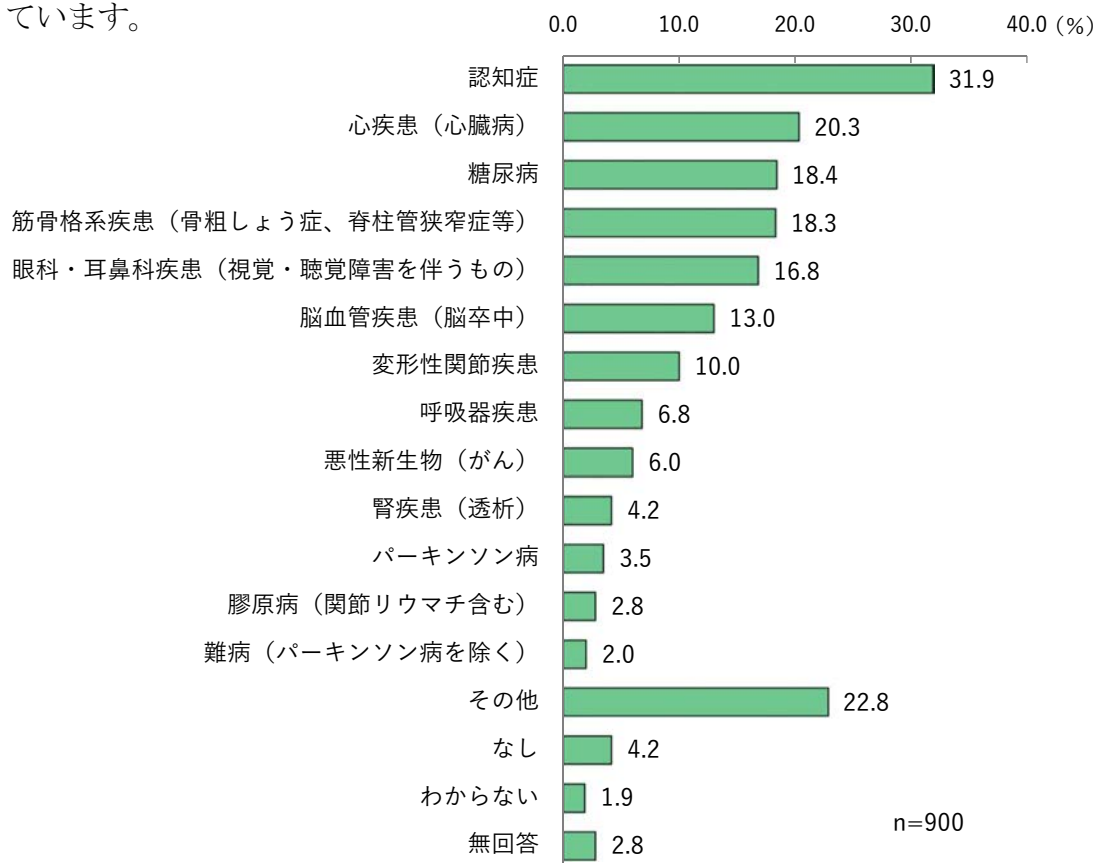
令和2（2020）年度から対象者年齢を68～75歳に拡大しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和3（2021）年度以降は受診率が減少傾向です。令和6（2024）年度の受診者数は3,327人で受診率は8.3%となっています。2次健診受診率は2%程度で推移しています。



資料：高齢者支援課資料（令和元（2019）年度の対象者年齢は68～72歳と75歳）

ク 要介護1以上の人が抱えている傷病

在宅で生活をしている要介護1以上の認定を受けている方を対象として、令和6（2024）年度に実施した「在宅介護実態調査」では、現在抱えている傷病は「認知症」31.9%が最も高く、次いで「心疾患（心臓病）」20.3%、「糖尿病」18.4%と続いています。

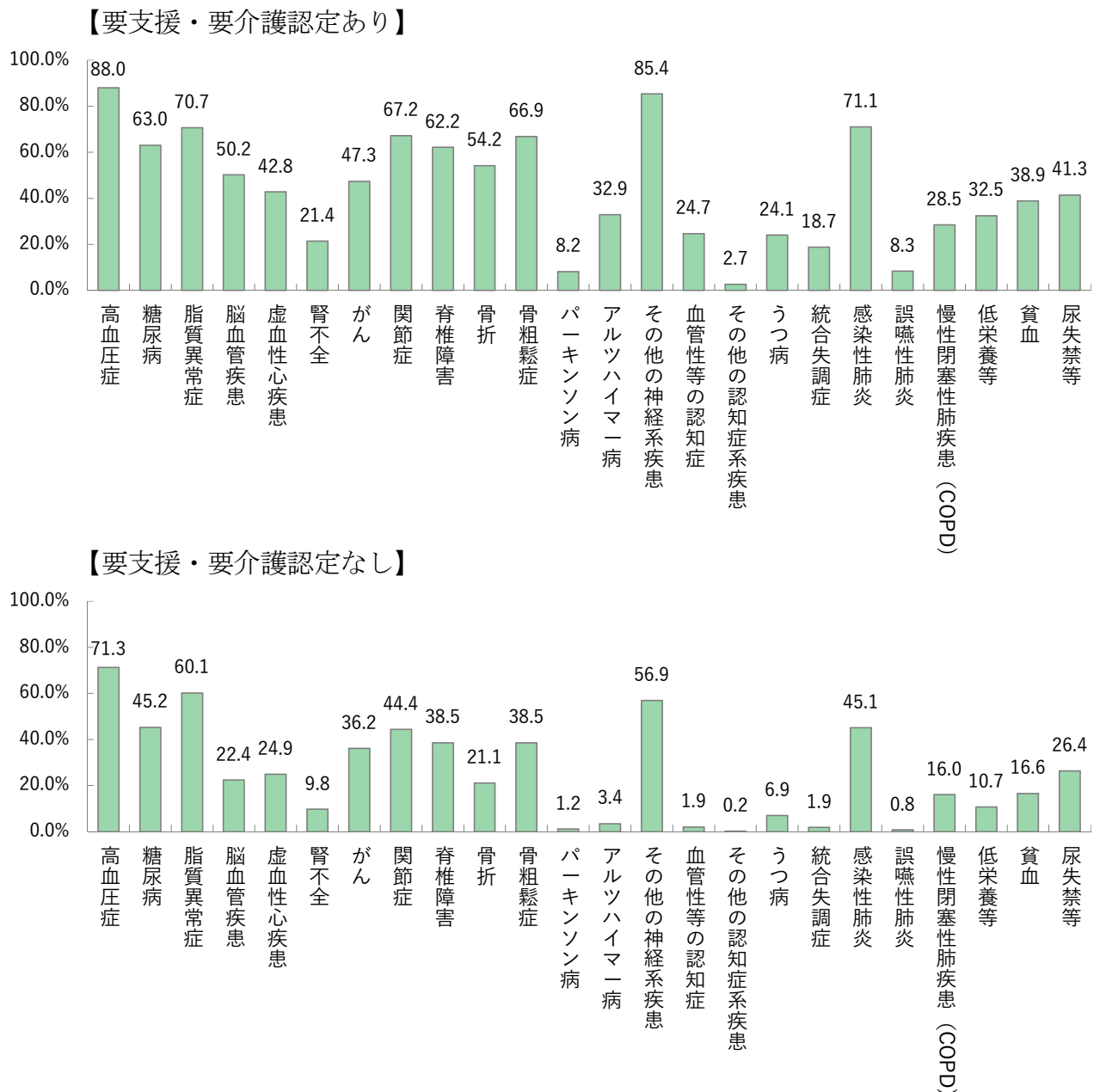


資料：令和6（2024）年度「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」結果報告書

ケ 要支援・要介護認定有無別の有病率（疾病別）

後期高齢者の医療（診察）と介護保険の状況を分析すると、要支援・要介護認定を受けた方で、認知症の原因となる疾病の有病率は「アルツハイマー病（アルツハイマー型認知症）」32.9%が最も高く、次いで「血管性等の認知症」24.7%が続いています。

一方、要支援・要介護認定を受けていない方にも、「アルツハイマー病（アルツハイマー型認知症）」3.4%、「血管性等の認知症」1.9%などの認知症の原因となる疾病が見られます。



資料：地域包括ケア担当課資料

（KDB「後期高齢者の医療（健診）・介護実況」令和7（2025）年3月診療分（令和7（2025）年7月作成）

(2) 認知症に関する意識・意向調査結果の概要

認知症に関する認識や理解、社会参加の機会、そして望まれる施策について把握するために、満 18 歳以上の区民 2,900 人と、認知症のある方やその家族 100 人を対象に実施しました。

ア 認知症との診断を受けている方について

認知症と診断されている方々は、家族や友人との会話 (40.0%)、お気に入りの場所で過ごすこと (32.3%)、体を動かすこと (26.2%) を主な楽しみとしています。今後の生活については、53.8%が家族の支援や介護保険サービスを利用して自宅で生活することを希望しており、介護保険サービスについては 63.1%が「できるだけ利用したい」と積極的な意向を示しています。現在の不安としては、「家族に身体的・精神的負担をかけるのではないか」(35.4%)、「周囲に迷惑をかけてしまうのではないか」(30.8%) が上位を占めており、自身の能力低下や外出時の不安も挙げられています。認知症に関する相談窓口では、「高齢者総合相談センター」が 47.7%、「もの忘れ外来」が 41.5%と比較的認知度が高いものの、他の窓口の認知度はまだ十分とは言えません。

イ 認知症との診断を受けていない方について

認知症に対するイメージは、「症状が進行すると何もできなくなってしまう」(71.0%)、「身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる」(69.4%) といった否定的なものが根強く、約 7 割がそのように考えています。一方で、「家族や医療・介護のサポートがあれば自立した生活を送れる」と考える方も 61.6%いました。認知症のある方と近所にいた場合の対応については、「困っている様子があったら声をかける」(39.9%) が最も多いものの、「どのように接して良いかわからない」(33.9%) と戸惑いの声も多く聞かれました。

認知症予防については、「趣味を持つ」(82.1%)、「規則正しい生活習慣を送る」(80.5%) などが効果的であると認識されていますが、実際にそれらに取り組んでいる人の割合は半数程度 (趣味を持つ 49.4%、規則正しい生活 54.2%) に留まっており、意識と行動にギャップが見られます。

自身の認知症発症への不安は 73.2%と高いものの、もし発症した場合、約 8 割 (78.2%) が周囲に伝えることに抵抗がないと回答しました。しかし、認知症のある方が地域社会の中で人格を持った一人の人間として尊重されていると思うかについては、50.3%が「そう思わない」と回答しており、まだ課題がある現状が示されています。

区の認知症施策の利用状況は全体的に低く (オレンジカフェ 0.9%、もの忘れ予防健診 2.0%など)、相談窓口や病院、介護保険サービスなどの情報収集の仕組みや、正しい知識を持った支援者の養成、認知症グループホームなどの施設整備の充実が求められています。

(3) 認知症高齢者家族等ヒアリング結果概要

ア 認知症高齢者家族会へのヒアリングでの主な意見

認知症のある方々には、会話、飲食、運動、外出、音楽、仕事など、多様な「やりたいこと」や「楽しみ」があることが示されました。

しかし、家族は認知症のある方の性格変化、幻視、幻聴、物盗られ妄想、徘徊、受診拒否といった行動への対応に困惑しており、介護疲れ、プライベート時間の消失、就労制限などの大きな負担を抱えていることが明らかになりました。

区に対しては、社会福祉協議会や生活保護担当部署など、関係機関・部署との連携強化が強く求められています。また、家族が認知症の症状に気づいた際の相談先が不明瞭であったり、区のウェブサイトが必要な情報にアクセスしにくいといった意見や、もの忘れ予防健診の対象年齢見直し、イベントを通じた地域住民への普及啓発の強化、近隣住民との顔見知りの関係構築を促す施策、そして認知症予防に関する情報発信の強化などが要望されました。

イ 介護事業者へのヒアリングでの主な意見

介護現場では、職員不足が深刻であり、認知症対応の経験が浅い職員を採用せざるを得ない状況や、人員不足により本人の希望する外出を制限せざるを得ない実態が報告されました。

事業者は、認知症に対するネガティブなイメージが社会に浸透していることに危機感を抱いており、ポジティブなイメージ形成に向けた区の取り組みを期待しています。また、地域全体で認知症への理解を深めるための普及啓発や、地域との連携強化、認知症予防に関する情報発信の強化が重要であるとの認識が示されました。

(4) 認知症施策に関する葛飾区の動向

葛飾区では、区民一人一人が互いの人権を尊重し、認知症のある方もない方も安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、以下の計画等において認知症施策を位置づけ、推進しています。

ア 葛飾区基本計画（令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）及び葛飾区中期実施計画（令和6（2024）年度～令和9（2027）年度）

葛飾区基本計画の健康・福祉分野において、政策6「高齢者支援」、施策3「高齢者要介護・自立支援」の中で、「高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします」として、認知症への支援に取り組んでいます。

葛飾区中期実施計画では、「認知症事業の充実」を計画事業に位置付け、幅広い世代に認知症への正しい理解を広める「普及啓発」、認知症を早期に発見し、適切な支援につなげる「早期発見・早期支援」、認知症により徘徊する方を早期に発見、保護することで高齢者の身体・生命の安全を守るとともに、万が一の事故等に備え家族の安心につなげる「認知症高齢者徘徊対策」に取り組み、地域全体で認知症のある方を支える仕組みを含め、認知症のある方やその家族を支援していく体制を強化します。

イ 第9期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、基本目標2「いつまでも安心して暮らす」、施策2「認知症高齢者施策の充実」において、「認知症事業の充実」を計画・重点事業に位置付けています。

ウ 第6期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）

「被虐待者の認知症の症状」は高齢者虐待の発生要因の一つであり、認知症の症状がある高齢者だけでなく、介護している家族等への支援が必要な背景があることから、「孤立しない地域づくり」「認知症対策の推進」「養護者支援の強化」を重点施策に位置付け、高齢者虐待の防止に取り組んでいます。

エ 第2期葛飾区成年後見制度利用促進基本計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）

成年後見制度の利用が必要な区民が必要な支援を受けられるよう、支援体制の整備や制度運用の促進を図ることによって、本人の社会参加を促進するとともに地域全体で支え合う地域共生社会の実現に取り組んでいます。

権利擁護支援の必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに本人や後見人などの支援、本人の意思決定支援を土台とした身上保護や財産管理などの支援等を行います。

オ 第2期葛飾区地域福祉計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）

全ての区民が地域で共に生活していく地域共生社会の実現に向けて、公民協働による地域福祉を推進しています。

基本目標1「区民の地域社会への参加促進と地域福祉の担い手づくり」の取組方針5として、障害のある方や認知症のある方など、様々な区民が地域社会に参加する取組の促進に取り組んでいます。

カ 葛飾区人権施策推進指針（令和2（2020）年3月）

基本理念を「全ての政策・施策・事業を通じて、互いの人権を尊重し、平和で平等な社会を実現します」として、高齢者の権利擁護の取組の推進や虐待ゼロの地域社会づくり、地域の中で安心して暮らせる認知症共生社会を目指すことなどを施策の方向性に位置付けています。

キ 第3次かつしか健康実現プラン（令和7（2025）年度～令和12（2030）年度）

基本目標1「すべての区民の健康づくりの推進」、基本施策4「高齢者の健康づくり」において、高齢期になると加齢に伴い、筋力、食欲、認知機能など心身の活力

が低下してフレイル状態になりやすくなることから、「高齢者の介護予防事業」「認知症施策の推進」を重点事業に位置付けています。

ク 葛飾区移動等円滑化促進方針（令和7（2025）年3月）

誰もが移動・利用しやすい「施設等のバリアフリー化の推進」、相互理解と普及・広報・啓発による「心のバリアフリー化の推進」及び全ての人に適切に情報を届ける「情報のバリアフリー化の推進」という3つの基本方針と、それらに基づく取組を掲げ、区、施設管理者、交通事業者、道路管理者等の関係者が連携して、区全域のバリアフリー化を推進しています。

第2 認知症に関する意識・意向調査及び認知症高齢者家族会等ヒアリング結果を踏まえた今後の課題

区は、今後の高齢化の進展と認知症高齢者の増加、国や都の動向を踏まえ、認知症に関する意識・意向調査（以下「意識・意向調査」という。）結果及び認知症高齢者家族会等ヒアリング（以下「ヒアリング」という。）結果等を分析した結果、次の8つの課題に対応していく必要があります。

課題1 認知症に対するネガティブなイメージの払拭

認知症に対して約7割の方が「症状が進行すると何もできなくなってしまう」「身の回りのことができなくなるため、介護施設に入ることが必要になる」といったネガティブなイメージを抱いており、特に若年層でその傾向が強く見られます。また、認知症のある方への接し方に戸惑う声が多く、地域において認知症への誤解や偏見が根強いことが示唆されています。全ての世代に対し、「新しい認知症観」に基づいた正しい知識を普及し、認知症に対する否定的なイメージを払拭していくことが必要です。

課題2 地域における認知症のある方と家族の孤立解消・支え合い体制の必要性

将来にわたる高齢者人口の増加、特に高齢者の単独世帯の増加は、地域における認知症のある方へのきめ細かな見守りや支援をより困難にする可能性があり、地域全体で認知症のある方とその家族を支える体制の整備が喫緊の課題となっています。介護疲れを訴える声も多く、介護者だけでなく、身近な人同士の支え合いを可能とする地域基盤の強化が求められています。

課題3 認知症のある方の意思決定支援と権利擁護の必要性

意識・意向調査では、認知症のある方が地域社会の中で人格を持った一人の人間として尊重されていないと感じる方が半数以上おり、その理由として意思疎通の困難さや判断力の低下といったイメージが挙げられています。認知症のある方の尊厳が保持され、自らの意思に基づいた生活を送るための意思決定支援の普及と、権利擁護の取組が求められています。

課題4 認知症のある方及び家族等の社会参加機会の創出と意思表示支援の必要性

認知症のある方からは、「新たな趣味を持ちたい」「できる範囲で働きたい」「地域のお祭りや町内会の活動に参加したい」といった社会参加を希望する声が多く挙がっている一方で、認知症に対する否定的なイメージや、接し方への戸惑いといった心理的障壁が存在し、地域社会への参加機会は十分に確保されていない実態がうかがえます。認知症のある方やその家族等が自らの思いや希望を表明し、希望する活動に自由に参加できる環境づくりが求められています。

課題5 相談支援体制の充実と情報周知・多機関連携の必要性

意識・意向調査では、認知症のある方の介護者の約3割が介護疲れを訴えており、介

護負担の大きさが示唆されています。しかし、身近な相談窓口である高齢者総合相談センターの認知度が約4割、若年性認知症総合支援センターの認知度が1割未満に留まるなど、相談窓口の認知度が低いことが明らかになっています。認知症のある方やその家族が孤立することなく、早期に相談ができるよう、相談体制の整備と、身近な相談窓口の周知が不可欠です。また、複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間の課題、若年性認知症への対応など、既存事業や窓口間の連携・協力体制をさらに強化し、切れ目のない支援を提供することが求められています。

課題6 保健医療・福祉サービスの質の向上と提供体制の向上

認知症になってからも住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、認知症の進行段階に応じた適切な医療・介護サービスを切れ目なく利用できる体制の整備が重要です。ヒアリングでは、介護サービスに従事する職員の認知症対応経験の浅さなどの課題が指摘されており、認知症のある方に質の高いケアを提供できる人材の育成やサービス提供体制のさらなる強化が求められています。

課題7 認知症の早期発見・早期支援の推進と健診受診の気運醸成

認知症は早期に適切な治療や支援を受けることで、症状の改善や進行を遅らせることが可能な場合があります。しかし、認知症と診断されることへの心理的抵抗感から健診等の受診に繋がりにくい実態があり、もの忘れ予防健診の受診率が低迷しています。認知症の早期発見・早期支援の有効性について区民の理解を深め、認知症と診断されることを恐れず健診等を積極的に受診する気運の醸成を図る必要があります。

課題8 認知機能低下予防に向けた行動変容促進と効果的な啓発

意識・意向調査では、認知症予防に効果的とされる「定期的な健康診査」「趣味を持つ」「規則正しい生活習慣を送る」「閉じこもらず外出する」「友人や仲間をつくる」といった行動について、効果的と認識しているにも関わらず、実際に取り組んでいる人の割合は低いという結果が出ています。このことから、認知機能の低下を予防するため、区民が具体的な行動変容を起こせるよう、生活習慣の改善や社会参加の促進に繋がる、より効果的な啓発と支援が必要です。

第3 現状と課題の総括

高齢化の進展と認知症高齢者数の増加が予測される中、区民の間には認知症に対する根強い誤解や偏見が存在し、介護者の孤立や負担も深刻化しています。

また、認知症のある方の尊厳を守る意思決定支援や社会参加の機会の確保、相談体制・支援の充実、医療・介護の質の向上や人材確保、早期発見・予防に向けた区民の行動変容の促進も求められています。

これらの複合的な課題解決には、多角的なアプローチと区全体での緊密な連携強化が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、(仮称)葛飾区認知症への理解促進に向けた条例の基本理念を踏まえ、次のとおりとします。

認知症のある方もない方も区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができる葛飾の実現

2 基本目標

本計画は、基本理念のもと、区の認知症を取り巻く現状と課題を踏まえ、次の3点を基本目標とします。

(1) 誰もが認知症を知り、地域で支える

認知症は特別な病気ではなく、誰もがなり得る身近なものとして、全ての区民が正しい知識と理解を持つことを目指します。特に若い世代への普及啓発を強化し、認知症に対する誤解や偏見を解消するとともに、認知症のある方やその家族が地域で孤立することなく、互いに尊重し支え合える共生社会の基盤を築きます。

(2) 認知症になっても自分らしく、尊厳と希望を持ち、安心して暮らす

誰もが認知症になってからも自分自身の能力を最大限に発揮し、趣味や交流を楽しみ、地域の一員として尊重されながら自らの意思に基づいた生活を送ることができる地域づくりを進めます。また、認知症のある方やその家族が安心して生活することができるよう、必要なときに適切な相談支援を受けることができる体制や支援体制の充実を図ります。

(3) 早期に気づき、適切な支援につなげる

区民が認知機能の低下や認知症の兆候に早期に気づき、適切な医療・介護サービスや相談支援に円滑に利用できる体制を構築します。また、認知機能の低下を予防するため、生活習慣の改善や社会参加による社会的孤立の解消を進めます。

基本理念

認知症のある方もない方も区民一人一人が相互に尊重し、
支え合いながら共生し、認知症になっても住み慣れた地域で自
分らしく、安心して暮らし続けることができる葛飾の実現

現 状

認知症のある方の数は
今後も増加していく見込み

認知症に対する誤解と偏見
がある

認知症のある方が地域社会
の中で人格を持った一人の
人間として尊重されている
と思っていない方がいる

認知症のある方から、社会参
加を希望する声が挙がってい
る

区の認知症に関する取組に
ついて、認知度及び利用率
が低い

認知症のある方に対する支援
の経験が浅い介護職員が増加
している

認知症と診断されることを
恐れ、医療機関の受診を
避ける方がいる

認知機能の低下を予防する
取組に力を入れている方が
少ない

課 題

認知症に対するネガティブな
イメージの払拭

地域における認知症のある方と
家族の孤立解消・支え合い体制の
必要性

認知症のある方の意思決定支援
と権利擁護の必要性

認知症のある方及び家族等の
社会参加機会の創出と意思表示
支援の必要性

相談支援体制の充実と情報周知
・多機関連携の必要性

保健医療・福祉サービスの質の
向上と提供体制の向上

認知症の早期発見・早期支援の
推進と健診受診の気運醸成

認知機能低下予防に向けた行動
変容促進と効果的な啓発

基本目標

目標 1

誰もが認知症を知り、
地域で支える

認知症への理解促進

地域のサポート体制の推進

目標 2

認知症になっても
自分らしく、
尊厳と希望を持ち、
安心して暮らす

認知症のある方への
意思決定支援及び権利擁護

認知症のある方及び家族等
の地域への参画と意思表示
支援

認知症のある方や家族に対
する相談体制・支援の充実

ケアの質の向上

目標 3

早期に気づき、
適切な支援につなげる

早期発見、早期支援

認知機能低下予防

評価指標

第4章 施策の展開

基本目標1 誰もが認知症を知り、地域で支える

重点施策1 認知症への理解促進

すべての区民に対し認知症に対する正しい知識と理解を普及させ、認知症に対する誤解と偏見を解消するための取組を促進します。

○重点的な取組

取組名	概要	担当

○関連事業

事業名	担当

重点施策2 地域のサポート体制の推進

認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域全体で認知症のある方とその家族を支える体制の整備を進めます。

○重点的な取組

取組名	概要	担当

○関連事業

事業名	担当

基本目標 2 認知症になっても自分らしく、尊厳と希望を持ち、安心して暮らす

重点施策 3 認知症のある方への意思決定支援及び権利擁護

認知症になっても自らの意思に基づき自分らしく暮らすことができるよう、適切な支援を行う体制を整備します。

○重点的な取組

取組名	概要	担当

○関連事業

事業名	担当

重点施策 4 認知症のある方及び家族等の地域への参画と意思表示支援

認知症のある方やその家族、支援者など地域のニーズを把握し、認知症のある方の社会参加の機会の確保等を推進します。

○重点的な取組

取組名	概要	担当

○関連事業

事業名	担当

重点施策 5 認知症のある方や家族に対する相談体制・支援の充実

認知症のある方やその家族が住み慣れた地域で適切な相談支援を受け、必要なサービスを利用しながら安心して生活できる体制を整備します。

○重点的な取組

取組名	概要	担当

○関連事業

事業名	担当

重点施策 6 ケアの質の向上

認知症のある方が認知症の進行状況に応じて、自身の意向に基づき、望む場で認知症への理解に基づいた質の高い保健医療サービス及び福祉サービスを適時かつ切れ目なく利用できるよう、サービス提供体制及び連携体制の整備並びに人材育成を進めます。

○重点的な取組

取組名	概要	担当

○関連事業

事業名	担当

基本目標 3 早期に気づき、適切な支援につなげる

重点施策 7 早期発見、早期支援

認知機能検査、検査後の支援の仕組みづくりを進め、認知症を早期に発見し、軽度の認知機能障害から認知症の進行の段階に応じて適切な支援が受けられる体制づくりを推進します。

あわせて、認知症を早期に発見し適切な支援を受けることの重要性を周知し、認知症と診断されることを恐れず健診等を積極的に受診する気運の醸成を図ります。

○重点的な取組

取組名	概要	担当

○関連事業

事業名	担当

重点施策 8 認知機能低下予防

認知症の発症遅延や進行予防に効果があるといわれている運動不足の解消や生活習慣の改善に向けた取組を充実させ、社会参加の促進による社会的孤立の解消等を進めます。

○重点的な取組

取組名	概要	担当

○関連事業

事業名	担当

民間事業者の認知症のある方への対応等に関する取組を紹介するコラムを掲載

(前文)

- ・ 認知症は誰にとっても身近なものであり、認知症になってもその人の個性や能力は尊重される必要がある。
- ・ 認知症に向き合い、認知症のある方や家族の思いを理解し、共に生きる地域の一員として支え合うことが必要である。
- ・ 認知症のある方もない方も、区民が相互に尊重し合い、認知症になっても自分らしく、安心して暮らし続けられる葛飾を実現するために条例を制定する。

(目的)

- ・ 認知症のある方の意思が尊重され、その人らしく生きられる地域共生社会の実現に向けた基本理念を定める。
- ・ 区、区民及び関係機関の役割を明確にする。
- ・ 認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための必要事項を定める。

(定義)

- ・ この条例で使用する用語を定義する。

(基本理念)

- ・ 区、区民、事業者及び関係機関は、認知症に関する正しい知識及び理解に基づき、それぞれの役割を果たし、認知症のある方もない方も区民一人一人が相互に尊重し、支え合いながら共生し、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができる葛飾の実現を目指すものとする。

(区の役割)

- ・ 基本理念に基づき、国、東京都、他の地方公共団体及び関係機関と連携を図る。
- ・ 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ・ 認知症のある方及びその家族等の視点に立ち、それらの人の意思を最大限に尊重する。
- ・ 区民、事業者及び関係機関と連携し、共生社会の実現に向けて取り組む。

(区民及び事業者の役割)

- ・ 区民及び事業者は、認知症に関する正しい知識を持ち、理解を深めるよう努める。
- ・ 区民は、認知症のある方及びその家族等が安心して暮らすことができるよう、互いに支え合い、地域社会の形成に寄与するよう努める。

- ・ 事業者は、認知症のある方及びその家族が働きやすい環境の整備並びに就労継続のための配慮に努める。
- ・ 事業者は、サービスの提供に当たり、認知症のある方に対し、必要かつ合理的な配慮を行うよう努める。
- ・ 区民及び事業者は、国、都及び区の認知症施策並びに他の区民、事業者及び関係機関の取組に協力するよう努める。

(関係機関の役割)

- ・ 関係機関は、認知症のある方及びその家族に適切なサービスを提供できるよう連携に努める。
- ・ 関係機関は、専門性を生かし、地域に向けた認知症の理解促進及び啓発等に取り組むよう努める。
- ・ 関係機関は、国、都及び区の認知症施策並びに区民及び事業者の取組に協力するよう努める。

(計画の策定)

- ・ 区は、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するために区計画を策定する。
- ・ 区計画は、国の基本計画と東京都の計画を踏まえ、本条例の目的及び基本理念に基づく。
- ・ 区計画の策定及び変更には、認知症のある方及びその家族等並びにその他の関係者の意見を反映させるよう努める。
- ・ 区は、区計画に掲げる施策の状況を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行う。

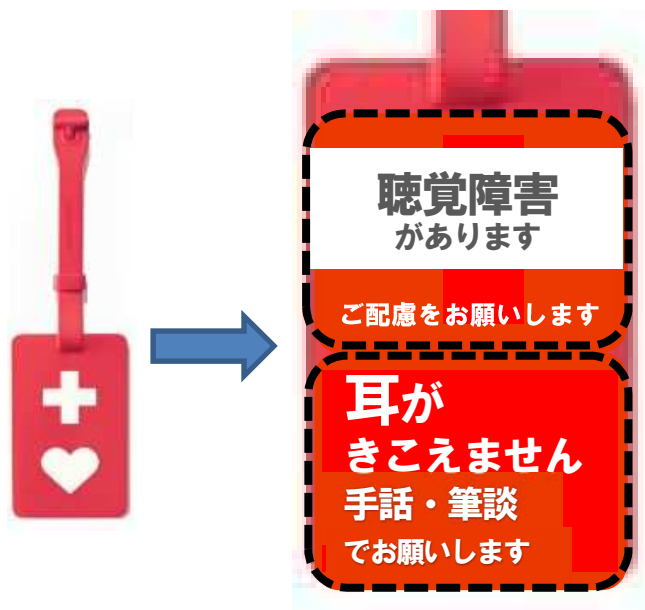
障害福祉サービス事業の拡充（ヘルプシール作成案）について

障害福祉課

1 概要

区では、障害者自身が自らの配慮してほしいことを伝えやすくするとともに、周囲の人による障害者等への合理的配慮の提供を進めるため、従前から、ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布を行ってきた。この度、より具体的な配慮を周囲から見えるよう示すためのヘルプシールについて、別紙のとおり作成案ができたので報告するもの

目 的	外見からはわかりにくい障害等のある方が、配慮が必要であることを周囲に知らせることで、周囲の人と配慮を必要とする人の相互のコミュニケーションを促進するもの
使用方法	スマートフォン、パスケースなどの所持品や「ヘルプマーク」に貼ることで、周囲の人へ自らの障害、特性や具体的に配慮してほしいことなどを表示する。 例「〇〇障害があります」「手話・筆談をお願いします」等



【活用例】

ヘルプマークに貼って利用する場合

- ①障害種別等を表すシール
- ②希望する配慮を表すシールの2枚を組み合わせる使用することができる。

2 作成の経過

(1) 当事者・保護者等からの意見聴取

障害当事者が参加する差別解消部会において、シールのデザインのコンセプトとして「すべての人にとって使いやすいものとするため、汎用性の高いデザインとすること」を共有したうえで、障害者団体ごとに各障害特有の意見を聴取した。

(2) 団体からの意見とその対応

意見	対応
障害種別や特性と、必要な配慮の種類をわかりやすく表記するシールであること。	①障害種別と、②必要な配慮を分け、わかりやすく表記することで、組み合わせて使えるようなデザインとする。
注目されやすい色や、自由に記入できるシールも必要であること。	大きな空欄を設けたデザインや、より見えやすい色のシールを作成する。
雨に強い素材であること。	水濡れに強い光沢のある素材を採用する。
伝わりやすい絵やイラストであること。	使用の許諾を受けて、各団体のシンボルマークを使用する。
特に災害時などに支援が必要となる障害があることを考慮すること。	外見からは分からなくても、災害などの非常時に支援や配慮が必要となることがある障害もあるため、そのことを知らせるデザインも採用する。

(3) 今後の進め方

引き続き差別解消部会においてデザインや表記内容について検討・修正を行い、確定版を作成する。

3 周知

広報、区公式SNS等で広く周知するとともに、障害への理解と交流促進事業における小学生とその保護者を対象とした区民向け障害理解講座等の機会を活用し、効果的な説明を図っていく。

4 配布

配布方法：区役所障害福祉課、ウェルピアかつしか、保健予防課、各保健センターにて個別に配布

(※窓口でのお渡しの際に、使用に関する説明書を同時に配布し、使用方法、注意事項等を説明する。)

配布対象：障害や疾病等により、社会生活に困難のある方（希望者）

配布開始：令和7年12月（予定）

5 予算措置（令和7年度当初予算に計上）

歳入 171千円

歳出 229千円 作成枚数650枚（各20面付き・26種類） 予定

障害

があります

ご理解をお願いします

持病

があります

ご理解をお願いします

聴覚障害

があります

ご配慮をお願いします

視覚障害

があります

ご配慮をお願いします

知的障害

があります

ご理解をお願いします

内臓疾患

があります

ご理解をお願いします

障害

があります

ご理解をお願いします

が不自由です

ご理解をお願いします

精神疾患

があります

ご理解をお願いします

こころの病です

ご理解をお願いします

感覚過敏

があります

ご理解をお願いします



外見からは
わからない
障害が
あります。

私は手話

で話します

ご配慮をお願いします

耳が
きこえません
手話・筆談
をお願いします

マスクが
つけられません



話しかけるときは
先に、肩や腕に軽
く触れてくださ
い。

**緊急時
災害時**

に支援が必要です

私が
困っていたら
声をかけて
ください。

ご理解をお願いします

支援内容が書かれた
ヘルプカードが

に入っています

**こども用車いす**

耳マーク

耳が不自由です**内部障害**があります

とても苦手な音があります

(ちょうかくかびん)

聴覚過敏音を和らげるための
保護具を使っています

【その他のマークについて】

24：(一社)全日本難聴者・中途失
聴者団体連合会25：NPO法人 ハート・プラスの
会

26：(株)石井マーク

一般庶務報告 No. 5		
福	祉	部
令和 7 年 9 月 1 2 日		

特別障害者手当認定処分取消請求事件の判決について

障害福祉課

次のとおり、特別障害者手当認定処分取消請求事件の判決があったため、報告するもの

1 原告の主張

葛飾区長は原告に対し、令和 6 年 3 月 28 日付けで特別障害者の受給資格を認定したが、期間を 2 年とする有期認定（以下「本件有期認定」という。）となっており、この認定は裁量を明らかに逸脱するもので違法である。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 特別障害者手当認定処分取消請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 葛飾区長が原告に対してした令和 6 年 3 月 28 日付け特別障害者手当認定処分（以下「本件認定処分」という。）を取消す

イ 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

(6) 判決の趣旨

ア 本件訴えを却下する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(7) 判決の理由

本件有期認定は、原告が特別障害者手当の受給資格を有する期間を2年に制限したり、2年間の経過によって、原告に対する特別障害者手当の支給を当然に終了させたりする法的効果を有するものではなく、また、将来の特定の時期における診断書等の提出をあらかじめ原告に義務付けるものでもないとするのが相当であり、原告が求めたとおりに特別障害者手当の受給資格を認定し、受給権を発生させる処分であると認められる。したがって、本件認定処分の取消しにより原告に回復すべき権利利益があるとはいえないから、本件訴えは、訴えの利益を欠き、不適法である。

3 事件の経過

- (1) 令和6年12月6日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月9日）
- (2) 令和7年1月22日 進行協議期日
- (3) 令和7年4月15日 第1回弁論準備手続期日
- (4) 令和7年6月25日 第2回弁論準備手続期日・口頭弁論期日（弁論終結）
- (5) 令和7年8月6日 判決言渡期日

健診結果及びレセプト等データの利用について

国保年金課

1 概要

令和6年12月26日付け国保年金課と株式会社JMD C（以下「JMD C」という。）の間に締結した覚書に基づき、区から締結相手方へ健診結果及びレセプト等データを提供した件について、個人情報保護委員会（個人情報取扱事業者や行政機関等（地方公共団体を含む。）における個人情報の取扱い等を監視・監督等を行う国の機関）から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）の規定に則り適正に行われたものであるかとの照会があった。

この件について、内容の詳細を報告するもの

2 経緯

令和6年3月に策定した「第2期葛飾区保健事業実施計画」では、国保被保険者の15%を占める「重複・多剤服薬者」に対して、令和6年度以降に実施する新たな取組を検討するとしている。

この「重複・多剤服薬者」に対する新たな取組について、葛飾区医師会や薬剤師会と検討を進める中で、「重複・多剤服薬者」個々の処方内容（薬の種類や量）、処方された医療機関、多剤投与の疾患への影響（飲み合わせ）等を分析し、事業の対象者や対象者数、アプローチ方法などを検討する必要が生じた。

このため、国保年金課では、同計画の策定支援やデータ分析を行ったJMD Cに健診結果やレセプトデータの分析を依頼できないか相談したところ、JMD Cからは、分析に際して委託により作成する匿名加工情報を創薬等の研究開発等に第三者利用することが可能であれば、費用を抑えて分析を行うことが可能との提案があった。

匿名加工情報の第三者利用を認めることについては、医療データベース業者へ提供して創薬等に利活用することで公益性があると認められること、区としても、実測データに基づく効果的な事業を構築できることから、国保年金課では匿名化データを提供することを決定した。

検討の上、「重複・多剤服薬者」の服薬状況等の分析と対象者の抽出については業務委託契約にて実施し、JMD Cの匿名化データの第三者利用については、データの利用範囲を限定した上で第三者利用を認める覚書を締結した。その後の経過は次のとおり。

- (1) 令和6年7月30日 「重複・多剤服薬者」の服薬状況等の分析と対象者の抽出について J M D C と業務委託契約を締結(別紙1)

契約件名：健診結果の異常値放置者及び重複多剤服薬処方者に係るデータ抽出作業委託

契約金額：330,000 円（課契約）

契約期間：令和6年7月30日から9月30日

- (2) 令和6年8月8日と8月23日にデータの匿名化作業を行う。なお、作業は区役所国保年金課事務室内で行い、匿名化作業を行った端末のデータは復元できない形で削除されている。

- (3) 令和6年12月26日 J M D C と覚書締結(別紙2)

J M D C へ匿名加工情報を提供するに当たり、匿名加工情報の利用及び提供の範囲を、創薬その他の医歯薬学分野での研究開発、公共サービスの提供等の覚書に明記された利用目的に限定すること等を内容とする覚書を締結した。

- (4) 区は、業務委託契約により行われたデータ抽出の結果に基づき、重複・多剤服薬対策を予算化し、令和7年度に実施する。

(事業概要)

飲み残しが多くなる可能性が高い多剤服薬者や有害事象リスクのある服薬者に服薬指導を行う。令和6年度の特定健診結果やレセプトデータから、内服薬6種類以上服薬している、特定健康診査結果又は併用薬の状況から投与すべきでない薬が投与されている場合など、複数の条件から対象者を抽出し、個別に通知し、葛飾区薬剤師会加入の薬局で服薬指導を行う。

3 第三者利用のために J M D C に提供した匿名化データ

業務委託契約で使用したデータのうち、以下のデータを第三者利用のために提供。性別はコード化。生年月日は日付下2桁をすべて「01」に変換。氏名や住所、被保険者の被保険者番号は削除するなど、個人を識別できないように加工した以下の匿名加工情報を提供している。

- (1) 被保険者マスタ（K D B 被保険者台帳）のデータ

資格取得日、資格喪失日、被保険者記号（保険者となる自治体を示す番号）、資格喪失理由等

- (2) 診療報酬明細書

医科、調剤等のレセプト情報（特異な疾患等、個人の特定につながる情報は削除）

- (3) 特定健康診査・特定保健指導ファイル

特定健康診査の結果（受診理由等のデータ分析に必要ない情報は削除）

4 個人情報保護委員会からの照会内容（要旨）

区が覚書に基づいて実施した事務について、個人情報等の取扱いに関する実態把握を行うとして、関係資料の提出と実施状況について説明の求めがあった。概要は以下のとおり。

- (1) J M D Cへ匿名加工情報を提供し、第三者利用に供することは、区の保有個人情報の利用目的に即しているか。
- (2) 覚書を締結するに当たり、決裁等の内部手続きをどの階層まで行ったのか。

5 回答の内容（要旨）

- (1) 覚書は第2期葛飾区保健事業実施計画上の課題解決のために締結したが、覚書第2条1項に規定した内容が区の個人情報の利用目的に則したものであるかの検討を十分にしていなかった。
- (2) 覚書は、国保年金課長決裁で締結されている。

6 問題の所在

- (1) 業務委託契約と覚書は、当初は一体として締結することを考えていたが、覚書文言の調整に時間を要することとなったため、業務委託契約の終了後に、覚書を締結することになった。
- (2) 覚書により匿名加工情報を提供することについて、覚書の内容を個人情報保護の観点から確認作業を十分に行っていなかったことや、匿名加工情報の提供が本来の個人情報の利用目的に即しているか十分な検討がなされていないなどは正すべき点が認められる。なお、J M D Cからは第三者利用の目的について覚書上に明示され、適用法令上の利用目的の整理はされている旨の説明があったが、主管課としてその重要性を認識しておらず、内容を理解しないまま覚書が作成されたと判断している。
- (3) 区には行政機関等匿名加工情報を提供できる体制が整っていない中で、区関係課への確認及び調整をせずに匿名加工情報の第三者提供を行った。

7 今後の対応（暫定）

- (1) 引き続き、個人情報保護委員会からの照会には適切に対応していく。
- (2) 業務委託契約や覚書の内容等については是正すべき点を精査し、国の個人情報保護委員会の指摘や指導内容を含め、最終的な是正内容や再発防止策を決定し、区議会及び葛飾区情報公開・個人情報保護審議会に報告する。

8 添付資料

- (1) 別紙 1 : 健診結果の異常値放置者及び重複多剤服薬処方者に係るデータ抽出作業委託（契約書）
- (2) 別紙 2 : 健診結果及びレセプト等データの利用に関する覚書

伝票番号 0700024433-00-00
福祉部 国保年金課

契 約 書

- 1 件 名 健診結果の異常値放置者及び重複多剤服薬処方者に係るデータ抽出作業委託
- 2 履 行 場 所 葛飾区指定の場所
- 契 約 金 額
- | 千 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | ¥ | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 30,000円)
- 4 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和6年9月30日
- 5 契約保証金 免 除
- 6 契約年月日 令和6年7月30日

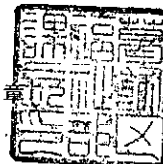
上記の件名について、発注者と受注者とは、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、別紙約款により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

発注者と受注者は本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

発注者 (甲)

葛飾区

契約担当者 葛飾区福祉部国保年金課長 土田 章



住 所 東京都港区芝大門2丁目5番5号

受注者 (乙)

商号又は名称 株式会社 J M D C

代表者氏名 代表取締役 野口 亮

内訳明細書

件 名：健診結果の異常値放置者及び重複多剤服薬処方者に係るデータ抽出作業委託

主 管 課：国保年金課

決定金額： 330,000 円

件 名	規 格	単 位	決定金額 (税込)	摘 要
健診結果の異常値放置者及び重複多剤服薬処方者に係るデータ抽出作業委託	別紙仕様書のとおり	一式	330,000	
合 計			330,000	(税込み)

仕様書

1 件 名

健診結果の異常値放置者及び重複多剤服薬処方者に係るデータ抽出作業委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年9月30日（月）まで

3 履行場所

葛飾区が指定する場所

4 目的

葛飾区福祉部国保年金課（以下「区」という。）が提供するレセプト、特定健診結果を用いて異常値放置及び重複多剤服薬処方対象者がどの程度存在するかを把握するため必要なデータ抽出を行う。

5 作業内容

受注者は、以下に掲げる作業を行うこと。作業に当たっては区担当者と十分な打ち合わせを行い齟齬が発生しないようにすること。

（1）データ抽出

区が貸与したデータを用い、「異常値放置者」と「重複多剤服薬処方者」の人数抽出を行うこと。なお、抽出条件については契約締結後、別途区と協議の上決定し、抽出結果については区へ報告すること。

（2）報告書の提出

（1）で実施したデータ抽出結果に基づき、7成果物（2）提出後に報告書を作成すること。なお、報告書提出までに一度区の確認を受け、体裁や文言等の軽微な修正を行うこと。

6 抽出用データの貸与及び返却

（1）データの貸与

区は「5 作業内容」に掲げる作業を行うため、受注者へデータの貸与を行う。（貸与するデータは別紙1「データの貸与について」のとおり）

データは電子記録媒体（DVD又はCD-ROM）で貸与し、受け渡しは葛飾区役所国保年金課（葛飾区立石五丁目13番1号 315窓口）で対面にて行うこととする。また、データの受け渡し日は契約締結後に区と協議の上決定すること。

(2) データの匿名化加工

受注者は(1)でデータを貸与後葛飾区役所内の指定する場所で貸与データの匿名化加工を行うこと。その後、匿名化されていることをデータ上で区から確認を受けること。区からの確認完了後、データの葛飾区役所外への持ち出しを許可する。

(3) データの返却

受注者は(1)で貸与したデータについて令和6年9月30日(月)までに区へ返却を行うこと。

返却は葛飾区役所国保年金課(葛飾区立石五丁目13番1号 315窓口)で対面にて行うこととし、返却日は契約締結後に区と協議の上決定すること。

7 成果物

(1) 受注者は以下に掲げる成果物を令和6年9月30日(月)までに区へ電子記録媒体(DVD又はCD-ROM)で1部納品すること。

・データ抽出報告書(Excelなどの電子データ)

(2) 前項の成果物提出前に、分析内容の結果のみ電子データ(Excelなどの加工可能な形式)で令和6年8月30日(金)までに区へ報告すること。

8 成果物の利用及び著作権

成果物の利用及び著作権については以下のとおりとする。

(1) 本業務に係る成果物に関する全ての著作物(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、区に帰属するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合はこの限りではない。

(2) 区は、本業務の成果物の改変を行うことができるものとし、受注者は、本業務の成果に関する著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 受注者は、成果物が第三者の著作物を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

9 契約締結後のスケジュール

契約締結後のスケジュールは以下のとおり予定すること。詳細は契約締結後に区と協議の上決定すること。

令和6年 7月下旬: 区から受注者へデータ貸与

令和6年 8月上旬: データ抽出

令和6年 8月下旬: 抽出結果の報告

令和6年 9月下旬: 報告書の提出・データ返却

10 特記仕様

- (1) 葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する特記仕様（別紙2のとおり）
- (2) 機密情報の取扱いに関する特記仕様（別紙3のとおり）

11 自動車の利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

12 その他

- (1) 本契約は請負契約とし、労働災害時の労災保険の適用は、受注者の保険とする。
- (2) 受注者は、本委託業務に関する事項の区からの問い合わせに対し、速やかに対応できる体制をとること。
- (3) 受注者は、プライバシーマーク又はISO27001/ISMSを取得していること。
- (5) 本委託業務の実施にあたり必要な打合せは、開庁日の8時30分から17時に行う。
- (6) 個人情報を含む電子記憶媒体を区から受け取る際は受領証を用意し、業務終了後は返却証とともに速やかに区へ返却すること。
- (7) 仕様書等に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、区と受注者が協議し決定するものとする。

13 検査

受注者は作業終了後、国保年金課の検査担当者から所定の検査を受けること。

14 支払方法

検査終了後、受注者の請求に基づき1回払いとする。

15 担当者

葛飾区役所 国保年金課 保健事業係 篠原

TEL 03-5875-6799 FAX 03-5698-1509

データの貸与について

1 貸与データの詳細

(1) 被保険者マスタ (CSV ファイル)

貸与する項目 宛名番号、性別、生年月日、資格取得日、資格喪失日、町名、被保険者記号、被保険者番号、資格喪失理由コード、その他分析に必要な項目

(2) 診療報酬明細書 (CSV ファイル)

医科、DPC、調剤のレセプトコード情報ファイル

(レセ電コード情報ファイルは厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったもの)

貸与するデータ内容の期間 令和元年4月～令和6年3月

(3) 特定健康診査・特定保健指導ファイル (CSV ファイル)

・特定健診実施者 CSV ファイル

・特定健診結果等情報 (健診結果情報、その他の健診情報、保健指導情報)

(東京都国民連合団体連合会の特定健診等データ管理システムによる作成)

貸与するデータ内容の期間 令和元年4月～令和6年3月

貸与するデータ内容の項目 宛名番号、性別、健診結果 (被保険者証記号番号、受診券整理番号、利用券整理番号は削除)

(4) KDB 帳票 (CSV ファイル)

・帳票 CSV 出力データ

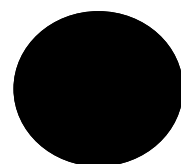
(東京都国民健康保険団体連合会の KDB システムによる作成)

(5) その他

その他、葛飾区統計データ等、分析に必要と認められるデータで、区が貸与可能なもの

2 データ規模の目安となる被保険者数等

・被保険者数 (令和6年5月1日現在)	89,641 人
内 特定健診対象の 40 歳～74 歳	63,187 人
・レセプト件数 (令和3年度実績) 医療・調剤	約 13 万件/月
・特定健診受診者数 令和元年度	32,542 人
令和2年度	29,553 人
令和3年度	29,562 人
令和4年度	30,601 人
令和5年度	28,007 人



健診結果及びレセプト等データの利用に関する覚書

葛飾区福祉部国保年金課（以下「甲」という。）及び株式会社JMDC（以下「乙」という。）は、第2期葛飾区保健事業実施計画上の課題解決のための分析を委託するため、健診結果及びレセプト等データを提供することについて、以下のとおり合意する。

（データの貸与）

第1条 甲は乙に以下の健診結果及びレセプト等データをCD-Rにて提供する。

なお、令和元年度から令和6年度までの間で保有しているデータを提供する。

- （1）健診結果データ（FKAC131、FKAC163、FKAC164、FKAC167）
- （2）KDB被保険者台帳
- （3）診療報酬明細書データ（医科、DPC、調剤）

2 データの受け渡しは葛飾区役所3階国保年金課315番窓口で行う。

3 乙は、前項のデータ受け渡し後、庁舎外へ持ち出す前に甲が指定する場所で個人情報の匿名化作業を行う。（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めのある匿名加工情報とする作業のことをいう。）前項のデータは匿名化作業を行う端末（以下「匿名化作業端末」という。）のみにデータの持ち出しを限定する。なお、匿名化作業端末は、外部に接続されておらず匿名化加工のみに使用するものとする。

4 データの匿名化作業前に、匿名化作業手順を甲に提出すること。匿名化作業完了後、乙は甲から匿名化されていることの確認及びデータが匿名化作業端末内に保存されていないことの確認を受け、匿名化前データの返却及び匿名化作業端末内のデータ削除証明書、匿名化後データ（以下「本データ」という。）を提出する。

5 前項の確認及び書類が提出された後、甲からの承認を受け、本データを含む電子ファイル（以下「本ファイル」という。）を提供する。

6 乙は甲に対して、本ファイルの削除証明書を提出する。

（データの利用権限）

第2条 甲は、乙及び乙が当該利用目的の範囲内で保険者を特定できない状態で本データを提供する相手方（以下「データ利用者」という。）が、創薬その他の医歯薬学分野での研究開発（医療機器、特定保健用食品、機

能性表示食品その他のエビデンス・ベースの健康増進効果等の実証を伴う商品又は役務の開発を含む。）、医薬情報提供その他公衆衛生に資する活動、教育、保険数理その他の官民保険の設計及び提供（保険関係に付随して提供される健康増進にかかる施策の実施を含む。）、公共サービス等の提供並びにこれらを支援する事業のために、保険者を特定できない状態で本データを利用することを許諾する。

- 2 本データは、乙及びデータ利用者が第2条第1項の利用目的に必要な間、貸し出すことを許諾する。乙及びデータ利用者は、本データの必要が無くなった場合は、乙の責任において適切に処分すること。

（費用の負担）

第3条 甲及び乙は、本覚書の内容に関して、互いに費用を求めないものとする。

（免責事項）

第4条 乙及びデータ利用者は、第2条に定めるデータの利用権限によりデータを活用したことに起因して発生した責任及び損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、自らこれを負担する。

（秘密保持義務）

第5条 乙は、この覚書の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはいけない。
ただし、乙及びデータ利用者が第2条第1項の利用目的の範囲で当該秘密である本データを利用することについては、この限りにない。

（個人情報保護）

第6条 乙は、葛飾区が保有する個人情報の取扱いに関する特記仕様（別紙1）に従うものとする。また、特記仕様内の「受注者」は「株式会社JMDC」、「契約」は「覚書」と読み替える。

（甲の催告による解除権）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この覚書を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であると

きは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日経過後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、補修、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの覚書の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (6) 乙に重大な法令違反の事実があることが判明し、この覚書の相手方として不適当であると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、乙がこの覚書に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの覚書を解除することができる。

- (1) この覚書により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの覚書の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは覚書をした目的を達することができないとき。
- (5) 覚書の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの覚書により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

- (8) 乙から覚書解除の申出があったとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この覚書に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この覚書に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（有効期間）

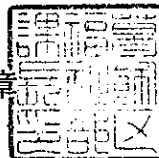
第9条 本覚書は、甲乙の本覚書終了の合意がない限り有効とする。

（合意外の事項）

第10条 本覚書の内容に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

令和6年12月26日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区 福祉部国保年金課長 土田 章



乙 東京都港区芝大門2丁目5番5号
株式会社JMDC 代表取締役 野口 亮



一般庶務報告 No. 7		
福	祉	部
令和 7 年 9 月 1 2 日		

生活保護法による保護の基準の一部改正について

西生活課
東生活課

1 経過

令和 5 年 6 月 23 日、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号、以下「告示」という。）の一部が改正され、令和 5 年 10 月 1 日から適用された。令和 5 年度の改正では、令和 5・6 年度の生活扶助基準が改正されるとともに、基準額の改正により減額となる世帯が生じないように臨時的・特例的な対応（加算等）が設けられた。

令和 7 年度以降の生活扶助基準について、国は、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うとしていたところであるが、今般、告示の改正が行われたことから、内容の報告をするものである。

2 改正の概要

（１）生活扶助基準の改正

世帯人員別、年齢別に経過的に加算される額（経過的加算額）の改正

（２）臨時的・特例的な対応

物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が穏やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面 2 年間（令和 7～8 年度）は、減額となる世帯が生じないように臨時的・特例的な対応を行う。

【臨時的・特例的な対応の内容】

- ① 社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯人員一人当たり月額 1,500 円を特例的に加算する。
ただし、入院患者・介護施設入所者は、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額 1,000 円の加算額を維持する。
- ② ①の加算を行ってもなお従前の基準額から減額となる世帯について、従前の基準額を保障する。

3 改正日

令和7年6月2日

4 適用期日

令和7年10月1日

5 モデルとなる世帯類型ごとの生活扶助基準額

世帯類型	令和5～6 年度基準 (①)	令和7～8 年度基準 (②)	②－①	対比
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、子3～5歳)	152,900円	153,400円	500円	100.3%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、子中学生と小学生)	181,200円	181,760円	560円	100.3%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	120,900円	121,900円	1,000円	100.8%
高齢単身世帯 (65歳)	76,880円	76,880円	0円	100.0%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	112,390円	112,390円	0円	100.0%
高齢単身世帯 (75歳)	71,900円	71,900円	0円	100.0%
母子世帯(子1人) (30代親、子小学生)	122,200円	122,700円	500円	100.4%
母子世帯(子2人) (40代親、子中学生と小学生)	155,260円	156,260円	1,000円	100.6%
若年単身世帯 (50代)	77,240円	77,240円	0円	100.0%

※上記金額は、第1類・第2類の費用及び臨時的・特例的な措置に係る額（住宅扶助や各種加算は含まれていない）。

6 被保護者への周知

金額の変更がある世帯には、9月下旬に10月分の保護変更決定通知書とあわせて改正の概要を説明するチラシを送付する。また、金額の変更がない世帯は、9月下旬に同チラシのみを送付する。

7 令和9年度以降について

令和9年度以降の生活扶助基準は、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、国の令和9年度予算編成過程において改めて検討される。

その際、5年に一度の基準部会での定期検証を1年前倒しで実施し、その検証結果を適切に反映することとする。

一般庶務報告 No. 8		
福	祉	部
令和 7 年 9 月 1 2 日		

葛飾区保有個人情報開示取消処分取消請求事件について

東生活課

次のとおり、葛飾区保有個人情報開示取消処分取消請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

処分行政庁である葛飾区長がした令和 7 年 2 月 12 日付け各葛飾区保有個人情報開示取消処分は、①聴聞の手続を欠くこと、②理由付記の不備があること、③不当に開示範囲を狭めるものであることから、当該各取消処分の取消し及び国家賠償を求める。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 葛飾区保有個人情報開示取消処分取消請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 処分行政庁がした令和 7 年 2 月 12 日付け取消処分（6 葛福東第 709 号）を取り消す。

イ 処分行政庁がした令和 7 年 2 月 12 日付け取消処分（6 葛福東第 710 号）を取り消す。

ウ 処分行政庁がした令和 7 年 2 月 12 日付け取消処分（6 葛福東第 711 号）を取り消す。

エ 被告は原告に対し、金30,000円及びこれに対する令和7年2月12日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

オ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 事件の経過

(1) 令和7年8月6日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月20日）

(2) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

一般庶務報告 No. 9		
福	祉	部
令和 7 年 9 月 1 2 日		

裁決取消請求控訴事件の判決について

東生活課

次のとおり、裁決取消請求控訴事件の判決があったため、報告するもの

1 第一審における控訴人の主張

原告は、医師の診断に基づき眼鏡相当額の金員を遅滞なく支給せよ等という相当数の申請行為を行ったにもかかわらず、葛飾区福祉事務所長は申請に対して応答していない。原告は、令和5年5月12日付け及び同月21日付けで、葛飾区福祉事務所長の不作為に対して、審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を提起したが、審査庁である葛飾区長は原告の申請は法律上の利益がない又は法律による申請ではないとして、令和6年1月23日付け裁決書により本件各審査請求を却下した（以下「本件裁決」という。）。原告は、裁決理由に違法があると主張し、本件裁決の取消しを求めている。

2 第一審の判決

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

3 控訴の内容

- (1) 事件名 [REDACTED] 裁決取消請求控訴事件
- (2) 裁判所 東京高等裁判所
- (3) 控訴人 [REDACTED]
- (4) 被控訴人
葛飾区
- (5) 控訴の趣旨
ア 原判決を取り消す。

イ 被告が原告に対してなした令和6年1月23日付け裁決を取り消す。

ウ 訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

(6) 控訴審の判決の趣旨

ア 本件控訴を棄却する。

イ 訴訟費用は控訴人の負担とする。

(7) 控訴審の判決の理由

本件各審査請求をいずれも不適法として却下した本件裁決は適法であり、控訴人の請求は理由がない。

4 事件の経過

(1) 令和6年5月11日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年6月6日）

(2) 令和6年10月16日 口頭弁論期日（弁論終結）

(3) 令和6年12月25日 判決言渡期日

(4) 令和7年1月6日 控訴の提起（葛飾区へ控訴状が送達されたのは、同年3月27日）

(5) 令和7年6月17日 控訴審口頭弁論期日（弁論終結）

(6) 令和7年7月17日 控訴審判決言渡期日

一般庶務報告 No. 1		
健	康	部
令和 7 年 9 月 1 2 日		

（仮称）葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例等の素案について

生活衛生課

1 経緯

（仮称）葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（以下「（仮称）住宅宿泊事業条例」という。）を制定するに当たり、葛飾区旅館業及び住宅宿泊事業対策検討会において検討を行い、（仮称）住宅宿泊事業条例（素案）及び葛飾区旅館業法施行条例（以下「旅館業法施行条例」という。）の一部改正（素案）を作成したため、報告するとともに、区民意見提出手続（パブリックコメント手続）を実施するもの

2 概要及び素案

別紙 1 から別紙 3 のとおり

3 区民意見提出手続（パブリックコメント手続）について

（1）実施期間

令和 7 年 9 月 22 日（月）～令和 7 年 10 月 21 日（火）

（2）閲覧場所

生活衛生課、区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、産業経済課、各図書館（改修工事中の図書館を除く）及び区公式ホームページ

（3）周知方法

広報かつしか（令和 7 年 9 月 15 日号）及び区公式ホームページに掲載

（4）実施結果の公表等

提出のあった意見の概要及びその意見に対する区の考え方は、区公式ホームページで公表する。なお、意見に対する個別の回答は行わない。

(仮称) 住宅宿泊事業条例（素案）等の概要について

1 経緯

区内において、宿泊施設（住宅宿泊事業施設及び旅館業施設）が増え、区へ来訪される方の受け皿となっている一方で、管理者の常駐しない小規模な施設においては、騒音等の苦情が多く寄せられていることから、区として対策を検討してきた。

住宅宿泊事業の適正な運営を推進していくためには、区、事業者、宿泊者等の責務、事業の実施制限、事業者に対する指導等の対応を明確にし、周辺住民の良好な住環境を維持していく必要がある。

このため、新たに条例を制定し、これに伴い、旅館業法施行条例も、衛生に必要な措置及び生活環境の悪化防止のための規定を追加するための改正をする。

2 (仮称) 住宅宿泊事業条例（素案）の骨子について

(1) 目的

住宅宿泊事業を実施する期間の制限その他住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境への悪影響を防止し、住宅宿泊事業者と地域住民との信頼関係の構築を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(2) 区、区民、住宅宿泊事業者、宿泊者の責務

住宅宿泊事業者の施設巡回に関する努力義務等、それぞれの責務について定める。

(3) 住宅宿泊事業の実施の制限

規則で定める場合（管理者が施設等に常駐する場合）を除き、商業地域を除く地域で、月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民の祝日の正午から翌日の正午まで及び12月29日正午から翌年1月4日正午までを除く。）住宅宿泊事業を実施できないことを定める。

(4) 苦情等への対応

住宅宿泊事業者等の苦情等の対応に関する事項を定める。

(5) 届出住宅の公表

届出住宅に関する公表事項を定める。

(6) 指導、勧告、業務改善命令及び違反者の公表

区による、住宅宿泊事業者に対する指導及び勧告等の実施に関する事項を定める。

(7) 既存施設への適用

住宅宿泊事業の実施の制限は当分の間適用せず、その他（違反者の公表等）は適用する。

3 旅館業法施行条例の一部改正（素案）の骨子について

（１）営業者の遵守事項

営業従事者を施設に常駐させること等、営業者の遵守事項について定める。

（２）構造設備の基準

営業従事者が施設に常駐できるための設備を設けることを定める。

（３）措置命令及び違反者の公表

区による、旅館業事業者に対する業務改善命令等の実施に関する事項を定める。

（４）既存施設への適用

営業従事者常駐及びそれに伴う構造設備規定は適用せず、その他（違反者の公表等）については適用する。

4 施行予定日

令和８年４月１日

5 （仮称）住宅宿泊事業条例（素案）及び旅館業法施行条例の一部改正（素案）

別紙２及び別紙３のとおり

(仮称) 葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例 (素案)

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、住宅宿泊事業を実施する期間の制限その他住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境への悪影響を防止し、住宅宿泊事業者と地域住民との信頼関係の構築を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「区民」とは、葛飾区(以下「区」という。)内に在住し、在勤し、又は在学している者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理業の適正な運営の確保に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。

(区民の責務)

第4条 区民は、区が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。

(住宅宿泊事業者等の責務)

第5条 住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）は、住宅宿泊事業の実施により届出住宅の周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

2 住宅宿泊事業者等は、宿泊者が宿泊している期間、自らが管理する届出住宅及びその周辺を毎日巡回するよう努めなければならない。

3 住宅宿泊事業者は、区が実施する観光振興、商店街振興その他の施策に協力するよう努めなければならない。

(宿泊者の責務)

第6条 宿泊者は、届出住宅を利用するに当たっては、届出住宅の周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第7条 法第11条第1項第2号に規定するときは、第18条の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる商業地域を除く区の全域（以下「制限区域」という。）において、月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の正午から翌日の正午まで及び12月29日正午から翌年1月4日正午までを除く。）は、住宅宿泊事業を実施することができない。た

だし、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める場合は、この限りでない。

- 2 届出住宅を構成する建築物の敷地が制限区域の内外にわたる場合において、当該敷地の過半が制限区域に属するときは、当該敷地は制限区域内にあるものとみなして、前項の規定を適用する。

（苦情等への対応）

第8条 住宅宿泊事業者等は、法第10条（法第36条において準用する場合を含む。）の規定により、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）については、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

- 2 前項の規定による対応は、苦情等の内容に応じ、現地に赴いて行うよう努めなければならない。
- 3 住宅宿泊事業者等は、苦情等に対応したときは、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及び対応の内容を記録し、その記録の日から3年間これを保存しなければならない。

（届出住宅の公表）

第9条 葛飾区長（以下「区長」という。）は、届出住宅に関する次の事項を公表するものとする。

- （1）所在地
- （2）届出番号
- （3）届出日

- 2 区長は、住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業務の委託をする場合において、前項に掲げる事項に加え、住宅宿泊管理業者について次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1）商号、名称又は氏名及び連絡先
- （2）登録番号

（指導及び勧告）

第10条 区長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき（法第15条の規定による命令をすることができるときを除く。）は、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるよう指導し、及び勧告することができる。

- 2 区長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき（法第41条第2項の規定による命令をすることができるときを除く。）は、その必要の限度において、住宅宿泊管理業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるよう指導し、及び勧告することができる。

(業務改善命令)

第 11 条 区長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による指導及び勧告を受けた者が当該指導及び勧告に従わないときは、当該指導及び勧告を受けた者に対し、相当の期間を定めて、同条第 1 項又は第 2 項の措置をとるべきことを命ずることができる。

(違反者の公表)

第 12 条 区長は、法第 15 条若しくは第 41 条第 2 項又は前条の規定による命令に従わない者について、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 商号、名称又は氏名
 - (2) 届出住宅の所在地
 - (3) 当該業務改善命令の内容
- (委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に法第 3 条第 1 項の規定により住宅宿泊事業を営む旨の届出をしている住宅については、第 7 条の規定は、当分の間、適用しない。

葛飾区旅館業法施行条例の一部改正（素案）

現 行	改正案
○葛飾区旅館業法施行条例 平成24年2月29日 条例第2号 （趣旨） 第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の規定による宿泊者の衛生に必要な措置等の基準その他必要な事項を定めるものとする。 （申請書の添付書類） 第2条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第1条第1項の申請書には、同条第2項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （1）旅館業を営もうとする施設の土地及び建物に係る登記事項証明書<u>又は賃貸借契約書の写し</u> （2）旅館業を営むために必要な権限を有することを示すものとして葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める書類 （社会教育施設等） 第3条 法第3条第3項第3号の規定により条例で定める施設は、次のとおりとする。 （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの （2）図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 （3）前2号に掲げる施設のほか、博物館、公園、スポーツ施設その他児童の利用に供される施設で、規則で定	○葛飾区旅館業法施行条例 平成24年2月29日 条例第2号 （趣旨） 第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の規定による宿泊者の衛生に必要な措置等の基準その他必要な事項を定めるものとする。 （申請書の添付書類） 第2条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第1条第1項の申請書には、同条第2項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （1）旅館業を営もうとする施設の土地及び建物に係る登記事項証明書 （2）旅館業を営むために必要な権限を有することを示すものとして葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める書類 （社会教育施設等） 第3条 法第3条第3項第3号の規定により条例で定める施設は、次のとおりとする。 （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの （2）図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 （3）前2号に掲げる施設のほか、博物館、公園、スポーツ施設その他児童の利用に供される施設で、規則で定

めるもの (意見聴取) 第4条 法第3条第4項の条例で定める者は、次のとおりとする。 (1) 施設が国の設置するものであるときは、当該施設の長 (2) 施設が地方公共団体の設置するものであるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会 (3) 施設が国及び地方公共団体以外の者の設置するものであるときは当該施設を監督する行政庁、監督する行政庁がないときは葛飾区長（以下「区長」という。） (宿泊者の衛生に必要な措置等の基準) 第5条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。 (1) 換気設備及び空気環境については、次の措置を講ずること。 ア 換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放すること。 イ 機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修すること。 (2) 照明設備については、次の措置を講ずること。 ア 定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。 イ 定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。 (3) 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、	めるもの (意見聴取) 第4条 法第3条第4項の条例で定める者は、次のとおりとする。 (1) 施設が国の設置するものであるときは、当該施設の長 (2) 施設が地方公共団体の設置するものであるときは、当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会 (3) 施設が国及び地方公共団体以外の者の設置するものであるときは当該施設を監督する行政庁、監督する行政庁がないときは葛飾区長（以下「区長」という。） (宿泊者の衛生に必要な措置等の基準) 第5条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。 (1) 換気設備及び空気環境については、次の措置を講ずること。 ア 換気設備は、適切に清掃し、換気用の開口部は、常に開放すること。 イ 機械換気設備及び空気調和設備は、定期的に保守点検し、故障、破損等がある場合は、速やかに補修すること。 (2) 照明設備については、次の措置を講ずること。 ア 定期的に照度を測定する等保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。 イ 定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。 (3) 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、
---	---

便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。

(4) 寝具類については、次の措置を講ずること。

ア 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。

イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝巻きは、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。

ウ 布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

(5) 客室には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

ア 旅館・ホテル営業及び下宿営業
1 客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積（以下「有効面積」という。）3平方メートルにつき1人

イ 簡易宿所営業 有効面積 1.5 平方メートルにつき1人

(6) 客室にガス設備を設ける場合には、次の措置を講ずること。

ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。

イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。

(7) 浴室及びシャワー室については、次の措置を講ずること。

ア 湯栓及び水栓並びにシャワーには、清浄な湯水を十分に供給すること。

イ 浴槽は、1日1回以上換水して浴槽を清掃すること。ただし、規

便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。

(4) 寝具類については、次の措置を講ずること。

ア 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。

イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝巻きは、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。

ウ 布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

(5) 客室には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

ア 旅館・ホテル営業及び下宿営業
1 客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積（以下「有効面積」という。）3平方メートルにつき1人

イ 簡易宿所営業 有効面積 1.5 平方メートルにつき1人

(6) 客室にガス設備を設ける場合には、次の措置を講ずること。

ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。

イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。

(7) 浴室及びシャワー室については、次の措置を講ずること。

ア 湯栓及び水栓並びにシャワーには、清浄な湯水を十分に供給すること。

イ 浴槽は、1日1回以上換水して浴槽を清掃すること。ただし、規

則で定める場合には、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。

ウ 共同浴室にあつては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

エ 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。

(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

(イ) 貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

(ア) ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(イ) 浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

(ウ) 集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこ

則で定める場合には、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。

ウ 共同浴室にあつては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

エ 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。

(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

(イ) 貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

(ア) ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(イ) 浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

(ウ) 集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこ

と。ただし、これにより難しい場合には、規則で定めるところにより、消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ) 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

カ エ及びオの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。

(8) 洗面所及び便所の手洗い設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。

(9) 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(10) 便所に備え付ける手拭い等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(11) 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する旅館業の施設については、この限りでない。

**(12) 営業者は、事故等が発生したとき
その他緊急時における迅速な対応
を可能とする体制を整備すること。**

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼ

と。ただし、これにより難しい場合には、規則で定めるところにより、消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ) 浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

カ エ及びオの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること。

(8) 洗面所及び便所の手洗い設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。

(9) 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(10) 便所に備え付ける手拭い等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(11) 旅館業を営む者（以下「営業者」という。）は、前各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する旅館業の施設については、この限りでない。

(削除)

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼ

すおそれがあると認められるとき。
(2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(営業者の遵守事項)
第7条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 客室が2室以上ある場合は、各客室の入口に、室番号又は室名を表示しておくこと。
(2) 旅館業の施設には、公衆の見やすい場所に、施設の名称その他規則で定める事項を掲げた標識を掲示すること。

すおそれがあると認められるとき。
(2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(営業者の遵守事項)
第7条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 客室が2室以上ある場合は、各客室の入口に、室番号又は室名を表示しておくこと。
(2) 旅館業の施設には、公衆の見やすい場所に、規則で定める事項を掲げた標識を掲示すること。

(3) 旅館業の施設には、営業時間中に営業従事者を常駐させ、衛生管理及び感染症その他緊急時における迅速な対応を可能とする体制を整備すること。ただし、営業者自らが常駐する場合は、この限りでない。

(4) 旅館業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載すること。

(5) 宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他当該営業施設の周辺地域の生活環境への悪影響防止に関し必要な事項について、規則で定めるところにより説明すること。

(6) 苦情、問合せ等があった場合に、適切かつ速やかに対応できる体制を整備すること。この場合において、苦情、問合せ等の内容等の記録を作成し、作成の日から3年間保存すること。

(7) 営業従事者に定期的に客室を訪問させ、又は巡回させ、衛生管理を行うとともに、必要に応じて宿泊者の安否確認を行うこと。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第8条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号に規定する条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を設ける場合は、宿泊しようとする者の利用しやすい位置とし、受付等の事務に適した広さを有すること。

(2) 客室は、次の基準によること。

ア 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。

イ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が直接かつ十分に得られる構造であること。

(3) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。

(4) 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。

(5) 浴室及びシャワー室は、次の基準によること。

ア 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

イ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ウ 共同用の浴室又はシャワー室

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第8条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号に規定する条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入り状況等を確認できる玄関帳場を設けること。ただし、第9号に定める設備を施設内に設置する場合は、この限りでない。

(2) 客室は、次の基準によること。

ア 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。

イ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が直接かつ十分に得られる構造であること。

ウ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。

(3) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。

(4) 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。

(5) 浴室及びシャワー室は、次の基準によること。

ア 清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。

イ 浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適当な位置に設けること。

ウ 共同用の浴室又はシャワー室

を設ける場合には、原則として男女別に分け、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(ア) ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

オ アからエに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

(6) 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。

ア 専用の元栓を有すること。

を設ける場合には、原則として男女別に分け、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。

エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。

(ア) ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。

(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。

オ アからエに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

(6) 客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。

ア 専用の元栓を有すること。

イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

(7) 便所は、次の基準によること。

ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

ウ 便所を付設していない客室がある場合には、共同便所を設けること。

エ 共同便所は、原則として男女別に分けること。

オ 規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

カ アからオに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

(8) 共同洗面所は、次の基準によること。

ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

イ 宿泊者の需要を満たすよう規則で定める数の給水栓を設置すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

(7) 便所は、次の基準によること。

ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

ウ 便所を付設していない客室がある場合には、共同便所を設けること。

エ 共同便所は、原則として男女別に分けること。

オ 規則で定める宿泊定員に応じた数の便器を設置すること。

カ アからオに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

(8) 共同洗面所は、次の基準によること。

ア 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

イ 宿泊者の需要を満たすよう規則で定める数の給水栓を設置すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める基準に適合すること。

(9) 規則に定める基準に適合した営業従事者が常駐できるための設備を設けること。

(10) 営業従事者が使用するための次に掲げる基準に適合する便所を設けること。

ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準) 第9条 政令第1条第2項第7号に規定する条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。 (2) 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、3平方メートル以上であること。 (3) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。 (4) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。 (5) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。 2 前条第2号イ及び第3号から第8号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。 (下宿営業の施設の構造設備の基準) 第10条 政令第1条第3項第5号に規定する条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、1客室の規則で定める構造部分の合計床面積が、4.9平方メートル以上であることとする。 2 第8条第2号イ及び第5号から第8号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。 (衛生措置基準の特例) 第11条 区長は、旅館・ホテル営業又は	<u>イ 営業従事者の利用しやすい位置に設けること。</u> (簡易宿所営業の施設の構造設備の基準) 第9条 政令第1条第2項第7号に規定する条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。 (2) 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、3平方メートル以上であること。 (3) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。 (4) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。 (5) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。 2 前条第2号イ及び第3号から第 <u>10</u> 号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。 (下宿営業の施設の構造設備の基準) 第10条 政令第1条第3項第5号に規定する条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、1客室の規則で定める構造部分の合計床面積が、4.9平方メートル以上であることとする。 2 第8条第2号イ及び第5号から第 <u>10</u> 号までの規定は、下宿営業の施設について準用する。 (衛生措置基準の特例) 第11条 区長は、旅館・ホテル営業又は
---	---

簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、規則で、第5条第2号及び第5号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。

(構造設備基準の適用除外)

第12条 省令第5条第1項の施設について、その構造設備が第8条及び第9条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。

- (1) 旅館・ホテル営業 第8条第3号、第5号ウ及び第7号の基準
- (2) 簡易宿所営業 第9条第1項第5号並びに同条第2項において準用する第8条第3号、第5号ウ及び第7号の基準

2 前項に定める場合のほか、その構造設備が第8条第7号(第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。

簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、規則で、第5条第2号及び第5号に規定する基準に関し必要な特例を定めることができる。

(構造設備基準の適用除外)

第12条 省令第5条第1項の施設について、その構造設備が第8条及び第9条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる営業について、それぞれ当該各号に掲げる基準を適用しないことができる。

- (1) 旅館・ホテル営業 第8条第3号、第5号ウ及び第7号の基準
- (2) 簡易宿所営業 第9条第1項第5号並びに同条第2項において準用する第8条第3号、第5号ウ及び第7号の基準

2 前項に定める場合のほか、その構造設備が第8条第7号(第9条第2項及び第10条第2項において準用する場合を含む。)の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準を適用しないことができる。

(措置命令)

第13条 区長は、第7条の規定に違反する者に対して、その是正に必要な措置を命ずることができる。

(公表)

第14条 区長は、前条の規定による命令に違反した施設の名称、施設所在地、違反内容その他規則で定める事項を公表することができる。

(委任) 第 <u>13</u> 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現に法第 3 条第 1 項の規定により旅館業の経営の許可を受けている営業施設(平成 15 年 4 月 1 日前に旅館業の経営の許可を受け、同日以後に増築、改築又は大規模な修繕をしていないものに限る。)については、第 8 条第 5 号エ (ア) 及び (エ) (第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。 (令 3 条例 25・一部改正) 3 この条例の施行の際、旅館業法施行条例 (昭和 32 年東京都条例第 63 号) 第 2 条第 1 項第 3 号の規定により指定されている施設については、第 2 条第 1 項第 3 号の規定により区長が指定したものとみなす。 付 則 (中間省略)	(委任) 第 <u>15</u> 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現に法第 3 条第 1 項の規定により旅館業の経営の許可を受けている営業施設(平成 15 年 4 月 1 日前に旅館業の経営の許可を受け、同日以後に増築、改築又は大規模な修繕をしていないものに限る。)については、第 8 条第 5 号エ (ア) 及び (エ) (第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。 (令 3 条例 25・一部改正) 3 この条例の施行の際、旅館業法施行条例 (昭和 32 年東京都条例第 63 号) 第 2 条第 1 項第 3 号の規定により指定されている施設については、第 2 条第 1 項第 3 号の規定により区長が指定したものとみなす。 付 則 (中間省略) <u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例の施行の際、現に旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 3 条第</u>
--	---

	<u>1 項の規定により旅館業の経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、改正後の第 7 条第 3 号、第 8 条第 1 号、第 2 号ウ、第 9 号及び第 10 号の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の建替え（現に存する法第 3 条第 1 項の許可の申請に係る施設を除却するとともに、当該施設の敷地（これに隣接する土地を含む。）に、同許可の申請に係る施設を新たに建築することをいう。）をする場合は、この限りでない。</u>
--	--

一般庶務報告 No. 2		
健	康	部
令和 7 年 9 月 1 2 日		

不作為の違法確認請求事件について

保健予防課

次のとおり、不作為の違法確認請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

原告は、被告に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具として、電動ティルト機構を含む電動車椅子の支給の申請をしたところ、被告は、電動ティルト機構を含まない電動車椅子の支給決定を行った。当該支給決定には、電動ティルト機構に関する記載はなく、却下理由も付記されていなかったため、被告は電動ティルト機構について何ら応答しておらず、当該不作為は違法である。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 不作為の違法確認請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 原告がした令和 7 年 1 月 29 日付け補装具支給申請（電動ティルト機構に係る部分）に対し、不作為庁が何らの処分をしないことは違法であることを確認する。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

3 事件の経過

- (1) 令和7年7月12日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月18日）
- (2) 口頭弁論期日は、現時点で指定されていない。

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

専決処分（損害賠償額の決定）の報告について

青戸保健センター

1 専決処分事項

損害賠償額の決定

2 契約件名

葛飾区産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型）業務委託（単価契約）

3 損害賠償の相手方、遅延日数及び損害賠償額

相手方	内訳	遅延日数	損害賠償額
東京都葛飾区東金町二丁目24番12号 一般社団法人そらまめハウス そらまめ助産院 代表理事 保坂 彩未	産後ケア（4月分） 産後ケア（5月分）	33 日 18 日	200 円 700 円

4 事案の概要

令和7年度の葛飾区産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型）業務委託（単価契約）において、契約代金の支払いが期限内に完了しなかったことにより、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく遅延利息が発生したため、その遅延利息の額を損害賠償として支払うもの

5 専決処分年月日

令和7年7月17日

一般庶務報告 No. 1
子育て支援部
令和7年9月12日

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

子育て政策課
子育て施設支援課
保 育 課

1 概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「事業」という。）は、令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、児童福祉法においては「乳児等通園支援事業（令和7年4月1日施行）」として、子ども・子育て支援法においては「乳児等のための支援給付（令和8年4月1日施行）」として、それぞれ規定された。

令和8年4月1日から、法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施することとされており、その内容について報告するもの

2 事業目的

全てのこどもの育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的としている。利用者は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育給付を利用することができる。

3 事業概要（国制度）

現時点で公表されている国の制度概要は以下のとおりである。

（1）利用対象者

0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもで、区市町村による利用認定を受けた者

（2）対象施設

保育所、幼稚園、認定こども園、その他乳児等通園支援を適切に行うことができる施設で、区市町村による認可を受けた事業所

(3) 実施方法

以下の方法による実施とされている。

ア 一般型

在園児と一緒に過ごすことを基本とする在園児合同実施や、在園児とは別に、本事業を利用するこども同士で過ごすことを基本とする専用室独立実施や独立施設実施

イ 余裕活用型

保育所等の空き定員の枠を活用して実施

(4) 利用方法

以下の利用方法を基本とし、併用することも可能とされている。

ア 定期利用

利用する事業所を限定したり、利用日時を固定したりするなど、特定の事業所を定期的に利用する形態

イ 柔軟利用

利用する事業所や日時を固定せずに利用する形態

(5) 利用可能時間

令和8年度の利用可能時間は、現時点で未定。令和7年度の国制度においては、利用可能時間は10時間とされている。

(6) 保護者負担額

令和8年度の利用可能時間は、現時点で未定。令和7年度の国制度においては、1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を徴収することができる。とされている。

4 区の検討状況

既に国から示されている事業の設備及び運営に関する基準に則り、条例の規定整備を進めていく（（仮称）葛飾区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例）。一方で、利用可能時間、公定価格などに関する基準は未だ示されていないため、引き続き国や都の動向を確認しながら、区事業としての制度構築を進めていく。

5 事業の設備及び運営に関する基準

区は、事業実施にあたり、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

条例で定める基準は、国の基準である「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」の定めるところによるもののほか、この条例に特別の定めを設けることを予定している。主な基準は以下のとおりである。

（1）国の定める基準

ア 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設け、満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

イ 一般型乳児等通園支援事業所の乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、1.98平方メートル以上であること。

ウ 一般型乳児等通園支援事業所の乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

エ 余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員は、施設又は事業所の区分に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の定めるところによる。

（2）条例に特別の定めを設ける基準

乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

6 今後のスケジュール（案）

令和7年12月 第4回定例会

- （1）（仮称）葛飾区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

(2) その他関連する条例の制定及び改正の庶務報告

令和8年2月 第1回定例会

その他関連する条例の制定及び改正

令和8年2月 事業所認可・利用者認定

令和8年4月 事業開始

子育て家庭家事サポーター派遣事業の拡充について

子育て応援課

1 概要

現在区では、子育て等に伴う身体的・精神的負担や外出の困難さの軽減を図るため、多胎妊婦及び3歳未満の子育て家庭に対して、国及び都の補助制度を活用し、「子育て家庭家事サポーター派遣事業」を実施している。

今般、都の補助内容の拡充に伴い、助成対象者及び利用上限時間の拡充を行うため、補正予算案に計上するもの

2 拡充内容

(1) 助成対象者

現行の「多胎妊婦及び3歳未満の子どもを養育する家庭」から「妊婦（単胎・多胎いずれも対象）及び3歳未満の子どもを養育する家庭」に拡充する。

(2) 利用上限時間

現行の「20～240 時間（子どもの年齢や人数により異なる）」から「妊婦又は3歳未満の子ども1人当たり96時間」に拡充する。ただし、多胎妊婦及び多胎児を養育する家庭については、「現行の利用上限時間」と「妊婦又は3歳未満の子どもの人数×96時間」を比較し、多い時間数を利用上限時間とする。

3 拡充に伴う影響見込利用世帯数等

		拡充前見込 (A)	拡充後見込 (B)	影響見込 (B－A)
多胎児家庭 以外（単胎 妊婦含む）	利用世帯数	635 世帯	741 世帯	106 世帯
	利用時間数	10,900 時間	22,010 時間	11,110 時間
	助成額	31,338 千円	64,539 千円	33,201 千円
多胎児家庭 （多胎妊婦 含む）	利用世帯数	49 世帯	49 世帯	0 世帯
	利用時間数	1,800 時間	1,800 時間	0 時間
	助成額	5,175 千円	5,175 千円	0 円
計	利用世帯数	684 世帯	790 世帯	106 世帯
	利用時間数	12,700 時間	23,810 時間	11,110 時間
	助成額	36,513 千円	69,714 千円	33,201 千円

4 予算措置（令和7年度第二次補正予算案に計上）

- （1）歳入 29,997 千円
- （2）歳出 33,201 千円

5 適用年月日

令和7年4月1日に遡及して適用する（「令和7年4月1日時点で現行の助成対象者である多胎妊婦及び3歳未満の子どもを養育する家庭」で、かつ、「養育する子どもが令和7年度中に3歳になる家庭」について、令和7年4月1日に遡及して拡充後の利用上限時間を適用し、令和7年度に限り、利用期限を3歳に達した日以後の最初の3月31日までとする。）。

6 周知方法

広報かつしか、区公式ホームページ、各種SNS及び事業案内チラシにより周知する。

また、既に派遣決定通知書の交付を受けている家庭に対しても、個別に周知する。

私立幼稚園等における弁当食材料費補助について

子育て施設支援課

1 概要

私立幼稚園等に通う弁当を持参する家庭に対して弁当食材料費の補助を行うことで、更なる子育て世帯の負担軽減策を実施するもの

2 内容

(1) 補助対象

弁当を持参して私立幼稚園、私立認定こども園へ通う区内在住児童の保護者

(2) 補助対象者数見込み

1,332 人

(3) 補助金額

一日当たり 400 円（月額上限 8,000 円）

（給食を提供している施設に対する補助金額と同額）

3 実施方法

(1) 補助対象者が、在籍する施設を経由して、区へ申請書を提出する。

(2) 区が、申請者に対して、補助金を支給する。

(3) 補助金の申請・支給時期は、上半期（4 月～9 月）分を 10 月頃、下半期（10 月～3 月）分を 4 月頃、年 2 回とする。ただし、令和 7 年度は 9 月から実施のため、9 月～3 月分を 4 月頃、年 1 回とする。

4 予算措置（令和 7 年度第二次補正予算案に計上）

歳出 15,544 千円

5 適用年月日

令和 7 年 9 月 1 日（公立幼稚園と同時に開始予定）

6 周知方法

10 月に、対象となる保護者に、在籍する施設を経由してお知らせするとともに、区公式ホームページにより周知する。

令和7年度私立幼稚園等在籍状況について

子育て施設支援課

(令和7年5月1日現在)

No.	園 名	定員 (人)					在籍児童数 (人)					入所 可能	定員 充足率
		合計	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
1	あすなろ	200	10	60	65	65	199	2	62	64	71	1	99.5%
2	あやめ	315	—	105	105	105	109	—	31	45	33	206	34.6%
3	葛飾こどもの園	90	17	19	27	27	66	0	17	26	23	24	73.3%
4	葛飾白百合	120	—	40	40	40	72	—	18	22	32	48	60.0%
5	葛飾やまびこ	240	—	30	105	105	73	—	18	17	38	167	30.4%
6	葛飾若草	175	15	40	60	60	161	2	41	57	61	14	92.0%
7	上平井	440	64	136	136	104	242	4	69	81	88	198	55.0%
8	共栄	160	—	32	64	64	96	—	32	29	35	64	60.0%
9	熊野	320	20	100	100	100	199	5	64	56	74	121	62.2%
10	千鶴	335	20	110	95	110	100	0	24	31	45	235	29.9%
11	東光	60	6	14	17	23	29	1	7	7	14	31	48.3%
12	東江	120	15	35	35	35	107	2	33	37	35	13	89.2%
13	浜島	60	—	20	20	20	51	—	17	20	14	9	85.0%
14	遍照院	175	—	35	70	70	40	—	12	11	17	135	22.9%
15	水元八千代	135	—	45	45	45	111	—	42	32	37	24	82.2%
16	明昭第二	180	15	47	53	65	156	2	45	48	61	24	86.7%
17	やくし	270	30	80	80	80	122	1	35	35	51	148	45.2%
18	ルンビニー	120	5	30	30	55	98	1	32	29	36	22	81.7%
19	和光	90	10	23	31	26	54	0	15	21	18	36	60.0%
20	延命	175	—	58	58	59	69	—	15	17	37	106	39.4%
21	認定こども園葛飾二葉	270	—	90	90	90	230	—	71	79	80	40	85.2%
22	認定こども園葛飾みどり	60	—	20	20	20	40	—	13	9	18	20	66.7%
23	認定こども園金町	60	—	15	18	27	28	—	7	9	12	32	46.7%
24	認定こども園新小岩ちぐさ	60	—	20	20	20	61	—	15	21	25	0	101.7%
25	認定こども園まどか	270	30	80	80	80	145	0	37	42	66	125	53.7%
26	認定こども園すなはら	15	—	5	5	5	8	—	3	4	1	7	53.3%
27	認定こども園めいしょう	90	—	28	30	32	82	—	22	30	30	8	91.1%
28	認定こども園そあ	15	—	5	5	5	6	—	4	0	2	9	40.0%
29	認定こども園青戸福祉	9	—	3	3	3	8	—	3	2	3	1	88.9%
30	認定こども園青鳩	220	10	50	80	80	195	0	51	77	67	25	88.6%
合 計		4,849	267	1,375	1,587	1,620	2,957	20	855	958	1,124	1,893	61.0%
充 足 率							61.0%	7.5%	62.2%	60.4%	69.4%		

※ 認定こども園における定員及び在籍児童数は、教育標準時間認定（1号認定）児童のみ記載。

※ 在籍児童数には、区外在住者を含む。

私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について

子育て施設支援課

1 趣旨

和光幼稚園が、当該幼稚園に保育所機能を付加し、令和8年4月から幼稚園型認定こども園に移行する予定について報告するもの

2 施設概要

- (1) 名 称 (仮称) 幼稚園型認定こども園 和光幼稚園
- (2) 所 在 地 奥戸五丁目5番16号
- (3) 設 置 者 学校法人みどりかげ学園
- (4) 施設規模 鉄筋コンクリート造3階建て 耐火構造
延床面積 956.40 m²
※施設整備を伴わない移行
- (5) 類 型 幼稚園型認定こども園
- (6) 開所時間 教育時間：9時～15時
保育時間：7時45分～18時45分

(7) 定 員

ア 現行定員

教育定員				合計
満3歳	3歳	4歳	5歳	
10人	23人	31人	26人	90人

イ 移行後の定員

教育定員				保育定員			合計
満3歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	
12人	21人	21人	21人	5人	5人	5人	90人

(8) 付加予定事業

11時間保育、緊急一時保育、障害児保育

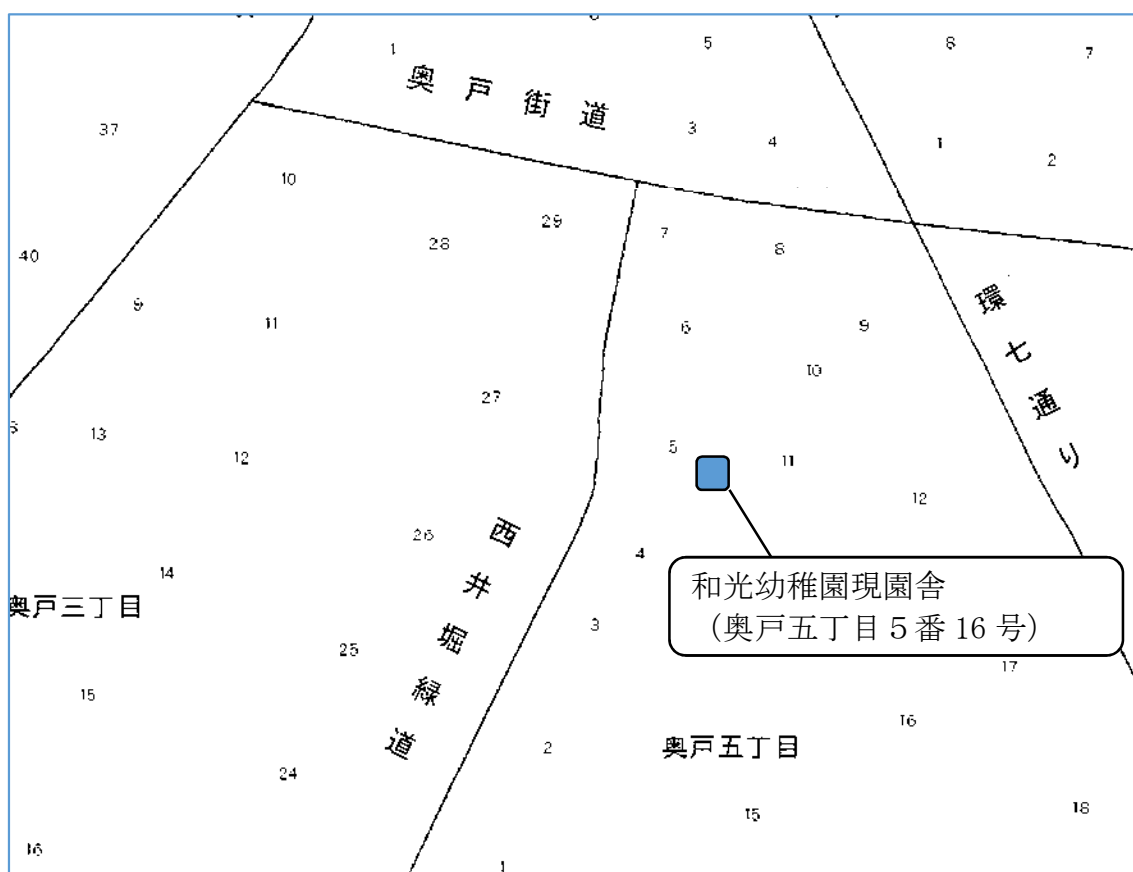
3 予算措置

施設整備を伴わないため、移行に係る予算措置は無い予定。

4 スケジュール（予定）

令和7年10月	利用定員設定について葛飾区子ども・子育て会議において意見聴取
令和8年3月	区による認定
令和8年4月	移行

（参考）施設所在地



保育所の運営費助成額算定相違に係る返還金等について

子育て施設支援課

1 返還状況（令和7年8月21日時点）

（1）返還期限等

返還状況		施設数
ア 返還済		59
イ 分割返還中		13
内訳	4年間（令和8年度まで）	(5)
	5年間（令和9年度まで）	(6)
	6年間（令和10年度まで）	(1)
	7年間（令和11年度まで）	(1)
合計		72

（2）既返還額 445,260,216円

算定相違		返還			
金額（単位：円）	施設数	返還済 施設数	返還額 （単位：円）	分割 返還中 施設数	返還額 （単位：円）
40,000,001 ～	1	0	0	1	31,910,760
30,000,001 ～ 40,000,000	1	0	0	1	29,720,340
20,000,001 ～ 30,000,000	3	3	76,534,360	0	0
10,000,001 ～ 20,000,000	11	9	118,701,380	2	19,100,520
1,000,001 ～ 10,000,000	42	34	133,987,360	8	29,615,908
～ 1,000,000	14	13	5,188,180	1	501,408
合計	72	59	334,411,280	13	110,848,936

2 返還予定額（令和7年8月21日時点）

返還予定時期		金額（単位：円）	返還率
返還済	令和4年度	353,510,280	87.0%
	令和5年度	18,612,136	
	令和6年度	46,083,372	
	令和7年度	27,054,428	
令和7年度		12,226,856	89.4%
令和8年度		40,172,904	97.2%
令和9年度		10,775,204	99.3%
令和10年度		2,208,000	99.8%
令和11年度		1,176,000	100.0%
合計		511,819,180	

一般庶務報告N o . 7
子 育 て 支 援 部
令 和 7 年 9 月 1 2 日

令和8年度保育施設利用案内について

保育課

令和8年度保育施設利用案内については、以下のとおりである。

1 配布日

令和7年10月21日（火）（予定）

2 配布場所

区役所4階401番子育て支援窓口、認可保育施設、児童館、子ども未来プラザ、
子ども総合センター、金町子どもセンター、区民事務所、東生活課

3 令和8年4月入所に係る募集

（1）募集時期

1次募集 令和7年11月17日（月）～令和7年12月10日（水）（予定）

オンライン申請 令和7年11月17日（月）～令和7年12月3日（水）

窓 口 申 請 令和7年11月21日（金）～令和7年12月10日（水）

2次募集 令和8年1月26日（月）～令和8年1月30日（金）（予定）

3次募集 令和8年2月20日（金）～令和8年2月27日（金）（予定）

(2) 定員（受入れ予定児童数）

		令和7年度						令和8年度						差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	合計	
認可保育所	公立	277	583	681	737	1,474	3,752	277	583	681	721	1,442	3,704	-48
	私立	682	1,158	1,272	1,352	2,735	7,199	678	1,157	1,272	1,352	2,735	7,194	-5
	計	959	1,741	1,953	2,089	4,209	10,951	955	1,740	1,953	2,073	4,177	10,898	-53
認定こども園		44	98	119	145	293	699	44	98	119	150	300	711	12
小規模保育事業所		43	111	112			266	40	106	109			255	-11
家庭的保育事業所		56					56	49					49	-7
合計														-59

※施設別の定員は別紙のとおり

(3) 公立保育園の定員設定の考え方

保育施設の入所率の推移、年度途中の入所増数、地域型保育事業所の連携数等を考慮して、令和8年度の定員を設定

施設別定員（受入れ予定児童数）

1 認可保育所

(1) 公 立

NO	施設名	令和 7 年度						令和 8 年度						差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	
1	小松		15	17	19	38	89		15	17	19	38	89	0
2	白鷺		15	18	18	36	87		15	18	18	36	87	0
3	双葉	9	15	16	16	32	88	9	15	16	16	32	88	0
4	青戸	15	17	30	30	60	152	15	17	30	30	60	152	0
5	上平井	12	20	24	30	60	146	12	20	24	30	60	146	0
6	四つ木	9	12	16	19	38	94	9	12	16	18	36	91	-3
7	小合	6	15	20	20	40	101	6	15	20	20	40	101	0
8	木根川		15	15	15	30	75		15	15	15	30	75	0
9	半田	3	20	20	20	40	103	3	20	20	20	40	103	0
10	東新小岩		18	18	19	38	93		18	18	18	36	90	-3
11	南堀切		18	22	22	44	106		18	22	22	44	106	0
12	小菅		18	21	21	42	102		18	21	21	42	102	0
13	宝	15	17	21	22	44	119	15	17	21	21	42	116	-3
14	住吉	9	14	17	17	34	91	9	14	17	17	34	91	0
15	梅田	12	20	20	22	44	118	12	20	20	21	42	115	-3
16	白鳥	9	16	18	22	44	109	9	16	18	22	44	109	0
17	渋江	12	15	18	20	40	105	12	15	18	20	40	105	0
18	細田	6	10	15	15	30	76	6	10	15	15	30	76	0
19	二上	9	20	20	22	44	115	9	20	20	22	44	115	0
20	南奥戸	6	15	15	15	30	81	6	15	15	15	30	81	0
21	南新宿	6	15	17	19	38	95	6	15	17	19	38	95	0
22	新水元	9	20	21	22	44	116	9	20	21	21	42	113	-3
23	南鎌倉	9	18	20	20	40	107	9	18	20	20	40	107	0
24	幸田	9	15	17	20	40	101	9	15	17	19	38	98	-3
25	堀切	12	15	18	23	46	114	12	15	18	19	38	102	-12
26	道上	9	17	17	22	44	109	9	17	17	19	38	100	-9
27	小菅東	12	15	18	20	40	105	12	15	18	18	36	99	-6
28	会野	9	15	16	17	34	91	9	15	16	16	32	88	-3
29	西新小岩	6	13	13	13	26	71	6	13	13	13	26	71	0
30	東堀切	12	15	18	22	44	111	12	15	18	22	44	111	0
31	花の木	6	15	18	22	44	105	6	15	18	22	44	105	0
32	中青戸	12	15	30	30	60	147	12	15	30	30	60	147	0
33	東半田	3	15	15	15	30	78	3	15	15	15	30	78	0
34	たつみ	9	15	18	20	40	102	9	15	18	20	40	102	0
35	南白鳥	12	15	16	19	38	100	12	15	16	19	38	100	0
36	小谷野しょうぶ	7	10	11	12	24	64	7	10	11	12	24	64	0
37	新高砂	3	15	17	17	34	86	3	15	17	17	34	86	0
合 計		277	583	681	737	1,474	3,752	277	583	681	721	1,442	3,704	-48

(2) 私 立

No	施設名	令和7年度						令和8年度						差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	
1	亀有	9	16	16	16	32	89	9	16	16	16	32	89	0
2	葛飾学園	9	20	30	38	76	173	9	20	30	38	76	173	0
3	金町	30	35	35	35	70	205	30	35	35	35	70	205	0
4	たかさご	15	17	17	17	34	100	15	17	17	17	34	100	0
5	奥戸	9	15	18	19	39	100	9	15	18	19	39	100	0
6	新宿	9	15	18	20	40	102	9	15	18	20	40	102	0
7	山王		10	12	13	30	65		10	12	13	30	65	0
8	さくら学園	3	12	14	17	34	80	3	12	14	17	34	80	0
9	黎明	9	16	20	20	40	105	9	16	20	20	40	105	0
10	ひまわり	30	47	60	60	120	317	30	47	60	60	120	317	0
11	鎌倉	9	15	15	15	30	84	9	15	15	15	30	84	0
12	柴又学園	6	18	18	18	36	96	6	18	18	18	36	96	0
13	さゆり	9	20	20	20	40	109	9	20	20	20	40	109	0
14	ひかり学園	9	20	24	29	58	140	9	20	24	29	58	140	0
15	北野	15	17	18	20	40	110	15	17	18	20	40	110	0
16	かみこまつ	9	12	12	12	25	70	9	12	12	12	25	70	0
17	きぼう	9	15	18	19	38	99	9	15	18	19	38	99	0
18	こひつじ	9	12	12	12	24	69	9	12	12	12	24	69	0
19	日の出	7	15	15	15	27	79	7	16	15	15	27	80	1
20	東中川	11	15	15	15	30	86	11	15	15	15	30	86	0
21	亀青	6	6	6	6	12	36	6	6	6	6	12	36	0
22	さかえ	7	7	9	9	21	53	7	7	9	9	21	53	0
23	うらら	9	12	12	12	24	69	9	12	12	12	24	69	0
24	こぼとの森	9	15	15	15	30	84	9	15	15	15	30	84	0
25	徳育			16	16	32	64			16	16	32	64	0
	徳育分園	9	16				25	9	16				25	0
26	東立石こひつじ	6	8	9	9	18	50	6	8	9	9	18	50	0
27	青戸もも	6	11	11	11	21	60	6	11	11	11	21	60	0
28	亀有りりおっこ	12	15	15	15	30	87	12	15	15	15	30	87	0
29	金町ひまわり	9	18	18	18	36	99	9	18	18	18	36	99	0
30	かつしか風の子	9	15	18	20	40	102	9	15	18	20	40	102	0
31	かつしか堀切	6	17	17			40	6	17	17			40	0
	かつしか堀切分園				17	34	51				17	34	51	0
32	四つ木なかよし	9	12	12	13	26	72	9	12	12	13	26	72	0
33	白鳥ふたば	6	6	6	6	12	36	6	6	6	6	12	36	0
34	太陽の子青戸中央	12	12	12	12	24	72	12	12	12	12	24	72	0
35	東かなまち	12	20	24	24	50	130	12	20	24	24	50	130	0
36	水元	9	20	20	20	40	109	9	20	20	20	40	109	0
37	あおぞら水元	9	15	18	18	38	98	9	15	18	18	38	98	0
38	金町どんぐり	6	10	12	12	24	64	6	10	12	12	24	64	0
39	キャンディパーク2号				22	68	90				22	68	90	0
	キャンディパーク2号分園	8	15	15			38	8	15	15			38	0
40	かなまち虹	6	8	11	11	24	60	6	8	11	11	24	60	0
41	まなびの森京成金町プチ・クレイシュ	6	6	7	7	14	40	6	6	7	7	14	40	0
42	まなびの森亀有	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	22	60	0

No	施設名	令和7年度						令和8年度						差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	
43	ういず堀切菖蒲園駅前	6	8	10	12	24	60	6	8	10	12	24	60	0
44	ベネッセ四ツ木	6	10	12	12	24	64	6	10	12	12	24	64	0
45	グローバルキッズ奥戸	6	14	16	18	36	90	6	14	16	18	36	90	0
46	ゆめの樹しんこいわ	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	22	60	0
47	にじいろ西亀有	6	9	9	11	23	58	6	9	9	11	23	58	0
48	たけのこ第2	3	3	3	3	8	20	3	3	3	3	8	20	0
49	ほっぺるランド西新小岩	6	16	17	17	34	90	6	15	17	17	34	89	-1
50	ほっぺるランド東立石	6	16	17	17	34	90	6	15	17	17	34	89	-1
51	こはるび	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	22	60	0
52	グローバルキッズ東新小岩	6	7	11	11	22	57	6	7	11	11	22	57	0
53	そらまめお花茶屋駅前	9	10	10	10	20	59	9	10	10	10	20	59	0
54	本田こひつじ	9	22	25	25	50	131	9	22	25	25	50	131	0
55	立石いろは	6	18	18	18	36	96	6	18	18	18	36	96	0
56	にじいろ南水元	6	10	11	11	25	63	6	10	11	11	25	63	0
57	トレジャーキッズにいじゅく	6	10	15	15	32	78	6	10	15	15	32	78	0
58	金町駅前さくらんぼ	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	22	60	0
59	まなびの森新柴又	6	6	7	7	14	40	6	6	7	7	14	40	0
60	AIAI NURSERY高砂	4	6	10	10	20	50	4	6	10	10	20	50	0
61	おくどスマイル	6	18	18	20	40	102	6	18	18	20	40	102	0
62	亀が岡りおっこ	9	15	20	25	50	119	9	15	20	25	50	119	0
63	ほっぺるランド東新小岩	9	12	12	12	24	69	9	12	12	12	24	69	0
64	ミアヘルサびき金町	6	12	12	14	28	72	6	12	12	14	28	72	0
65	木下の保育園青砥	9	12	12	15	30	78	9	12	12	15	30	78	0
66	キッズスマイル葛飾東水元	6	10	12	14	28	70	6	10	12	14	28	70	0
67	南水元いろは	6	14	15	15	30	80	6	14	15	15	30	80	0
68	まなびの森金町	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	22	60	0
69	キッズハーモニー・かなまち	3	5	6	6	12	32	3	5	6	6	12	32	0
70	HOPPA京成小岩駅	2	11	11	11	22	57	0	11	11	11	22	55	-2
71	ぼけっとランド亀有	6	12	12	12	24	66	6	12	12	12	24	66	0
72	ミアヘルサびき亀有	6	9	9	12	24	60	6	9	9	12	24	60	0
73	このえ西亀有	6	10	12	15	30	73	6	10	12	15	30	73	0
74	HOPPA堀切菖蒲園	2	11	11	11	22	57	0	11	11	11	22	55	-2
75	木下の保育園青砥第2	6	10	10	14	28	68	6	10	10	14	28	68	0
76	ひのか	15	20	24	24	48	131	15	20	24	24	48	131	0
77	東立石	15	30	30	30	60	165	15	30	30	30	60	165	0
78	アスクかなまち	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	22	60	0
79	キッズスマイル葛飾東金町	6	10	12	12	10	50	6	10	12	12	10	50	0
80	ミアヘルサびき水元	6	9	9	12	24	60	6	9	9	12	24	60	0
81	葛飾高砂たいよう	8	10	10	10	22	60	8	10	10	10	22	60	0
82	無二	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	22	60	0
83	ミアヘルサびき奥戸	6	9	9	12	24	60	6	9	9	12	24	60	0
84	ニチイキッズ葛飾にいじゅく	6	8	8	8	16	46	6	8	8	8	16	46	0
85	ミアヘルサびき新小岩	6	9	9	12	24	60	6	9	9	12	24	60	0
86	西亀有三丁目	6	24	24	26	52	132	6	24	24	26	52	132	0
87	新小岩さくら インターナショナル 第2	6	7	7			20	6	7	7			20	0
	新小岩さくら インターナショナル 第2分園				13	26	39				13	26	39	0
合 計		682	1,158	1,272	1,352	2,735	7,199	678	1,157	1,272	1,352	2,735	7,194	-5

2 認定こども園

No	施 設 名	令和 7 年度						令和 8 年度						差
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	
1	葛飾みどり	6	12	12	15	30	75	6	12	12	15	30	75	0
2	葛飾二葉幼稚園	9	24	30	30	60	153	9	24	30	30	60	153	0
3	まどか幼稚園	3	6	12	12	24	57	3	6	12	12	24	57	0
4	金町幼稚園		6	15	15	30	66		6	15	15	30	66	0
5	新小岩ちぐさ幼稚園				10	20	30				10	20	30	0
6	すなはら	6	15	15	15	31	82	6	15	15	15	30	81	-1
7	めいしょう幼稚園	5	5	5	5	10	30	5	5	5	5	10	30	0
8	そあ	6	15	15	15	32	83	6	15	15	15	30	81	-2
9	青戸福祉	9	15	15	16	32	87	9	15	15	16	32	87	0
10	青鳩幼稚園				12	24	36				12	24	36	0
11	(仮称)和光幼稚園										5	10	15	15
合 計		44	98	119	145	293	699	44	98	119	150	300	711	12

※和光幼稚園が令和8年度より、認定こども園「(仮称)幼稚園型認定こども園 和光幼稚園」へ移行予定

3 小規模保育事業所

No.	施 設 名	令和 7 年度				令和 8 年度				差
		0歳	1歳	2歳	合計	0歳	1歳	2歳	合計	
1	トゥインクル保育園	3	8	8	19	3	8	8	19	0
2	キャンディパーク保育園 3号	2	9	8	19	2	9	8	19	0
3	森のなかま保育園亀有ルーム	3	6	6	15	3	6	6	15	0
4	新小岩保育室「結」		6	6	12		6	6	12	0
5	青戸ひだまり保育園	2	7	7	16	2	7	7	16	0
6	新小岩さくらインターナショナル保育園 第1	6	6	6	18	6	6	6	18	0
7	アルタベビー亀有園	3	8	8	19	3	8	8	19	0
8	ひなた青戸保育園	3	8	8	19	3	8	8	19	0
9	エンジェルキッズ亀有園	3	8	8	19	3	8	8	19	0
10	ぶれあ保育園新小岩	3	8	8	19	3	8	8	19	0
11	青鳩ともだち保育園	3	8	8	19	3	8	8	19	0
12	ミル・クラン キッズ	3	6	8	17	0	6	8	14	-3
13	Petit WAKAKUSA Crèche (プティワカクサクレッシュュ)	3	7	7	17	3	7	7	17	0
14	新小岩ちぐさ保育園	3	8	8	19	3	8	8	19	0
15	アルタベビー金町園	3	8	8	19	3	3	5	11	-8
合 計		43	111	112	266	40	106	109	255	-11

4 家庭的保育事業所

No.	施 設 名	令和 7 年度		令和 8 年度		差
		0～2歳	合計	0～2歳	合計	
1	いりくら保育室	5	5	5	5	0
2	田中保育室	5	5	5	5	0
3	戸島保育室 おひさま	5	5	5	5	0
4	中里保育ルーム ままちゃんち	5	5	5	5	0
5	中山保育ルーム みらい	4	4	4	4	0
6	のぶさわ保育ルームN I J I	4	4	4	4	0
7	浜口保育ルーム	5	5	3	3	-2
8	いのうえ保育ルーム シャイン	3	3	3	3	0
9	石井保育ルーム S m i l e	5	5			-5
10	つちしお保育ルーム リトル・ミー	5	5	5	5	0
11	家庭保育室 唐澤	5	5	5	5	0
12	大竹保育室「こころ」	5	5	5	5	0
合 計		56	56	49	49	-7